

れいわ ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎ かい 令和2年度第3回横浜市障害者施策推進協議会

にちじ れいわ ねん がつ にち きんようび
日時 令和3年3月26日（金曜日）

ごご じ ごご じ
午後2時～午後4時

ばしよ よこはましちようしゃ かい
場所 横浜市庁舎18階 みなと1・2・3

し 《次 第》

1 かいかい 開会

2 こどもせいしょうねんきょくちよう 青少年局長あいさつ

3 ぎだい 議題

(1) だい きよこはまししょうがいしゃ さくてい 第4期横浜市障害者プランの策定について

4 ほうこくじこう 報告事項

(1) れいわ ねんどよさん 令和3年度予算について

(2) よこはましいぞんしょうたいさくちいきしえんけいかく かしやう さくてい 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の策定について

(3) よこはましふくしじゆざんじよみんえいか ともな うんえいほうじんこう ぼけっか 横浜市福祉授産所民営化に伴う運営法人公募結果について

(4) れいわ ねんどせんもんいんかい かつどうほうこく 令和2年度専門委員会の活動報告について

(5) よこはまししていしょうがいふくし じぎやうどう じんいん せいび うんえいどう きじゆん 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、整備、運営等の基準 かん じやうれいどう いちぶかいせい に関する条例等の一部改正について

(6) しょうがいしゃしゆうろうけいはつしせつ かふえ すてーしょん あつと よこはま かんない 障害者就労啓発施設「café ツムギstation at Yokohama Kannai」 のオープンについて

5 その他

だい きよこはまししょうがいしゃ さくてい
第4期横浜市障害者プランの策定についてだい きよこはまししょうがいしゃ げんあん
1 第4期横浜市障害者プラン原案

- (1) だい かいよこはまししょうがいしゃしやくすいしんきょうぎかい ぎろん う しゅうせいじこう
第2回横浜市障害者施策推進協議会での議論を受けた修正事項
しりょう
資料1-2のとおり
- (2) しんちよくじょうきょう
進捗状況
れいわ ねんだい かいしかいていれいかい ぎけつ
令和3年第1回市会定例会で議決されました。

げんあん ついか ずひょうどう
2 原案に追加するコラム、図表等

- (1) だい しょう けいかく いちづ
第1章「2計画の位置付け」
- えすていーじーず ふ けいかく すいしん
・ SDGsを踏まえた計画の推進
- (2) だい しょう きほんもくひょう
第3章「基本目標」
- きほんもくひょう ぎろん
・ 「基本目標」をつくったときの議論
- (3) だい しょう さまざま せいかつ ぼめん ささ
第3章「様々な生活の場面を支えるもの」
- きぎょう れんけい すす ちいききょうせいしゃかい じつげん ほうかつれんけいきょうてい おす
・ 企業と連携しながら進める、地域共生社会の実現～包括連携協定を結ぶイ
オン株式会社×横浜市～
 - ようせい じんざいいくせい
・ ヘルパーの養成・人材育成
 - しょうがいしゃぎやくたいぼうし とりくみしょうかい
・ 障害者虐待防止の取組紹介
 - せいねんこうけんせいど りょうそくしん
・ 成年後見制度の利用促進
 - しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふ よこはましどくじ じょうほうほしょう
・ 障害者差別解消法を踏まえた横浜市独自の情報保障
 - じりつしえんきょうぎかい たいせい ず
・ 自立支援協議会 体制イメージ図
 - そうだんしえんきかん そうかんず
・ 相談支援機関の相関図
- (4) だい しょう せいかつ ぼめん す く
第3章「生活の場面 | 住む・暮らす」
- じゅうたく せいど
・ 住宅セーフティネット制度
 - せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ ちいきせいかつ めざ
・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ～「地域生活」が目指すもの～
 - しょうがいしゃじりつせいかつ りょうしゃ
・ 障害者自立生活アシスタント利用者インタビュー
 - よこはまししょうがいしゃこうけんてきしえんせいど
・ 横浜市障害者後見的支援制度
 - しょうがいじ しゃ いどう しえん しく
・ 障害児・者の移動を支援するさまざまな仕組み
 - いどうじょうほう やくわり
・ 「移動情報センター」の役割
 - よこはましふくし すいしんししん れいわ ねんど ねんど
・ 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

(5) 第3章「生活の場面2 安全・安心」

- ・ 救急医療体制図
- ・ 横浜市の防災・減災における自助・共助・公助の取組
- ・ 「新しい生活様式」による困りごと

(6) 第3章「生活の場面3 育む・学ぶ」

- ・ 障害児の療育関連事業
- ・ 横浜市におけるGIGAスクール構想

(7) 第3章「生活の場面4 働く・楽しむ」

- ・ 障害者就労の普及啓発のための拠点
- ・ 電動車椅子サッカー競技と出会って～永岡真理選手～
- ・ 「Jリーグ初の知的障がい者サッカーチーム」 横浜F・マリノス フトゥ

一口

- ・ 文化施設における取組

(8) 第4章

- ・ 障害のある人が地域で生きるということ ～障害者施策推進協議会委員寄稿～

3 今後の予定

令和3年3月	第3回障害者施策推進協議会にて策定
同月	本市ウェブサイト上で公表
令和3年4月	冊子の作成作業
令和3年5月頃	冊子の発行

れいわ ねん ど だい かいしやうがいはしやくすいしんきやうぎかい ぎろん ふ しゅうせいあん
令和2年度第2回障害者施策推進協議会での議論を踏まえた修正案

1 きほんもくひやう
基本目標

しょうがい ひと ひと だれ じんかく こせい そんちやう ちいききやうせいしやかい
障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重しあいながら、地域共生社会の

いちいん みずか いし じぶん い できごと まちよこハマを めざす。
一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるとまちよこハマを目指す。

2 せいかつ ばめん す く
2 生活の場面 1 住む・暮らす

ひ び く らしただけでなく、じんせい ふしめ さまざま できごと
日々の暮らしだけでなく、人生には節目となる様々な出来事があります。たとえば、

しょうがい ひと けっこん しゅっさん こそだ かんが しゅうい おりかい ほんにん せんたくし
障害のある人が結婚・出産・子育てなどを考えたときに、周囲の無理解が本人の選択肢

せば しゃかいぜんたい りかいそくしん たいせつ
を狭めないよう、社会全体の理解促進が大切です。

じんせい さまざま ばめん ほんにん じぶん よ おも せんたく かぞく しえんしや
人生の様々な場面で、本人が自分にとって良いと思う選択ができるよう、家族や支援者

しゅうい ひと こま なや う と よ そ ていねい そうだん の もと
など周囲の人たちが困りごとや悩みを受け止め、寄り添い、丁寧に相談に乗ることが求め

られます。また、ほんにん ちしき じやうほう え かんきやう じゅうやう やうそ
本人が知識や情報を得ることができる環境づくりなども重要な要素の

ひと
一つです。

だいじ ことごとく しゅうやく おお いいん ほうげん けっこん
○大事なことがぼやけないよう、項目を集約しました。多くの委員が発言していた「結婚・
しゅっさん こそだ のこ れんあい かぞく かいご さくじよ
出産・子育て」の3つを残し、「恋愛」「家族の介護」を削除しました。

しゅうがく しゅうろう たいせつ できごと いいん こべつ しえんせいど いけん
○就学・就労なども大切な出来事ですが、委員から「個別の支援制度がある」といった意見を
いただいたことに加え、せいかつ ばめん はぐく まな せいかつ ばめん はたら たの
「生活の場面3 育む・学ぶ」「生活の場面4 働く・楽しむ」でも取
り上げているため、だい かいよこはまし せさくすいしんきやうぎかいしりやう
第2回横浜市障害者施策推進協議会資料のとおりとしました。

さまざま できごと なか れいじ もんごん
○様々な出来事がある中での例示ということを知るようになるため、「たとえば」という文言を
くわ
加えました。

だんらくめ ないやう けっこん しゅっさん こそだ げんてい じんせい さまざま
○2段落目の内容は、「結婚・出産・子育て」だけに限定されるものではないため、「人生の様々
な場面」と付け加えることで範囲をひろげています。

3 新型コロナウイルス感染症について

第3期プラン期間中からの流れなので、「第2章 4 第3期障害者プランの振り返り」の最後に下記のとおり加筆します。

新型コロナウイルス感染症への対応状況

第3期プランの最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行やその感染拡大防止のため、集合形式で行うもの（会議、研修、イベント等）を中心に、多くの取組で中止、延期、人数や規模の縮小、オンライン等を含む実施方法の変更などの対応を必要とされました。また、障害福祉サービス事業所の活動にも多大な影響を与えています。その対応は第3期プランでは想定されていないものですが、衛生物品の提供や保健所との連携による集団検査の実施など、必要な取組を実施してきました。

新型コロナウイルス感染症が第4期プラン計画期間中にどのような影響を与えるか、未だはっきりしない部分があります。その影響の度合いをそれぞれの取組の中で確認・検証し、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

だい き よこ はま し しょう がい しゃ
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

はじめに

このたび、令和3年度から8年度までを計画期間とする「第4期横浜市障害者プラン」を策定しました。障害のある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し合い、自分らしくいきいきと地域で生活できるよう、中長期的なビジョンを持って、効果的に施策を展開していきます。

多くの尊い命が理不尽に奪われた「津久井やまゆり園」での事件をはじめ、各地でのグループホームの建設反対運動など、依然として、障害のある方の生命や生活が脅かされる出来事が起こっています。障害のある方への理解がまだまだ十分ではないことを思い知らされる、この現状を前に、私たちは改めて「障害者の権利に関する条約」の理念を見つめなおしました。このたびのプランには、条約が唱える、障害のある方の人権と尊厳を尊重することの大切さを、基本目標に掲げています。

プランの策定にあたっては、アンケート調査やインタビュー、意見交換会を通じて、障害のある方やご家族、支援者の皆様から、大変貴重なご意見を頂戴しました。熱心にご議論いただきました横浜市障害者施策推進協議会、障害者施策検討部会の委員の皆様をはじめ、当事者・関係団体の皆様、パブリックコメントなどを通じてご意見・ご提案をくださった多くの市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

たくさんの方々と議論を重ね、ご一緒に作り上げたこのプランを道しるべに、横浜市の障害者福祉施策に全力で取り組んでいきます。今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和3年4月 横浜市長 林 文子

目 次

だい しょう	けいかく がいよう	第1章 計画の概要	1
	1	けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨	1
	2	けいかく いちづ 計画の位置付け	1
	3	けいかく こうせい 計画の構成	5
	4	くに どうこう 国の動向	6
だい しょう	よこはまし しょうがいふくし げんじょう	第2章 横浜市における障害福祉の現状	8
	1	よこはまし しょうがいふくし 横浜市の障害福祉のあゆみ	8
	2	しょうらい 将来にわたるあんしん施策	10
	3	かくしょうがいてちょうとうとうけい すい 各障害手帳等統計の推移	11
	4	だい きしょうがいしゃ ふ かえ 第3期障害者プランの振り返り	20
だい しょう	だい きしょうがいしゃ きほんもくひょう とりくみ ほうこうせい	第3章 第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性	24
	1	きほんもくひょう 基本目標	24
	2	きほんもくひょう じつげん む ひつよう してん 基本目標の実現に向けて必要な視点	27
	3	せいかつ ばめん とりくみ 生活の場面ごとの取組		
		さまざま せいかつ ばめん ささ 様々な生活の場面を支えるもの	28
		せいかつ ばめん す く 生活の場面1 住む・暮らす	54
		せいかつ ばめん あんぜん あんしん 生活の場面2 安全・安心	83
		せいかつ ばめん はぐく まな 生活の場面3 育む・学ぶ	98
		せいかつ ばめん はたら たの 生活の場面4 働く・楽しむ	111
だい しょう	しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび	第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備	126
	1	ほんしょう いちづ 本章の位置付け	126
	2	くに どうこう 国の動向	126
	3	よこはまし とりくみ 横浜市の取組	127
	4	こんご ほうこうせい 今後の方向性	132
だい しょう	ぴーでぃーしーえー	第5章 P D C Aサイクルによる計画の見直し	139
しりょうへん		資料編	140
	1	だい きよこはまし けんしょうひょうか 第3期横浜市障害者プランの検証評価	141
	2	グループインタビュー・当事者ワーキンググループ	203
	3	当事者向けアンケート調査	206
	4	だい き せあん かか 第4期プラン素案に係るパブリックコメント	223
	5	すいしんたいせい 推進体制	225

1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に関わる中長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」という。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画(策定するよう法令で決められている計画)の性質を持つ計画です。

一つ目は、「障害者基本法」に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、「児童福祉法」に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第3期プランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末(2017年度末)には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して定めたもの)に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を

行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改訂版を策定しました。第4期プランについても、第3期プランと同じく、中長期的なビジョンを持って施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、第4期プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
名称	第3期横浜市障害者プラン					第4期横浜市障害者プラン							
構成	障害者計画					障害者計画							
	障害福祉計画		障害福祉計画			障害福祉計画		障害福祉計画		障害福祉計画		障害福祉計画	
			障害児福祉計画			障害児福祉計画		障害児福祉計画		障害児福祉計画		障害児福祉計画	

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画
 障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画
 障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

(2) 他の計画との関係性

横浜市では、個別の法律を根拠とする福祉保健等の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、「よこはま保健医療プラン」という横浜市独自の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点でとらえ、それぞれを関連付けて行うことが必要です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことにより、一層の効果が上がってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

名称	根拠法
横浜市地域福祉保健計画	社会福祉法
よこはま地域包括ケア計画 (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画)	老人福祉法 介護保険法
健康横浜 21	健康増進法
☆横浜市歯科口腔保健令和3年度から令和4年度の とり組み～第3期健康横浜21における横浜市歯科 口腔保健推進計画の策定に向けて～	横浜市歯科口腔保健の推進に 関する条例
横浜市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法
☆横浜市住生活基本計画	住生活基本法
☆横浜市教育振興基本計画	教育基本法
☆横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称) ※策定作業中	依存症対策総合支援事業実施 要綱(国要綱)
よこはま保健医療プラン	—

☆：第4期プランから新たに取上げた計画

コラム えすでいーじーず SDGs ふ を踏まえた計画の推進 けいかく すいしん

2015（平成27）年9月、国連サミットで採択された国際的な目標が、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））と呼ばれるものです。2030（令和12）年をゴールとして、持続可能な社会をつくるための17個の目標が設けられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



えすでいーじーず もくひょう
SDGsの目標のアイコンとロゴ

横浜市は、平成30年に策定した「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」で、SDGsを意識してあらゆる施策に取り組むこととしています。

また、SDGsの特徴のひとつである「誰一人として取り残さない」という理念は、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指す」という第4期プランの基本目標にも当てはまります。そのため、第4期プランについても、SDGsを意識して推進していきます。

えすでいーじーず みらい とし よこはま とりくみ じれい OSDGs未来都市・横浜の取組事例 ～ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト～

横浜市は、平成30年に国から「SDGs未来都市」に選ばれました。様々な取組から一つ、障害のある人たちが製作する横浜産の木のストロー『SDGsストロー・ヨコハマ』の取組を紹介します。

～ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト～

横浜市が保有する水源林の間伐材を原材料とし、市内の障害者地域作業所や市内企業の特例子会社等で障害のある人たちが木のストロー『SDGsストロー・ヨコハマ』を製作しています。

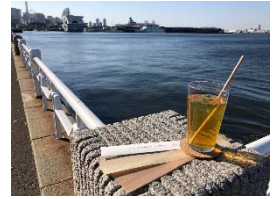
横浜市は、市内の飲食店・ホテル等への利用促進を図るとともに、市外への普及・展開も促進しています。

海洋プラスチックごみ問題をきっかけに、障害者の活躍の場を創出し、脱炭素社会の実現、森林環境の保全にも寄与する新たなビジネスモデルを創出しています。



SDGsのアイコン (上)

作業所の様子 (左)、ウッドストロー (右)



このプロジェクトは、ストローという身近なものを通して、一人ひとりがSDGsを実感・体感し、具体的な行動につなげていくというプロモーション効果も期待しています。海洋プラスチックごみ問題や、水源林の保全、温暖化対策という社会問題について広く普及啓発を行うことが、障害のある人の雇用促進や障害者雇用についての普及啓発にもつながっています。そのため、障害福祉施策だけでは情報を届けにくい層に対する普及啓発などの新たな切り口から、障害福祉の推進が図られています。

3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の立場に立った視点を基にした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つに分けて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

分類	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

また、様々な施策・事業をつなぎ合わせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

4 国の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年9月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者権利条約の趣旨に沿った施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別的禁止や防災及び防犯などを盛り込んだ改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別的解消の推進に関する基本方針が閣議決定されたほか、国や地方公共団体等では、各機関における取組に関する対応要領（ガイドライン）が策定されました。このように、近年は「障害者基本法」のほかにも多くの法整備が行われました。

こうした法整備を受け、26年1月には障害者権利条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

(2) 近年の動向

平成28年4月	「障害者差別解消法」施行 ◆障害者差別的禁止、合理的配慮の提供義務 など
平成28年4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律（改正障害者雇用促進法）」一部施行 ◆雇用分野における障害者差別的禁止、合理的配慮の提供義務 など

<p>へいせい ねん がつ 平成28年 5月</p>	<p>しょうがいしゃそうごうしえんほう およ じどうふくしほう かいせい 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正 ◆自立生活援助や就労定着支援の創設、医療的ケア児支援の規定、障害児福祉計画の策定義務 など ※平成30年4月施行</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成28年 8月</p>	<p>かいせい へったつしょうがいしゃしえんほう しこう 改正「発達障害者支援法」施行 ◆社会的障壁の除去、切れ目のない支援などの理念への追加 など</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成29年 4月</p>	<p>じゅうたくかくほようはいりよしゃ たい ちんたいじゅうたく きょうきゅう そくしん かん ほうりつ かいせい 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(改正住宅セーフティネット法) 制定 ◆セーフティネット住宅の登録制度、入居支援 など ※平成29年10月施行</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成30年 5月</p>	<p>こうれいしゃ しょうがいしゃどう いどうどう えんかつか そくしん かん ほうりつ かいせい かいせい 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正(改正バリアフリー法) ◆社会的障壁除去等の理念の明記 など ※平成30年11月施行</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成30年 5月</p>	<p>がっこうきょういくほう およ ちよさくけんほう かいせい 「学校教育法」及び「著作権法」改正 ◆デジタル教科書の併用制 など</p>
<p>へいせい ねん がつ 平成30年 6月</p>	<p>しょうがいしゃ ぶん かげいじゆつかつどう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃぶん かげいじゆつすいしん 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」制定、施行 ◆計画策定の努力義務 など</p>
<p>れいわがねん がつ 令和元年 6月</p>	<p>しかくしょうがいしゃどう どくしょかんきょう せいび すいしん かん ほうりつ どくしょ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」制定、施行 ◆計画策定の努力義務 など</p>
<p>れいわ ねん がつ 令和2年 6月</p>	<p>ちようかくしょうがいしゃどう だんわ りよう えんかつか かん ほうりつ ちようかくしょうがいしゃどう 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(聴覚障害者等電話利用円滑化法)」制定 ◆電話リレーサービスの制度化 など</p>

1 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現してきたという歴史的な流れがあります。

また横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、障害のある子たちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」をつくっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつくり、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくこととなります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっていました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民も交え、「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」という。）の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か所にまで広がります。

障害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められる役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とされるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくこととなります。さらに、地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」の各区1館設置を進めていくこととなります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活を支える拠点として機能しています。

地域訓練会が立ち上がった頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い手も地域で増えていきました。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの

保護者や地域住民が集まって活動をすることも多くありました。そうした活動などをきっかけとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児・者や知的障害児・者だけでなく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」（以下「精神障害者地域作業所」という。）やグループホームの設置など、地域で生活するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行政とともに早い時期から取り組んでいます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置されたのは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置付けられる5年ほど前のことでした。

地域での活動が活発になるにしたがって、社会福祉法人型地活ホームの設置に向けた動きと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになります。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）が設置されていくこととなります。平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援をおこなって行っています。

こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、社会福祉法人型地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体となり、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充実してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまうことも多々あります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきています。今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

そうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉を更に良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策をともに考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いてい

くこと、これまで続けてきた協働の歩みを止めず進めていくことが、行政に求められていると考えています。

2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、ニーズ把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化への対応」、「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心に据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないかと捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

トピック 「障害」の表記について

「障害」という言葉は、ほかにも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側」に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、車いすを使っている人が段差を上れないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。というのも、書き方を変えることで、生活をする上での支障がもう無くなったかのように思われることを心配しているためです。そこで、横浜市では、今後も、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

3 各障害手帳等統計の推移

(1) 障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成31年度3月末時点での所持者数の合計は、約17万1千人（横浜市全体人口比で4.56パーセント）となっています。

平成26年度は、約15万3千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります（増加率約12.0パーセント）。表1からも年々取得者数が伸びていることがわかります。

また、表 2 から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年は約 2 パーセント程度で推移しており、人口増加率よりも大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も高齢化の進展等ともあいまって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表 1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

(各年度の 3 月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌 4 月 1 日時点。以下同様) (人)

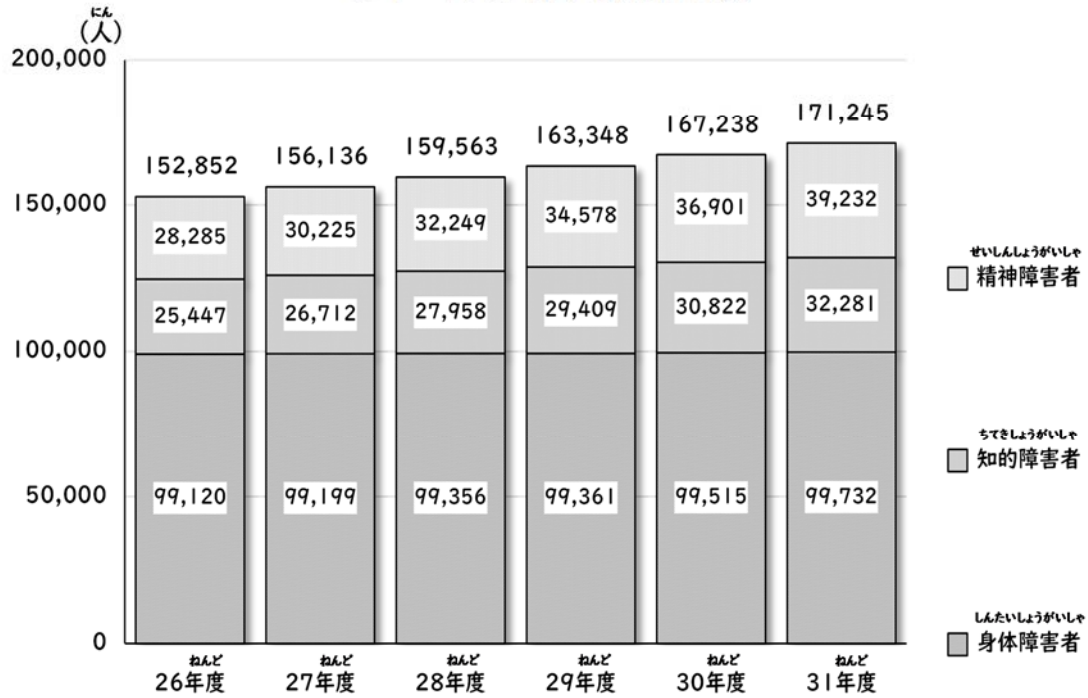
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
横浜市人口	3,712,170	3,725,042	3,728,124	3,731,706	3,741,317	3,753,771
身体障害者	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732
知的障害者	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281
精神障害者	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232
手帳所持者全体	152,852	156,136	159,563	163,348	167,238	171,245
横浜市人口における 障害者手帳所持者数 割合	4.12 %	4.1 %	4.28 %	4.38 %	4.47 %	4.56 %

表 2 横浜市人口と障害者手帳所持者の増加数の比較

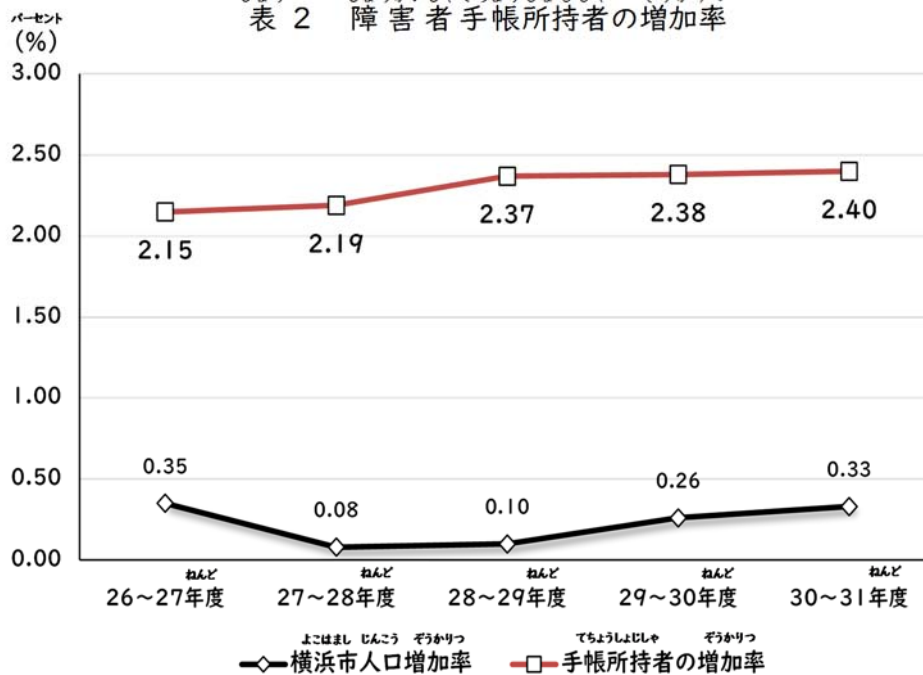
(人)

	26～27年度	27～28年度	28～29年度	29～30年度	30～31年度
横浜市人口増加数	12,872	3,082	3,582	9,611	12,454
(増加率)	0.35 %	0.08 %	0.10 %	0.26 %	0.33 %
手帳所持者の増加数	3,284	3,427	3,785	3,890	4,007
(増加率)	2.15 %	2.19 %	2.37 %	2.38 %	2.4 %

ひょう しょうがいしゃてちょうしょじしや
表 1 障害者手帳所持者数



ひょう しょうがいしゃてちょうしょじしや ぞうかりつ
表 2 障害者手帳所持者の増加率



(2) 身体障害

身体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は少しずつ増加しています。

年齢ごとに見ると、「18歳未満」「18歳から65歳未満」の人数がともに減少傾向にあります。65歳以上の人数は年々増加しており、手帳所持者の約70パーセントが65歳以上

となっています。

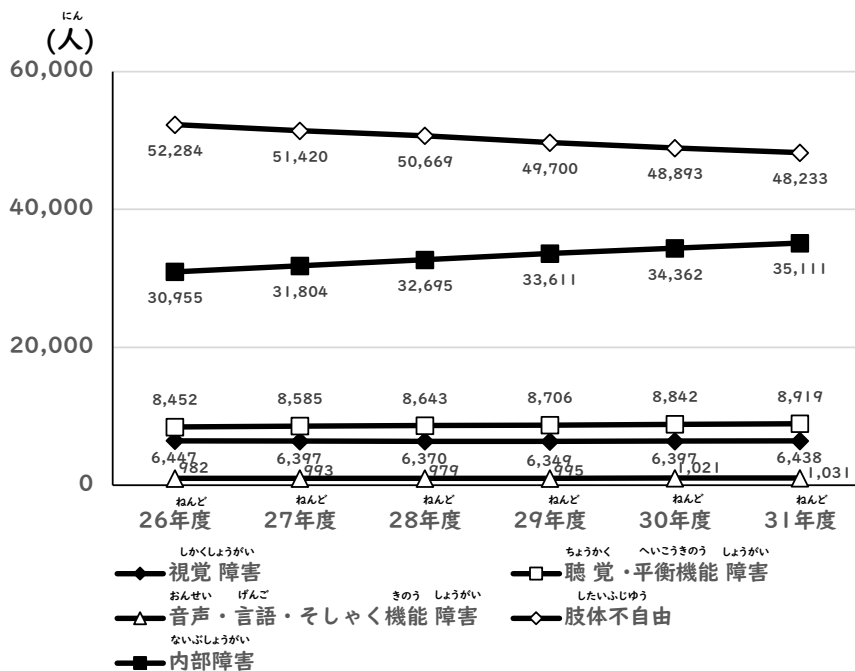
ひょう 表 3 身体障害者手帳 障害種別推移 各年度3月末時点 (人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
しかくしょうがい 視覚障害	6,447	6,397	6,370	6,349	6,397	6,438
ちようかく・へいこうきのうしょうがい 聴覚・平衡機能障害	8,452	8,585	8,643	8,706	8,842	8,919
おんせい げんご 音声・言語・ きのうしょうがい そしゃく機能障害	982	993	979	995	1,021	1,031
したいふじゆう 肢体不自由	52,284	51,420	50,669	49,700	48,893	48,233
ないぶしょうがい 内部障害	30,955	31,804	32,695	33,611	34,362	35,111
けい 計	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732

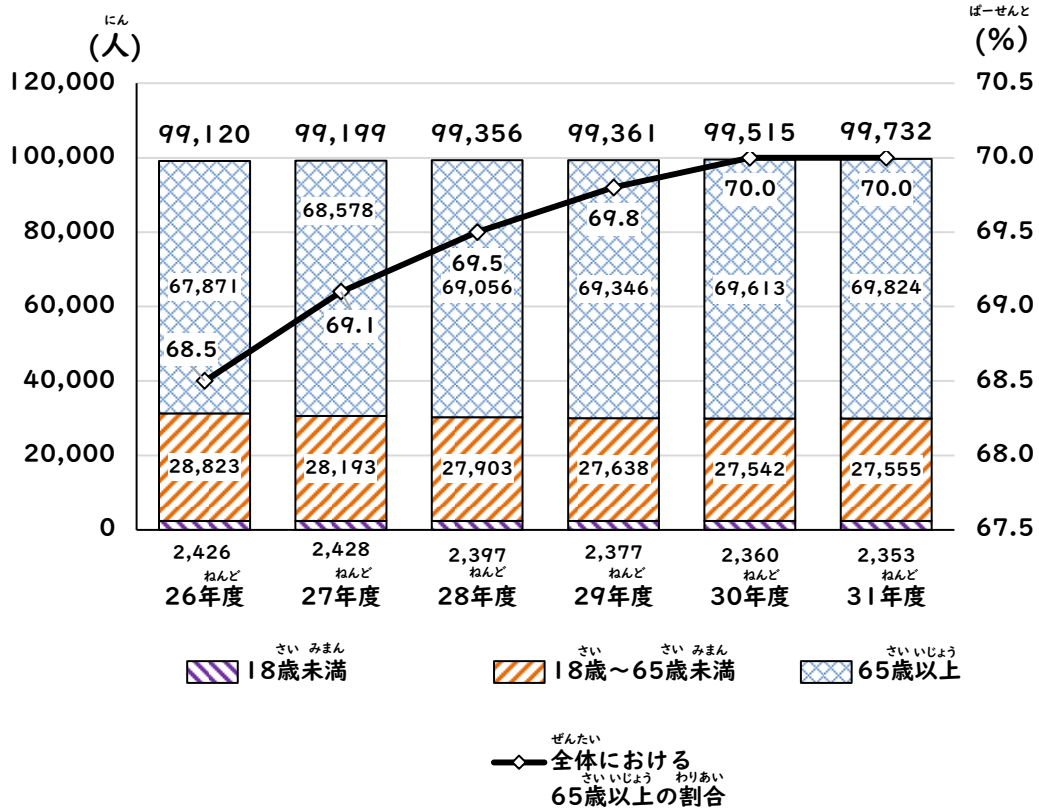
ひょう 表 4 身体障害者手帳 年齢別推移 各年度3月末時点 (人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
さいみまん 18歳未満	2,426	2,428	2,397	2,377	2,360	2,353
さい さいみまん 18歳～65歳未満	28,823	28,193	27,903	27,638	27,542	27,555
さいいじよう 65歳以上	67,871	68,578	69,056	69,346	69,613	69,824
けい 計	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515	99,732
ぜんたい 全体における さいいじよう わりあい 65歳以上の割合	68.5 %	69.1 %	69.5 %	69.8 %	70.0 %	70.0 %

ひょう 表 3 身体障害者手帳 障害種別推移



ひょう 表 4 身体障害者手帳 年齢別推移



(3) 知的障害

愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、5年間で25パーセント以上、7千人近く増えています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数は、全体の増加数の約68パーセントとなっており、多くを占めています。

全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっていて、年齢別に見たとき、統計上の特徴は見られません。

ひょう 表 5 愛の手帳 障害程度別推移 各年度3月末時点 (人)

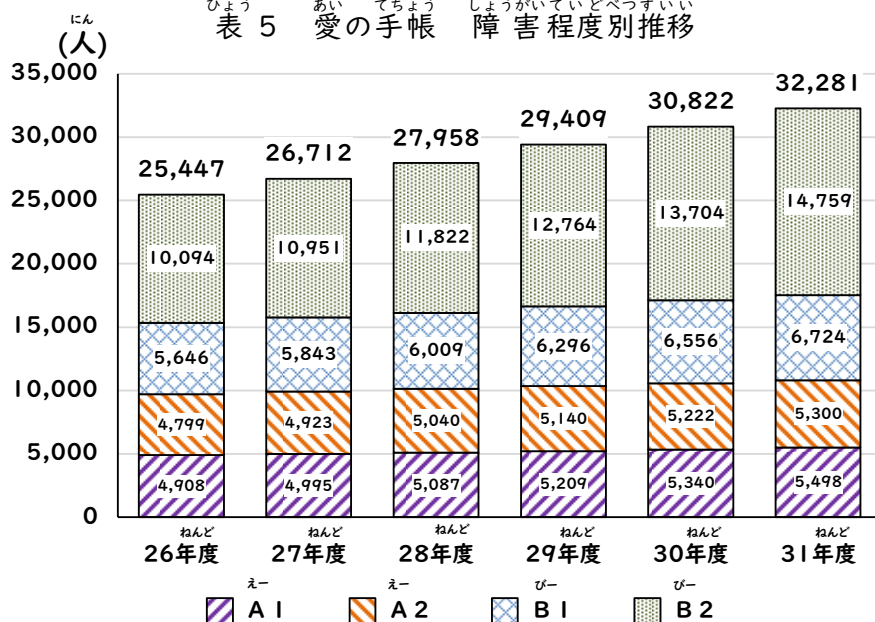
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
えー A 1	4,908	4,995	5,087	5,209	5,340	5,498
えー A 2	4,799	4,923	5,040	5,140	5,222	5,300
びー B 1	5,646	5,843	6,009	6,296	6,556	6,724
びー B 2	10,094	10,951	11,822	12,764	13,704	14,759
けい 計	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281

ひょう 表 6 あい てちょうしよじしやう ねんれいべつすい
愛の手帳所持者数 年齢別推移

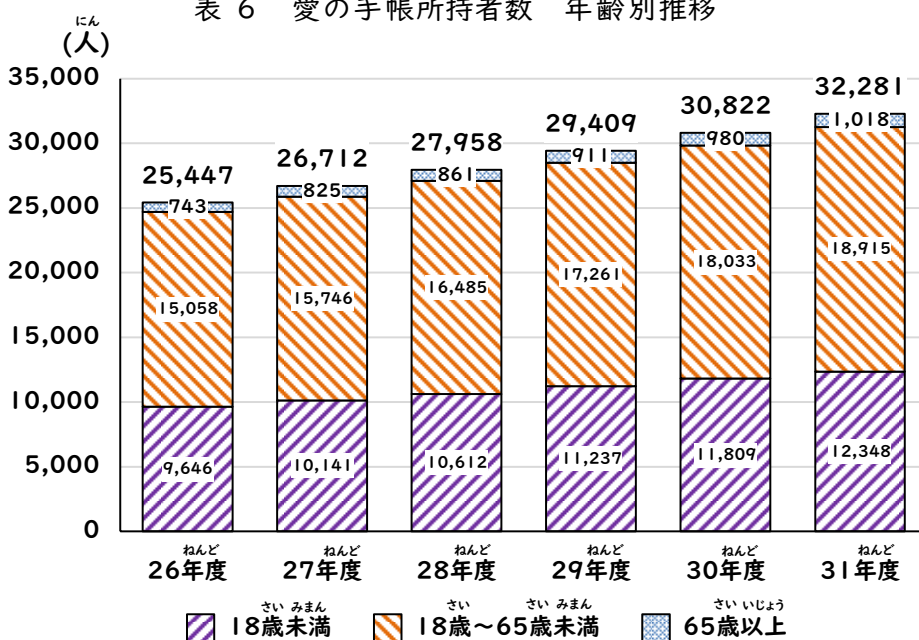
かくねんど がつまつじてん ねん
各年度 3月末時点 (人)

	ねんど 26年度	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度	ねんど 30年度	ねんど 31年度
さいみまん 18歳未満	9,646 ぼーせんと 37.9 %	10,141 ぼーせんと 38.0 %	10,612 ぼーせんと 38.0 %	11,237 ぼーせんと 38.2 %	11,809 ぼーせんと 38.3 %	12,348 ぼーせんと 38.3 %
さい さいみまん 18歳～65歳未満	15,058 ぼーせんと 59.2 %	15,746 ぼーせんと 58.9 %	16,485 ぼーせんと 59.0 %	17,261 ぼーせんと 58.7 %	18,033 ぼーせんと 58.5 %	18,915 ぼーせんと 58.6 %
さいいじょう 65歳以上	743 ぼーせんと 2.9 %	825 ぼーせんと 3.1 %	861 ぼーせんと 3.1 %	911 ぼーせんと 3.1 %	980 ぼーせんと 3.2 %	1,018 ぼーせんと 3.2 %
けい 計	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822	32,281

ひょう 表 5 あい てちょう しやうがいていどべつすい
愛の手帳 障害程度別推移



ひょう 表 6 あい てちょうしよじしやう ねんれいべつすい
愛の手帳所持者数 年齢別推移



(4) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、5年間で1万人以上増えていて、その増加率は約39パーセントです。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約62パーセントとなっています。

年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、特に20歳未満は2倍以上増えています。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和元年度で約6万3千人となっています。通院を継続しながら生活を保っている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像を捉えきれないことを認識しておく必要があります。

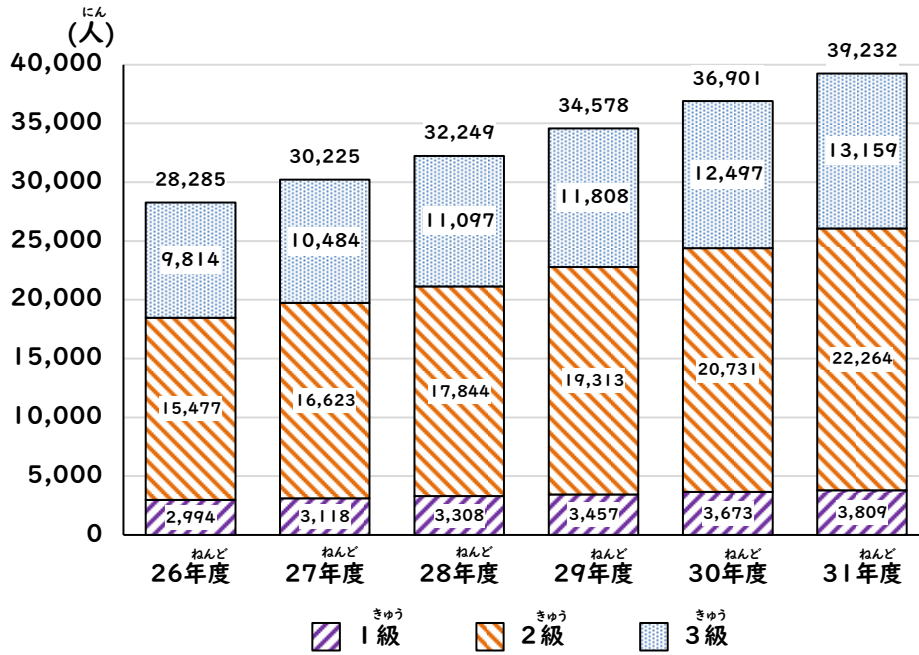
表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移 各年度3月末時点（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1級	2,994	3,118	3,308	3,457	3,673	3,809
2級	15,477	16,623	17,844	19,313	20,731	22,264
3級	9,814	10,484	11,097	11,808	12,497	13,159
計	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232

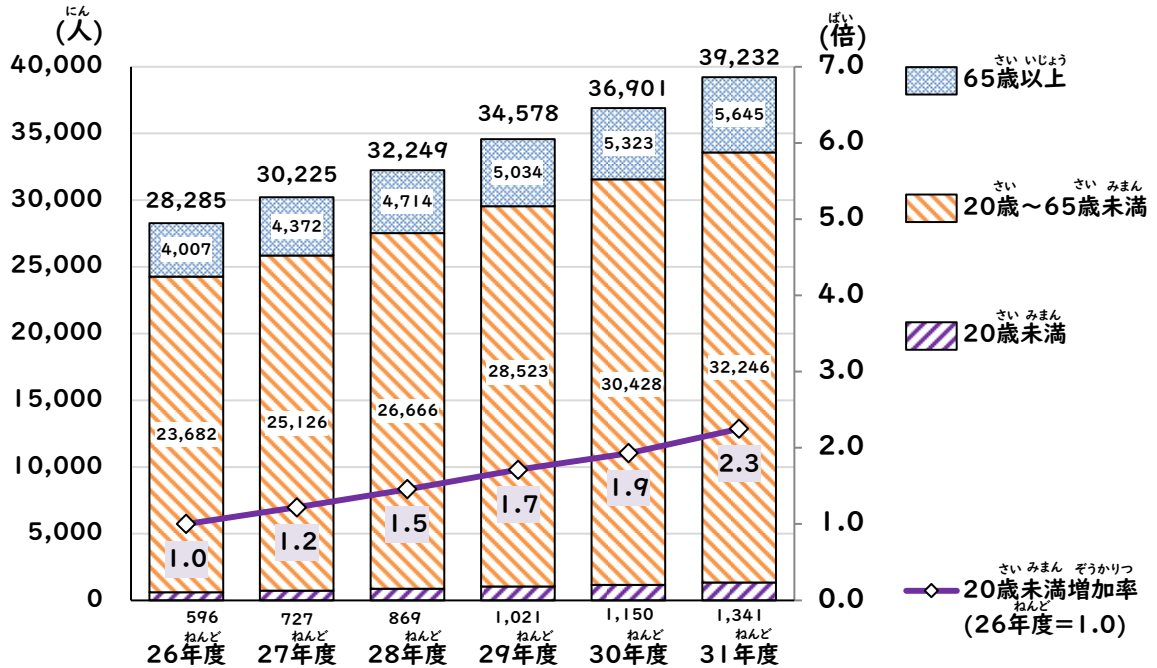
表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移 各年度3月末時点（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
20歳未満	596 2.1%	727 2.4%	869 2.7%	1,021 3.0%	1,150 3.1%	1,341 3.4%
20歳～65歳未満	23,682 83.7%	25,126 83.1%	26,666 82.7%	28,523 82.5%	30,428 82.5%	32,246 82.2%
65歳以上	4,007 14.2%	4,372 14.5%	4,714 14.6%	5,034 14.6%	5,323 14.4%	5,645 14.4%
計	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901	39,232

ひょう 表 7 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう どうきゅうべつすい
 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移



ひょう 表 8 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいべつすい
 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移



(5) 発達障害

発達障害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害を伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがあります。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいることから、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。

とはいえ、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに増加傾向にあると考えられます。また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことも多いのが現状です。こうした人たちをどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

(6) 強度行動障害

対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上著しい困難があるとされる、障害支援区分認定調査の行動関連項目が10点以上の方は、令和元年8月時点で約3千4百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいるため、実際には更に多いと考えられます。

強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、減少し、安定した生活を送ることができるとされています。そのためには、専門的な人材育成や支援体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(7) 医療的ケア

医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とする人）は、障害者手帳を持っていない人もいるため、統計上、人数が把握できていないのが現状です。

国の調査によれば、平成30年度には日本全国で約1万9千人と推計されています。これは、平成17年度と比較すると、10年程度で約2倍に増えているという計算になります。横浜市では、約1千2百人程度が対象児・者だと推計しています。正確な人数は把握できていませんが、医療技術の進歩などにより、増加傾向にあるのは間違いないと考えています。

(8) 難病患者

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、難病等を加えました。対象となる難病は、361疾病です（令和元年7月時点）。

このことにより、症状がわかりやすいなどの理由で身体障害者手帳を取得することができず制度の谷間にあった人が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービスの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

表9 横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数推移 各年度3月末時点（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
横浜市特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	23,469	24,683	25,794	22,573	23,748	24,145

※ 29年度の受給者証所持者数の減は、法施行後に認定対象外となった患者に対する経過措置が終了したためです。

4 第3期障害者プランの振り返り

第3期プランは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で『安心』して『学び』『育ち』暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す」を基本目標としました。また、全体の構成としては、施策を推進する視点で組み立てた第2期プランについて「どこに何が書いてあるか分かりにくい」という声を受け、障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

【振り返り】

「障害のある人となない人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及啓発イベントや、防災訓練での出前講座などの実施、基幹相談支援センターの設置などによる相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた通知文書の点字化等情報保障の取組などを推進しました。一方で、障害理解の更なる推進や防災対策を求める声のほか、どこに相談に行ったらよいか分からな

いなどといった声^{こゑ}が拳^あがっています。

【課題】

生活^{せいかつ}を支える^{ささ}環境^{かんきょう}整備^{せいび}の充実^{じゅうじつ}

障害^{しょうがい}に対する^{たい}周囲^{しゅうい}の理解^{りかい}や配慮^{はいりょ}を進める^{すす}ためには、互^{たが}いの存在^{そんざい}に気付き^{きづ}、身近^{みぢか}に感じる^{かん}仕組み^{しく}づくりが^{ひつよう}必要^{ひつよう}です。また、各^{かく}相談^{そうだん}先^{さき}については、機能^{きのう}の整理^{せいり}や連携^{れんけい}など更^{さら}なる充^{じゅうじつ}実^{じつ}が必要^{ひつよう}だと考^{かんが}えられます。

テーマ2 住む、そして暮らす

【振り返り】

「自^{みづか}ら住^すまいの場^ばを選^{せん}択^{たく}し、住^すみ慣^なれた地^ち域^{いき}で安^{あん}心^{しん}して暮^くらし・生^{せい}活^{かつ}し続^{つづ}けられるま^まち」を^{めざ}目^め指^さし、親^{おや}亡^なき後^{あと}の暮^くらしを支^{ささ}える後^{こう}見^{けん}的^{てき}支^し援^{えん}制^{せい}度^どの全^{ぜん}区^く展^{てん}開^{かい}や、行^{こう}動^{どう}障^{しょう}害^{がい}のある人^{ひと}を支^{ささ}え^るた^めの支^し援^{えん}力^{りき}向^{こう}上^{じょう}研^{けん}修^{しゅう}の開^{かい}催^{さい}、グ^ぐル^るー^ープ^ぷホ^ほー^ーム^むの設^せ置^ちのほ^ほか、地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}拠^{きょ}点^{てん}機^き能^{のう}の全^{ぜん}区^くで^での整^{せい}備^びな^などを推^{すい}進^{しん}しまし^た。

【課題】

住^すまい・暮^くらしの充^{じゅうじつ}実^{じつ}

住^すみ慣^なれた地^ち域^{いき}・住^すみたい地^ち域^{いき}で^での暮^くらしや、グ^ぐル^るー^ープ^ぷホ^ほー^ーム^むで^での暮^くらし、高^{こう}齢^{れい}化^か・重^{じゅう}度^ど化^かへ^への対^{たい}応^{おう}、退^{たい}院^{いん}後^ごや施^し設^{せつ}か^から^らの地^ち域^{いき}移^い行^{こう}な^など、本^{ほん}人^{にん}の希^き望^{ぼう}や状^{じょう}態^{たい}等^{とう}に^に応^{おう}じ^た多^た様^{よう}な^なニ^にーズ^ずに^に応^{おう}え^られる^よう、住^すまい・暮^くらしに^に関^{かん}する支^し援^{えん}の充^{じゅうじつ}実^{じつ}や環^{かん}境^{きょう}整^{せい}備^びが^が求^{もと}め^られ^てい^ます。

テーマ3 毎日^{まいにち}を安^{あん}心^{しん}して健^{すこ}やかに^す過^すごす

【振り返り】

「毎^{まい}日^{にち}を安^{あん}心^{しん}して過^{すこ}ごし、地^ち域^{いき}の中^{なか}で健^{すこ}やかに^す育^{そだ}ち、共^{とも}に生^いきてい^くこ^とが^がで^でき^るま^まち」を^め目^め指^さし、障^{しょう}害^{がい}特^{とく}性^{せい}等^{とう}を理^り解^{かい}し、適^{てき}切^{せつ}な医^い療^{りょう}を提^{てい}供^{きょう}で^きる^よう知^ち的^{てき}障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}専^{せん}門^{もん}外^{がい}来^{らい}を5^{びょういん}病^{びょういん}院^{いん}で^で開^{かい}設^{せつ}し、医^い療^{りょう}的^{てき}ケ^けア^あ児^い・者^{しゃ}等^{とう}の関^{かん}連^{れん}分^{ぶん}野^やの支^し援^{えん}を調^{てい}整^{せい}するコ^{こう}ー^ーディ^いネ^えー^ータ^たーの配^{はい}置^ち、公^{こう}共^{きょう}交^{こう}通^{つう}機^き関^{かん}・学^{がく}校^{こう}のバ^バリ^リア^アフ^フリ^リー^ー化^かや、障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ぽう}の趣^{しゆし}旨^ふを踏^かま^えた各^{かく}取^と組^{ぐみ}な^などを推^{すい}進^{しん}しまし^た。

【課題】

安^{あん}心^{しん}・安^{あん}全^{ぜん}に^に暮^くらせる^{せい}生^{せい}活^{かつ}環^{かん}境^{きょう}の充^{じゅうじつ}実^{じつ}

医^い療^{りょう}受^{じゆ}診^{しん}環^{かん}境^{きょう}の向^{こう}上^{じょう}や、障^{しょう}害^{がい}特^{とく}性^{せい}を踏^ふま^えた心^{しん}身^{しん}の健^{けん}康^{こう}対^{たい}策^{さく}等^{とう}をラ^らイ^いフ^ふス^すテ^てー^ージ^じに^にお^おう^うじ^じて推^{すい}進^{しん}する^ため、医^い療^{りょう}・福^{ふく}祉^し・教^{きょう}育^{いく}関^{かん}係^{けい}者^{しゃ}の連^{れん}携^{けい}強^{きやう}化^かが^が必^{ひつ}要^{よう}です。また、災^{さい}害^{がい}時^じに

は、要援護者への必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や公助の役割を明確化する必要があります。

テーマ4 いきる力を学び・育む

【振り返り】

「乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち」を目指し、地域療育センターの初診待機期間短縮に向けた取組の実施や、教育環境の充実のほか、障害福祉人材確保に向けたP R動画の制作・公共交通機関での一斉放映などを行いました。

【課題】

療育・教育の充実

発達障害児の増加、障害の重度化・多様化を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実や関係機関の連携、教職員の専門性の向上や教育環境、教育活動の更なる充実が求められています。

障害福祉人材確保への対応

労働人口減少の中、必要な福祉サービスを適切に提供するための人材の確保・育成が分野を超えて求められています。

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

【振り返り】

「一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担う横浜市障害者共同受注センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備などを行いました。

【課題】

自分らしく過ごすための環境の充実

社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心にした、就労支援の促進や工賃の向上などのほか、生活介護事業所の設置など希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動の更なる充実が求められています。

新型コロナウイルス感染症への対応状況

第3期プランの最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行やその感染拡大防止のため、集合形式で行うもの(会議、研修、イベント等)を中心に、多くの取組で中止、延期、人数や規模の縮小、オンライン等を含む実施方法の変更などの対応を必要とされました。また、障害福祉サービス事業所の活動にも多大な影響を与えています。その対応は第3期プランでは想定されていないものでしたが、衛生物品の提供や保健所との連携による集団検査の実施など、必要な取組を実施してきました。

新型コロナウイルス感染症が第4期プラン計画期間中にどのような影響を与えるか、いまだはっきりしない部分があります。その影響の度合いをそれぞれの取組の中で確認・検証し、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

1 基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

第3期プラン策定時から比べると、様々な障害福祉施策・事業は充実に向かっていくととらえています。一方で、平成28年7月に障害者支援施設「津久井やまゆり園」で起きた事件などを通して、障害のある人への偏見はまだまだ深く、社会の理解もまだ十分には進んでいないということを思い知らされました。

このように障害のある人の生命・生活が脅かされる出来事も起きる中、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考え、「障害者権利条約」に基づき、この基本目標を設定しました。

トピック「障害者の権利に関する条約とは何か」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、障害者の権利を守るために各国がすべきことを定めた条約です。

条約をつくる話し合いは、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで。(Nothing about us, without us.)」というスローガンのもと、世界中の障害者が参加しました。政府だけでなく障害のある人たちが加わってつくる条約は初めてで、画期的なことでした。

この条約は、全ての障害者のあらゆる人権や基本的自由を実現することを促進し、「障害は個人ではなく社会の側にある」という「社会モデル」の視点で障害を捉えています。障害を理由にしたあらゆる差別の禁止、合理的配慮の提供、法の下での平等などを定めるとともに、教育を受ける権利、働く権利、文化やスポーツを楽しむ権利など、障害のある人が自分らしく生きることができることを大切にしています。

障害者権利条約は2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効しました。日本は2007年9月に署名した後、条約で定められた基準を満たすために法制度の整備を進め、2014年1月に批准しました。

2020年7月現在、182か国が批准しています。

コラム「基本目標」をつくったときの議論

第4期プランは、多くの人と議論をかわしながらつくりました。それは、最も大切な基本目標も例外ではありません。

ここでは、基本目標を決めるにあたってどのような議論をしてきたかご紹介します。

○最初の案

「障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

これは、アンケート調査や障害のある人やその家族、支援者などへのインタビューをもとに障害福祉施策に関係する横浜市職員が議論を重ねてつくった案です。

この案について、障害者施策検討部会の委員からは、「相互に人格と個性を尊重し合いながら」という言葉の追加をご提案いただきました。この言葉は障害者基本法第1条で掲げられている、目指すべき社会を示したものの一つです。

個人として尊重し合うことについて、より伝わりやすくするため、提案どおり基本目標に加えることとしました。

○パブリックコメントで発表した案

「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

パブリックコメントでいただいたご意見のひとつに、「障害者の人権は、地域社会の中で対等な権利であるという意識を持って、守っていくものではないか」というものがありました。

これは重要なことだと考え、障害のある人もない人も対等な関係であることを伝わりやすくするため、「対等であり」という言葉を加えることとしました。

○障害者施策検討部会で発表した案

「障害のある人もない人も対等であり、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

この表現について、障害者施策検討部会では、「『対等に』という表現は、障害のある人となない人が対立する表現になるため使わない方が良い」というご意見をいただきました。

さらに、『相互に』、『障害のある人もない人も』という表現も同じではないか」というご意見も出るなど、活発な議論が行われました。

このご意見を受けて、「対等に」と「相互に」は基本目標から削除した上で、障害のあるなしで分けられないことを伝えられる表現について、横浜市職員で更に検討しました。その中で、パブリックコメントでいただいた「障害があるなしで区別をしない方が良い。『誰でも』という主語はどうか。」という別のご意見を参考にし、障害のある人もない人も全ての人が含まれる「誰でも」という言葉を加えました。

意見が割れたのは、「障害のある人もない人も」という部分です。障害者施策検討部会のご意見を踏まえ、また障害の状況や種別の違いもあり、障害のあるなしだけで分けられるものではないので、「障害のある人もない人も」という表現そのものを無くすという案が出ました。一方で、『障害者プラン』の基本目標から『障害』という言葉の無くすと、何を目的としたプランか分かりづらくなるのではないかと、意見もありました。

最終的には障害者施策検討部会委員の意見を踏まえ、障害者施策推進協議会で議論していただくことにしました。

○障害者施策推進協議会で議論した案

「誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

修正した案は、障害者施策推進協議会でも様々な意見が出ました。

「障害への理解や福祉施策が進み、障害のあるなしで分けなくなることが理想である。目標だから、理想を示すためこの案が良いのではないかと」というご意見がありました。一方、「まだ障害者問題から『障害』を除く段階ではない。『障害』は絶対に残すべきである」、「障害者への理解が十分ではない段階で『障害』を外すべきではない」というご意見もあり、委員の間で議論が白熱しました。

これらの議論を経て、基本目標は「**障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す**」という表現に決まりました。

今後、障害者プランの推進にあたっては様々な方から多様なご意見をいただき、議論をしながら進めていきます。

2 基本目標の実現に向けて必要な視点

行政が様々な施策・事業を進めていく上では、まず、障害のある人の視点を踏まえていくことが重要です。ここでは、それに加えて必要となる考え方・視点を設定しました。一つひとつの事業を個別・縦割りで行うのではなく、共通の視点を持って進めていくことで、基本目標の実現に向けた幅広い取組として推進していくことができると考えています。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズをとらえていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人全てが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

凡例

- 福…障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 児…障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 新…第4期障害者プランから初めて障害者プランに記載する事業
- あ…将来にわたるあんしん施策

※表の中の単位の考え方は次のとおりです。

- ・「人分」…月間の利用人数
- ・「人日」…月間の利用人数×一人一か月または一年当たりの平均利用日数

3 生活の場面ごとの取組

様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気づき、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまで長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるため、これからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えると、ご家族が健在であるうちから、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、全ての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重し合うことができる社会が生み出せると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

1 普及啓発

現状と施策の方向性

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、「第4期横浜市障害者プラン策定に向けた当事者向けアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）では、日常生活での困りごととして、障害の種別によっては5割前後の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」、「いじめや意地悪が怖い」などの項目が上位にきています。障害者団体等に対して実施したグループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。行政は、様々な機会をとらえ、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務がありま

効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互いの強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

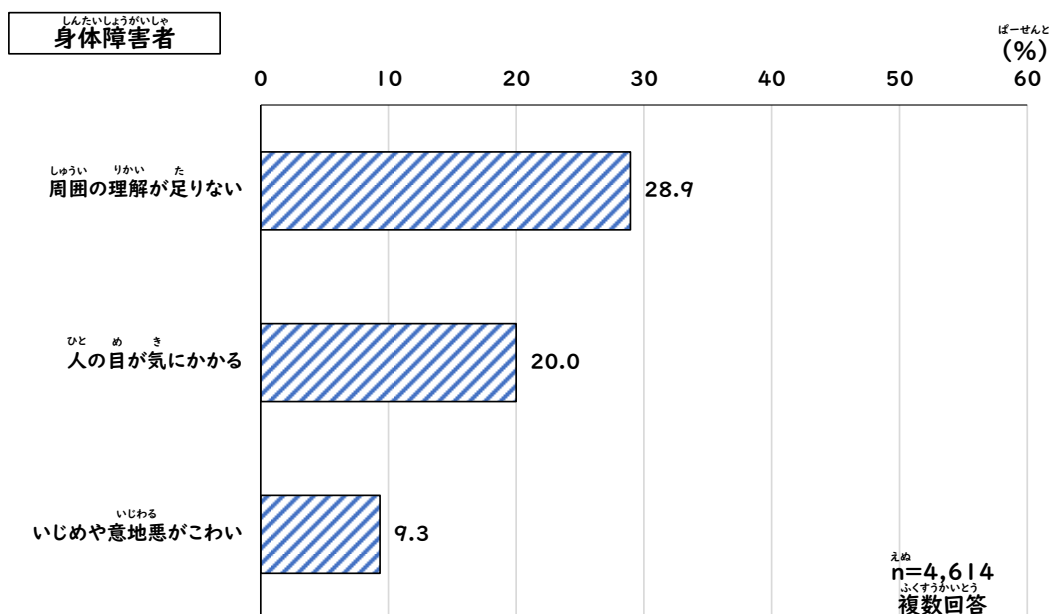
(2) 障害に対する理解促進

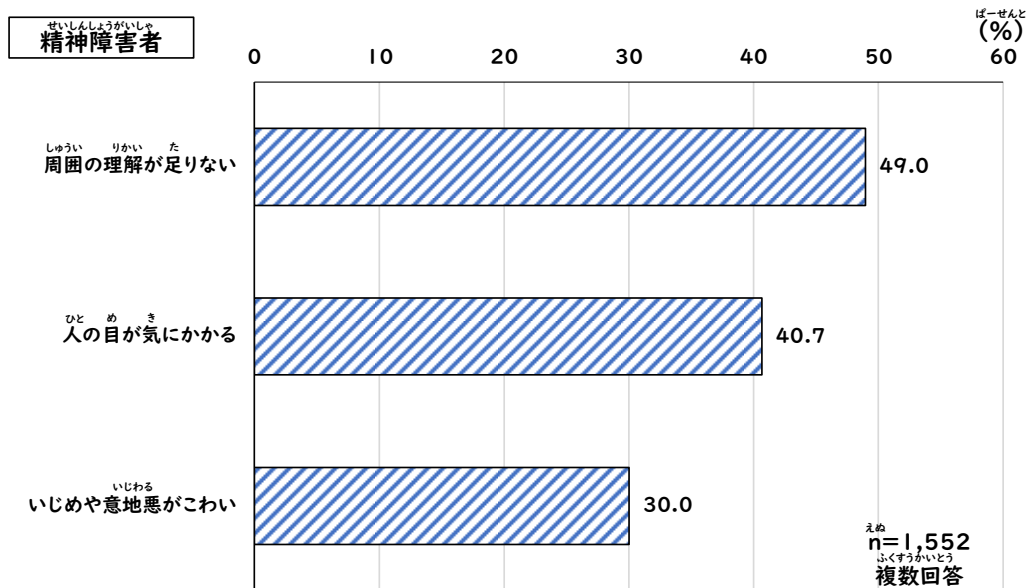
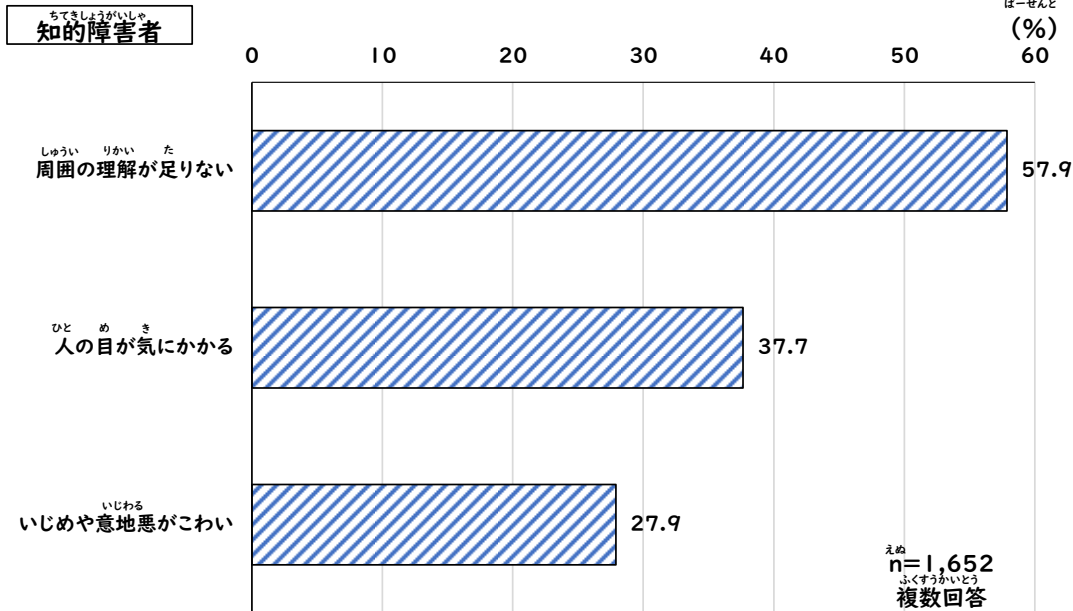
障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

日常生活での困りごと





とくみ 取組

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
ちいききょうせいしゃかい 「地域共生社会」の じつげん む とりくみとう 実現に向けた取組等の すいしん 推進	ちいき かた ささ て う 地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などのとりくみ じっし すいしん 取組を実施・推進していきます。	すいしん 推進	すいしん 推進

かくく ふきゅう けいはつかつどう 各区の普及・啓発活動 の促進	かくく じゅうみん たい しょうがい どう 各区の住民に対して、疾病や障害等 たい りかい ふか けんしゅう に対する理解を深めるための研修や けいはつかつどう しえん おこな 啓発活動の支援を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
--	---	------------	------------

(2) 障害に対する理解促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
どうじしゃ しょうがいふくしかん 当事者や障害福祉関 れんしせつ しみんだんたいどう 連施設、市民団体等に よる普及・啓発活動へ の支援	セイフティーネットプロジェクト よこはま えす ねっとよこはま しょうがいふくしかんれん 横浜（S-net横浜）や障害福祉関連 しせつ しみんだんたいどう しょうがいりかい 施設、市民団体等による障害理解の ための研修や講演、地域活動を支援・ けんしゅう こうえん ちいきかつどう しえん 協働するなど、様々な普及・啓発を きょうどう さまざま ふきゅう けいはつ 推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃほんにんおよ かぞく 障害者本人及び家族 による普及・啓発活動 の推進	しゃかいさんかすいしん ちゅうしん 社会参加推進センターが中心とな り、しょうがいしゃほんにん かぞくおよ かくだんたい り、障害者本人、家族及び各団体と れんけい きょうどう しょうがいりかい そくしん お 連携・協働し、障害理解の促進に向 けた普及・啓発活動を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しっぺい しょうがい かん 疾病や障害に関する 情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、 しっぺい しょうがい かん じょうほう しえん 疾病や障害に関する情報や支援に かか かつどう しょうがい しみん どうじしゃ 関わる活動を紹介し、市民や当事者・ かんけいしゃ りかいそくしん つと 関係者の理解促進に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
がくれいき じゅうてんてき ふきゅう けいはつ 学齢期児童及び保護者 への障害理解啓発	がくれいきじどう ほごしゃ しょうがい じ しゃ 学齢期児童と保護者が、障害児・者と こうりゅう しょうがい りかい ふか 交流したり、障害について理解を深 めたりする機会の確保に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふくがくせき こうりゅう 副学籍による交流 きょういくおよ きょうどうがくしゅう 教育及び共同学習	とくべつしえんがっこう ざいせき じどうせいと 特別支援学校に在籍する児童生徒が、 きょじゅうち しょう ちゅうがっこう じどうせいと いっ 居住地の小・中学校の児童生徒と一 しょ まな きかい かくだい はか 緒に学ぶ機会の拡大を図るなど、 きょうどうがくしゅう すす 共同学習を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム 企業と連携しながら進める、地域共生社会の実現

～包括連携協定を結ぶイオン株式会社×横浜市～

日曜日のお昼頃、イオンスタイル東戸塚の渡り廊下には「いらっしやいませ～」というスタッフの明るい声と地域の方々の笑顔があふれます。これは、毎年12月3日～9日の障害者週間の休日に合わせて行われる「障害者週間啓発イベント」のワンシーンです。

このイベントは毎年、戸塚区内の障害福祉サービス事業所などで手作りされた製品の販売、障害福祉に関するパネル展示、パラリンピック正式種目であるボッチャの体験、補助犬とのふれあいなどを通じて障害理解や普及啓発を目的として行っているものです。平成30年度から始まり令和2年度で3年目になりました。

渡り廊下にはさまざまな人が通ります。地域の子もたちやお年寄り、障害のある人、ない人…通りがかりに「何をしていますのだろう？障害者週間って何だろう？」と足を止めていただくことがまず第一歩です。

イベントでは手作りされた製品を手に取り「普段はどこで買えるの？今度買いに行くわ。」とのお客様からお声がけをいただくこともありました。また、イオンスタイル東戸塚からは障害者週間に限らず、普及啓発などの場として店舗スペースの活用をしてはいかがでしょうかとご提案をいただき、嬉しい限りです。

このように、企業とも連携しつつ、地域の皆さまに障害について理解していただき、障害のある人もない人も誰もが、日々安心して暮らし、自分らしく生きることができるよう、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

※包括連携協定：企業と横浜市が相互の連携を強化し、地域の活性化などを目指すパートナーシップです。イオン株式会社とは、環境保全、子育て支援、高齢者、障害者に関することなど10分野において、平成24年5月に協定を締結しました。

イベント会場（左・中央）とイベントのチラシ（右）



現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させることが難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、横浜市の労働人口も減少が見込まれる中、障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だけで人材の確保・定着・育成を進めるのは容易ではありません。他の分野とも協力した人材確保支援策に加え、事務の効率化や業務負担の軽減、安定した生活を支えられる労働環境の整備などを進めていかなければなりません。様々な角度から障害福祉分野での働き方を見直し、働き続けやすい仕事にしていく必要があります。

アンケート調査では、将来の障害福祉にとって特に重要なものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループインタビューでも、支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちからも「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声にこたえ、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する課題に対応するには、民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

民間事業者や関係機関等との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修の実施などの人材育成支援を検討・実施します。

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。

(1) 障害福祉従事者の確保と育成

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害福祉人材の確保 (あ)	障害福祉の仕事の魅力を発信し、 求人や雇用の支援を行うことで 社会福祉人材の確保につなげていき ます。	推進	推進
障害特性に応じた 支援のための研修	発達障害や行動障害を有する方、 医療的ケアが必要な方等に対し、 専門的な支援を行うことのできる 人材を育成するための研修を実施し ます。	推進	推進
相談支援従事者の人材 育成	市域と区域での人材育成に関する 取組を整理し、相互に連動させた 効果的・効率的な人材育成体系を整備 します。	推進	推進
障害福祉施設職員等 への支援 (新)	障害者のQOLの向上を目指し て、障害特性やライフステージに応 じた障害の重度化の緩和、生活 習慣病の予防等の普及啓発を図る ため、障害福祉施設における衛生 管理、栄養管理に関する研修、連絡会 等を実施します。	推進	推進
障害福祉施設等で働 く看護師の支援 (あ)	障害福祉施設等で働く看護師の定 着に向けた支援を行うとともに、 人材確保の方策について検討します。	推進	推進
就労支援センター 職員の人材育成	多様なニーズに対応できるよう、 就労支援スキルを向上させるため、 研修の実施など、人材育成を進めま す。	推進	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
しゅうろうそくしん もくてき 就労促進を目的と した事業所職員向け けんしゅう 研修	しょうがいしゃこよう おこな きぎょう 障害者雇用を行っている企業での 「就業体験」の研修を通じて、 じぎょうしよしよくいん しゅうろうしえん こう 事業所職員の就労支援スキルの向 じょう しゅうろう む いしきづ 上、就労に向けた意識付けにつなげ ます。	すいしん 推進	すいしん 推進
いりょうじゅうじしゃけんしゅうじぎょう 医療従事者研修事業 ㊤	びょうき しょうがい しょうにおよ じゅうしやう 病気や障害のある小児及び重症 しんしんしょうがい じ しゃ しえん ひつよう ちしき 心身障害児・者の支援に必要な知識・ ぎじゅつ こうじやう はか しょうがいとくせい りかい 技術の向上を図り、障害特性を理解 いりょうじゅうじしゃ いくせい した医療従事者を育成するための けんしゅう じっし 研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパー等 けんしゅうじゅうこうりやうじよせい 研修受講料助成 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得のため けんしゅうじゅうこうりやう いちぶ じよせい じんざい の研修受講料の一部を助成し、人材 かくほ はか 確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ガイドヘルパースキル アップ研修 ㊤	より質の高いサービスが提供できる よう、移動支援事業の従業者を たいしやう けんしゅう じっし 対象に研修を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゃかいさんかすいしん 社会参加推進センター による団体活動支援 きのう じゅうじつ 機能の充実	しょうがいしゃほんにん かつどう ささ じんざい 障害者本人の活動を支える人材の いくせい すす おな しょうがい 育成を進めるとともに、同じ障害が ひと こうりゆう ある人たちの交流やコミュニケーション の機会を拡充し、各団体活動を そくしん とりくみ すいしん 促進する取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム ヘルパーの養成・人材育成

障害のある方が希望するサービスを受けるためには、その希望に対応できる支援者（ヘルパー）がいなければなりません。そのため、横浜市では、ヘルパーの養成を促すことで量の確保を、人材育成の取組を行うことで質の確保を図っています。

まず、ヘルパー養成のための取組ですが、ヘルパーとして働くための資格を持っている人を増やすため、資格取得のための養成研修の受講料を助成しています。移動支援従業者（ガイドヘルパー）と同行援護従業者の研修を対象として、最大2万円まで助成を受けることができます。*

また、ヘルパーの人材育成としては、「ガイドヘルパースキルアップ研修」を実施しています。この研修は、知的障害、身体障害、精神障害それぞれの理解を深め、より良い支援が提供できるようになることを目的としています。

研修は、ヘルパー向けと事業所の責任者向けの2種類の研修を行っています。

ヘルパー向けのものでは、3つの障害分野に分けて、ガイドヘルパーの基礎知識・技術や障害特性に応じた適切な支援方法などを身につける研修を行っています。一方、責任者向けのものでは、事業所を正しく運営・管理できるように、サービスを利用する人のための支援計画の作成方法等についての研修を行っています。


どちらの研修でも、講義の中にグループワークを組み入れ、他の事業所の人とも話し合う時間を多く設けています。これによって、日頃の疑問や困りごとの共有・解決の場、横のつながり作りの場としても活用していただいています。

今後も、障害のある人の希望に沿って、安心して生活を送ることができるよう、ヘルパー養成・育成の取組を行っていきます。

ぜひみなさんもヘルパーをやってみませんか！

※横浜市民で、養成研修修了後に、資格を取ったヘルパーとして市内の事業所で3か月以上働いていることが必要です。

(2) 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討 	煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。	検討 ・ 実施	すいしん 推進

3 権利擁護

現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成26年1月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

(1) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

(4) 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた行政情報発信のルールに基づき、本人の意向や障害に応じた配慮を行うよう徹底します。また、必要な配慮について検討を行っていきます。

取組

(1) 虐待防止の取組の浸透

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者虐待防止事業 (普及・啓発)	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	推進

コラム 障害者虐待防止の取組紹介

障害者虐待は障害者に対する重大な人権侵害です。神奈川県内では、通報・届出件数及び虐待認定件数が、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、減少に至っていません。また、障害福祉サービス事業者には、虐待防止対策担当者の設置や虐待防止のための職員への定期的な研修の実施が義務付けられるなど、障害者虐待の防止の取組がますます重要になっています。

横浜市では、障害福祉サービス事業者等に対する虐待防止の取組として、管理者・サービス管理責任者等向けの「障害者虐待防止研修」を行っています。

研修の実施にあたっては、障害福祉サービス事業者や関係団体の皆さまと一緒に取り組んでおり、プログラムの作成や当日の研修講師を担ってもらっています。この研修では、受講した管理者・サービス管理責任者自身が虐待者にならないだけでなく、常勤・非常勤を問わず、また役職や職種に関わらず、事業所の職員全員が虐待防止、権利擁護の意識を高め、虐待を起こさない仕組み・風土を作ることを目指しています。

また、障害者虐待について広く知ってもらうため、ポスターを作成しています。これは、虐待者側が、

・しつけとして必要なことをしている

・本人のためを思っている行為だ

などと、虐待をしているという認識がない場合や、虐待を受けている

障害者自身が

・自分のされていることが虐待だと認識できない

・虐待だと認識していても、相談や被害の訴えを誰にしたらいいのかわからない

といったこともあるためです。

ポスターは、イラストや簡単な言葉を使い、どういったことが虐待に当たるか、どこに相談したらいいのかわかりやすく表現しており、作成の際には障害当事者の方にもご意見をいただきました。

障害者虐待は障害者に対する重大な人権侵害です。虐待が起こらないよう今後も取組を進めます。

障害者虐待に関するポスター



(2) 成年後見制度の利用促進

事業名	事業内容	中間期 目標	最終目標
<p>横浜市市民後見人養成・活動支援事業</p>	<p>地域における権利擁護を市民参画で進めるため、よこはま成年後見推進センターが全区で市民後見人の養成を実施し、区役所、市・区社会福祉協議会、専門職団体等が連携した活動支援の体制を構築します。</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>すすん 推進</p>
<p>法人後見支援事業</p>	<p>よこはま成年後見推進センターが、これまでの法人後見受任実績を踏まえ、市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援を行います。</p>	<p>すすん 推進</p>	<p>すすん 推進</p>

<small>じぎょうめい</small> 事業名	<small>じぎょうないよう</small> 事業内容	<small>ちゅうかんき</small> 中間期 <small>もくひょう</small> 目標	<small>もくひょう</small> 目標
<small>せいねんこうけんせいど</small> 成年後見制度の <small>ふきゅうけいはつ</small> 普及啓発	<small>せいねんこうけんせいど</small> <small>りよう</small> 成年後見制度がより利用しやすいものとなるよう、 <small>かんけいきかん</small> <small>ちようせい</small> 関係機関と調整して <small>とうじしやおよ</small> <small>かぞく</small> <small>しえんだんたいどう</small> 当事者及び家族、支援団体等への <small>せつめいかい</small> 説明会などを実施します。	<small>すいしん</small> 推進	<small>すいしん</small> 推進
<small>けんりようごじぎょう</small> 権利擁護事業	<small>けんり</small> <small>まも</small> <small>そうだん</small> <small>けいやく</small> <small>もと</small> 権利を守るための相談や契約に基づく <small>きんせんかんり</small> <small>にちじようせいかつ</small> 金銭管理サービスなどの日常生活 の支援を、区あんしんセンターが、 <small>しえん</small> <small>く</small> 支援を、区あんしんセンターが、 <small>けいやく</small> <small>もと</small> 契約に基づいて実施します。	<small>すいしん</small> 推進	<small>すいしん</small> 推進

<small>しひょうめい</small> 指標名	<small>れいわ ねんど</small> 令和3年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和4年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和5年度
<small>せいねんこうけんせいどくちようもうした</small> <small>けんすう</small> 成年後見制度区長申立て件数	<small>けん</small> 30件	<small>けん</small> 30件	<small>けん</small> 30件
<small>せいねんこうけんにんどうほうしゅうじよせいけんすう</small> 成年後見人等報酬助成件数	<small>けん</small> 210件	<small>けん</small> 240件	<small>けん</small> 270件

コラム 成年後見制度の利用促進

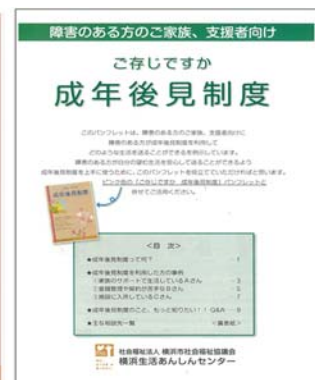
成年後見制度は、認知症高齢者の人や知的障害や精神障害のある人などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスなどの契約等を行います。

成年後見制度には、家庭裁判所が本人に適切な方を選任し「後見」「保佐」「補助」と3つの類型からなる「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる人は、今後ますます多くなることが見込まれています。

横浜市では、平成31年3月に横浜市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、この計画をもとに、令和2年4月に中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。成年後見制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援など、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進の取組を「よこはま成年後見推進センター」が中心となって進めていきます。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。パンフレットの配布もしています。



成年後見制度に関するパンフレット


■よこはま成年後見推進センター H P

<http://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken.html>

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
市民等への普及・啓発	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。	推進	推進
相談体制等の周知	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知します。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための地域協議会を開催します。	推進	推進
市職員対応要領の周知	本市職員が適切な対応を行うべくための指針として策定した市職員対応要領を周知し、差別的取扱いとなり得る事例や、合理的な配慮の好事例等の浸透を図ります。	推進	推進

(4) 情報保障の取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
情報発信時の合理的配慮の提供	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行います。	推進	推進
代筆・代読サービス 	視覚等に障害のある人が日常生活の中で代筆または代読が必要なときに支援者によるサービス提供を行います。	検討 ・ 実施	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (派遣人数) 福	11,000人	11,000人	11,000人
要約筆記者の派遣 (派遣人数) 福	1,900人	1,900人	1,900人
手話奉仕員養成研修事業 (養成人数) 福	172人	172人	172人
手話通訳者・筆記者養成研修事業 (養成人数) 福	90人	90人	90人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (養成人数) 福	30人	30人	30人

コラム 障害者差別解消法を踏まえた横浜市独自の取組（情報保障）

障害者差別解消法では、障害者への合理的配慮が求められています。合理的配慮の例として、障害がある人の障害特性に応じた情報の提供があります。障害があることで必要な情報が得られないということがあってはいけません。

横浜市では、下に挙げたような情報保障の取組を行っていますが、これ以外にも必要に応じた取組を進めています。

○通知等の点字による情報提供対応

視覚障害者の情報保障に関する取組として、横浜市の各部署から市民宛に送付している通知について、点字による情報提供を行っています。

点字での情報提供を希望する視覚障害者に対し、「通知名」「発送元」「問合せ先」について点字化したものを、元の墨字（晴眼者の使う、いわゆる印刷された文字等）の通知とともに送付します。また、送付する封筒にも発送元を点字で刻印しています。

さらに、希望する方へは、通知を送付した旨をメールで情報提供します。

○知的障害者等に分かりやすい資料等の表現見直し

行政の作る通知やお知らせ資料等は、複雑な文章構成や難解な表現を使っている場合があります。知的障害者等が自身で読む際に、正確に内容を把握することが難しいことがあります。このため、障害当事者が内容を正しく

理解できるようにすることを目的として、表現の見直しを行っています。
見直しにあたっては、言葉の置き換えなど文章の変更だけではなく、デザインやレイアウトの見直しも含めて行い、最後に障害当事者によるチェックを経て完成させています。

< 表現見直し前の市立図書館案内 >

■ 移動図書館

移動図書館「はまかせ号」が定期的に巡回しています。
圖書の貸出・返却のほか、予約圖書の受取もできます。また、図書館カードの発行もできます。

■ 開館時間・休館日

開館時間
火曜日～金曜日
午前9時30分～午後7時
※中央図書館、山内図書館は午後8時30分まで
(ただし、中央図書館地下1階学習室は午後7時まで)
土曜日・日曜日・月曜日・祝(休日)・12月28日
午前9時30分～午後5時
1月4日 正午～午後5時

休館日
施設点検日(月1回)
12月29日～1月3日
図書特別整理日
臨時休館日

■ 横浜市立図書館利用のご案内

■ 登録

初めて圖書を借りるとき

市立図書館全部で使える図書館カードを作成します。

横浜市内に住んでいるか、通勤、通学している方なら、どなたでも無料で借りることができます。

図書館利用申込書に記入のうえ、本人であることと現在の住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)とともに登録窓口へお持ちください。その場で図書館カードを発行します。

(利用者検索機能・インターネット圖書検索ページから「仮登録」をすると「図書館利用申込書」の記入が省略できます。登録窓口で「仮登録番号」と、運転免許証、健康保険証、学生証など本人であることと現在の住所を確認できるものをお持ちください。)

図書館カードはお1人につき1枚発行します。本人以外の方は使えません。

登録内容の確認のため、5年ごとに登録更新の手続きをお願いします。

登録資格がなくなった方は、図書館カードを返却してください。

■ 貸出

圖書を借りるとき

全部あわせて、1人6冊まで、2週間借りることができます。図書館カードと圖書を貸出窓口へお持ちください。

貸出手続きの後に、返却期限が記載されたレシートをお渡します。

圖書を借りるときには、図書館カードを必ずお持ちください。

雑誌の冊子号と「館内」のラベルがある図書は、館内をご利用ください。

同じ本を続けて借りたい場合
貸出延長をする方法と、再貸出をする方法があります。どちらも、予約がない場合に利用いただけます。

貸出延長は、ご自宅から利用できます。情報ダイヤル、図書館圖書検索ページからは24時間利用できます。

貸出延長とは、・返却期限前に申込みをした場合、申込日から2週間、貸出期間の延長をします。返却期限日を過ぎていた場合、超過した日数を2週間から引いた日数分、貸出期間の延長をします。貸出延長は1回に限りできます。

★情報ダイヤルのご案内(3P)参照
★「ログイン」メニューのご案内(3P)参照

再貸出は、図書館窓口で図書と図書館カードをお持ちいただいた場合、一度返却し、改めて貸出することです。

< 表現見直し後の市立図書館案内 >

6. コピーする

図書館にあるコピー機で
図書館の本をコピーできます。

白黒コピーは1枚10円です。
カラーコピーは1枚50円です。
ただし、A3サイズ(この案内を広げたときの2倍の大きさ)でカラーコピーすると1枚80円かかります。



横浜市立図書館のご案内

図書館はだれでも入れます
読みたい本を探すお手伝いもします

図書館でできること

- 1. 本を読む**
図書館にある本は、
どれも読んでいいです。
お金はいりません。
- 2. 本を探す**
読みたい本が見つからないときは、
カウンターの人に聞いてください。
本の名前や本を書いた人の名前がわかっているれば
図書館にあるパソコンで
自分で探すこともできます。



☆図書館が開いている時間

○火曜日から金曜日の 平日
朝9時30分から 夜7時まで

○土曜日・日曜日・月曜日
祝日・12月28日
朝9時30分から 夕方5時まで

中央図書館と山内図書館は
夜8時30分まで

1月4日は 昼12時から
夕方5時まで

☆図書館が休みの日

12月29日から1月3日まで。
そのほかの休みの日は、「図書館カレンダー」を見てください。

☆連絡先☆ 横浜市中央図書館
電話：045-262-0050 ファクス：045-262-0052
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/>

- 44 -

4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、グループインタビューやアンケート調査の結果では、依然として、困ったときにどこに相談したらいいかわからない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならない、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。分かりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、困っている人に寄り添う伴走型支援などを行います。障害特性やライフステージなどに応じて、各機関の様々な機能や役割を活用し、本人の希望する暮らしを実現できるように支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

とり組み 取組

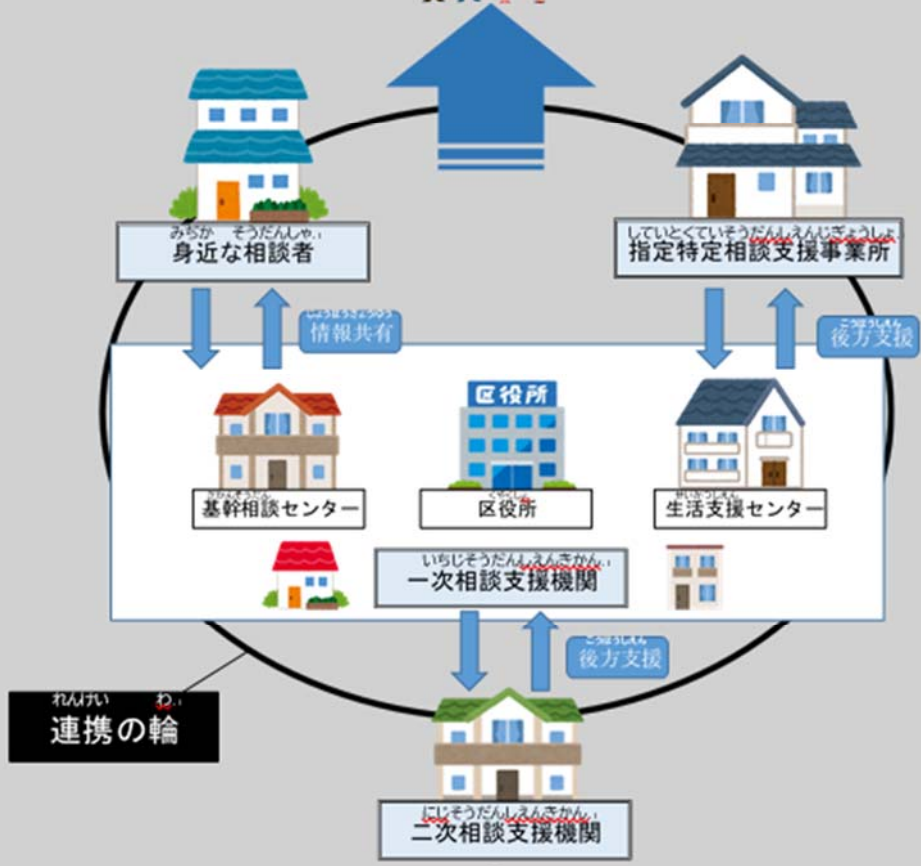
事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者相談支援事業の周知及び普及啓発	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
相談支援従事者の人材育成【再掲】	市域と区域での人材育成に関する取組を整理し、相互に連動させた効果的・効率的な人材育成体系を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
市自立支援協議会と区自立支援協議会の連携・連動	市自立支援協議会、ブロック連絡会、区自立支援協議会を連携・連動させ、地域づくりに効果的に取り組める体制を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談の周知を図り、当事者による相談支援を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
きそん そろだんまどぐち 既存の相談窓口 ちいき (地域ケアプラザ とう) 等)による連携	ひごろ かか なか なにげ かいわ ふく 日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれ ている相談を身近な相談者としてとらえ、 ひつよう おう いちじおよ に じ しろだんしえんきかん 必要に応じて、一次及び二次相談支援機関に つなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
なんびょうかんじやとう 難病患者等への ひつよう じょうほうてい 必要な情報提 きよう 供	なんびょうかんじやとう たい ひつよう じょうほうていきよう 難病患者等に対して必要な情報提供を おこな とう なんびょうかんじやとう しょうがい 行うこと等により、難病患者等の障害 ふくし とう かつよう うなが けんとう 福祉サービス等の活用が促されるよう検討 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援 センター運営事 ぎよう 業	はったつしょうがいしゃしえん ちいき しえん 発達障害者支援センターと、地域の支援 きかん れんけい し く せいり しろだんしえん 機関との連携の仕組みを整理し、相談支援 たいせい きょうか はか 体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 にかか かんけいき に關わる関係機 かん れんけいそくしん 関の連携促進	こうじのうきのうしょうがいしえん ちいき かんけい 高次脳機能障害支援センターと地域の関係 きかん れんけい そくしん みぢか ちいき 機関との連携を促進し、身近な地域における こうじのうきのうしょうがい しえんたいせい きょうか 高次脳機能障害に対する支援体制を強化し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ちいき しろだんしえんたいせい きょうか 地域の相談支援体制の強化 せんもんてき しどう じょげん 福新 ・専門的な指導・助言	400件	440件	480件
ちいき しろだんしえんじぎょうしゃ じんざいいくせい ・地域の相談支援事業者の人材育成の じっし 福新 実施	72回	72回	72回
ちいき しろだんきかん れんけいきょうか とりくみ ・地域の相談機関との連携強化の取組 福新	36回	36回	36回
しょうがい しゅべつ かくしゅ たいおう 障害の種別や各種のニーズに対応で きん けん けん きる総合的・専門的な相談支援 福新	48,000件	49,000件	50,000件
けいかく しろだんしえんりようしゃすう ねんかん 計画相談支援利用者数(年間) 福	16,322人	18,805人	21,453人
はったつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい 発達障害者支援地域協議会の かいさいけんすう 福 開催件数	3件	3件	3件

<small>しひょうめい</small> 指標名	<small>れいわ ねんど</small> 令和3年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和4年度	<small>れいわ ねんど</small> 令和5年度
<small>はったつしょうがいしゃしえん</small> 発達障害者支援センターによる相談 <small>けんすう がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ</small> 件数（学齢後期障害児支援事業分を除 <small>く</small> ） <small>福</small>	<small>けん</small> 3,500件	<small>けん</small> 3,500件	<small>けん</small> 3,500件
<small>はったつしょうがいしゃしえん およ 是ったつ</small> 発達障害者支援センター及び発達 <small>しょうがいしゃちいきしえん がいぶ</small> 障害者地域支援マネジャーの外部 <small>きかん ちいきじゅうみん けんしゅう けいはつ がくれい</small> 機関や地域住民への研修、啓発（学齢 <small>こうきしょうがいじしえんじぎょうぶんのぞ</small> 後期障害児支援事業分を除く） <small>福</small>	<small>けん</small> 55件	<small>けん</small> 55件	<small>けん</small> 55件
<small>いりょうてき じ しゃどう たい かんれんぶんや</small> 医療的ケア児・者等に対する関連分野 <small>しえん ちようせい</small> の支援を調整するコーディネーター <small>はいち</small> の配置 <small>児</small>	<small>にん</small> 6人	<small>にん</small> 6人	<small>にん</small> 6人

【相談支援機関の関係図】



ぶん 類 分 類	やく わり 役 割	き かん 機 関
みちか そうだんしゃ 身近な相談者	ひごろ かか なか なにげ かいわ 日頃の関わりの中で、何気ない会話に ふく そうだん きづ ひつよう おう 含まれている相談に気づき、必要に応 てき そうだん しえん きかん じて適した相談支援機関につなげます。	がっこう しせつ いりよう きかん きんりんじゅうみん 学校、施設、医療機関、近隣住民、サービ ス事業所、グループホーム、作業所、地域ケ アプラザ、障害者支援センター、区社会福祉 協議会、中途障害者地域活動センター、ピア 相談センターなど
していとくていそうだん 指定特定相談 しえんじぎょうしよ 支援事業所	けいかく そうだん しえん りよう かた しえん 計画相談支援を利用する方の支援の ちゅうしん にな 中心を担います。	かくしていとくていそうだん しえんじぎょうしよ 各指定特定相談支援事業所
いちじそうだん 一次相談 しえんきかん 支援機関	ちいき そうだん しえん せんもん きかん 地域の相談支援専門機関として、どん な相談でも受け止め、支援を考えます。 また、計画相談支援を利用しない方の しえん ちゅうしん にな 支援の中心を担います。	きかん そうだん しえん せいかつ しえん りよう 基幹相談支援センター、生活支援センター、療 育センター、区福祉保健センター、児童相談 所、就労支援センターなど
にじそうだん 二次相談 しえんきかん 支援機関	せんもんてき こべつてき そうだんおよ じよげん おこな 専門的・個別的な相談及び助言を行 た きかん こと せんもん ちしき います。他の機関と異なり、専門知識 い いちじそうだん しえん きかんとう おこな を生かして一次相談支援機関等が行う しえん 支援をサポートします。	しやうがいしやこうせいそうだんじよ けんこうそうだん 障害者更生相談所、こころの健康相談センタ ー、総合保健医療センター、総合リハビリテ ーションセンター、十愛病院、横浜療育医療 センター、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、 発達障害者支援センター

トピック 「発達障害のある人への支援」

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し（のちの発達障害者支援センター）、法施行と同時期には、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。

この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。

横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」、「地域支援マネージャーによる障害福祉サービス事業所等への支援」、「障害特性に応じた支援のための研修（行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成するための研修）」、「サポートホーム事業（生活アセスメント付き住宅でのひとり暮らし支援）」、「地域療育センター運営事業」、「学齢後期障害児支援事業（中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援）」等、発達障害児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害に対する市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組（障害者権利条約の批准に向けた一連の法整備など）が進められていることを背景とし、平成28年に同法の改正が行われました。

また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識から、横浜市として、発達障害検討委員会の上部機関である障害者施策推進協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮問を行い、令和2年6月に答申を受け取りました。

令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこととなります。地域の療育の中核機関である地域療育センターにおける

療育体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組とともに、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、更に多様性を尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

<令和2年6月 答申概要>

- 1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)
幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。
- 2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築
今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等(保育所、幼稚園、学校、就労先等)に相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 3 「0次支援」の重要性
障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるためには、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等(保育所、幼稚園、学校、就労先等)が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

トピック「計画相談支援の課題と今後の取組」

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画の提出が必須となっています。サービス等利用計画には、指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）の相談支援専門員が作成するものと、本人が自ら作成するセルフプランの2種類があります。計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などをともに考え、計画を作成し、定期的に確認・振り返り（モニタリング）を行います。

横浜市では計画相談支援の実施率が令和元年度末時点で約50パーセントにとどまっています。その理由の一つとして、事業所及び職員の不足から、利用につながっていないことが考えられます。今後、制度の更なる周知や、実施する人材の確保・育成、市及び各区自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組めます。

トピック「横浜市の依存症対策」

1 従来からの取組

横浜市では、従来から、アルコールをはじめとした依存症への対応は、区における精神保健福祉相談やこころの健康相談センターで実施してきました。また、医療機関とともに、市内における依存症の自助グループや回復支援施設等の民間支援団体が様々な支援を行ってきました。

2 国の動きを踏まえた横浜市における取組の拡充

近年、アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、国におけるアルコール健康障害やギャンブル等依存症対策の基本法及び基本計画、事業体系を示した依存症対策総合支援事業実施要綱を踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、家族教室の対象者の拡大、依存症専門相談や回復プログラムの開始など、取組を拡充しています。

また、民間支援団体や関係機関との連携体制の強化も進め、令和2年3月に、こころの健康相談センターを、国が設置を求める「依存症相談拠点」に位置づけました。令和2年度から開始した依存症関連機関連携会議では、幅広い関係者と支援に関する情報共有を行うなど、関係者間のネットワークづくりを進めています。

3 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の策定

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく地域支援計画を策定します。令和2年度から検討を始め、令和3年度中に策定する予定です。依存症全体の取組方針に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症の現状や課題を整理し、支援内容等を盛り込む予定です。

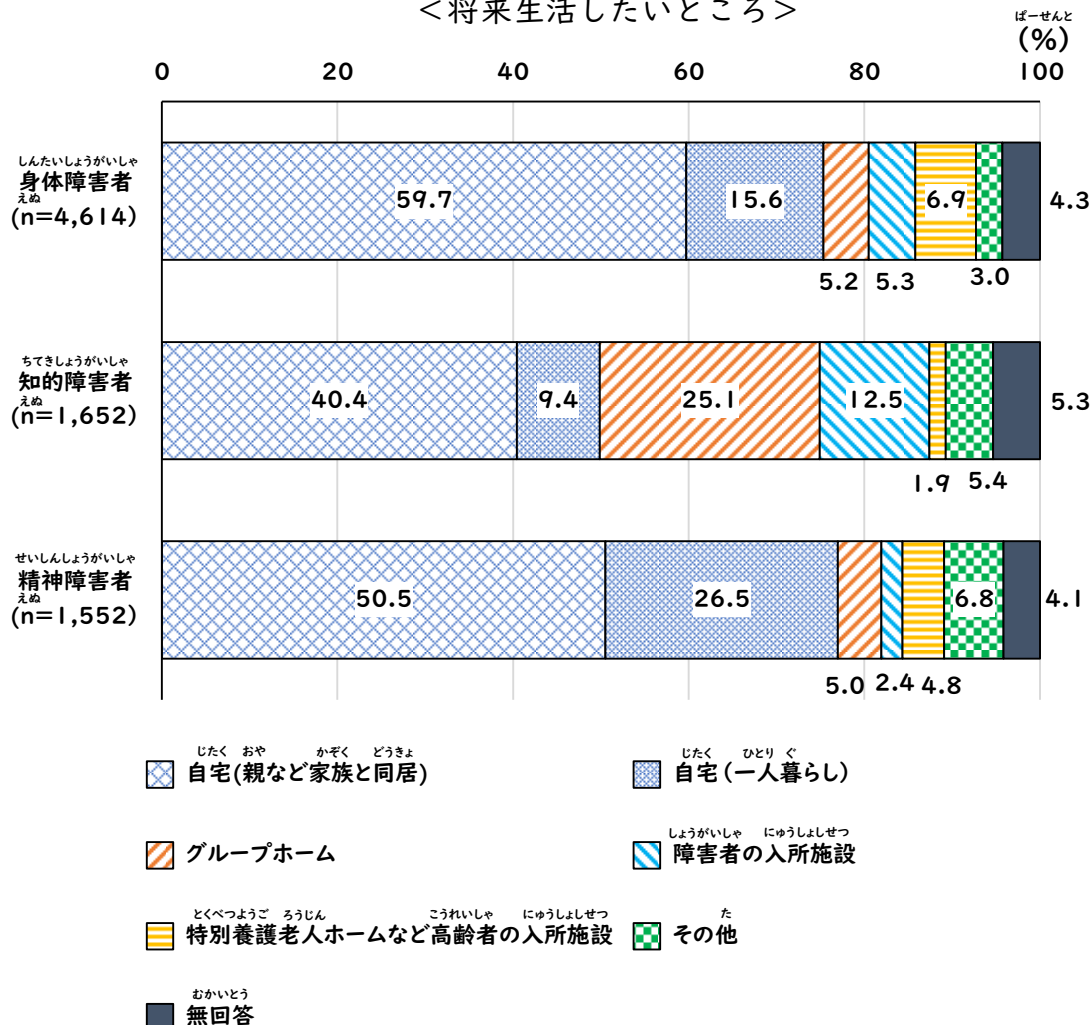
近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとはいえません。障害の状況も様々で、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意思で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、通い先や行きたいところへの移動手段なども含め、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていく上での困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

＜将来生活したいところ＞



1-1 住まい

現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などにかかわらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望めます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれています。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるよう対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>民間住宅入居の促進</p>	<p>障害者が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用していきます。 また、障害者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>サポートホーム事業 (あ)</p>	<p>発達障害のある入居者に対し、地域生活に向けた準備のため、生活面のアセスメントと支援を実施する「サポートホーム」の効果を検証するとともに、支援方法を地域の事業所等へ拡大させていきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>障害児施設の再整備 (あ)</p>	<p>老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備を進めます。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>けんとう 検討</p>
<p>松風学園再整備事業</p>	<p>入居者の居住環境改善のため、個室化等を進めます。また、同園敷地の一部を活用して民設新入所施設を整備します。 ・中間期：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施 ・計画期間中：個室化等の居住環境や設備の改善及び民設新入所施設の工事実施完了</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施</p>	<p>こうじ 工事 じっし 実施 かんりょう 完了</p>
<p>【再掲】障害福祉施設等で働く看護師の支援 (あ)</p>	<p>障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、人材確保の方策について検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助（グループホーム） りようしゃすう しんせつていんすう ねん 利用者数（新設定員数/年） 福	200人	200人	200人
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助（グループホーム） りようしゃすう りようにんずう ねん 利用者数（利用人数/年） 福	5,000人	5,200人	5,400人
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 りようにんずう つき （利用人数/月） 福	1,426人	1,420人	1,414人
ふくしがたしょうがいじにゆうしよしえん 福祉型障害児入所支援 りようじどうすう つき （利用児童数/月） 児	190人	190人	190人
いりようがたしょうがいじにゆうしよしえん 医療型障害児入所支援 りようじどうすう つき （利用児童数/月） 児	90人	90人	90人
しょうがいじにゆうしよしせつ 障害児入所施設における18歳以上 のりようしよしゃすう の入所者数 児	0人	0人	0人
しゆくはくがたじりつくんれん りようにんずう つき 宿泊型自立訓練（利用人数/月） 福	87人分	87人分	87人分
	2,364人日	2,364人日	2,364人日
りようようかいご りようにんずう つき 療養介護（利用人数/月） 福	279人	279人	284人

トピック「福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方」

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

国の第6期障害福祉計画指針に基づき、令和元年度末から令和5年度末までに、地域生活への移行の目標数を87人（令和元年度末時点の施設入所者の約6%）、施設入所者数は23人（約1.6%）の減少を見込むこととします。なお、市内入所施設の定員数については、新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者への対応等から、各施設の状況を踏まえつつ、現状を維持することとします。

これまで本市の入所施設は、一生涯を送る施設ではなく、「地域生活支援型施設」と位置付け、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組んできました。入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担い、本人の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、必要な取組を検討・実施します。また、施設に入所して支援を受けることが真に必要なとされている人の把握を行い、適切なサービス提供を確保できるように、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を検討・実施します。

コラム 住宅セーフティネット制度について

- 障害のある方の住まい探しでよくある困りごととして、
- ・「障害がある」と言うと、入居を断られることがある。
 - ・障害について、大家さんに理解してもらえない。
 - ・障害があるため、階段や坂がないことなど住む環境に条件がある。
 - ・連帯保証人が見つからない。
 - ・所得が少なく、家賃の負担が大きい。

などがあります。

こういった課題に対し、横浜市では平成29年10月から、「住宅セーフティネット制度」をはじめました。

住宅セーフティネット制度は、3つの仕組みから成り立っています。

- ①セーフティネット住宅の登録制度
- ②セーフティネット住宅への家賃などの補助
- ③住まいの確保に困っている人への住宅のマッチング・入居支援

セーフティネット住宅とは、高齢者や子育て世帯、障害のある人、所得の低い人など住まい探しに困っている人の入居を受け入れる登録をした住宅です。

セーフティネット住宅のうち、要件を満たす一部の住宅に対し、家賃や家賃債務保証料の補助を行っています。

また、平成30年10月には、横浜市、不動産関係団体及び福祉団体等の連携により「横浜市居住支援協議会」を設立し、高齢者や障害者などの住まいの確保に困っている人が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように居住支援に関する協議を行い、問題解決に向けた仕組みを検討しています。

例えば、令和元年8月には、住まいの確保に困っている人や、大家さん、不動産事業者、住まいの相談を受けた福祉支援機関等からの相談を受ける相談窓口を開設し、住宅の紹介や、受け入れてくれる住宅を探して入居へつなげるなどの支援を開始しました。

これまでセーフティネット住宅に登録してくれる物件数を増やすために障害理解を進める勉強会などを行い、制度活用について検討してきました。引き続き大家さんをはじめとする地域の障害理解を進めていく啓発活動を行っています。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え	市営住宅に入居している障害者等の要望に対し、トイレや浴室への手すりの取付けなどの住宅改造を実施します。	推進	推進
高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。	推進	推進
高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業	グループホームを利用する障害者が高齢になり、それに伴う身体機能の低下等により、従来のホームの設備で生活することが困難となる場合でも、居住しているホームで安心して生活し続けることができるよう、バリアフリー等改修に係る経費を補助します。	実施	実施

1-2 暮らし

現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしを送るために必要な支援は人それぞれであり、本人の意向や障害状況によって異なる障害福祉サービスを安定して提供していくことが重要です。横浜市は、地域で生活していく上で、障害のある人の生活を支える核として、地活ホームや生活支援センター、多機能型拠点など様々な拠点の整備を進めてきました。これらの拠点機能を更に充実させ、十分に活用していく必要があります。また、行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせません。

日々の暮らしだけでなく、人生には節目となる様々な出来事があります。たとえば、障害のある人が結婚・出産・子育てなどを考えたときに、周囲の無理解が本人の選択肢を狭めないよう、社会全体の理解促進が大切です。

人生の様々な場面で、本人が自分にとって良いと思う選択ができるよう、家族や支援者など周囲の人たちが困りごとや悩みを受け止め、寄り添い、丁寧に相談に乗ることが求められます。加えて、本人が知識や情報を得ることができる環境づくりなども重要な要素の一つです。

また、長期入院中の人や施設入所中の人がグループホームでの生活や一人暮らしに移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身に付けて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源を基に、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

(1) ちいき せいかつ さき しく じゅうじつ
地域での生活を支える仕組みの充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
<p>しょうがいしゃちいきかつ 障害者地域活 動ホーム事業</p>	<p>ざいたく しょうがいじ しゃ かぞく ちいきせいかつ 在宅の障害児・者とその家族の地域生活を しえん きよてんしせつ よこほまし どくじ 支援する拠点施設として、横浜市が独自に せっち おも 設置しているものです。主なサービスとし て、生活介護や地域活動支援センター事業デ イサービス型等の日中活動のほか、ショ ートステイや一時ケア等の生活支援事業を じっし しせつき ぼとう しゃかい 実施しています。施設規模等により、社会 ふくしほうじんがたち かつ きのうきょうがたち かつ 福祉法人型地活ホームと機能強化型地活ホ ームの2種類に分類されています。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>せいしんしょうがいしゃせい 精神障害者生 活支援センター 事業</p>	<p>どうごうしちちようしょう せいしんしょうがいしゃ 統合失調症をはじめとした精神障害者の しゃかいふつき じりつおよ しゃかいさんか しえん 社会復帰、自立及び社会参加を支援するため かくく しませっち せいしんしょうがいしゃ 各区に1か所設置している精神障害者の ちいきせいかつしえん ほんし きよてんしせつ 地域生活支援における本市の拠点施設です。 せいしんほけんふくしし はいち にちじょうせいかつ かん 精神保健福祉士を配置し、日常生活に関す る相談や助言、情報提供のほか、専門医に せうだん じよげん じょうほうていききょう せんもんい よる相談や生活維持のためのサービス（食 じ にゆうよく せんたくどう どう ていききょう 事、入浴、洗濯等）等を提供しています。 く きかんせうだんしえん ほんし 区や基幹相談支援センターとともに、本市の ちいきせいかつしえんきよてん せいしんしょうがい たいおう 「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応 した地域包括ケアシステム」の中核に ちいきほうかつ ちゅうかく 位置付けられています。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>たきのうがたきよてん 多機能型拠点の せいび うんえい 整備・運営 ②</p>	<p>つね いりょうてき ひつよう じゅうしょうしんしん 常に医療的ケアを必要とする重症心身 しょうがいじ しゃどう かぞく ちいきせいかつ しえん 障害児・者等とその家族の地域生活を支援 するたため、相談支援、短期入所、生活介護、 しんりょう ほうもんかんご きたくかいご いったいてき 診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に ていききょう たきのうがたきよてん せいび しんない ほうめん 提供する多機能型拠点の整備を市内6方面 すす に進めます。</p>	<p>しんない 市内4 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりよう 完了</p>	<p>しんない 市内6 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりよう 完了</p>

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>行動障害のある 方の地域移行や 地域生活を支え る仕組みづくり</p>	<p>行動障害のある方に必要とされる支援体制 について、特に地域移行や地域生活を支える 機能の検討を進めます。</p>	<p>検討 検討</p>	<p>推進 推進</p>
<p>地域支援マネジ ャーによる障 害福祉サービス 事業所等への支 援 新</p>	<p>発達障害者支援センターに「地域支援マネ ジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所 等に対し、行動障害・発達障害に係るコン サルテーションを実施します。</p>	<p>推進 推進</p>	<p>推進 推進</p>
<p>地域生活支援拠 点機能の充実</p>	<p>障害のある方の高齢化・重度化、親なき後 に備えるとともに、地域移行を進めるため、 基幹相談支援センター・生活支援センター・ 区役所の3機関一体の運営により、地域のあ らゆる社会資源を有機的につなぐネットワ ーク型の拠点機能を整備し、地域での居住 支援機能の充実を図ります。</p>	<p>推進 推進</p>	<p>推進 推進</p>
<p>精神障害にも 対応した地域包 括ケアシステム の構築</p>	<p>精神障害のある方の生活のしづらさを地域 で支えていくため、医療・保健・福祉の連携 の下、各区福祉保健センター、生活支援セン ター、基幹相談支援センターを核とした「協 議の場」において関係者・関係機関が共通の 認識の中で課題解決に向けた取組の検討と 実施をしていきます。また、地域ごとの課題 に対して特性を踏まえた対応ができるよう、 これまでの社会資源を十分に活用しなが ら、ネットワーク機能の見直しや新たなつな がりを構築していきます。</p>	<p>推進 推進</p>	<p>推進 推進</p>

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標																														
	<p>※この取組のため、精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定します。</p> <p>・共同生活援助の利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>959人</td> <td>997人</td> <td>1,035人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域移行支援の利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>108人/年</td> <td>120人/年</td> <td>132人/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域定着支援利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480人/年</td> <td>576人/年</td> <td>672人/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自立生活援助利用者数(精神障害) (福)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60人/年</td> <td>75人/年</td> <td>90人/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自立生活アシスタント利用者数(精神障害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>れいわ ねんど 令和3年度</th> <th>れいわ ねんど 令和4年度</th> <th>れいわ ねんど 令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>323人/年</td> <td>323人/年</td> <td>323人/年</td> </tr> </tbody> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	959人	997人	1,035人	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	108人/年	120人/年	132人/年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	480人/年	576人/年	672人/年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	60人/年	75人/年	90人/年	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	323人/年	323人/年	323人/年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
959人	997人	1,035人																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
108人/年	120人/年	132人/年																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
480人/年	576人/年	672人/年																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
60人/年	75人/年	90人/年																															
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度																															
323人/年	323人/年	323人/年																															

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標						
	せいしんしょうがいしゃたいいん ・精神障害者退院サポート事業利用者 じぎょうりようしゃ <table border="1" data-bbox="528 367 1098 544"> <tr> <td data-bbox="528 367 719 465"> れいわ ねんど 令和3年度 </td> <td data-bbox="719 367 911 465"> れいわ ねんど 令和4年度 </td> <td data-bbox="911 367 1098 465"> れいわ ねんど 令和5年度 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 465 719 544"> にん ねん 180人/年 </td> <td data-bbox="719 465 911 544"> にん ねん 180人/年 </td> <td data-bbox="911 465 1098 544"> にん ねん 180人/年 </td> </tr> </table>	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年		
れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度							
にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年	にん ねん 180人/年							
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の かぞくしえんじぎょう 家族支援事業 ㊤	せいしんしょうがいしゃ かぞく てきせつ かんけい たも 精神障害者とその家族が適切な関係を保つ きんきゅうたいざいばしよ じゅんび ため、緊急滞在場所を準備するとともに、 かぞく せいしんしっかん りかい ふか きかい 家族が精神疾患について理解を深める機会 ていきょう を提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進						
いりょうてき じ 医療的ケア児・ しゃなど しえん 者等の支援のた め かんけい きかん め 関係機関の きょうぎ ば かい 協議の場の開 さい 催 ㊤	いりょうてき じ しゃどう ちいき さら 医療的ケア児・者等への地域における更なる しえん じゅうじつ む ほけん いりょう しょうがい 支援の充実に向けて、保健・医療・障害 ふくし ほいく きょういくとう かんけいきかん れんけい はか 福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る よこはま いりょうてき じ しゃどうしえんけんどう ため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討 いんかい かだいきょうゆう いけんこうかん たいおう 委員会において、課題共有、意見交換、対応 さくどう けんどう おこな 策等の検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進						
いりょうてき じ 医療的ケア児・ しゃどうしえんしゃようせい 者等支援者養成 ㊤㊦	うけいれたいせい じゅうじつ はか しょぞく しせつ 受入体制の充実を図るため、所属する施設・ じぎょうしょうどう いりょうてき じ しゃどう うけ 事業所等において、医療的ケア児・者等の受 い せっきよくてき おこな しえん ひつよう 入れを積極的に行えるよう、支援に必要な ちしき ぎじゆつ ふきゅうけいはつ おこな しえんしゃ ようせい 知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成 します。	すいしん 推進	すいしん 推進						
メディカルショ ートステイ事業 ㊤	いりょうてき ひつよう じゅうしょうしんしんしょうがい じ しゃ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者 どう ざいたく かいご かぞく ふたんけいげん ざいたく 等を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅 せいかつ あんてい もくてき いちじてき ざいたくせいかつ 生活の安定を目的として、一時的に在宅生活 こんなん ばあい びょういん う が困難となった場合などに、病院での受け い じっし 入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進						

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
ちいきせいかつしえんきよてん せいび 地域生活支援拠点の整備 福	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施
ちいきせいかつしえんきよてん ゆう きのう じゅう ・地域生活支援拠点が有する機能の充 じつ む けんしょうおよ けんどう じっしかい 実に向けた検証及び検討の実施回 すう 福新	かい 1回	かい 1回	かい 1回
せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 精神障害にも対応した地域包括ケア システム ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょう ・保健、医療及び福祉関係者による協 ぎ ば かいさいかいすう 福新 議の場の開催回数	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)	かい しいき 3回(市域) ていき くいき 定期(区域)
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ ・保健、医療及び福祉関係者による もくひょうせつていおよ ひょうか じっしかいすう 目標設定及び評価の実施回数 福新	かい 1回	かい 1回	かい 1回
はったつしょうがいしゃしえん およ はったつ 発達障害者支援センター及び発達 しょうがいしゃちいきしえん かんけい 障害者地域支援マネジャーの関係 きかん じょげんけんすう がくれいこうきしょうがいじ 機関への助言件数(学齢後期障害児 しえんじぎょうぶん のぞ 支援事業分を除く) 福	1,000件	1,000件	1,000件
きょたくかいご ねん 福 居宅介護(／年)	127,601 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分
	8,070人	8,417人	8,778人
じゅうどほうもんかいご ねん 福 重度訪問介護(／年)	89,044 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分
	544人	613人	691人
どうこうえんご ねん 福 同行援護(／年)	16,360 じかんぶん 時間分	17,112 じかんぶん 時間分	17,899 じかんぶん 時間分
	856人	894人	934人
こうどうえんご ねん 福 行動援護(／年)	13,544 じかんぶん 時間分	15,792 じかんぶん 時間分	18,413 じかんぶん 時間分
	855人	1,072人	1,344人

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所（福祉型）（／月）福	にんぶん 1,100人分	にんぶん 1,120人分	にんぶん 1,140人分
	にんにち 5,500人日	にんにち 5,600人日	にんにち 5,700人日
たんきにゅうしょ いりようがた 短期入所（医療型）（／月）福	にんぶん 400人分	にんぶん 410人分	にんぶん 420人分
	にんにち 2,000人日	にんにち 2,050人日	にんにち 2,100人日
にっちゅういちじしえん 日中一時支援（／月）福	にんぶん 240人分	にんぶん 240人分	にんぶん 240人分
	かい 800回	かい 800回	かい 800回
にちじょうせいかつようぐきゅうふ たいよ 日常生活用具給付・貸与（／年）福	けん 86,000件	けん 86,000件	けん 86,000件
ちいきいこうしえん 地域移行支援（／年）福	にんぶん 120人分	にんぶん 132人分	にんぶん 144人分
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援（／年）福	にんぶん 600人分	にんぶん 720人分	にんぶん 840人分
せいしんしょうがいしゃたいいん 精神障害者退院サポート事業 （／年）	にん 180人	にん 180人	にん 180人

トピック「行動障害のある人への支援」

横浜市では、行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、横浜市障害者施策推進協議会の部会の中で、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行って方向性を定め、様々な施策を実現・推進してきました。

平成28年度から、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための「強度行動障害支援力向上研修」を開催しています。この研修は、市内法人が協働し「オール横浜市」として実施しています。

また平成28年度から、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等を訪問して、行動障害・発達障害に関して支援者がより良い支援を提供するためのアセスメントや助言を実施しています。

今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える仕組みづくりについて、更に検討を進めていきます。

コラム「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

～「地域生活」が目指すもの～

精神障害のある方の地域生活を考えるにあたっては、国から「精神保健医療福祉の改革ビジョン（平成16年）」により、「入院医療から地域生活中心へ」という方針が示されています。これにより、地域生活を支えるため、障害者総合支援法の障害福祉サービスや市独自の制度などが少しずつ増えてきました。

この「地域生活」という言葉は、単に、住まいを「病院」から元の「家庭」に移すことを表すものではありません。自ら選んだ場所で安心して自分らしい暮らしを目指すことが「地域生活」であり、「地域」は、それぞれの希望する生活を実現できる場所である必要があります。

その一方で、サービスや制度が増えても、何らかの事情で地域生活が立ち

行かなくなり、場合によっては自分自身が望まない入院となってしまう人もいます。

令和元年度には、地域生活をしている人たちからお話を伺いました。その中で、「病気を理解してもらえない」、「孤独を感じる」、「年齢を重ねることでの身体的な変化がある」、「経済的なこと」、「働くこと」など多くの不安を抱えていることがわかりました。

地域生活の中では、少なからずこうした不安と向き合う場面があります。もしかしたら、長い入院生活から地域に生活の場を移した人の中には、慣れない環境の中で、初めて不安と直面する人がいるかもしれません。時として不安は現実の問題となり、誰にも相談できず周囲から孤立してしまうこともあります。しかし、地域生活の中で生じた不安や問題は、その全てが入院して解決できるわけではありません。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることで、病気そのものからの回復や、安定した日常生活を送れるようになることも大切ですが、それだけでは十分とはいえません。精神障害のある人が、安心して自分らしい暮らしを実現するため、現在または将来的に地域で生活している人たちが抱える「生活上の不安」を解消し、そのうえで他者や社会との関わり、居場所、将来に向けた希望や目標などを持つことができるようになることも期待されています。

システム構築に向けた取組を推進する「協議の場」では、長期入院者数や退院率等の情報を参考としながらも、数字だけにとらわれず、地域が「自分らしい生活を実現できる場」となるよう取り組むことが重要です。障害の程度や入院期間にかかわらず、地域の中で支援が必要な方に届けられるよう、また、支援の「支え手」や「受け手」といった枠を超えて地域社会全体で支えていくことを目指していきます。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者 自立生活 アシスタント ㊦	地域で単身等で生活する障害者に対して、 自立生活アシスタントが、その障害特性を踏 まえて、具体的な生活場面での社会適応力を 高める助言を中心とした支援を行います。国 の実施事業との関係を整理しながら推進して いきます。	推進	推進
後見的支援制度 ㊦	障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした 将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあと も安心して暮らすことができる地域での見守 り体制を構築します。	推進	推進
消費者教育 事業 ㊦	障害者、家族及び支援者が、商品・サービス の利用及び契約に関わるトラブル等を学ぶこ とにより、安心した日常生活を送れるよう、 意識啓発を図ります。	推進	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助 ㊦	80人分	100人分	120人分
自立生活アシスタント ㊦	690人分	690人分	690人分

コラム 横浜市障害者後見の支援制度について

横浜市障害者後見の支援制度とは、地域で安心して暮らすために必要な、「身近な地域での見守り」やスタッフによる定期訪問等を通じた「本人の希望と目標に基づく支援等」を行う、横浜市独自の制度です。「将来にわたるあんしん施策（10ページ参照）」の一環として、平成22年度からスタートしました。

- ・ 障害のある人を支援している人や地域の住民の方などが、制度に登録をした人を日々の生活の中で気かけたり定期的な訪問をしたりしながら、日常生活を見守ります。
- ・ 障害のある人とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。
- ・ 生涯にわたり障害のある人に寄り添いながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えます。

【利用事例】

知的障害のある40代のAさんは、高齢の父と二人家族。我が子の将来を心配した父が、後見の支援制度説明会に参加し、登録につながりました。後見の支援室では、Aさんを理解するために、自宅や後見の支援室でお会いするだけでなく、通所先にも足を運びました。また父から、我が子への想いや将来の心配ことなどを伺いました。

定期的にお会いする中で、徐々に将来のことを考え始めたAさん。父の入院をきっかけに、区役所の職員と一緒にグループホームの見学や、宿泊体験なども行いました。その後も、Aさんの「将来は自宅で暮らしたい」という想いは変わりませんでした。

数年前に父が亡くなり、Aさんは、障害福祉サービスを利用しながら、自宅で一人暮らしを始めました。後見の支援室では、Aさんの了解を得て、あんしんキーパー※を依頼するなど、地域の方たちとの関係づくりを進めてきました。

ある日、Aさんは「台風の時、近所の方が『大丈夫？』と訪ねてきてくれた」と、あんしんキーパーのお付き合いの様子を話してくれました。また、最近では、「自分のペースで生活できるようになった」とも話しています。

これからも後見的支援室では、Aさんに寄り添いながら、暮らしを支える支援の輪を丁寧に広げていきます。

※ あんしんキーパー：

身近な地域の中で、登録者をさりげなく見守る人。登録者や家族の希望を伺い、後見的支援室が地域の方たちに働きかけ、登録していただきます。また、既に登録者のことをよく知っている人に登録していただく場合もあります。

【参考】「成年後見制度(41ページ参照)」と「横浜市障害者後見的支援制度」について

2つの制度は、本人を中心に、その生活や人生に寄り添うことを共通としますが、それぞれ役割が異なります。

「成年後見制度」では、法的な権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や介護サービス等の契約を行います。

一方で「横浜市障害者後見的支援制度」は、本人に関する法的な権限を持つものではありません。しかし、障害福祉サービス等の利用有無にかかわらず、末永く緩やかに、地域の中で本人を見守っていく体制を構築できることが強みです。

平成13年に創設された自立生活アシスタント事業は令和3年で20年を迎えます。「親亡き後の支援」の課題への対応として知的障害者を対象に始まり、現在は精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害者も対象に実施しています。事業開始時に比べ、福祉サービスは充実(複雑化?)していますが、障害のある方が地域生活をする上での課題や支援の必要性は変わることがありません。このコラムでは、自立生活アシスタント利用者に、アシスタントのこゝとや、今の生活について、自立生活アシスタントがインタビューをした内容を紹介します。

Aさん(40代女性) アシスタント利用4年

Aさんは、家族から離れて一人暮らしをはじめるときに、アシスタントに登録しました。以前から人と同じようにできないことに悩んでいたようです。「母は、今も心配している。自分が学校まで出て、他の人と違うのではないかという気持ちがあり、心配もあったと思う。」と話します。お母様と暮らしている間は、福祉サービスを利用していませんでした。福祉サービスに対しては、「猜疑心がどこかにあった」「支援を信じられる根拠がはっきりとわからなかった」そうです。人の話をきいても、「どこまでが本当なのか」と悩んでしまい、一人で決断するのが困難だったとのこと。また、病院や区役所に行くことも苦手でした。片付けも苦手、物をそのまま置いてしまい、自分でもよくないと思いつつ、物をあふれさせてしまっていたそうです。

アシスタントを利用することになって、「サポートしてくれるので、人と会って話すのも違ってきた。つながりを保てるのが安心になる」と言っています。外出先で人と対応するときも、緊張することが少なくなったそうで、「わからないことも聞けるので安心」なのだとか。

定期的な通院では、医師の話が指針になると言います。アシスタントが同行することで自分の体調をわかってもらえること、気づけなかったことに気づけたことが大きいそうです。

今は、「自分のことは自分で考えるのが大事」と話します。アシスタントの支援はあるが、できることは自分でやっていきたいという前向きな気持ちになっているそうです。「自分はこういう人と自覚していけば、普通の生活が送れるのではないかと思っている。」「一人だと生きていく意味もわからなくなるくらい、つらかったりするので、皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです」

はな
と話します。

これからのAさんの生活を他の支援者と一緒に、近くからサポートしていきたいとおもいます。

びー だいだんせい りよう ねん
Bさん(30代男性)アシスタント利用3年

びー はじ あ ねんまえ きんちょう びー けいど
Bさんに初めて会った3年前、とても緊張されていました。Bさんは軽度
の知的障害があります。仕事を辞めたことや家族の病気が重くなったこと
で、さまざまな福祉の支援が入るようになり、その一つがアシスタントでし
た。現在は、家族が亡くなり一人暮らしです。

アシスタントが支援するようになってどう変わったかを伺うと、「暮らし
やすくなった」と言います。今ではヘルパーさんが週に2回来て、ご本人自身
も定期的に掃除するようになりました。食生活の助言をしてもらうことで、
健康への意識も高まり体重も減っています。

これからもアシスタントには、病院に付き添い、診察に同席することで、
治療や服薬のことを一緒に考えていくことを望まれています。ただ、普段の
通院は一人でもいけると誇らしげに語っていました。直近の希望を伺うと
「買い物に付き添ってもらって、冬に履く靴を一緒に見に行きたい」そうで
す。

このように、自立生活アシスタントは日常生活の課題に対し、ご本人と一
緒に取り組むことで「自分で自分の生活を考える」ことを意識していただ
けるように支援しています。初めてのことや苦手なことを一緒にやってみるこ
とで、経験を積み自分で考え、判断していくことを大事にしています。「ご
本人に寄り添って少しずつできることを増やしていく支援」になるため、生活
が劇的に改善することは多くありませんが、ご本人の大切にしている部分を
理解していくことで、少しずつ相談できる存在となっていきます。さりげな
く、でも必要な支援者として、今後も支援していけたらと、改めて思いま
した。

1-3 移動支援

現状と施策の方向性

アンケート調査では、「日常生活に介助が必要」とした人のうち50パーセント以上の人が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減など、障害のある人に合わせた適切な支援を行う必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

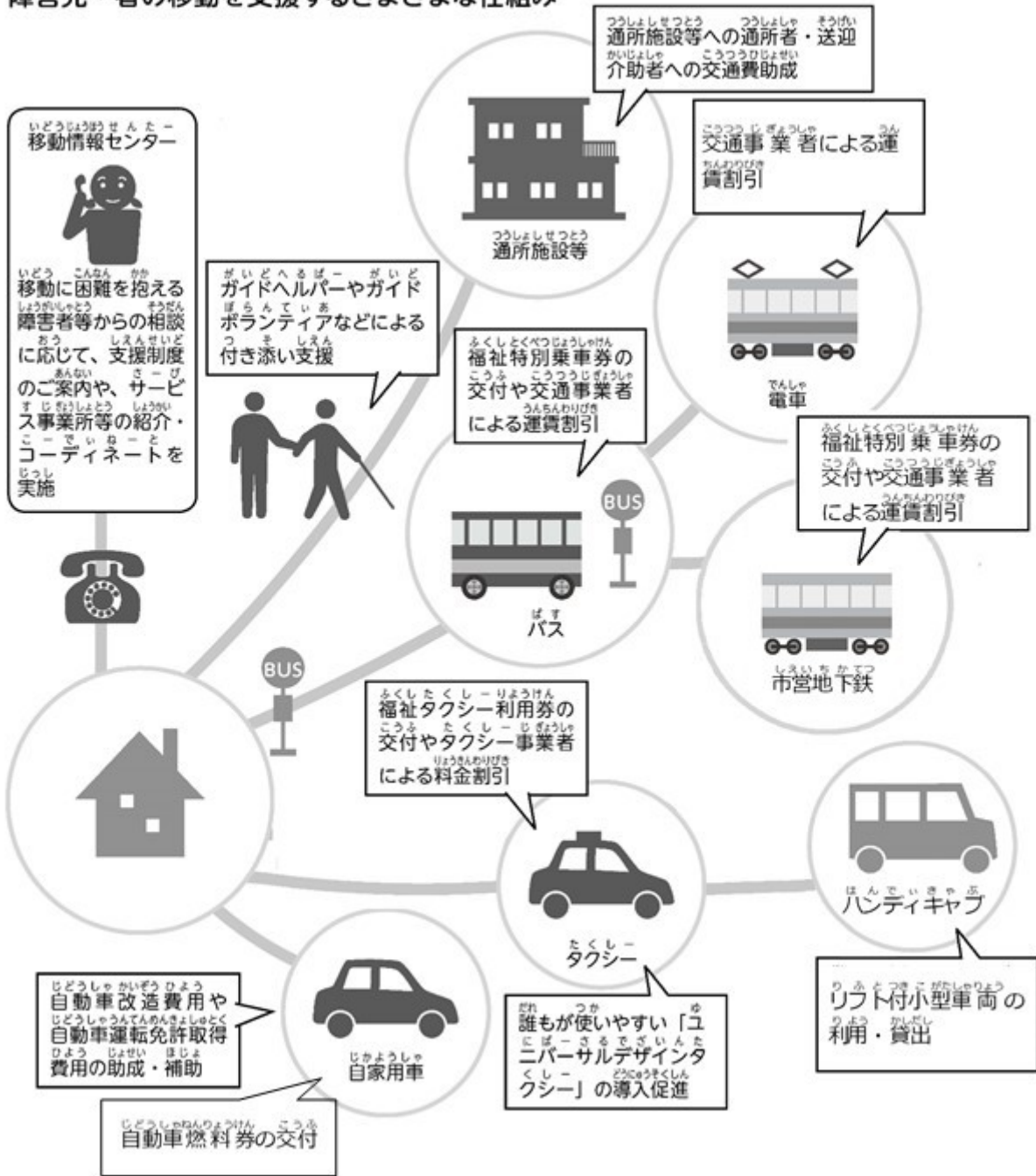
取組

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
移動情報センター 一運営等事業の 推進 (あ)	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談 相談 件数 3,300件	相談 相談 件数 3,600件
【再掲】ガイドヘルパー等研修 受講料助成 (あ)	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図ります。	推進	推進
【再掲】ガイドヘルパースキルアップ研修 (あ)	より質の高いサービスが提供できるよう、移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	推進	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
なんびょうかんじゃがいしゅつ 難病患者外出 しえん 支援サービス じぎょう 事業	いっぱん こうつうきかん りよう がいしゅつ こんなん 一般の交通機関を利用して外出に困難を ともな くるま どう りよう なんびょうかんじゃ 伴う、車いす等を利用する難病患者に ふくししゃりよう そうげい ていきよう 福祉車両による送迎サービスを提供しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進
ざいたくじゅうしょうかんじゃ 在宅重症患者 がいしゅつしえんじぎょう 外出支援事業	くるま いどう こんなん 車いすによる移動が困難でストレッチャ たいおうしゃ しょう え なんびょうかんじゃ 一対応車を使用せざるを得ない難病患者 つういんどう さい しょうてい かんじゃどうはんそうようじどうしゃ が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車 りよう ばあい いそうひ いちぶ を利用した場合に、その移送費の一部を じよせい 助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふくしゅうしょういどう 福祉有償移動サ ービス事業	いどう かいじょ ひつよう しんたいしょうがいしゃどう たいしょう 移動に介助が必要な身体障害者等を対象 どうろく えぬびーおーほうじんどう じかよう に、登録されたNPO法人等による、自家用 じどうしゃ りよう いどう そくしん 自動車を利用した移動サービスを促進しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進
じゅうどしょうがいしゃどう 重度障害者等へ いどうしえんじぎょう の移動支援事業 かくじゅう の拡充 新	こうきようこうつうきかん がいしゅつ こんなん じゅうどしょう 公共交通機関での外出が困難な重度障 がいしゃどう たい いどうしえんじぎょう かくじゅう はか 害者等に対して、移動支援事業の拡充を図 ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 いどうかいご つうがくつうしよしえん (移動介護・通学通所支援) 福	781,554 じかんぶん 時間分	797,185 じかんぶん 時間分	813,128 じかんぶん 時間分
	6,479人分 にんぶん	6,673人分 にんぶん	6,873人分 にんぶん

しょうがいじ しゃ いどう しえん しゅく
 障害児・者の移動を支援するさまざまな仕組み



コラム 「移動情報センター」の役割

「移動情報センター」という名前を、初めて聞く方もいるのではないでしょう。名前のおり、障害者の移動に関する情報を集め、必要な方に提供する窓口です。「将来にわたるあんしん施策」の一つとして、移動に関する情報を一元化し、相談・利用調整にワンストップで対応するために事業化されました。18区の社会福祉協議会に設置されており、障害のある人などからの相談に応じて、外出支援制度の案内や、サービス事業所などの情報提供・紹介を行っています。

「出かけたけれど、一人では不安」「買い物に行くので、誰かに付き添ってほしい」「子どもの特別支援学校の送り迎えを誰かにお願したい」…。多様なご相談に対し、必要に応じて区役所や学校、基幹相談支援センター、事業者などの関係機関と連携しながら、ニーズに合う移動手段を考えてご案内します。紹介しているのは、公的なサービスだけでなく、民間の事業者や地域のボランティアも含まれています。たとえば、車いす対応の車で出かけたという人には、福祉車両で送迎を行う福祉有償運送や介護タクシーの事業者情報をお伝えします。外出の付き添いを探している人には、利用できる支援制度をご説明し、条件に合うヘルパー事業所やボランティアの紹介もしています。

相談対応以外にも、障害への理解を深める講座を開催したり、付き添いとして活動するボランティアの募集をしたりするなど、地域への働きかけを行うことも移動情報センターの重要な役割です。ボランティアが気軽に、安心して活動できるよう、初心者向けの外出支援の研修や、実際に活動しているボランティア同士の交流会なども実施しています。

日々の生活のあらゆる場面に関わる「移動」。移動情報センターは、様々な活動を通して、障害のある人の移動をお手伝いしています。

1-4 まちづくり

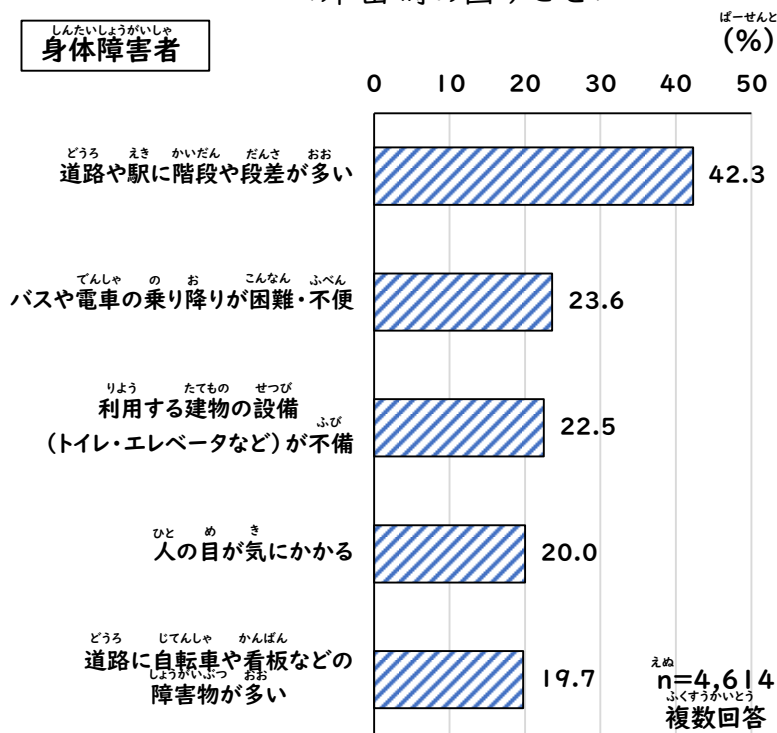
現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、グループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

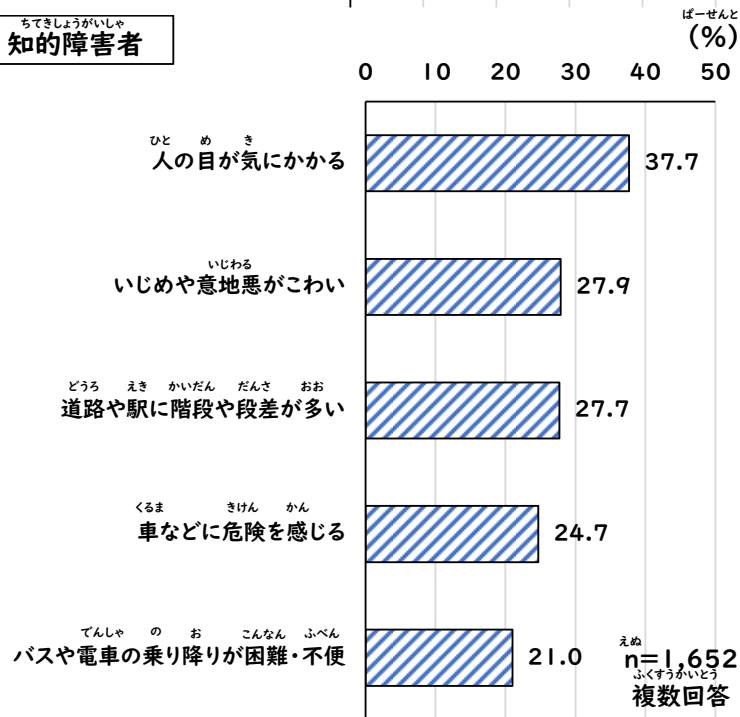
こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・事業者・行政などの多様な主体が、更なる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知った上で、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政などが協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できるよう、ハードとソフト（環境の整備や福祉教育など）に一体的に取り組む、福祉のまちづくりを更に推進していきます。

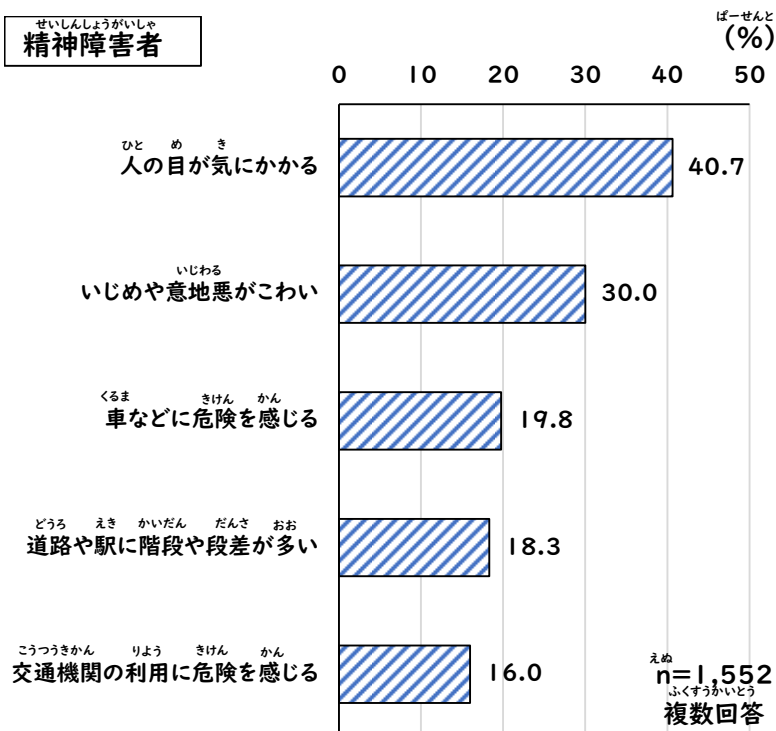
＜外出時の困りごと＞



ちてきしょうがいしゃ
知的障害者



せいしんしょうがいしゃ
精神障害者



じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
ふくし 福祉のまちづく り推進事業	よこはま にかか すべ ひと たが そんなちよう 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、 たす あ ひと やさ 助け合う、人の優しさにあふれたまちづく り」を実現するため、ハードとソフト（環境 せいび ふくしきよういく いったいてき と く 整備や福祉教育など）を一体的に取り組み、 ふくし 福祉のまちづくりを推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうきようこうつうきかん 公共交通機関の バリアフリー化	だれ いどう かんきようせいび いっかん 誰もが移動しやすい環境整備の一環とし て、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及び ノンステップバスの導入促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
バリアフリーの 推進 ・バリアフリー基 本構想の検討・ 作成	ほう もと えきしゆうへん じゆうてんてき バリアフリー法に基づき、駅周辺の重点的 かつ一体的なバリアフリー整備を推進する ため、区ごとにバリアフリー基本構想を作成 します。 さくていず ちく みなお みさくていちく ・策定済み地区の見直しや、未策定地区の しんきさくせいどう 新規作成等	すいしん 推進	すいしん 推進
・バリアフリー歩 行空間の整備	えきしゆうへん かの すいしん 駅周辺のバリアフリー化を推進するため、 バリアフリー基本構想に基づき、道路のバリ アフリー化を、引き続き、進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
よこはまし こうきよう 横浜市公共サイ ンガイドライン の運用推進	こうてききかん せっち ほ こうしやようあんない 公的機関により設置される歩行者用案内・ ゆうどう きかく ひようじないようどう どういつ はか 誘導サインの規格や表示内容等の統一を図 るためのガイドラインの運用を推進します。 また、公共サインの掲載基準等について必 よう おう みなお けんどう ほ こうしや わ 要に応じて見直しを検討し、より歩行者に分 かりやすいサイン整備を進めていきます。	すいしん 推進	すいしん 推進
エレベーター 設置事業	せいび がっこうしせつ エレベーターの整備など、学校施設のバリア フリー化を進め、障害児が学びやすい環境 を整備します。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、平成11年から「横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」という。）」を策定しています。

令和3年に公表した新しい推進指針（令和3年度～7年度）では、福祉のまちづくりにあまり関わりがなかった人にも親しんでいただけるよう『ふくまちガイド』という愛称をつけました。また、国連で定めている「持続可能な開発目標（SDGs）」や、障害者権利条約の「社会モデル」の理念を盛り込んでいます。ふくまちガイドは主に、福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿である「ビジョン（未来像）」、ビジョンを実現するための大切な考え方である4つの「ポリシー（理念）」、ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための「アクション（行動）」で構成されています。

福祉のまちづくりは、障害のある人もない人も、子どもから大人まで、日常の身近なところから参加できます。横浜に関わる全ての人のアクション（行動）の積み重ねにより、ふくまちガイドが目指す「安心して自由に生活できるインクルーシブ（全ての人を受け入れられ、参加できる）なまち」の実現につながります。皆さんも、ふくまちガイドをきっかけに、ちょっとしたことから始めてみませんか。

ビジョン（未来像）

ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、安心して自由に生活できるインクルーシブなまち

ポリシー（理念）

- ポリシー1 みんな違ってあたりまえ
- ポリシー2 一緒に活動する
- ポリシー3 まずはやってみる

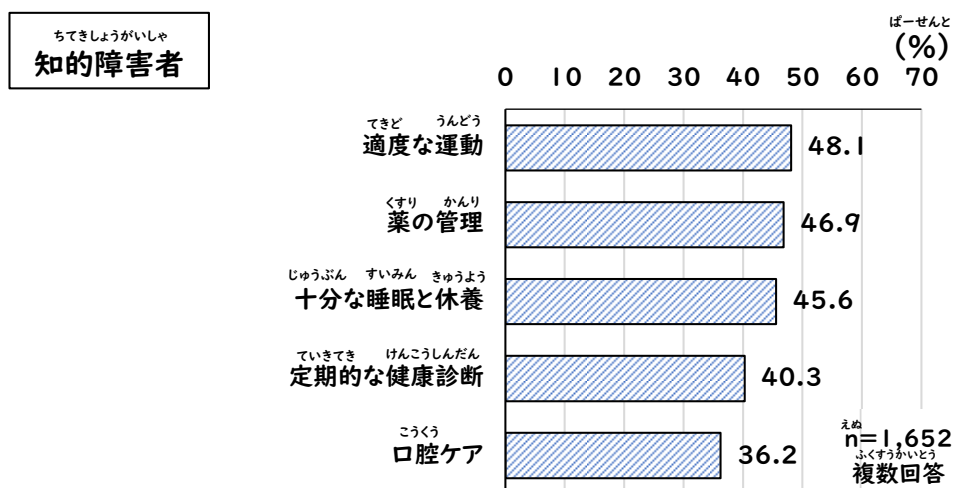
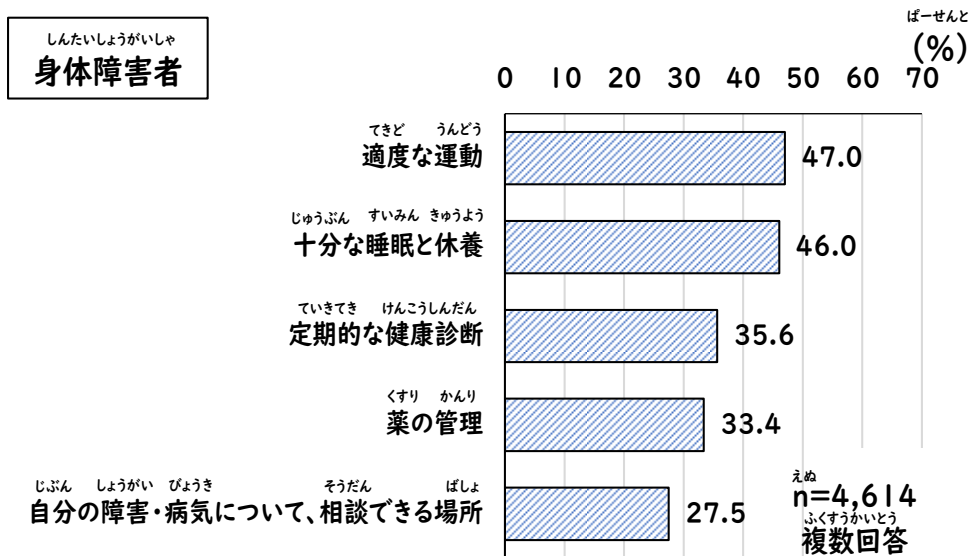


ふくまちガイド表紙（上）
「横浜市福祉のまちづくり推進指針」
マスコットキャラクター（下）

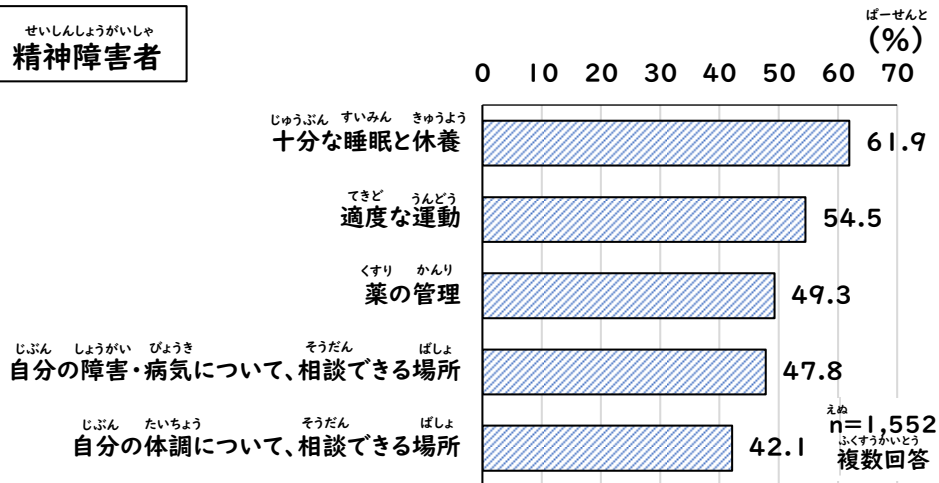
アンケート調査では、将来に不安を感じることで「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組みやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種類やあるなしにかかわらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通じた地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応することが求められています。

<健康・医療について、必要だと思うこと>



せいしんしょうがいしゃ
精神障害者



2-1 けんこう いりよう
健康・医療

げんじょう しさく ほうこうせい
現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化も更に進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていく上で非常に重要です。アンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」、「適度な運動」と回答しています。これは、第3期プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、「運動はしていない」と回答した人は半数を超えています。健康づくり・介護予防などにどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関で受診しやすい環境も重要です。グループインタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよく分かっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えていくことは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをより深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) しょうがいしゃ けんこう すいしん
障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体とも協力しながら、健康増進計画と連動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。


(2) 医療環境の充実

障害のある人に適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療について、土曜日・日曜日・祝日などの、病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制を充実させるよう努めます。



(1) 障害者の健康づくりの推進

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援</p>	<p>障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>【再掲】障害福祉施設職員等への支援 </p>	<p>障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

トピック「医療的ケア児・者等への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下「医療的ケア児・者」という。）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多いです。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからないことが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つからなかったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかったりすることも課題です。こうした課題は、日常的な医療的ケアのない重症心身障害児・者についても同様です。

そこで、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。ここで「等」とあるのは、医療的ケア児・者と同一課題がある重症心身障害児・者を含む幅広い意味合いがあります。

現在取り組んでいることは、

- 1 医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置
- 2 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成
- 3 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催
- 4 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり

の4つです。

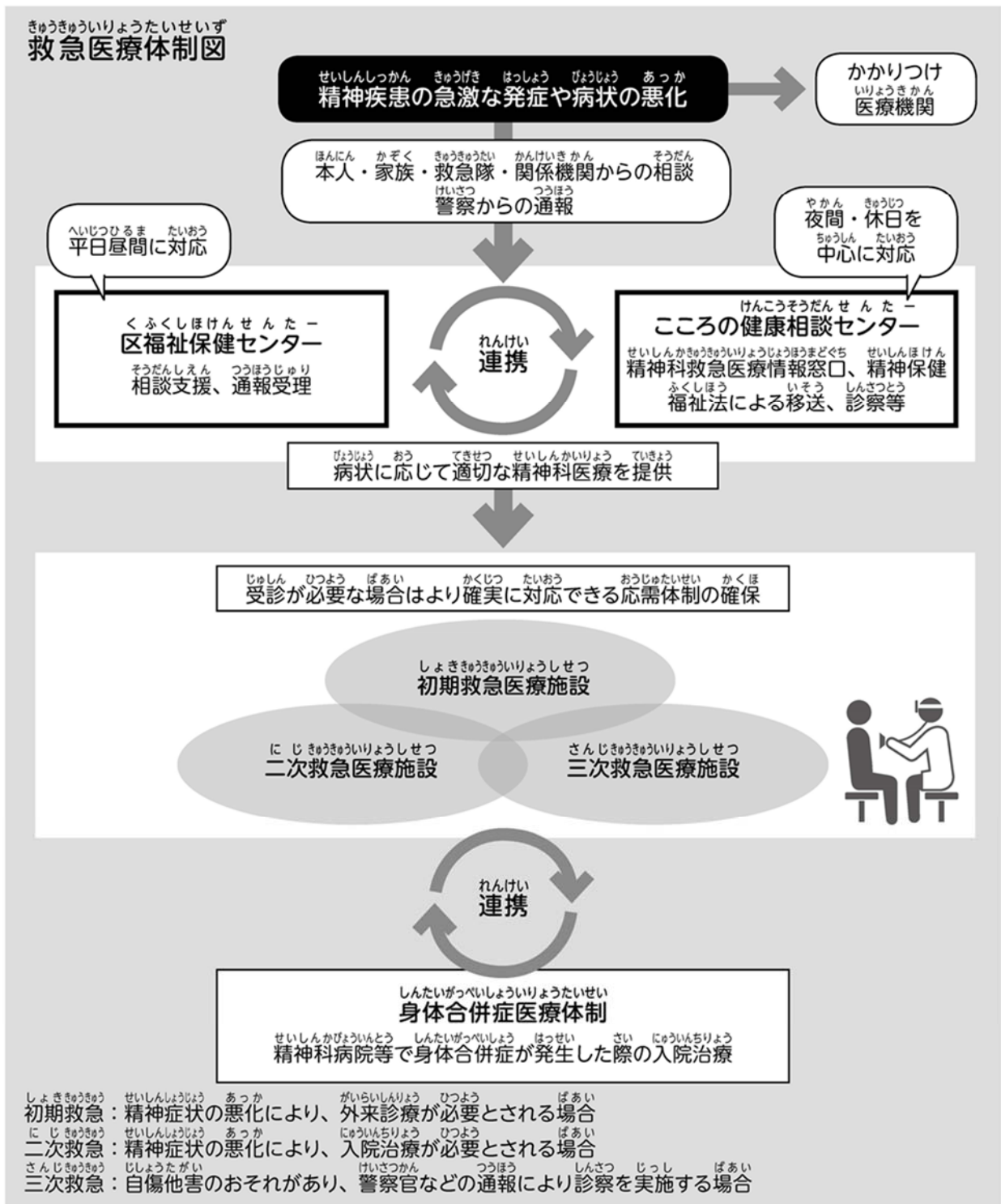
この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族が安心して生活ができるようにしていきます。

(2) 医療環境の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
<p>難病患者一時 入院事業</p>	<p>医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>歯科保健医療 推進事業 (心身障害児・ 者歯科診療)</p>	<p>通常の歯科診療では対応が困難な心身障害児・者に対する歯科治療の確保を引き続き図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>【再掲】メディカ ルショートステ イ事業 (あ)</p>	<p>医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等を在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>難病患者在宅 療養計画策定・ 評価事業</p>	<p>在宅難病患者に対し、保健・医療・福祉の各サービスを適切に提供するために、関係者が合同でサービス内容を検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>医療機関連携 事業 (あ)</p>	<p>障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>重度神経難病 患者在宅支援 システムの構築</p>	<p>発病から数年で急速に進行する神経難病患者に対する在宅支援システムを、専門医療機関・在宅リハビリテーション等の保健・医療関係者と障害福祉サービス事業等との連携により、構築します。 ・ALS患者に加え、筋ジストロフィー症患者のライフステージに合わせた生活障害支援を目的に、在宅リハビリテーションを活用する流れを構築します。</p>	<p>こうちく 構築</p>	<p>こうちく 構築</p>

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>ざいたくりょうようじ 在宅療養児の ちいきせいかつ さぎ 地域生活を支 えるネットワーク れんらくかい 連絡会</p>	<p>しょうがいじ しゃ いりょう にゅういん ざいたく かか 障害児・者の医療（入院・在宅）に関わ り医療関係者を中心に、福祉・教育関係 しゃ たいしやう ざいたくしえん ひつよう じやうほう 者を対象として、在宅支援に必要な情報 こうかん じんてきこうりゆう つう しょうがいりかい そく 交換や人的交流を通じて、障害理解を促 しん 進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうしやうしんしんしやうがい 重症心身障害 児・者の在宅生活 をささ 支えるための しえんたいせい じゅうじつ 支援体制の充実</p>	<p>じゅうしやうしんしんしやうがいじ しゃ ざいたくせいかつ さぎ 重症心身障害児・者の在宅生活を支える ため医療体制をはじめとする検討を行 い、支援体制の充実をはか しえんたいせい じゅうじつ はか ります。</p>	<p>けんとう 検討</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうどしやうがいしやとう 重度障害者等 にゅういんじ 入院時コミュニ ケーション支援 じぎょう 事業 (あ)</p>	<p>にゅういんさき いりやうきかん いし かんごしとう 入院先医療機関の医師・看護師等との いし そつう じゅうぶん はか しょうがいじ しゃ 意思疎通が十分に図れない障害児・者を たいしやう にゅういんさき 対象に、入院先にコミュニケーション しえんいん はけん 支援員を派遣します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>けんこう 健康ノート</p>	<p>しょうがいじ しゃ じぶん す ちいき いりやうきかん 障害児・者が自分の住む地域の医療機関で じゅしん さい かつやう けんこう 受診する際に活用できる「健康ノート」に ついて、にゅうしゅ けんとう 入手しやすくなるよう検討し、よ かつやう り活用できるようにします。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい いりやうじゅうじ 【再掲】医療従事 しゃけんしゅうじぎょう (あ) 者研修事業</p>	<p>しつぺい しょうがい しょうにおよ じゅうしやうしんしん 疾病や障害のある小児及び重症心身 しょうがいじ しゃ しえん ひつよう ちしき ぎじゆつ 障害児・者の支援に必要な知識・技術の こうじやう はか しょうがいとくせい りかい いりやうじゅう 向上を図り、障害特性を理解した医療従 じしや いくせい けんしゅう じつし 事者を育成するための研修を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいけい しょうがいふくし 【再掲】障害福祉 しせつとう はたら かん 施設等で働く看 ごし しえん (あ) 護師の支援</p>	<p>しょうがいふくししせつとう はたら かんごし ていちゃく む 障害福祉施設等で働く看護師の定着に向 けた支援を行うとともに、かくほ ほうさく 確保の方策につ いてけんとう いて検討します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>せいしん かきゅうきゅう 精神科救急 いりやうたいさく じぎょう 医療対策事業</p>	<p>せいしんしっかん きゅうげき はっしょう せいしんしやうじやう あつ 精神疾患の急激な発症や精神症状の悪 か そうきゅう てきせつ せいしん か いりやう ひつよう 化などで、早急に適切な精神科医療を必要 とする場合に、ばあい せいしんほけんふくしほう もと しん 察や病院の紹介を行うとともに、ひつよう ざつ びやういん しょうがい おこな 医療施設を確保すること等により、引き続 いりやうしせつ かくほ どう ひ つづ き救急患者の円滑な医療及び保護を図り ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
精神疾患を合併 する身体救急 患者の救急 医療体制整備 事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよう、救急医療体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進



現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

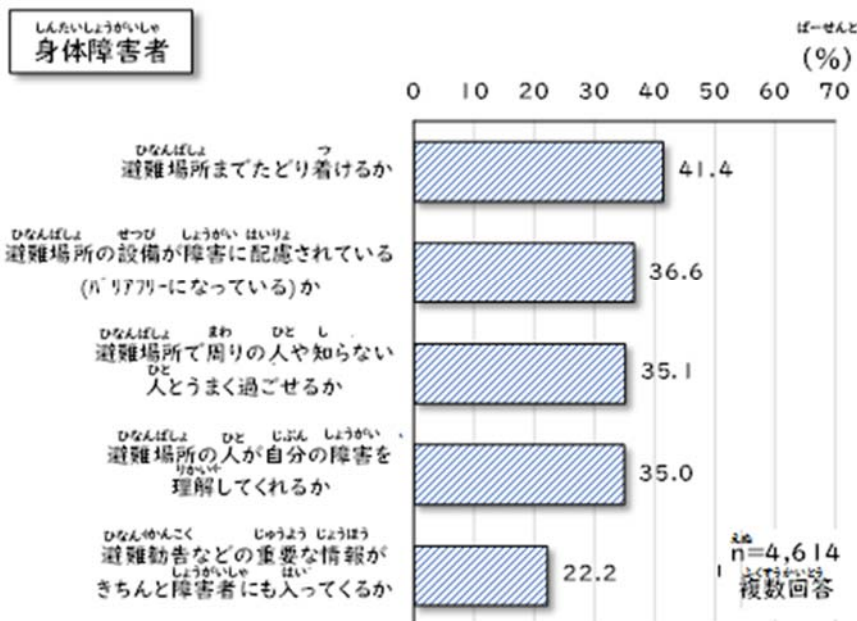
また、アンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」、「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていけるか、自分の障害のことを理解してもらえるかなどの不安を持っている人は4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

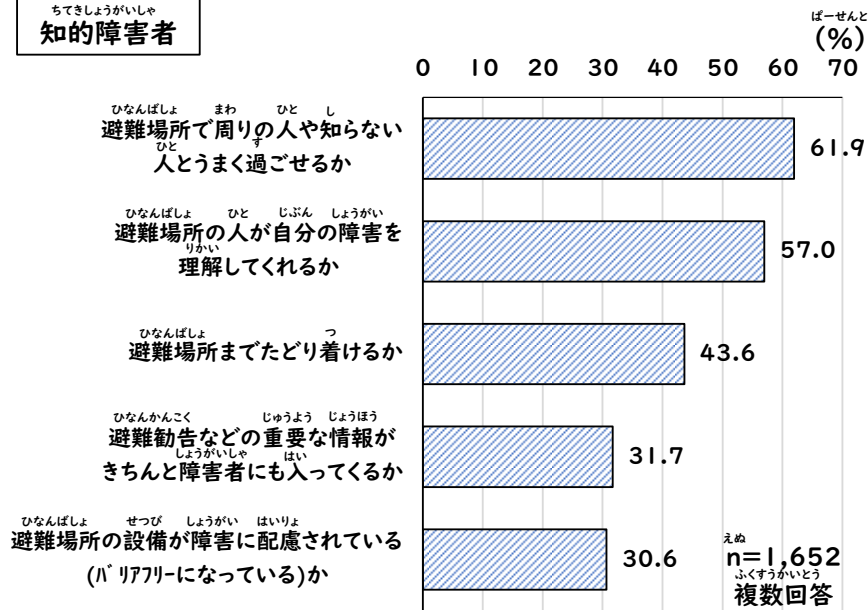
行政として、障害のある人や関係機関に対し、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行うとともに、防災訓練などを通じて障害のある人が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応できるよう検討していきます。

また、感染症などの大流行が発生したときでも必要な障害福祉サービスを提供することができるよう備えておくことも重要です。平常時にそれぞれの事業所などがどう備え、また緊急時にどのような支援を必要とするのか検討と準備を進めます。

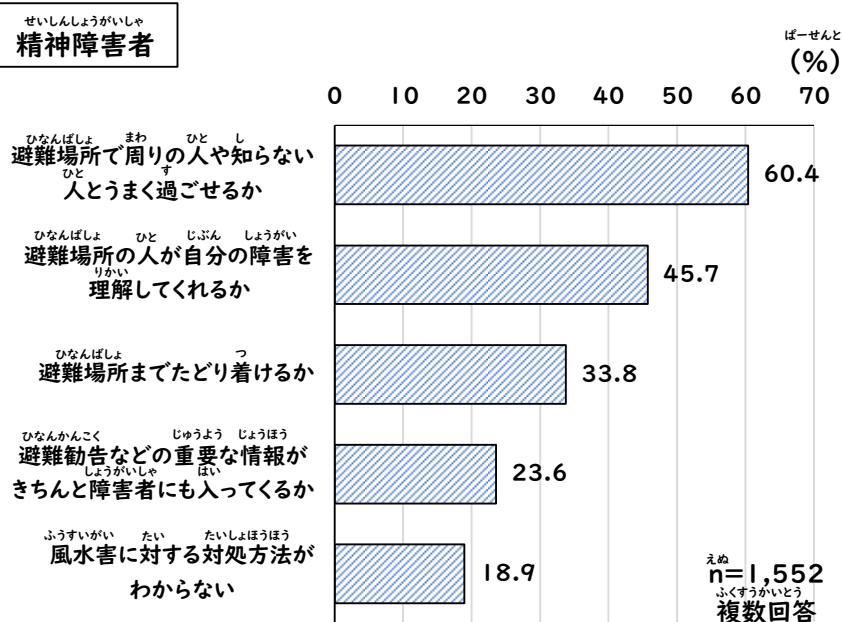
<災害に備えていても、不安に思うこと>



知的障害者



精神障害者



とくみ 取組

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
さいがい じょうえん ごしゃ 災害時要援護者 しえんじぎょう 支援事業	さいがい じ じりき ひなん こんなん ようえん ごしゃ あんび 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否 かくにん ひなんしえんどう かつどう えんかつ おこな 確認や避難支援等の活動が円滑に行われる よう、さいがい じょうえんごしゃめいぼ ひなんしえん ひつ よう、災害時要援護者名簿や避難支援に必 よう じょうほう ちいき ていきよう ひごる 要な情報を地域に提供し、日頃からの地 いき じしゆてき ささ あ とりくみ しえん 域における自主的な支え合いの取組を支援 します。	すいしん 推進	すいしん 推進

<p>しょうがいしゃ しえんしゃ 障害者・支援者 によるさいがいじどう 災害時等 しょうがいりかいそくしん の障害理解促進</p>	<p>よこはま えす セイフティーネットプロジェクト横浜 (S- ねつよこはま かんけいきかんどう れんけい かくく net横浜) や関係機関等と連携し、各区で じっし ちいきぼうさいきよてんくんれんどう しょうがいしゃ 実施される地域防災拠点訓練等で障害者 りかい そくしん 理解を促進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいがいじどう じじよ 災害時等の自助 りよくこうじょう む 力向上に向け たツール作成 さくせい 及び普及・啓発 およ ぶきゅう けいはつ おこな</p> <p>新</p>	<p>ふうすいかい ふく さいがいじ そな じじりよく こう 風水害を含めた災害時に備え、自助力の向 じょう けんどう さくせい ほんし 上のためのツールの検討・作成と、本市ウ ェブサイト等を活用した普及・啓発を行っ ていきます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>さいがいじ 災害時における じじよ きょうじよ じじよ 自助・共助の情 ほうきょうゆう すいしん 報共有の推進</p> <p>新</p>	<p>よこはま し しょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかい かくだんたい 横浜市障害者施策推進協議会や各団体の かいぎたい さいがいじ じじよ きょうじよ 会議体にて、災害時における自助・共助に ついてじょうほうきょうゆう おこな 情報共有を行います。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>しょうがいしゅべつおうきゅう 障害種別応急 びちくぶつ しれんけい 備蓄物資連携 じぎょう 事業</p>	<p>しょうがいとくせい おう おうきゅう びちくぶつ し 障害特性に応じた応急備蓄物資につい て、ひ つづ ほかん ぶきゅう けいはつ 引き続き保管できるよう、普及・啓発 をじっし 実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>しょうがいふくし 障害福祉サービ ス事業所等にお けるサービス ていきょうどうけいぞくしえん 提供等継続支援</p> <p>新</p>	<p>しょうがいふくし じぎょうしやどう たい 障害福祉サービス事業所等に対して、 へいじょうじ かんせんしやう りゅうこう そな えいせい 平常時から、感染症の流行に備え、衛生 ぶつびんどう びちく じぎょうけいぞくけいかく さくてい 物品等の備蓄、事業継続計画の策定など ひつよう じゆんび ぶきゅうけいはつ おこな 必要な準備について、普及啓発を行いま す。また、きんきゅうじ ていきょうどう 緊急時にはサービス提供等の けいぞく お しえん おこな 継続に向けた支援を行います。</p>	<p>けんどう 検討 ・ すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

トピック「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜) の活動」

「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜)」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのできることから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

■「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」、「救急用」、「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/cboard.html>

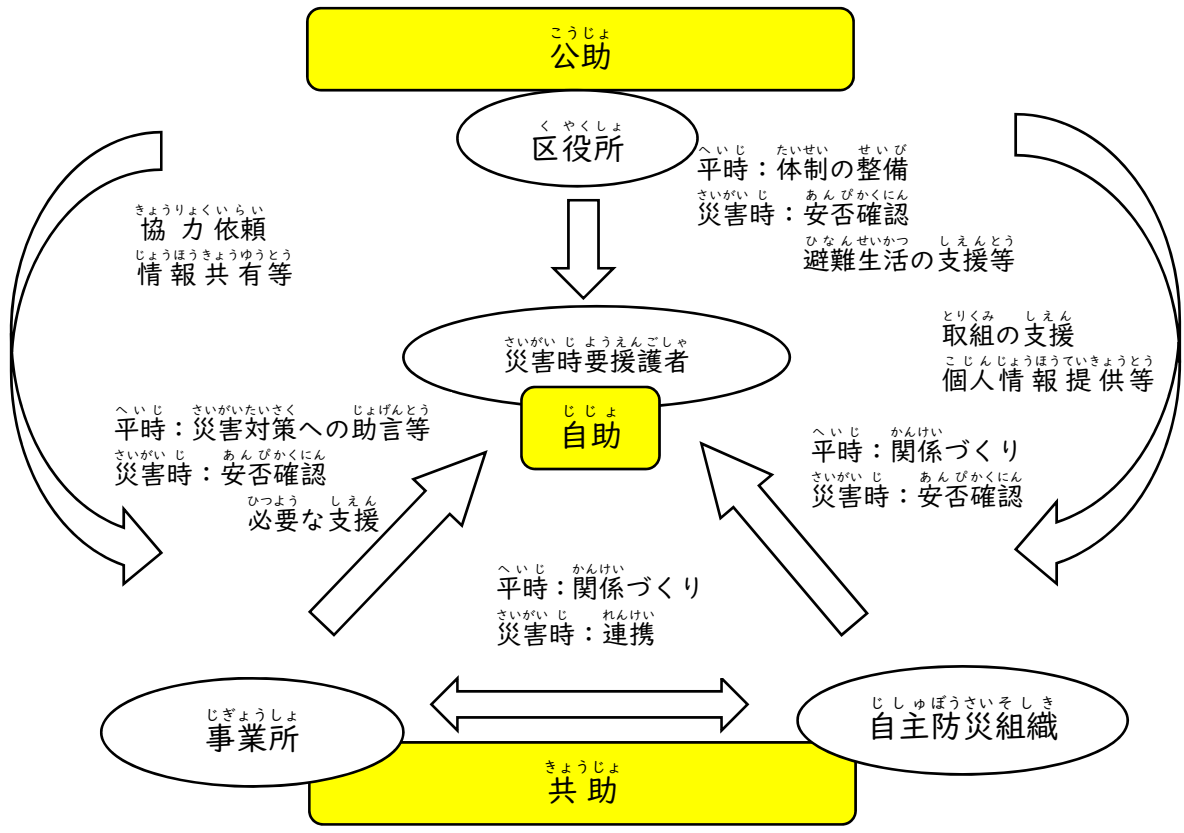
■出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えを一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

■「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることが分かりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう「配慮が必要な人は【黄色】」、「支援ができる人は【緑色】」のものを身に付けようという取組を進めています。

よこはましぼうさいけいかく じしんへん じじよ きょうじよ こうじよ ず
 <横浜市防災計画（地震編）の自助・共助・公助の図>



コラム 横浜市 防災・減災における自助・共助・公助の取組

過去の大規模災害では、被災者全体に比べ、要援護者の被災率が高く、情報伝達や安否確認が円滑に行えなかったという課題が挙げられています。また、発災直後は行政が十分に機能せず、自助や地域で助け合う共助の果たす役割が大きいとも言われています。

横浜市では、災害時要援護者支援事業として、法律や条例に基づき作成した要援護者の名簿を、区役所と協定締結した自治会・町内会などの自主防災組織に対して平常時に提供し、地域のつながりによる共助の取組を支援しています。併せて、名簿等を活用した地域の取組を推進するよう、事例集(図1)を作成し、研修等において要援護者支援に関する啓発を進めています。

(図1「災害時要援護者支援の事例集～名簿からのキックオフ～」)

また、自助の支援として、令和2年度には、知的障害者をはじめ、誰もが風水害時における避難行動を自分自身や家族などの支援者と一緒に考えるきっかけとしてパンフレットを作成しました。(図2 わたしの避難行動計画(マイ・タイムライン)【わかりやすい版】)

自助や共助の支援とともに、発災時には地域防災拠点に要援護者用のスペースを設けるほか、二次的避難場所として社会福祉施設に対し、福祉避難所と協定締結(令和2年4月末時点:548か所)を進めています。



図1 (左)「災害時要援護者支援の事例集～名簿からのキックオフ～」



図2 (右) わたしの避難行動計画(マイ・タイムライン)

【わかりやすい版】

コラム 「新しい生活様式」による困りごと

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「新しい生活様式」の実践がうたわれています。「新しい生活様式」は、様々な場面で感染症予防のために「ソーシャルディスタンスをとる（間隔を空ける）、マスクを着ける、こまめに手洗いする」などの対策を取り入れていく生活様式です。令和2年5月から6月にかけて、国が設置した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、厚生労働省が実践例をつくりました。厚生労働省では、この実践例を参考に、市民の皆さんひとりひとりが自分の生活に合った「新しい生活様式」を心がけ、実践してほしい、としています。

多くの方が困難を乗り越えようと試行錯誤しながら「新しい生活様式」を心がけています。その過程で、障害のある人にとって「新しい困りごと」も生まれています。

ここで、第4期プランを策定する中で、障害のある方々から伺ったことを、いくつか紹介します。

◆視覚障害

「代金やおつりのやりとりが、手渡しではなくトレイになって戸惑っています」

「電子マネーを使うセルフレジが増え、支払いが難しくなりました」

◆聴覚障害者

「何人かで話をしていると、マスクで口元が見えず、誰が話しているのかわかりません」

「コミュニケーションを取るとき、口の動きや表情の変化からも言葉を読み取るので、マスクで隠されていると難しい」

「筆談したいときに、ペンやノートを差し出しても受け取ってくれません」

◆知的障害（ご家族の声）

「マスクをしなければいけない意味を理解できず、嫌がってマスクをつけないので、お店に入れなかったり、白い目で見られたりします」

「スキンシップやおしゃべりが好きなので、人との距離がつい近くなってしまいます」

◆発達障害（ご家族の声）

「マスクが肌に触れたり湿ったりする感触が苦手、マスクをしたがらない人もいます」

「マスクというものを認識できず、マスクを境にして顔が割れたように見えるらしく、怖がってしまって家族もマスクをできないことがあります」

いっぽう、^{いっぽう}「^{ちょうかくしょうがい}聴覚障害の^{ひと}人に^{はな}話しかけるときに^{はず}マスクを外して^{ふあん}いいか不安」
「^{しやくしょうがい}視覚障害の^{ひと}人が^{こま}困っているときに、^{かた}肩や^{ひじ}肘につかまってもらい^{あんない}案内するよ
うなことを、^{しんぱい}していいの^{なや}か心配」と^{うかが}いった^{なや}悩みも^{うかが}伺っています。

^{だれ}誰にとっても^{よゆう}余裕がない^{ひび}日々が^{つづ}続いています。^{しょうがい}障害のあるなしにかかわら
ず^{だれ}誰もが、^{こま}まわりに^{ひと}困っている^{ひと}人がいないか^{そうぞうりよく}想像力を^{はたら}働かせ、^{はいりよ}配慮や^{きくば}気配
り、^{くふう}ひと工夫して^{ささ}支え合える^あ社会を、^{しゃかい}皆で^{みな}つくって^{みな}いこうと^{たいせつ}することが大切
です。

また、「^{あた}新しい^{せいかつようしき}生活様式」^{たいおう}に対応した^{しきく}ビジネスモデルや^と施策などに^と取り組む
際、^{さい}障害のある^{しょうがい}人の^{ひと}存在を^{そんざい}しっかり^{にんしき}認識することで、^{せいかつようしき}生活様式に^{せいかつようしき}どのよう
な^{へんか}変化があっても^{だれひとり}誰一人^と取り残さない^{のこ}ような^{しゃかい}社会である^{しゃかい}ことが、^{いま}今、^{もと}求めら
れています。

障害のある子どもも、子どもとしての育ちを支えとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

教育の場では、全ての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を展開する必要があります。

3-1 療育

現状と施策の方向性

近年、障害のある子どもが増加している中でも、特に軽度の知的障害児や知的に遅れない発達障害児の増加が顕著になっています。

地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももいない子どもも分け隔てなく、ともに育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所や幼稚園に通う障害児が増加しています。他にも児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があ

ります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期までの障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、地域療育センターの持つ知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実させます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所、幼稚園及び自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組みます。

障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながらか療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

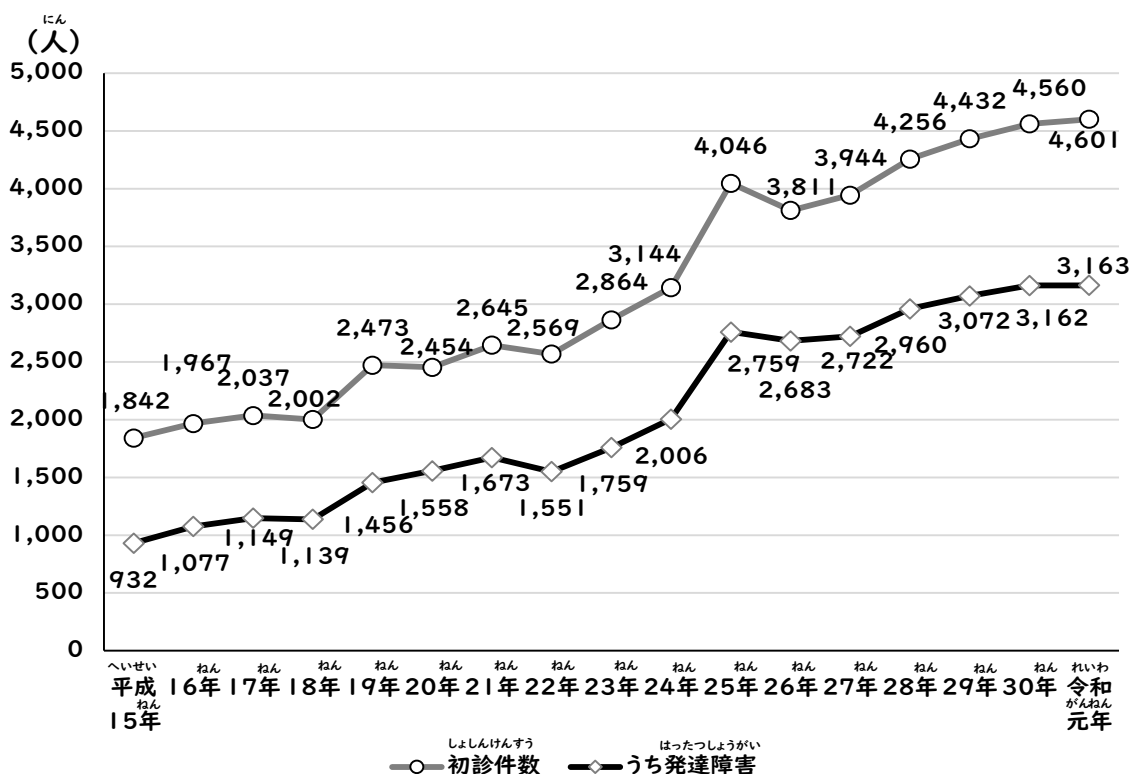


(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
地域療育センター 一運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	推進	推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援 (受給者数/月、延べ利用日数/年) ㊦	600人 4,800人日	650人 5,200人日	700人 5,600人日
児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	190か所 3,800人 297,000人日	200か所 4,000人 314,900人日	210か所 4,000人 327,500人日
児童発達支援のうち、主に重症心身 障害児を支援する事業所 ㊦ (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	5か所 25人 1,500人日	6か所 30人 1,800人日	7か所 35人 2,100人日
医療型児童発達支援 (地域療育センター実施分を含む) (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	9か所 185人 18,000人日	9か所 185人 18,000人日	9か所 185人 18,000人日
居宅訪問型児童発達支援 (事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年) ㊦	1か所 30人 60人日	1か所 30人 60人日	1か所 30人 60人日

ちいきりょういく しょうしんけんすう はったつしょうがい しんりょうけんすう
 <地域療育センター初診件数と発達障害の診療件数>



(2) 切れ目のない支援体制の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	目標
ちいきくんれんかいうんえい 地域訓練会運営 ひじよせいじぎょう 費助成事業	しょうがいじ ほんごしゃどう じしゅてき そしき ちいき 障害児の保護者等が自主的に組織し、地域 きのうかいふくくんれん ほいく おこな ちいきくんれんかい で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会 うんえいひ じよせい の運営費を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ペアレントトレ ーニング実施者 の養成(新)	こ ほんにん しえん あ じゅうよう 子ども本人への支援と合わせて重要である ほんごしゃ しえん おも しょうがいじつうしよしえん 保護者への支援として、主に障害児通所支援 じぎょうしよどう しよくいん たい 事業所等において、職員に対しペアレント トレーニング実施者養成研修を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
しょうがいじ そうだん 障害児相談	135か所	147か所	160か所
じぎょうしよすう ねん じゅきゅうしよすう がくれい つき (事業所数/年、受給者数(学齢)/月)	6,600人	7,275人	8,025人
受給者数(未就学)/年 (見)	2,850人	3,000人	3,150人

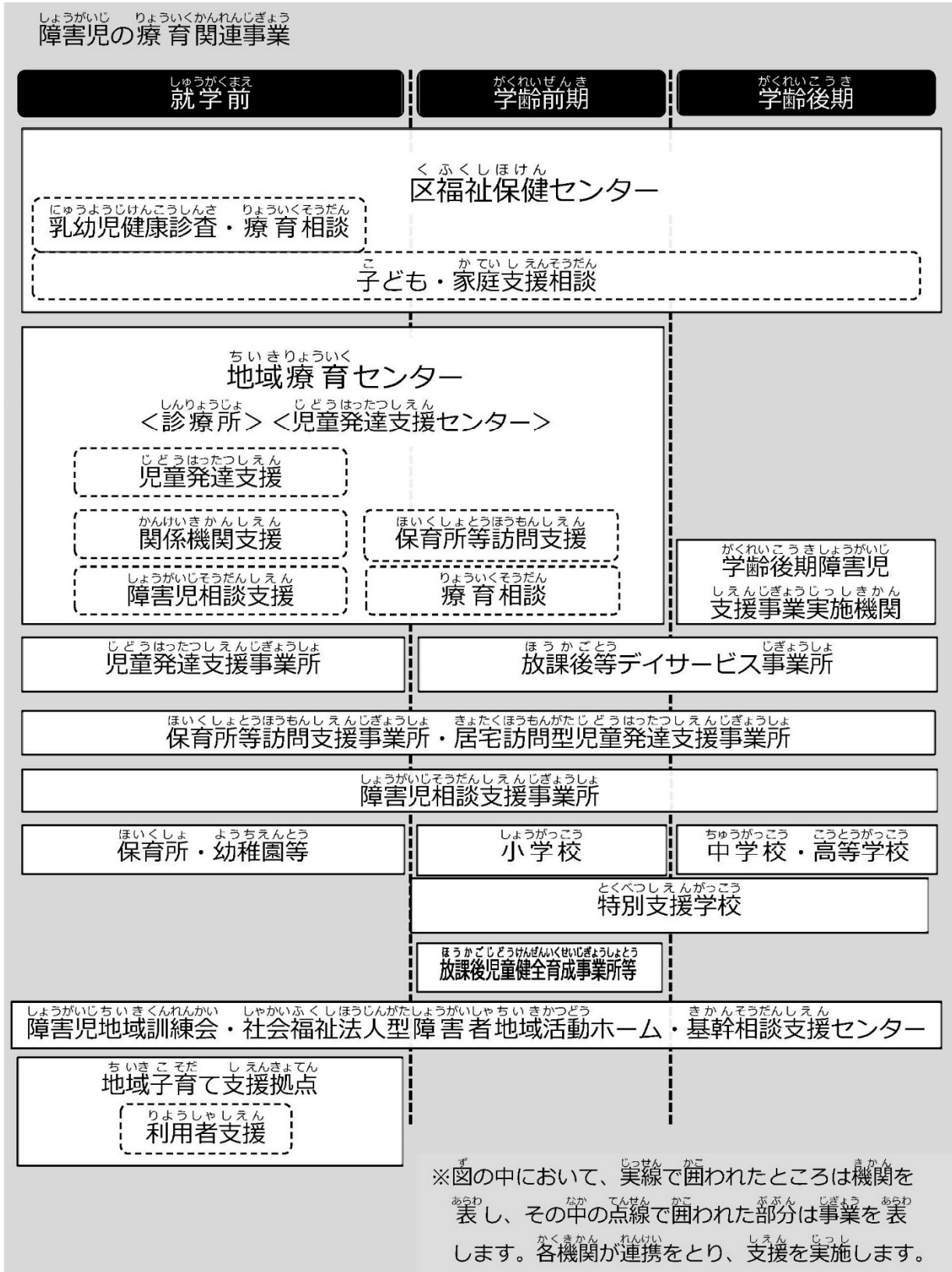
指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング実施者養成 研修 (事業所数/年)	15か所	30か所	30か所

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
学齢後期障害児 支援事業	学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等（保育所、放課後児童健全育成事業所等）における障害児の受入れ体制の整備	推進	推進	推進
放課後等デイサービス事業 （事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年）	410か所 8,800人 1,128,000人日	460か所 9,700人 1,274,700人日	510か所 10,700人 1,440,500人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 （事業所数/年、受給者数/月、 延べ利用日数/年）	22か所 396人 31,680人日	23か所 414人 33,120人日	24か所 432人 34,560人日
放課後等デイサービス事業のうち、主に重症心身障害児を支援する事業所 ある区の割合	100%	100%	100%
発達障害者支援センターによる相談 件数（学齢後期障害児支援事業分） （延べ相談件数/年）	6,000件	6,000件	7,200件

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発（学齢後期障害児支援事業分）（件数/年） ㊦	25件	25件	30件



3-2 教育

現状と施策の方向性

一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室及び個別支援学級の在籍児童数はこの10年間で1.7倍になっており、特別な支援が必要な子どもが増えています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を向上させることが不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目のない一貫した支援を行うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、保育・療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

(2) 教育環境・教育活動の充実

第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

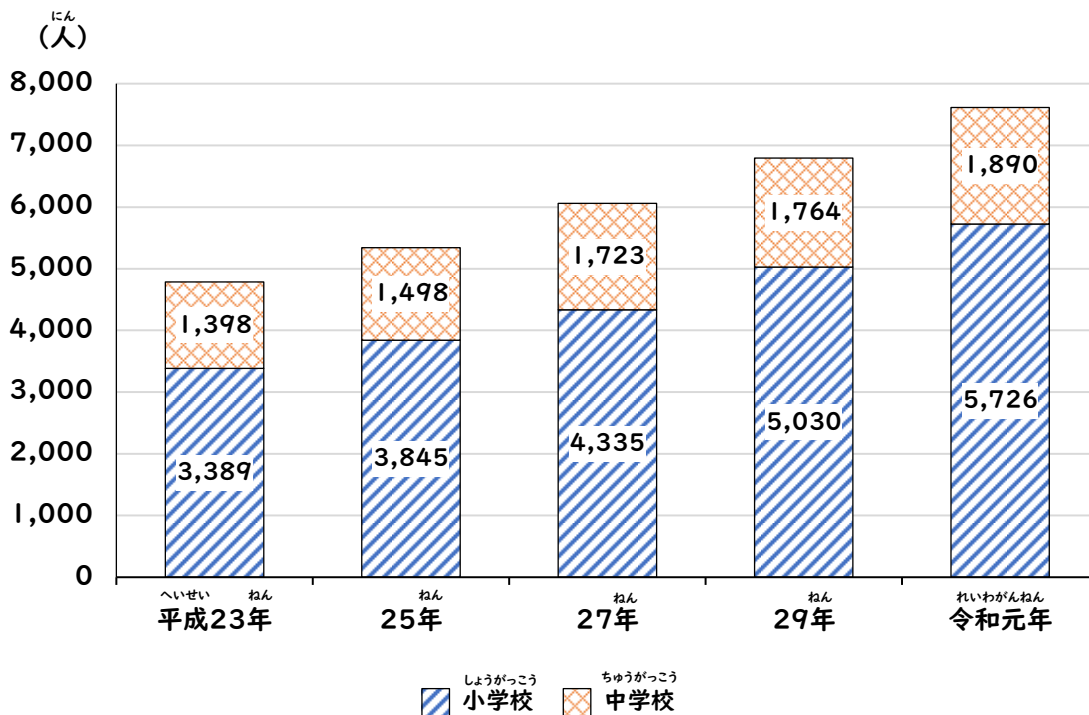
(3) 教育から就労への支援

特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

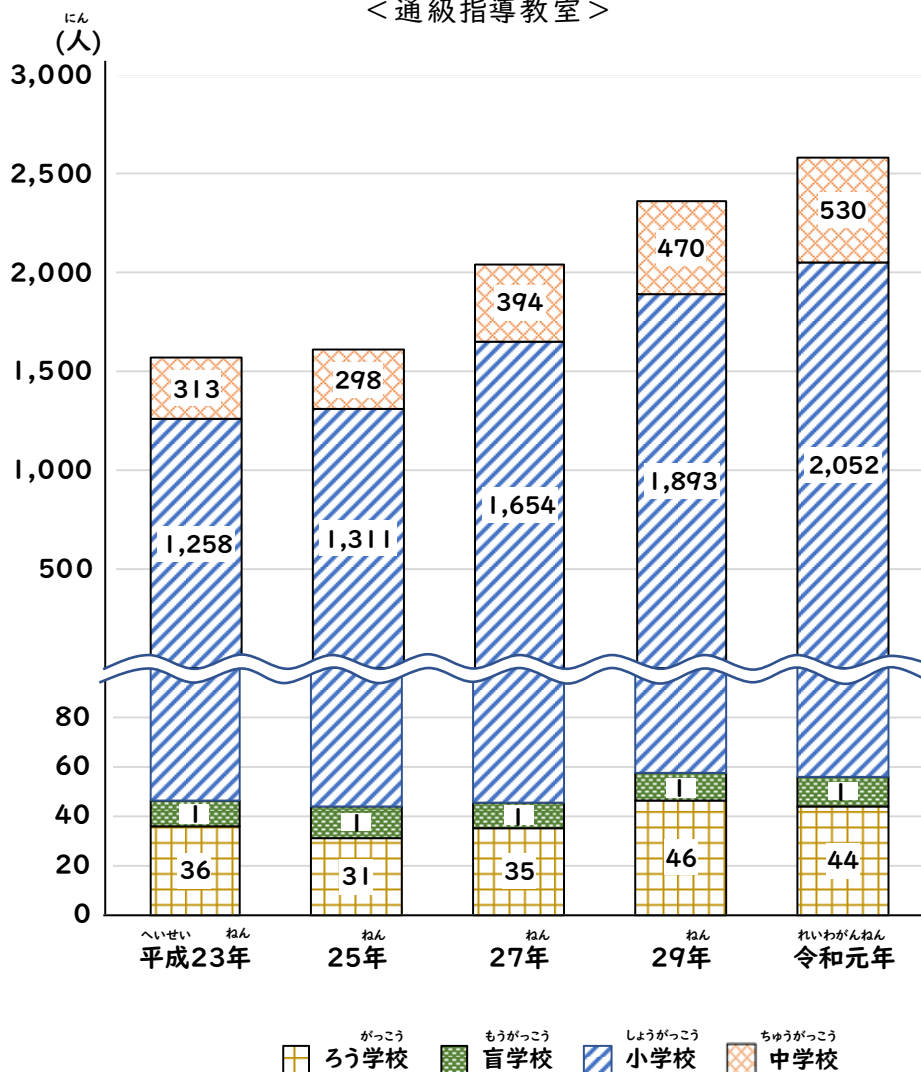
(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
<p>よこはまがた 横浜型センター てききのう じゅうじつ 的機能の充実</p>	<p>ちいきりょういく とくべつしえんがっこう つうきゅう 地域療育センターや特別支援学校、通級 しどうきょうしつどう たんどうしゃ しょう ちゅうがっこう じどう 指導教室等の担当者が、小・中学校や児童 せいと ほごしゃ そうだん たいおう 生徒、保護者からの相談に対応するなど、特 べつ しえん ひつよう じどうせいと しえん 別な支援が必要な児童生徒を支援します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうがくせつめいかい 就学説明会</p>	<p>とくべつしえんきょういく きぼう ようじ しゅうがく かん 特別支援教育を希望する幼児の就学に関 せつめいかい かいさい する説明会を開催します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しゅうがく きょういく 就学・教育 そうだん たいせいきょうか 相談の体制強化</p>	<p>ひとり ひとり 一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、 じんそく てきせい しゅうがく きょういくそうだん おこな 迅速で適正な就学・教育相談を行うため かんけいきかん そうご れんけい しゅうがくまえ に關係機関が相互に連携しながら、就学前 から卒業後までを見通した相談体制の強化 そつぎょうご みとお そうだんたいせい きょうか を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ほごしゃきょうしつ 保護者教室 かいさいじぎょう 開催事業</p>	<p>よこはましりつしょう ちゅうがっこう とくべつしえんがっこう ほご 横浜市立小・中学校、特別支援学校の保護 しゃ たいしょう しょうがい たい ただ ちしき 者を対象とした障害に対する正しい知識 けいはつ すず の啓発を進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しりつようちえんどう 私立幼稚園等 とくべつしえんきょういくひ 特別支援教育費 ほじよじぎょう 補助事業</p>	<p>しりつようちえんどう ざいせん しょうがいじ たい 私立幼稚園等に在園している障害児に対す きょういく しょうがい しゅるい ていど おう る教育が、障害の種類・程度などに応じて てきせつ おこな 適切に行われるよう、その経費の一部を せつちしゃ ほじよ しょうがいじ きょういく やくだ 設置者に補助し、障害児の教育に役立てま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

よこはましりつがっこう とくべつしえんきょういく かか ようじじどうせいどうすう すいひ こべつしえんがっきゅう
 <横浜市立学校における、特別支援教育に関わる幼児児童生徒数の推移（個別支援学級）>



つうきゅうしどうきょうしつ
 <通級指導教室>



(2) 教育環境・教育活動の充実

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
<p>ICTを活用 した教育環境 の充実 新</p>	<p>個々の児童生徒の障害の状況を十分に踏まえ、学習上、生活上の様々な困難に対し、ICTを活用した指導や支援を充実させるとともに、緊急時におけるオンラインでの学習保障や動画コンテンツ配信などについて、検討、実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>障害特性に応じた教育の 充実</p>	<p>個別支援学級に加えて、一般学級においても、特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、ケーススタディを重視した研修を充実させます。全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう専門性の向上を図ります。</p> <p>また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料助成事業を新たに実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>特別支援教育 コーディネーター の機能強化と スキルアップ</p>	<p>特別支援教育コーディネーター養成研修を受講して活動している特別支援教育コーディネーター（教員）を対象に、更なるスキルアップを旨として、事例研究などを中心とした研修を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、専門的な資質を高めま</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>特別支援教育 支援員事業</p>	<p>小・中・義務教育学校で障害により学習面、生活面や安全面への配慮等が必要な児童生徒に特別支援教育支援員を配置し、校内支援体制の充実を図ります。</p>	<p>はいち 配置</p>	<p>はいち 配置</p>

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>ちょうかくしょうがいじ 聴覚障害児 しえんじぎょう 支援事業</p>	<p>しょう ちゅう ぎ おきょういっくがっこう ざいせき ちょうかく 小・中・義務教育学校に在籍する聴覚 しょうがい じどうせいと 障害のある児童生徒にノートテイクによる じょうほう ほしように じっし 情報の保障を実施します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>じゅんかいがたしどう 巡回型指導の じっし 実施による つうきゅうしどう 通級指導の じゅうじつ 充実</p>	<p>じどうせいと ざいせきこう じゅんかい しどう おこな 児童生徒の在籍校を巡回して指導を行う きょうどうがたじゅんかいがたしどう じっし つうきゅう 「協働型巡回型指導」を実施します。通級 しどう たんとうきょういん ざいせきこう ほうもん じどう 指導の担当教員が在籍校を訪問し、児童 せいと しどう じゅぎょうさんかん おこな 生徒の指導や授業参観を行うとともに、 がっきゅうたんになんどう にちじょうてき じょうほう きょうゆう 学級担任等と日常的に情報を共有する など、きょうどう がっこうせいいかつ しえん 協働して学校生活を支援します。</p>	<p>じっし 実施</p>	<p>じっし 実施</p>
<p>いりょうてき たいせい 医療的ケア体制 の じゅうじつ 充実</p>	<p>しょう ちゅう ぎ おきょういっくがっこう とくべつ しえんがっこう 小・中・義務教育学校や特別支援学校にお いりょうてき じっしたいせい じゅうじつ ける医療的ケアの実施体制を充実させま す。 とくべつ しえんがっこう じんこうこきゅうきどうこうどう 特別支援学校においては、人工呼吸器等高度 いりょうてき たいおう たいせい な医療的ケアにも対応できるよう、体制の きょうか ほか 強化を図ります。</p>	<p>せいび 整備</p>	<p>せいび 整備</p>
<p>とくべつ しえんがっこう 特別支援学校の じゅうじつ 充実</p>	<p>ざいせき じどうせいと しょうがい たようか じゅうどか 在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・ じゅうふくか ふ きょういっくがてい じゅうじつ しせつ 重複化を踏まえ、教育課程の充実、施設 せつび かいしゅう ふくししゃりょう かつよう つうがく 設備の改修や、福祉車両の活用など通学 しえん あら ほうさく けんどう しこう きょういっかん 支援の新たな方策の検討・試行など教育環 きょう じゅうじつ とく 境の充実に取り組みます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>じゅうど ほうもんかいご 重度訪問介護 りょうしゃ だいがく 利用者の大学 しゅうがく しえんじぎょう 修学支援事業 新</p>	<p>じゅうど ほうもんかいご りょう じゅうどしょうがいしゃ だい 重度訪問介護を利用する重度障害者が大 がく しゅうがく しえん じっし 学で修学するための支援を実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

コラム 横浜市におけるGIGAスクール構想について

本市においては、以前から学校にタブレット端末やWi-Fi機器などICT環境の整備を進めてきました。特に、市内に13校ある特別支援学校においては、拡大教科書の研究・普及、キーボード等を使わず目の動きでパソコン入力等を行う視線入力装置の導入、タブレット端末のビデオカメラ機能を活用した学習など、様々なモデル的な取組が行われています。

令和元年に示された、国の「GIGAスクール構想※の実現」を踏まえて、本市においても、令和2年度中に「1人1台端末」やLAN整備などを行いました。

こうした整備により、子どもたちの学習の状況や興味関心、特性等、個に応じた学習が進めやすくなるとともに、合理的配慮の提供等を一層推進することが可能となっています。

なかでも、1人に1台の端末が行き渡ることにより、子どもたち一人一人に合わせたアクセシビリティの確保ができるようになり、より個別最適化された学びを進めることができます。

例えば、その子に合った文字の拡大設定、読み書きをアシストする機能の設定、書字の支援や発話等の支援の設定など、一人ひとりの状況に応じた端末を日々の学びに活用します。また、学習の成果がデータとして日々蓄積されることで、これまで以上に学年を超えた継続的な支援が可能になります。

※1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。

(3) 教育から就労への支援

<p>事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校 しゅうろうしえんじぎょう 就労支援事業</p>	<p>しょうがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援センター等関係機関と連 けい 携しながら、生徒の就労を支援します。 また、じっしゅうさきかいたく しよくばていちゃくしえん 実習先開拓や職場定着支援のため、 こうとうとくべつしえんがっこう わかばだいとくべつしえんがっこう ちてき 高等特別支援学校（若葉台特別支援学校知的 しょうがいきょういくぶもん ふく 障害教育部門を含む）に就労支援指導員 を配置します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこうしん 特別支援学校進 ろ たんとうかん れんけい 路担当間の連携 きょうか 強化</p>	<p>しりつとくべつしえんがっこう しんろたんどうしゃ しょうがいしゅべつ 市立特別支援学校の進路担当者が障害種別 をこ えて定期的に情報交換や事例研究を おこな はばひろ しんろせんたく たいおう れん 行い、幅広い進路選択に対応できるよう連 けい きょうか 携を強化します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

障害のあるなしにかかわらず、「働くこと」は、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意分野を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」、「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組みます。好きな活動などを通じて、障害のある人となない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、アンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組みことができ、それが余暇活動になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組めます。

4-1 就労

現状と施策の方向性

第4期プランを策定するために実施した当事者ワーキンググループに参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業に就きたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の精神障害者雇用義務化などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含む全ての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要になってきます。

アンケート調査では、全体の約29パーセントの人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の約39パーセントの人が就労意向を持つなど、

おおくのひとが一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78パーセントの人は何らかの形で働き続けたいと考えており、ライフステージの変化等に応じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がり
を踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と
連携を図りながら障害者の就労を支えます。

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

障害福祉サービス等で働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注
窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づ
く行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組
みます。また、様々な発注ニーズに対応できるように事業所のスキルを高めるなど、
受発注双方の底上げを行うことで工賃の向上を図ります。

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や民間企業に向け
て、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等
の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。



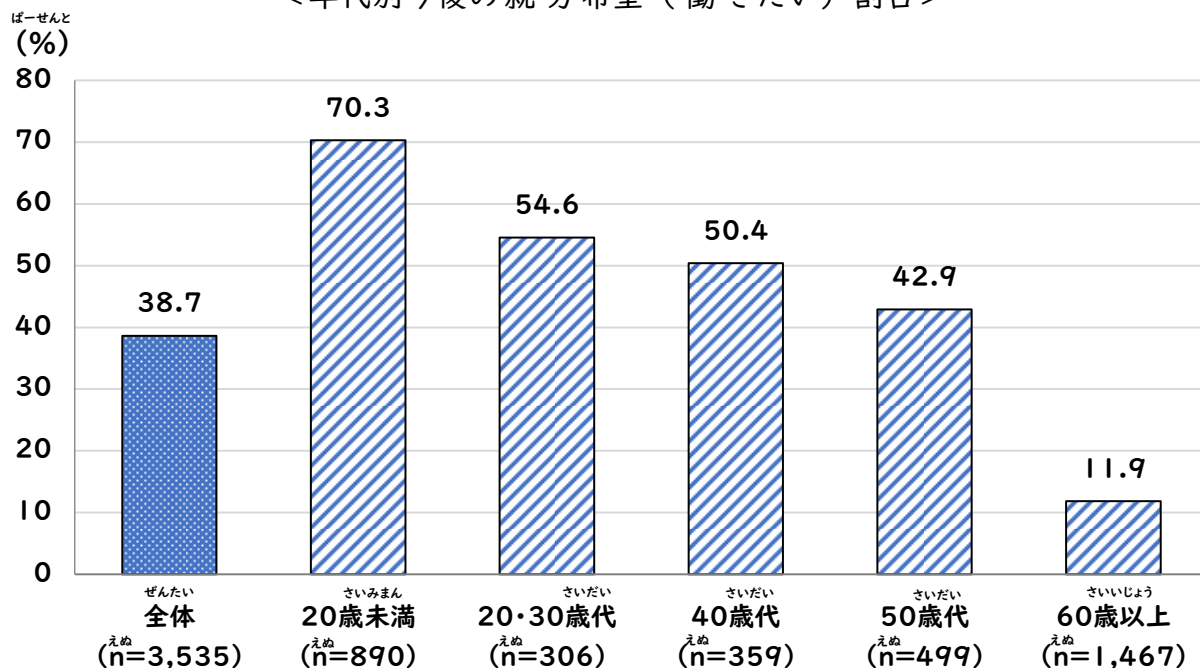
(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 むくひょう 目標	むくひょう 目標
しゅうろうしえん 就労支援センタ ーを中心とし た、地域における しゅうろうしえん 就労支援ネット ワークの構築	しょうがいしゃ しゅうろう ささ かんけいきかん とくべつし 障害者の就労を支える関係機関（特別支 援学校、就労移行支援事業所、ハローワー ク等）との連携・協力体制を構築します。 しゅうろう けいぞく か せいかつめん 就労の継続に欠かせない生活面でのサポー トを充実させるため、地域の関係機関と れんけい ほんにん しえん えんかつ すず 連携し、本人への支援を円滑に進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
【再掲】 就労 支援センター 職員の人材育成	多様な就労ニーズに対応できるよう、 就労支援スキルを向上させるため、研修 の実施など、人材育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
【再掲】 就労 促進を目的とし た事業所職員 向け研修	障害者雇用を行っている企業での「就 業体験」の研修を通じて、事業所職員の 就労支援スキルの向上、就労に向けた意 識付けにつなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進
雇用施策と福祉 施策の連携によ る重度障害者等 への就労支援 (重度障害者等 就労支援特別 事業) 新	法定サービスでの対象外となっている重度 障害者の経済活動時間中の支援を雇用 施策と福祉施策が連携して行う制度を検討 し、実施します。	けんとう 検討 ・ じっし 実施	けんとう 検討 ・ じっし 実施

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数 福	460人	498人	536人
就労移行支援事業の利用者数 福	1,476人分	1,547人分	1,617人分
就労移行支援の利用者のうち就労移行 率が3割以上の事業所の割合 福	34.2 %	42.1 %	50.0 %
就労定着支援利用者数 福	1,070人	1,190人	1,397人


ねんだいべつこんご しゅうろうきぼう はたら わりあい
 <年代別今後の就労希望（働きたい）割合>



(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
共同受注センター等による受注促進	企業・行政機関から、事業所の特性を生かした幅広い仕事の受注ができるよう、コーディネートを行います。 市内イベント等への出店や自主製品の紹介等を通じ、販路を拡大するとともに、障害者就労への理解促進を図ります。	推進	推進
事業所の受注スキルの向上 (新)	発注者側のニーズに応えられる商品の開発や作業の受注ができるよう、研修会やモデルケースとなる事例検討などを実施し、事業所の受注スキルの向上を図り、多くの受注につなげます。	推進	推進
優先調達の推進	横浜市役所からの事業所への優先的な発注を更に推進します。 また、庁内LANなどを活用し、区局等の発注事例を広く周知し、新たな発注につなげます。	推進	推進

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

事業名	事業内容	中間期 もくひょう 目標	もくひょう 目標
障害者就労に 関する市民啓発	シンポジウムの開催等を通じ、様々な分野 で働く障害者や障害者雇用を進めている 企業の「生の声」を伝え、障害者就労に 対する理解・関心を高めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
障害者雇用に 関する企業啓発	障害者雇用を検討している企業に向けて、 雇用に関するセミナー等を実施し、合理的 配慮の必要性など企業内での障害理解の 促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ふれあいショッ プ等を活用した 障害者就労に 関する理解促進 	新たに開業する J R 関内駅北口高架下の 就労啓発施設及び市庁舎内のふれあいシ ョップをはじめ、既存のふれあいショッ プ等の運営を通じて、就労に関する理解の 促進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

コラム 障害者就労の普及啓発のための拠点

令和2年度、関内・関外地区、北仲通地区という市の中心的エリアに
障害者就労の普及啓発を目的とする2つの拠点が開設しました。

1か所目は、新市庁舎3階のふれあいショップ「marine blue」。障害の
ある人を雇用し、カフェの運営と刊行物の販売を行っています。お店では、
市内の障害者施設で働く人たちが素材にこだわって作ったパンやお菓子、
市内の酪農家さんが搾ったミルクをたっぷり使ったソフトクリームなどを
販売しています。6千人の職員が働く行政エリアと議会エリアのグラウンド
ロビーであり、多くの人が行き交う場所で、障害のある人の様々な「働く」
について、情報発信していく拠点を目指しています。



marine blue店内（左）、
marine blueの
ソフトクリーム（右）

2か所目は、J R 関内駅北口高架下の「caféツムギstation at Yokohama Kannai」。ここでは、株式会社オリィ研究所と協力し、遠隔操作型ロボット「オリヒメ」を活用した障害者雇用を行うほか、店舗フェンスへの障害者アート作品の掲示や障害者施設とコラボしたお菓子の販売などを行っており、障害のある人と働くことの楽しさを共有するカフェとして、地域のフラッグショップになれるよう取り組んでいます。



caféツムギstation at Yokohama Kannai

また、この2か所に限らず、地域にある様々な拠点や人、アイデアを繋げ、より持続可能な取組になることを目指し、地域ネットワークのプラットフォーム「コラバス」を形成しました。障害のある人もない人も、地域の中で共に働く場や触れ合う機会をもっと増やしていくため、関心のある人が誰でも参加できる仕組みを作っています。活動についてはホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



コラバスの活動理念を載せた「コラバスの地図」(上)
コラバスホームページQRコード(下)



※横浜市ふれあいショップ事業

公共施設内に飲食物の提供や障害者地域作業所自主製品等を販売する店舗を設置し、障害者の就労の場の確保、障害者に対する市民理解を深めることを目的とする事業です。運営は民間事業者が担い、現在市内に9か所あります。

4-2 日中活動

現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにすることで、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選べるようにするためには、専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとって更に充実した生活になっていくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実に進めていきます。

(2) 地域でのつながりと広がり促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動場所がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒になって活動したりすることで、障害のある人もない人も地域でつながり、暮らしやすい地域をともにつくっていきます。

取組

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護（／月）	7,732人分	7,982人分	8,232人分
	128,853人日	133,022人日	137,192人日
自立訓練（機能訓練）（／月）	42人分	42人分	42人分
	826人日	826人日	826人日
自立訓練（生活訓練）（／月）	359人分	376人分	393人分
	5,812人日	6,088人日	6,363人日

指標名 しひょうめい	令和3年度 れいわ ねんど	令和4年度 れいわ ねんど	令和5年度 れいわ ねんど
就労移行支援事業【再掲】(／月) 福 しゅうろういこうしえんじぎょう さいけい	1,476人分 にんぶん	1,547人分 にんぶん	1,617人分 にんぶん
	25,099人日 にんにち	26,303人日 にんにち	27,507人日 にんにち
就労継続支援事業(A型)(／月) 福 しゅうろうけいぞくしえんじぎょう えーがた	880人分 にんぶん	919人分 にんぶん	958人分 にんぶん
	17,203人日 にんにち	17,962人日 にんにち	18,721人日 にんにち
就労継続支援事業(B型)(／月) 福 しゅうろうけいぞくしえんじぎょう びーがた	4,605人分 にんぶん	4,857人分 にんぶん	5,109人分 にんぶん
	79,012人日 にんにち	83,339人日 にんにち	87,666人日 にんにち
地域活動支援センター作業所型 福 ちいきかつどうしえん さぎょうじょがた	130か所 しよ	130か所 しよ	130か所 しよ
	2,600人 にん (／年) ねん	2,600人 にん (／年) ねん	2,600人 にん (／年) ねん
中途障害者地域活動センター 福 ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどう	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ
	517人 にん (／年) ねん	517人 にん (／年) ねん	517人 にん (／年) ねん

4-3 スポーツ・文化芸術

現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実するという人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約39パーセントの人が「習い事」、約32パーセントの人が「趣味のサークル」、約16パーセントの人が「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができている人は、それぞれ5ポイント以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活の更なる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組めます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしにかかわらず活動に参加できるよう、引き続き環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組めます。

(2) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしにかかわらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、平成25年からこれまで開催してきた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」の取組を生かし、障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。



(1) スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	中間期 目標	目標
障害者スポーツの啓発と理解の促進	東京2020パラリンピックにより高まる関心を障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	推進	推進
身近な地域における障害者スポーツの推進	引き続き、障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	推進	推進

コラム「Jリーグ初の知的障がい者サッカーチーム」

横浜F・マリノス フトゥーロ

横浜F・マリノス フトゥーロは、2002年FIFAワールドカップ決勝戦横浜開催とJリーグ百年構想の理念により、「Jリーグ初の知的障がい者サッカーチーム」として2004年に発足しました。

サッカーの技術指導は横浜F・マリノス、障害特性へのアプローチは障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、スポーツの振興は横浜市スポーツ協会、とそれぞれの組織の特性を生かし、協働で運営しています。

「フトゥーロ」とはスペイン語で“未来”という意味です。「未来に向けて…」「未来はきっと…」誰もがサッカーを身近に楽しみ、障害の有無を超えた共生社会の実現を目指したその活動は、海外メディアからも取材を受けました。

チームには、「楽しむ」から「競技」志向まで、13歳から51歳までの約90名が在籍し、年間を通じたトレーニングや県内・全国規模の様々な大会の出場、日産スタジアムでのトップチームの前座試合なども務めています。

2018年度からは、試合で着用するユニフォームがトップチームと同じデザインとなりました。それと併せて、横浜社会人サッカーリーグにも参戦し、健全者のチームと公式戦を行っています。また、4年に一度行なわれるINAS（国際知的障害者スポーツ連盟）サッカー世界選手権の日本代表へも選手を多く輩出しています。

2019年にはイングランド・プレミアリーグの強豪マンチェスター・シティと交流があり、来日したマンチェスター・シティのコーチやレジェンドと言われる元選手がフトゥーロの選手たちに指導をしてくれました。

フトゥーロが目指しているのは、サッカーの技術の獲得だけではありません。地域のイベントのサポートや大会運営のお手伝いなどを通じて、「支えてもらう」から「支える」といったように、社会とのつながりの中で、選手個人の「社会性の向上」「社会参加の促進」といった精神的な成長も促しています。更に、周囲の障害理解を深める活動にも力を入れています。

また、先輩選手から学校生活や仕事面のアドバイスが聴けることや保護者の方々の情報の交換の場としても活用できるのも、チームの特色のひとつです。

【フットーロかん と あ さきに関する問い合わせ先】

いっばんしゃだんほうじんえふ
一般社団法人F・マリノススポーツクラブ フットーロたんどう担当
てんわばんごう
電話番号：045-285-0675（平日/火曜へいじつ かよう きんよう～金曜/10:00～18:00）

しょうかいがぞう
<紹介画像> しゃしんていきょう
写真提供：うちだかずとし
内田和稔



コラム 電動車椅子サッカー競技と出会って

電動車椅子サッカーチーム「Yokohama Crackers」キャプテン
永岡真理選手（株式会社マルハン/電動車椅子サッカー元日本代表）

小学校2年生の時に、電動車椅子サッカー教室に参加したことをきっかけにこの競技に夢中になり、現在も電動車椅子サッカークラブ「Yokohama Crackers」のキャプテンとして活動する永岡真理選手。

永岡選手は生まれつき「SMA（脊髄性筋萎縮症）」という難病を患い、4歳から車椅子生活でした。電動車椅子サッカーに出会い、永岡選手の人生は大きく変わります。電動車椅子サッカーは重度障害の人も楽しむことができる障害者スポーツで、試合では1チーム4名で構成します。選手は電動車椅子を巧みに操り、パスやシュートをします。永岡選手に電動車椅子サッカーの魅力について尋ねると、『どんな障害があっても、指先しか動かなくても、電動車椅子があれば、競技ができること』と語ってくれました。

17歳の時に電動車椅子サッカーのワールドカップ日本代表選手になる夢を持ち、その後日々練習を積み重ね、2013年1月オーストラリアで開催された「第1回APOカップ（アジア・太平洋・オセアニア選手権大会）」に女性初の日本代表選手として出場、チームの優勝に貢献しました。

また、2019年開催された「第2回APOカップ」でも日本代表に選ばれ出場。この大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で2022年に開催延期となったワールドカップ（オーストラリア大会）の予選に位置付けられており、準優勝だった日本はその出場権を獲得しています。

永岡選手の今後の目標は、電動車椅子サッカーの世界トップを目指すべく、2022年のワールドカップで再び日本代表に選ばれ、大会に出場・活躍することだそうです。

永岡選手のもう一つの顔として、2013年4月から株式会社マルハン人事部CSR・障がい者スポーツ推進担当として在宅勤務をされています。電動車椅子サッカーをパラリンピックの正式種目にするという夢の実現に向けて、講演や競技の体験会など競技の普及のために活動を続けています。

永岡選手の活躍は、2017年開催のワールドカップ（アメリカ大会）の戦いを6年半がかりで追ったドキュメンタリー映画『蹴る』でも描かれ、多くの人に感動を届けています。今後のさらなる活躍がとても期待されます。

ながおかせんしゅしょうかいがぞう
<永岡選手紹介画像>



【2019年開催】^{ねんかいさい)}「^{だい}第^{かい}2回^{たいへいよう}アジア・太平洋・^{せんしゅけんたいかい}オセアニア選手権大会」



^{てんどうくるまいす}電動車椅子サッカーチーム ^{よこはま}「Yokohama Crackers」^{くらっかーず}



^{よこはましりつかみかわいしょうがっこう}横浜市立上川井小学校での講演会の様子 ^{こうえんかい} ^{ようす}

(2) 文化芸術活動の推進

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p>	<p>ちゅうかんき 中間期 もくひょう 目標</p>	<p>もくひょう 目標</p>
<p>しょうがいしゃ ぶんか 障害者の文化 げいじゅつかつどう しえん 芸術活動の支援</p>	<p>かいさい かつどう ささ じん アートイベントの開催や、活動を支える人 ざい いくせい さまざま だんたいどう れんけい ぶんか げい 材の育成、様々な団体等と連携した文化芸 じゅつかつどう ば そうしゅつ と く 術活動の場の創出に取り組めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しょうがいしゃ ぶんか 障害者の文化 げいじゅつかんしょう 芸術鑑賞の しえん 支援 (新)</p>	<p>さまざま だんたいどう れんけい しょうがい とくせい おう 様々な団体等と連携し、障害の特性に応じ かんしょう きかい じゅうじつ えんかつ しせつりよう た鑑賞の機会の充実、円滑な施設利用の かんきょうせいび かつどう ささ じんざい いくせい ための環境整備、活動を支える人材の育成 とう と く 等に取り組めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ぶんか げいじゅつ 文化芸術による ちいききょうせいしゃかい 地域共生社会 じつげん へ 実現に向けた とりくみ すいしん 取組の推進 (新)</p>	<p>かんけいきかん れんけい ふか ぶんか げいじゅつたいけん 関係機関との連携を深め、文化芸術体験や こうえん てんじどうかんしょう ぶんか げいじゅつかつどう とお 公演・展示等鑑賞の文化芸術活動を通し しょうがい て、障害のあるなしにかかわらず誰もが互 たいどう たちば かか あ すす いに対等な立場で関わり合うことを進める かつどう そくしん 活動を促進します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>かしょう どくしよ (仮称) 読書バリ アフリー法に基 づく 横浜市計画 の 策定、推進 (新)</p>	<p>どくしよ ほう もと ちほうこうきょう 読書バリアフリー法に基づく、地方公共 だんたい けいかく さくてい けいかく もと 団体の計画として策定し、計画に基づく とりくみ すいしん 取組を推進します。</p>	<p>さくてい 策定 ・ すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

コラム ぶんかしせつ とりくみ 文化施設における取組

文化は、人類が共同体を形成しはじめた太古の時代から脈々と築きあげられてきたものです。歌うこと、踊ること、物語ること、絵を描くことは、身に迫る危険を共有し、厳しい環境にあっても共同体を維持し、生き延びるための術を伝えていくために欠かせないものでした。

高度に複雑化した社会が形成された現代においても、文化が、生きる力を育み、コミュニティを形成するために必要不可欠なものであることは変わりありません。このような文化を身近なものとするために、自治体の文化施設は、全ての市民の皆さんに開かれています。

横浜市の文化施設においては、障害のある方に向けた様々な取組を行っています。

横浜能楽堂での「バリアフリー能」は、鑑賞サポートの取組です。視覚障害者、聴覚障害者などそれぞれの障害に応じて、点字資料やイヤホンガイド、タブレットによる字幕解説提供などを行うことで、障害のある人もない人も、一緒に能・狂言を楽しめる環境づくりを目指しています。

横浜みなとみらいホールでのパイプオルガンのワークショップでは、市立盲特別支援学校の生徒の皆さんに、楽器の大きさや構造を知っていただき、実際の音を体験していただきました。

また、近年全国的に、障害者自身の芸術表現に注目が集まっています。芸術表現によって、障害のある人のセルフエスティーム（自己肯定感）が高まるとともに、時には重要なコミュニケーションツールにもなると指摘されています。中には、海外のアートギャラリーで高額で販売される作品を生み出すアーティストも出てきています。

横浜市民ギャラリーあざみ野では「フェローアートギャラリー」と題して、個性豊かな作品が展示されています。「Fellow（「なかま」の意味）Art」とは、誰もが障害のあるなしで区別されることなく、同じ地平で認め合える豊かな関係性が築かれることを願って名付けられました。

文化を創造し、享受することは、あらゆる人にとっての権利※です。文化施設における様々な取組を通じて、あらゆる市民の皆さんが、文化とともに生きることができる社会を築くことを目指していきます。

※ 文化芸術基本法第2条第3項を参照

第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1 本章の位置付け

第3章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。

一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とはいえません。地域社会の中で、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組を連携させることで、地域で支える基盤を整備・強化していくことが重要です。

第4章では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げます。

2 国の動向

国は、平成28年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

社会全体のありようとしての「地域共生社会」を実現する仕組みとして、高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」が導入されています。「地域包括ケアシステム」は、高齢者のケアとして必要な支援を地域で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するもので、障害者や子どもの支援にも応用できると考えられています。

そこで、平成28年度に、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する視点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念とされました。

一方、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の生活を地域全体で包括的に支える体制が必要とされてきたことから、平成27年度に国は地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を立ち上げ、「地域生活支援拠点機能の整備」を進めてきました。「地域生活支援拠点」は、地域に存在する社会資源を有機的に結びつけ、効率的・効果的な地域生活支援体制を構築することにより、障害者の生活を地域全体

で支えていこうというものです。

3 よこはまし とりくみ 横浜市の取組

「地域生活支援拠点機能」の整備は、全く新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所の方々、地域の方々と協力しながら、地活ホームや基幹相談支援センター、生活支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害の特有の生活のしづらさについては、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持つことが重要です。

保健、医療、福祉関係者の共通認識の下、これまでのつながりにおける機能の見直しや、制度に基づかない支援を加えた広がりにより、地域の特性を踏まえた多くの課題に対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを説明します。

(1) ちいきせいかつしえんきよてんきのう 地域生活支援拠点機能

きのう そうだん 機能1 相談

しょうらいぞう 【将来像】

必要な人全てが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

とりくみ 【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手であるという認識を持てるよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促

し、それらを福祉保健センター、基幹相談支援センター及び生活支援センターの3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

機能2 緊急時の受入れ・対応

【将来像】

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担の下で、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型地活ホーム及び23か所の機能強化型地活ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携の下、ほかに受入先がない方の利用が促進され、緊急時の受入にも対応できています。

【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識の下、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や地活ホーム、多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入促進、拠点施設等の定期的な評価及び改善（PDCAサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

機能3 体験の機会・場の提供

【将来像】

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報随時更新され、入手・活用できる状態です。

さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験をすることで様々な選択肢の中から自分で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

とりくみ
【取組】

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行うための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築及び入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

きのう せんもんてきじんざい かくほ いくせい
機能4 専門的人材の確保・育成

しょうらいぞう
【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

とりくみ
【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場として更に機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充及び効果的な運用方法などを検討します。

きのう ちいき たいせい
機能5 地域の体制づくり

しょうらいぞう
【将来像】

区自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人への緩やかな見守りなど地域全体で支える取組を展開しています。

とりくみ
【取組】

日頃の見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野

を超えた多様な方々に協力してもらえらる関係づくりを進めます。

また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

【将来像】

日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいか、分かりやすく情報を受け取ることができます。

また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

【取組】

緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、関係者・関係機関それぞれが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけを行います。

特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族を含め、緊急的な医療を確保するための対応(精神科救急等)だけではなく、本人が望まない入院や緊急事態にならないよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシスタントなどを活用した訪問活動など、普段からの支援が途切れることなく提供できる体制づくりを行います。

仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

【将来像】

病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポートが受けられます。

また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活する上で必要な支援を受けられます。

【取組】

病気により入院(再入院)となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

仕組み3 安心して生活を確保するための仕組み

【将来像】

希望する地域で様々な暮らしの場を自分自身で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続など日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができています。

【取組】

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に家事、引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

【将来像】

精神保健福祉とほかの様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができています。

【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報及び技術交流の機会を整えていきます。

仕組み5 住民の障害理解を促進するための仕組み

【将来像】

地域における、緩やかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

【取組】

研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受けられる関係づくりを進めます。

仕組み6 お互いに支え合える仕組み

【将来像】

精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者に分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、共に支え合っていけるような体制ができています。

【取組】

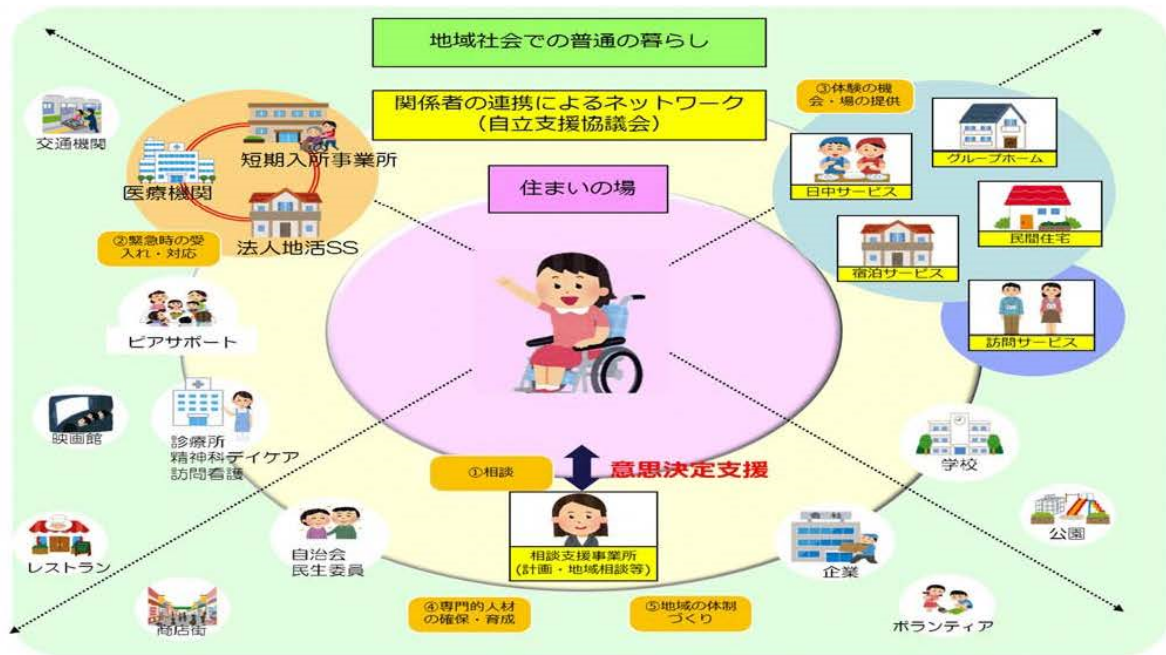
関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場の人同士が互いに精神的な支えとなれるような場や機会を整えていきます。

4 今後の方向性

これまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。第4期プランの基本目標である「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができ、まちヨコハマを目指す」の実現に向けた非常に重要な取組であり、様々な社会資源の担い手との連携・協働と地域とのつながりを深めながら推進していきます。

【障害のある方を地域全体で支えるイメージ図】



※「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」から抜粋したものです。おおよその構造は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」も同様と考えられます。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて

横浜市障害者施策推進協議会委員 渋谷 治巳 委員

「津久井やまゆり園事件」から5年目になります。

受刑者の刑が確定して、やがて1年が経とうとしています。

裁判のほとんどを責任能力の有無の争いに費やし、多くの公判予定を残したまま決審したこの裁判はどこまで事件の本質に迫ったのでしょうか。

公判の途中に、横浜港に停泊していたクルーズ船での新型コロナウイルスの集団感染が明らかになると、メディアは連日大きく取り上げ、人々の関心はすっかりそちらへと移ってしまいました。

この事件は社会の人々の間で、どこまで重大に受け止められているのでしょうか。

今、新型コロナウイルスの急激な感染拡大の中で「医療崩壊」という言葉が現実観を持ってきています。

メディアでは人工呼吸器やエクモが足りなくなった場合どうするのかといったことが話題になり始めています。

欧米では既に、一部の障害がある人たちの人工呼吸器を外した、または装着しないといった事例が報告されています。

この社会の優生的な価値観は、またしても歩を進めてしまったのではないのでしょうか。

これを押し返すためには、本当の意味でインクルーシブな社会の実現を目指す他に方法はないと私は思っています。

現在のこの国の障害児教育、障害福祉の方向性で、本当にインクルーシブな社会を目指すのでしょうか。

「津久井やまゆり園事件」を経験し、さらに今、新型コロナウイルスによるトリアージがリアリティを持って迫りくる今、本当の意味でのインクルーシブな社会の実現のために障害者にかかわる施策の大きな転換が必要ではないのでしょうか。

コラム 第4期障害者プランに寄せて

横浜市障害者施策推進協議会委員 鈴木 仁 委員

僕は発達障害を抱えており環境にうまく適応できず鬱病を発症し、長い間引きこもり生活を送っていました。今振り返ってみると、立て直しのため福祉からの支援を受ける一方で「一人の人として」地域の方と関わる機会を失ってしまっていたことが、希望をなくし戸惑い悩むことに繋がっていたのだと感じます。

多様な価値観を尊重しながら対等に関わる中でうわべだけではない心の通った交流ができたり、相手に頼りにされる体験を通じて自信や達成感を感じることが大切だと、自分ごととして感じてきました。障害を抱えている・いないに関わらず、人が自分の希望に合った暮らしを地域で見つけていくためには、企業や学校をはじめ街で生活する多様な方々と出会い、共に活動する機会を増やしていくことが必要だと思います。

また、障害や困難を抱えていることで環境調整等がうまくいかず、学びの機会をうまくいかせなかった方も多いのではないかと感じています。僕も同様でしたが、産官学民一体となり共創を目指すリビングラボの取組みに巡り合うことができ、有難いことに苦手な部分に寛容なご配慮をいただきながら再び学び実践する機会をいただけたことが、とても大きな転機になりました。学びは人の可能性を伸ばすことができるので、困難があるからこそ豊かな学びが必要です。

もっと当たり前前に学ぶチャンスが地域にあり、必要に応じて学ぶためのサポートを受けられたら、自分らしい暮らしに近づける方がもっと増えるのではないかと思います。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて

横浜市障害者施策推進協議会委員 奈良崎 真弓 委員

私が地域で暮らして体験してきたことについて大きく4つのことについて書きたいと思います。

1つ目は自分の障がい者として暮らしが変わったこと

2つ目は自分がいろんな人に出会ったこと

3つ目はこれからの将来のこと

4つ目は私たちの仲間たちに言いたいこと

1について

私が小学5年生の時に、自分に障がいがあると分かりました。その時から、今まで友達と思っていた仲間から、いじめられるようになりました。

でも、いつも家のそばに住んでいるおばあちゃんやおばさんたちが、私が学校から帰ってくると、話し相手になったり、時には公園で一緒に遊んでくれました。

私が小学6年生のある日、担任の先生から、私の親たちに話がありました。家から歩いて行ける近くの中学校だと、またいじめがあるかもしれないと言われました。そこで、家の近くの中学校に行かないで、バスなどに乗ってちょっと離れた中学校に行くことになりました。

2について

私にとって大きく変わったのは、14歳の時に、大好きだった障がいがあるお兄ちゃんが亡くなったことです。その頃にお兄ちゃんが行っていた作業所の職員さんから、青年学級があることを聞いて行くことになりました。その青年学級は、横浜市社会福祉協議会がやっている「夜間飛行」で、私はその青年学級に参加することにしました。そのことが、いろんな人に出会えるきっかけになりました。

私が、24歳の時に、知り合いから、「ピープルファースト」※について話を聞いて、すごく興味を持ちました。絶対にアメリカに行きたいと思いました。アメリカに行くことになりました。アメリカの本人たちがやっている、ピープルファーストでは、自分の障がいの暮らしや本人の会や制度のことについて、いろんな障がいの仲間たちが発表している姿を見て、私もいつか皆さんの前で話したいと思いました。

アメリカから帰ってからは、全日本手をつなぐ育成会から本人活動の会について話を聞きました。私も本人活動の会をやりたいと思いました。本人活動の会については、いろんな人（支援者や仲間）から教えてもらいました。

26歳になって本人活動の会を作りました。今になって考えてみれば、私はアメリカに行って良かったと思いました。

私はその時にアメリカの支援者から3つのポイントを聞きました。

1つ目は自分の障がいのことを理解してもらう。相手のことも理解すること。2つ目はできることやできないこと、やっている体験を広めよう。3つ目はいろんな人たちと出会うことで人生が変わる。その時はあいさつから始めよう。

アメリカの支援者から私へのプレゼントの言葉です。私には、この言葉は宝物になっています。

3について

今までの私は、生活とお金が大切だと思ったけど、自分が年を重ねるうちに少しだけ、分かったことがあります。お金も大切だけど…人と人の関係がストレスになることが多いです。人が笑顔になれる場所と、人と人が気楽に話し合いができる場所があれば、悩む人も少なくなると思いました。

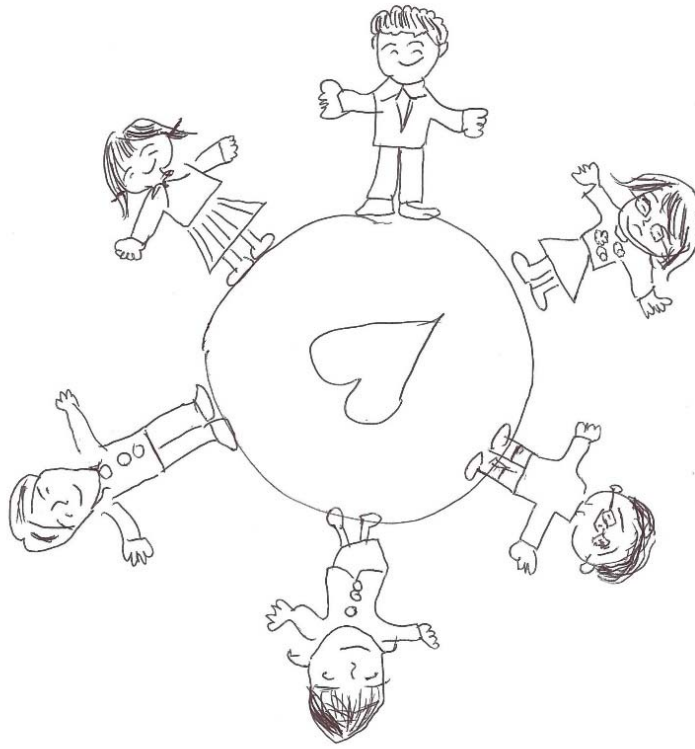
私には大好きな言葉があります。

「自分がハッピーになるためには何ができるのか一緒に考えない？」

4について

私たちの仲間の知的障がい者たちに、メッセージ、言いたいことがいっぱいあります。その中から3つだけ伝えたいことがあります。1つ目は私も知的障がい者だけど、障がいがない人たちにも友達を作ってほしい。2つ目は知的障がい者にも、できることとできないことがあることを知ること。3つ目は悩みごとがいっぱいあると思うけど、1か月のうち1日でもできたことを聞いてくれる人がいれば、ほっとすると思えます。

※ピープルファースト…社会生活を送る上で、困難を抱える当事者の会。「わたしたちは、しょうがいしゃである前に人間である」という考えを最も大切にして、困難を抱えていても地域で当たり前前に暮らせる社会をつくるために活動している。（ピープルファーストジャパン会則から抜粋）



え ならざき まゆみ いいん
絵：奈良崎 真弓 委員

第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

1 PDCAサイクル

第4期プランは、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行います。その際、併せて第4期プラン全体の見直しを行います。

見直しに当たっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等の意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも柔軟に対応します。

●見直しの時期

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画		障害福祉計画			
	障害児福祉計画		障害児福祉計画			

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画

障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

見直し

見直し

●PDCAサイクルのイメージ

計画(Plan)

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込み量を設定します。

改善(Action)

中間評価等の結果を踏まえて、必要に応じて障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。

実行(Do)

計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

評価(Check)

各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握しながら、障害者計画の中間見直し（令和6年度）を行います。障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の方針に基づき評価を行います。

し りょう へん
資 料 編

【評価の説明】

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
- △：一定程度の効果は得られた。
- ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

「第3期計画期間の実績」は、第3期プランの計画期間（平成27年～令和2年度）の実績見込みになります（令和3年1月時点）。最終的な実績については、確定後、市ホームページに公表します。

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

取組1-1 普及・啓発

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	評価
当事者や障害福祉関連施設、市民団体等による普及・啓発活動への支援	推進	セイフティーネットプロジェクト横浜や各区自立支援協議会等による出前講座の開催など、障害理解に向けた普及啓発活動を協働で実施しました。	○
障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進	推進	社会参加推進センターにより、普及啓発リーフレットの作成及び配布を行いました。また、障害者週間に合わせた講演会の実施をしました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい き けい かく き かん じつ せ き</small> 第3期計画期間の実績 <small>れい わ ね ん ど ま つ み こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
疾病や障害に関する情報の発信 <small>しつぺい しょうがい かん じょうほう</small> 疾病や障害に関する情報の発信 <small>はっしん</small> の発信	推進 <small>すいしん</small> 推進	ホームページや「障害福祉社 <small>しょうがいふく し しょうがいふく</small> 社の「あんない」などの媒体 <small>し ばいたい</small> を活用して、疾病や障害 <small>かつよう しつぺい しょうがい</small> に関する情報や支援に関 <small>かん じょうほう しえん かが</small> わる活動を紹介しました。 <small>かつどう しょうがい</small> た。	○
各区の普及・啓発活動の促進 <small>かくく ふきゅう けいはつかつどう</small> 各区の普及・啓発活動の <small>そくしん</small> 促進	推進 <small>すいしん</small> 推進	各区において、区版の広報 <small>かくく くばん こうほう</small> よこはまへの記事掲載やイ <small>き じ けい さい</small> ベント等を開催するなど、 <small>とう かい さい</small> それぞれの地域特性に応じ <small>ちいきとくせい おう</small> た普及・啓発活動を実施し <small>ふきゅう けいはつかつどう じっし</small> ました。	○
4校種 図画工作・美術・書道 <small>こうしゅ ず が こうさく びじゅつ</small> 4校種 図画工作・美術・書道 <small>しょうさくひんてん とくべつしえんきょういく</small> 作品展 特別支援教育 <small>ぶもん</small> 部門～つたえたい ぼくの おもい わたしのきもち～ <small>かいさい</small> の開催	推進 <small>すいしん</small> 推進	市立学校の児童生徒の作品 <small>しりつがっこう じどうせいと さくひん</small> を一堂に集める市民公開の <small>いちどう あつ しみんこうかい</small> 作品展で、市内の特別支援 <small>さくひんてん しな い とくべつしえん</small> 学校や個別支援学級等に <small>がっこう こべつしえんがつきゅうとう</small> 在籍する幼児児童生徒の作 <small>ざいせき ようじじどうせいと さく</small> 品を出展しました。 <small>ひん しゅってん</small> 毎年、多数の来場があり <small>まいとし たすう らいじょう</small> ました。	○
「地域共生社会」の実現に <small>ちいききょうせいしゃかい じつげん</small> 「地域共生社会」の実現に <small>む とりくみとう すいしん</small> 向けた取組等の推進	障害者週間を <small>しょうがいしゃしゅうかん</small> 障害者週間を <small>りょう けいはつかつどう</small> 利用した啓発活動 <small>じっし</small> の実施	・平成30年5月に九都県 <small>へいせい ねん がつ きゅう と けん</small> 市の首脳が共生社会の実 <small>し しゅのう きょうせいしゃかい じつ</small> 現を呼びかけるメッセージ <small>げん よ</small> 動画を作成しました。 <small>どうが さくせい</small> ・障害者週間を中心に <small>しょうがいしゃしゅうかん ちゅうしん</small> して、イベントの開催や <small>かいさい</small> 心の輪を広げる障害者理 <small>こころ わ ひろ しょうがいしゃり</small> 解促進事業等の啓発活動 <small>かいそくしん じぎょうとう けいはつかつどう</small> を実施しました。 <small>じっし</small> ました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かい いてい じ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
学齢期児童及び保護者への <small>がくれいき じどうおよ ほ ごしゃ</small> 障害理解啓発 <small>しょうがいり かいけいはつ</small>	推進 <small>すいしん</small>	市内の当事者団体等の協 <small>しな い どう じしゃだんたいどう きょう</small> 力を得ながら、教育委員 <small>りょく え きょういく い いん</small> 会事務局と連携し、教 <small>かい じ むきょく れんけい きょう</small> 職員向けの障害理解を進 <small>しよくいん む しょうがいり かい すず</small> める冊子を作成・発行しま <small>さっし さくせい はっこう</small> した。	○
副学籍による交流教育及 <small>ふくがくせき こうりゅうきょういくおよ</small> び共同学習 <small>きょうどうがくしゅう</small>	推進 <small>すいしん</small>	特別支援学校に在籍する <small>とくべつしえんがっこう ざいせき</small> 児童生徒が居住地の小・ <small>じどうせいと きょじゅうち しょう</small> 中・義務教育学校での <small>ちゅう ぎ むきょういくがっこう</small> 授業や校外活動において <small>じゅぎょう こうがいかつどう</small> 一緒に学ぶ機会を設けまし <small>いっしょ まな きかい もう</small> た。 <small>こうりゅうじっせき</small> <交流実績> <small>へいせい ねんど にん</small> 平成27年度：220人 <small>へいせい ねんど にん</small> 平成28年度：233人 <small>へいせい ねんど にん</small> 平成29年度：219人 <small>へいせい ねんど にん</small> 平成30年度：242人 <small>れいわがねんど にん</small> 令和元年度：207人 <small>れいわ ねんど しゅうけいちゅう</small> 令和2年度：集計中	○

とりにくみ 取組1-2 そうだんしえん 相談支援

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かい いてい じ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
相談支援事業の周知及び普 <small>そうだんしえんじぎょう しゅうちおよ ふ</small> 及・啓発 <small>きゅう けいはつ</small>	推進 <small>すいしん</small>	基幹相談支援センターを <small>きかんそうだんしえん</small> 中心に、各区において相 <small>ちゅうしん かくく そう</small> 談支援事業の周知、啓発 <small>だんしえん じぎょう しゅうち けいはつ</small> を行いました。 <small>おこな</small>	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい か く き かん じつ せ き 第3期計画期間の実績 れい わ ね ん ど ま つ み こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
そうだん し えん じゅう じしや じんざい いく せい 相談支援従事者の人材育成	すいしん 推進	よこはまし じり つし えん きょう ぎ かい じん ざい 横浜市自立支援協議会人材 いく せい ぶ かい かい てい 育成部会において改訂した 「よこはまし そうだん し えん じゅう じしや 横浜市相談支援従事者 じんざい いく せい 人材育成ビジョン」に基 き、市主催の相談支援研 しゅう とう じつ じ 修等を実施しました。 へい せい ね ん ど れい わ ね ん ど <平成27年度～令和2年度 の実施状況> じつ し かい すう かい ししゅ さい け ん 実施回数：61回（市主催研 しゅう かい ほう てい け ん しゅう かい 修45回、法定研修16回） じゅ こう に ん ずう の にん 受講人数：延べ3,769人 ししゅ さい け ん しゅう にん ほう （市主催研修2,044人、法 てい け ん しゅう にん 定研修1,725人）	△
どう じしや そうだん じゅう じつ 当事者による相談の充実	く しゃ かい ふく し 18区の社会福祉 ほう じん が た ち か つ 法人型地活ホーム において ぱん ぞう だん 派遣相談 かつ じょう の活用	そうだん いん けん しゅう かつ じょう ピア相談員研修を活用 し、ピア相談員のスキルア ップを図りました。また、 イベント等でのチラシの配 ふ しょう ち ほか 布により周知を図りまし た。	△
きぞん そうだん まどぐち ちいき 既存の相談窓口（地域ケア プラザ等）による連携	すいしん 推進	ちいき みぢか そうだん きかん 地域の身近な相談機関であ る地域ケアプラザにおい て、しょうがい かん そうだん 障害に関する相談を う ひつじょう おう てきせつ 受け、必要に応じて適切な 機関へつなげました。 そうだん けん すう <相談件数> へい せい ね ん ど けん 平成27年度：1,622件 へい せい ね ん ど けん 平成28年度：2,501件 へい せい ね ん ど けん 平成29年度：2,504件 へい せい ね ん ど けん 平成30年度：2,665件 れい わ が ん ね ん ど けん 令和元年度：1,961件 れい わ ね ん ど み こ 令和2年度（見込み） ：1,544件	○

しひょうめい 指標名	へいせい ねんど 平成29年度 (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 (実績)	れいわがねんど 令和元年度 (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 (実績見込み)
けいかくそうだんしえんりようしやすう ねん 計画相談支援利用者数 (年 かん 間) (福)	6,909人	9,542人	11,906人	13,179人

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
しじりつしえんきょうぎかい くじりつ 市自立支援協議会と区自立 しえんきょうぎかい れんけい れんどう 支援協議会の連携・連動	すいしん 推進	しじりつしえんきょうぎかい かた 市自立支援協議会のあり方 をみなおし、市と区がれんけい・ れんどう しく せいり 連動する仕組みを整理しま した。	△
くいき こ おうだんてき けんとう 区域を超えた横断的な検討 のすいしん 推進	すいしん 推進	しじりつしえんきょうぎかい 市自立支援協議会におい て、くいき こ じょうほうきょう 区域を超えた情報共 ゆう かっせいか しく せいり 有が活性化する仕組みを整 理しました。	△
なんびょうかんじやとう ひつよう じょう 難病患者等への必要な情 ほうていきょう 報提供	すいしん 推進	こうえんかい こうりゅうかいとう かいさい 講演会・交流会等の開催 やつき かい 月2回のメールマガジン はいしんどう つう てきぎじょう 配信等を通じて、適宜情 ほうはっしん おこな 報発信を行いました。た だし、れいわ ねんど しんがた 令和2年度は新型コ ロナウイルスかんせんしょうかくだい 感染症拡大 ぼうし おお こうえん 防止のため、多くの講演 かい こうりゅうかい ちゅうし 会・交流会が中止となり ました。 ・へいせい ねんど れいわ ねんど 平成27年度～令和2年度 こうえんかい こうりゅうかいのべかいさいけん 講演会・交流会延開催件 すう み こ かい 数(見込み):983回 ・へいせい ねんど れいわ ねんど 平成27年度～令和2年度 メールマガジン はいしんかいすう 配信回数 み こ かい (見込み):140回	△

事業名 じぎょうめい	目標 目 標 （第3期改定時） だい き かい てい じ	第3期計画期間の実績 （令和2年度末見込み） だい き けい かく き かん じっせき れいわ ねん ど まつ み こ	評価 ひょうか
発達障害者支援センター 運営事業 はったつしょうがいしゃしえん うんえいじぎょう	推進 すいしん	発達障害者が身近な地域 で相談を受けられるよう、 各区福祉保健センターでの 特定相談日を実施しまし た。 はったつしょうがいしゃ みぢか ちいき そうだん う かくくふくしほけん とくていそうだんび じっし	○

指標名 しひょうめい	平成29年度 （実績） へいせい ねん ど じっせき	平成30年度 （実績） へいせい ねん ど じっせき	令和元年度 （実績） れいわ ねん ど じっせき	令和2年度 （実績見込み） れいわ ねん ど じっせき み こ
発達障害者支援地域協 議会の開催件数(福) はったつしょうがいしゃしえん ちいききょう ぎかい かいさいけんすう	—	3件 けん	4件 けん	2件 けん
発達障害者支援センター による相談件数(福) はったつしょうがいしゃしえん そうだんけんすう	—	5,567件 けん	6,169件 けん	4,600件 けん
発達障害者支援センター 及び発達障害者地域支援 マネジャーの関係機関への 助言件数(福) はったつしょうがいしゃしえん およ 是ったつしょうがいしゃちいきしえん かんけいきかん じょげんけんすう	—	484件 けん	907件 けん	1,220件 けん
発達障害者支援センター 及び発達障害者地域支援 マネジャーの外部機関や地 域住民への研修、啓発(福) はったつしょうがいしゃしえん およ しょうがいしゃちいきしえん がいぶきかん ち いきじゅうみん けんしゅう けいはつ	—	59件 けん	67件 けん	25件 けん

とりにくみ じょうほう ほしやう
取組1-3 情報の保障

事業名 じぎょうめい	目標 目 標 （第3期改定時） だい き かい てい じ	第3期計画期間の実績 （令和2年度末見込み） だい き けい かく き かん じっせき れいわ ねん ど まつ み こ	評価 ひょうか
合理的配慮を踏まえた情 報発信のルール化 ごうりてきはいいりよ ふ じょう ほうはっしん か	推進 すいしん	・「障害者差別解消の推 進に関する取組指針」や 「障害を理由とする差別 解消の推進に関する職員 対応要領」を策定し、障 害のある人の意向を確認 しょうがいしゃさべつかいしやう すい しん かん とりにくみしん しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん かん しょくいん たいおうようりょう さくてい しょう がい ひと いこう かくにん	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい か く き かん じつ せ き 第3期計画期間の実績 れい わ ね ん ど ま つ み こ (令和2年度末見込み)	ひょう か 評価
		<p> し、場面に応じて考え、 対応していくことを本市の 対応の基本としました。 ・視覚障害のある人への 情報保障を目的に、希望 する方に対して本市から発 出する通知の「通知名」、 「問合せ先」等について、 点字化した通知を発送する 仕組みを整えました。 <登録者数> 118人 (令和3年1月末現在) ・聴覚障害のある人への 情報保障の取組として、 タブレット端末を活用した 手話通訳サービスの情報 提供や、新たに障害者支 援アプリの導入を行いま した。 ・横浜市の作る通知やお知 らせ資料等は、複雑な文 章構成や難解な表現を使 っている場合があり、知的 障害のある人には正確に 内容を把握することが難 しい場合があります。この ため、言葉の置き換えやデ ザイン、レイアウト等の変 更による知的障害のある 人へのわかりやすい資料を 作成しました。 </p>	

しひょうめい 指標名	へいせい ねんど 平成29年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 じっせき (実績)	れいわがねんど 令和元年度 じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 じっせき みこ (実績見込み)
しゅわ つうやくしゃ はけん りようしゃ 手話通訳者の派遣 (利用者 数) (福)	8,250人	9,546人	9,924人	8,424人
ようやく ひっししゃ はけん りようしゃ 要約筆記者の派遣 (利用者 数) (福)	1,577人	1,742人	1,358人	443人
しゅわ ほうし いんようせいけんしゅう じぎょう 手話奉仕員養成研修事業 (養成人数) (福)	160人	158人	135人	※ 0人
しゅわ つうやくしゃ ひっししゃようせいけん 手話通訳者・筆記者養成研 修事業 (養成人数) (福)	81人	93人	89人	※ 0人
もう しゃむ つうやく かいじょいん 盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業 (養成人数) (福)	12人	24人	26人	※ 0人

※ しんがた かんせんしゅう かいさい ちゅうし
新型コロナウイルス感染症により開催を中止したため。

とりくみ さいがいたいさく
取組 1-4 災害対策

じぎょうめい 事業名	むくひょう 目標 だい きかいていじ (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 れいわ ねんどまつみ こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
さいがい じようえんごしゃしえんじぎょう 災害時要援護者支援事業	すいしん 推進	かくく ちいき じつ 各区において、地域の実 じょう おう さまざま さいがい じ 状に応じた様々な災害時 ようえんごしゃしえん とりくみ おこな 要援護者支援の取組が行 われ、さいがい じようえん ごしゃしえん 災害時要援護者支援 とりくみ じっし じち の取組を実施している自治 かい ちょうないかい わりあい れいわ 会・町内会の割合が令和 ねん がまつげんざい ぱーせんと 2年3月末現在で91 % となりました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい いてい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> 第3期計画期間の実績 <small>れいわ ねんどまつみ こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
<small>しょうがいしゃ しえんしゃ</small> 障害者・支援者によるキャ <small>たいはけんしえんじぎょう</small> ラバン隊派遣支援事業	<small>すいしん</small> 推進	セイフティーネットプロジ <small>よこはま きょうりょく え</small> エクト横浜の協力を得 <small>しょうがいりかい かか だまえ</small> て、障害理解に係る出前 <small>こうざとう ち いきぼうさいきよてんくんれん</small> 講座等を地域防災拠点訓練 <small>とう かつよう</small> 等で活用いただけるよう、 <small>かくく やくしよ かくく ち いきぼうさい</small> 各区役所、各区の地域防災 <small>きよてんうんえい いんかい かい ぎ とう</small> 拠点運営委員会の会議等で <small>しゅうち</small> 周知するとともに、出前講 <small>ざ かつどうとう じっし</small> 座活動等を実施しました。 <small>ち いきぼうさいきよてんくんれんとう</small> また、地域防災拠点訓練等 <small>さんか しゅく けん</small> に参加しやすい仕組みを検 <small>とう</small> 討しました。	○
<small>しょうがいしゅべつさいがい じたいおう</small> 障害種別災害時対応マニ <small>さくせい</small> ュアルの作成	<small>たいおう</small> 対応マニュアルの <small>さくせい</small> 作成	<small>かんけいだんたい けんとうかい ぎ じっ</small> 関係団体との検討会議の実 <small>し</small> 施ができず、マニュアル作 <small>せい いた</small> 成には至りませんでした <small>しょうがいしゅべつ たくせい</small> が、障害種別ごとの特性 <small>とう き さい</small> 等が記載された障害者理 <small>かいけいはつさつし ところ か</small> 解啓発冊子「心と手を貸 <small>しゅうち</small> してください」の周知に <small>つと</small> 努めたほか、地域防災拠点 <small>くんれんとう しょうがいとくせい ぶく</small> 訓練等で障害特性を含め <small>たいおうほうほう ふきゅう と</small> た対応方法の普及に取り <small>く</small> 組みました。	△
<small>ち いきぼうさいきよてん</small> 地域防災拠点における障 <small>がいしやたいけん</small> 害者体験	<small>すいしん</small> 推進	セイフティーネットプロジ <small>よこはま じっし</small> エクト横浜が実施している <small>しょうがいりかい かか だまえこうざ</small> 障害理解に係る出前講座 <small>とう ち いきぼうさいきよてんくんれんとう</small> 等を、地域防災拠点訓練等 <small>じっし</small> で実施できるよう支援しま <small>しえん</small> した。また、各区の地域防 <small>かくく ち いきぼう</small> 災拠点運営委員会の会議等 <small>さいきよてんうんえい いんかい かい ぎ とう</small> で周知し実施拡大に取り <small>しゅうち じっし かくだい と</small> 組みました。	△

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
区局障害者災害対策会議 <small>くきょくしょうがいしやさいがいたいさくかいぎ</small>	推進 <small>すいしん</small>	関係区局において、福祉 <small>かんけいくきょく ぶくし</small> 避難所に係る課題検討を進 <small>ひなんじょ かか かいけんとう すず</small> めていましたが、対策会議 <small>たいさくかいぎ</small> の実施には至っていません。 <small>じっし いた</small> 引き続き有効な連携手 <small>ひ つづ ゆうこう れんけいしゅ</small> 法や対応を検討していきま <small>ほう たいおう けんとう</small> す。	×
障害者災害対策会議 <small>しょうがいしやさいがいたいさくかいぎ</small>	推進 <small>すいしん</small>	関係区局において、会議 <small>かんけいくきょく かいぎ</small> の実施方法の検討を進めて <small>じっし ほうほう けんとう すず</small> いましたが、会議の実施に <small>かいぎ じっし</small> は至っていません。引き続 <small>いた ひ つづ</small> き有効な自助共助の取組 <small>ゆうこう じじょきょうじょ とりくみ</small> や対応を検討していきま <small>たいおう けんとう</small> す。	×
障害種別応急備蓄物資連 <small>しょうがいしゅべつおうきゅうびちくぶっしれん</small> 携事業 <small>けいじぎょう</small>	推進 <small>すいしん</small>	ストマ用装具の保管用ロッ <small>ようそうぐ ほかんよう</small> カーを全区(各区1か所) <small>ぜんく かくく しょ</small> に設置しました。 <small>せっち</small>	○

テーマ2 住む、そして暮らす

とくみ 取組2-1 住まい

事業名 じぎょうめい	目標 もくひょう (第3期改定時) だい き かい いてい じ	第3期計画期間の実績 だい きけいかくきかん じっせき (令和2年度末見込み) れいわ ねんどまつみ こ	評価 ひょうか
行動障害のある方の住まい検討 こうどうしょうがい かのた す けんとう	推進 すいしん	・発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを4名体制で配置し、障害福祉サービス事業所等に対する行動障害・発達障害に係るコンサルテーションを実施しました(169ページ参照)。 ・障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための研修を市内法人が共同して「オール横浜市」として実施しました。 <平成28年度～令和2年度の実施状況> 実施回数：15回(基礎研修13回、実践研修2回) 受講人数(見込み)：延べ1,484人(基礎研修1,311人、実践研修173人) ・引き続き、行動障害に 対応するグループホームについて検討しました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
サポートホーム事業（発達障害者に対する生活支援の推進） <small>じぎょう はったつしょうがいしゃ たいせいかつしえん</small> <small>すいしん</small> ②	推進 <small>すいしん</small>	サポートホーム事業により、発達障害のある人の生活支援を実施しました（令和2年3月に、2か所目のサポートホームが開設）。 <small>じぎょう</small> <small>はったつしょうがい ひと</small> <small>せいかつしえん じっし</small> <small>れいわ ねん がつ</small>	○
養護老人ホーム整備事業（視覚障害者の入所） <small>ようごろうじん せいび じぎょう</small> <small>しかくしょうがいしゃ にゅうしょ</small>	推進 <small>すいしん</small>	視覚障害者の定員は、「野庭風の丘」と「名瀬の森」の2施設で合わせて12人を確保し、入所受入を継続しています。 <small>しかくしょうがいしゃ ていいん</small> <small>ばかせ おか なせ もり</small> <small>しせつ あ にん</small> <small>かくほ にゅうしょうけいれ けいぞく</small>	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
身体障害者・高齢者の住宅改造及び模様替え <small>しんたいしょうがいしゃ こうれいしゃ じゅう たくかいぞうおよ もようが</small>	推進 <small>すいしん</small>	<住宅改造実績> <small>じゅうたくかいぞうじっせき</small> 平成27年度：59件 <small>へいせい ねんど けん</small> (障害者対応24件、高齢者対応35件) <small>しょうがいしゃたいおう けん こうれい しゃたいおう けん</small> 平成28年度：37件 <small>へいせい ねんど けん</small> (障害者対応27件、高齢者対応10件) <small>しょうがいしゃたいおう けん こうれい しゃたいおう けん</small> 平成29年度：37件 <small>へいせい ねんど けん</small> (障害者対応14件、高齢者対応23件) <small>しょうがいしゃたいおう けん こうれい たいおう けん</small> 平成30年度：55件 <small>へいせい ねんど けん</small> (障害者対応27件、高齢者対応28件) <small>しょうがいしゃたいおう けん こうれい しゃたいおう けん</small> 令和元年度：36件 <small>れいわ がんねんど けん</small> (障害者対応15件、高齢者対応21件) <small>しょうがいしゃたいおう けん こうれい しゃたいおう けん</small> 令和2年度(見込み)： <small>けん しょうがいしゃたいおう けん</small> 36件(障害者対応15件、 <small>こうれいしゃたいおう けん</small> 高齢者対応21件) <模様替え承認実績> <small>もようが しょうにんじっせき</small> 平成27年度：154件 <small>へいせい ねんど けん</small> 平成28年度：140件 <small>へいせい ねんど けん</small> 平成29年度：139件 <small>へいせい ねんど けん</small> 平成30年度：127件 <small>へいせい ねんど けん</small> 令和元年度：86件 <small>れいわがんねんど けん</small> 令和2年度(見込み) <small>れいわ ねんど みこ</small> : 86件 <small>けん</small>	○

しひょうめい 指標名		へいせい ねんど 平成29年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 じっせき (実績)	れいわがんねんど 令和元年度 じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 じっせき みこ (実績見込み)
きょうどう せいかつ えんじよ 共同生活援助 (グループホー ム)利用者数 ^福	しん きせつ (新規設 置/年)	にんぶん 205人分	にんぶん 214人分	にんぶん 299人分	にんぶん 212人分
	りようじん (利用人 数/年)	にんぶん 4,180人分	にんぶん 4,392人分	にんぶん 4,721人分	にんぶん 4,943人分

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい きかいていじ (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 れいわ ねんどまつみこ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
しょうがいしゃしえんしせつ さいせいび 障害者支援施設の再整備	かんりょう 完了	しょうがいしゃしえんしせつ けい わせい 障害者支援施設「恵和青 ねんりょう かいけい どう さいせいび 年寮」「偕恵」等の再整備 は、平成28年度で完了し ました。	○
しょうがいじしせつ せいび さいせいび 障害児施設の整備・再整備 ^あ	しせつじょうきょうどう 施設状況等によ り検討	へいせい ねんど ふくしがたしょうがいじ 平成27年度に福祉型障害児 にゅうしょしせつ 入所施設「ぶどうの実 (旧白根学園児童寮)」、 へいせい ねんど いりょうがたしょうがいじ 平成28年度に医療型障害児 にゅうしょしせつ よこはまりょういくりょう 入所施設「横浜療育医療 センター」、平成29年度に ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせつ 福祉型障害児入所施設 「ぽらいと・えき(旧横 浜市なしの木学園)」の再 せいび かんりょう 整備を完了しました。 また、平成28年6月に医 療型障害児入所施設 「横浜医療福祉センター港 南」を開所しました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい き けい かく き かん じつ せき</small> 第3期計画期間の実績 <small>れい わ ねん ど ま つ み こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
公立障害者支援施設(横浜 <small>こうりつしょうがいしゃしえんしせつ よこはま</small> 公立障害者支援施設(横浜 <small>ししょうふうがくえん</small> 市松風学園)の再整備の <small>さいせいび</small> 再整備の <small>けんとう</small> 検討	個室化等の利用 <small>こしつかとう りょう</small> 個室化等の利用 <small>かんきょう せつび かいぜん</small> 環境や設備の改善 <small>およ しんにゆうしよしせつ</small> 及び新入所施設の <small>こうじじっし</small> 工事実施	入居者の居住環境改善 <small>にゆうきよしゃ きょじゆうかんきょうかいぜん</small> 入居者の居住環境改善 <small>こしつかとう せつけい すず</small> のため個室化等の設計を進 <small>どうしきち いち</small> めるとともに、同敷地の一 <small>ぶ かつよう にゆうしよしせつ</small> 部を活用して入所施設を <small>せいび きほんこうそう</small> 整備するため、基本構想に <small>ちやく</small> 着手しました。 <small>げんざい かいたいこうじ お どう</small> 現在、解体工事を終え、同 <small>しきち いちぶ かつよう にゆう</small> 敷地の一部を活用した入 <small>しよしせつ けんせつこう</small> 所施設については、建設工 <small>じ ちやくしゆ</small> 事に着手しました。	△

しひょうめい 指標名		へいせい ねんど 平成29年度 (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 (実績)	れいわがねんど 令和元年度 (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 (実績見込み)
ふくし しせつ にゆうしよしや 入所者の ちいきせいかつ 地域生活へ の移行(福)	ねんどまつじてん 年度末時点での しせつにゆうしよしやすう 施設入所者数	1,467人	1,455人	1,464人	1,411人
の移行(福)	ねんどまつじてん 年度末時点での ていいんすう 定員数	1,094人	1,094人	1,094人	1,084人
しせつにゆうしよしえん りようにんずう 施設入所支援(利用人数/ つき) (福)(児)		1,467人	1,455人	1,464人	1,411人
ふくし がたしやうがい じ にゆうしよしえん りよう 福祉型障害児入所支援(利用 じどうすう つき 児童数/月) (福)(児)		164人分	163人分	163人分	163人分
いりやうがたしやうがい じ にゆうしよしえん り 医療型障害児入所支援(利 ようじどうすう つき 用児童数/月) (福)(児)		87人分	84人分	87人分	87人分
しゆくはくがた じりつ くんれん りよう 訓練(利用 にんずう つき 人数/月) (福)(児)	にんにち (人日分)	2,485人日	2,439人日	2,336人日	1,970人日分
	にんぶん (人分)	91人分	89人分	87人分	72人分
りようようかいご 療養介護(福)(児)		245人分	273人分	278人分	283人分
さいいじやう しょうがい じ しせつ 障害児施設 にゆうしよしや 入所者の しょうがいしや しえん 障害者支援 しせつおよ ち 施設及び地 いき いこう 域への移行	さいいじやう にゆう 18歳以上の入 しよしや いこうにんずう 所者の移行人数	7人	14人	24人	24人
	いこうよていたいしやう 移行予定対象 にんずう 人数	20人	6人	5人	5人
よこはましたいいん 横浜市退院 サポート事 ぎやう 業	こべつし えんたいしやう 個別支援対象 しやすう にん ねん 者数(人/年)	87人	123人	161人	150人
	じっしじぎやうしやすう 実施事業所数	—	15か所	18か所	18か所

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <small>せいしんしょうがい たいおう ち いきほうかつ こうちく</small>	推進 <small>すいしん</small>	平成29年度より国の事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業」へ参加し、システム構築の推進体である「協議の場」の枠組みを検討してきました。平成30年度、令和元年度には、市内方面別に順次モデル区を設定し（4区）、それぞれの地域特性を踏まえて課題解決に向けた取組を協議の場の中で検討してきました。また、区向けに研修会・説明会などを開催し、取組の支援、情報共有を行ってきました。また市域では令和元年度に市自立支援協議会地域移行・地域定着部会を立ち上げ、令和2年度の協議の場全区設置に向けた準備を行ってきました。	○

しひょうめい 指標名		へいせい ねんど 平成29年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 じっせき (実績)	れいわがんねんど 令和元年度 じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 じっせきみこ (実績見込み)
せいしんびょうしょう 精神病床における1年以 じょうちよう きにゆういんかんじゃすう 上長期入院患者数(65 さい いじょう 歳以上) (福)		1,126人	1,004人	1,112人	ちょうさちゆう 調査中 ※1
せいしんびょうしょう 精神病床における1年以 じょうちよう きにゆういんかんじゃすう 上長期入院患者数(65 さい みまん 歳未満) (福)		1,119人	1,028人	1,064人	ちょうさちゆう 調査中 ※1
せいしんびょうしょう 精神病床における早期退 いんりつ にゆういんご げつじ 院率(入院後3か月時 てん 点) (福)		67.1 %	—	—	— ※2
せいしんびょうしょう 精神病床における早期退 いんりつ にゆういんご げつじ 院率(入院後6か月時 てん 点) (福)		84.3 %	—	—	— ※2
せいしんびょうしょう 精神病床における早期退 いんりつ にゆういんご ねんじてん 院率(入院後1年時点) (福)		90.2 %	—	—	— ※2
ちいきいこうし 地域移行支 えん 援(福)	つき (/月)	2人分	2人分	10人分	9人分
	ねん (/年)	24人分	23人分	127人分	100人分
ちいきていちゃくし 地域定着支 えん 援(福)	つき (/月)	2人分	4人分	32人分	34人分
	ねん (/年)	28人分	46人分	384人分	400人分

※1 国の調査(630調査)が、現在集計作業中のため「調査中」としています。

※2 国の調査(630調査)方式が変更となり、本市全体の数値が算出できなくなったため空欄にしています。

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい き けい かく き かん じつ せ き</small> 第3期計画期間の実績 <small>れい わ ねん ど ま つ み こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
<small>みんかんじゅうたく</small> 民間住宅あんしん入居 <small>じぎょう</small> 事業	<small>すいしん</small> 推進	<small>けんちくきょく けんこうふくしきょく れん</small> 建築局、健康福祉局で連 <small>けい はか しょうがいしゃ みんかん</small> 携を図り、障害者が民間 <small>ちんたいじゅうたく にゅうきよ</small> 賃貸住宅への入居をしま すくする仕組みである <small>じゅうたく</small> 「住宅セーフティネット <small>せい ど どうごう はか</small> 制度」との統合を図りまし た。	○
<small>みんかんじゅうたくにゅうきよ そくしん</small> 民間住宅入居の促進	<small>すいしん</small> 推進	<small>よこはまし ふどうさんかんけいだんたい</small> 横浜市、不動産関係団体や <small>ふくしだんたいどう れんけい</small> 福祉団体等の連携により <small>せつ</small> 設立した横浜市居住支援協 <small>りつ よこはましきよじゅうしえんきょう</small> 会の中で、障 害理解を <small>ぎ かい なか しょうがいりかい</small> 進めるための勉強会等を <small>すす</small> 行い、制度活用に取り組み <small>おこな</small> ました。	○
<small>こうれいか じゅうどかたいおう</small> 高齢化・重度化対応バリア <small>かいしゅうじぎょう</small> フリー改修事業	<small>すいしん</small> 推進	<small>ねん</small> この6か年で、6ホームか <small>しんせい</small> ら申請があり、トイレや浴 <small>しつ かいしゅう</small> 室の改修、エレベーター <small>かいたんしょうこうき せっち おこな</small> や階段昇降機の設置を行 いました。	○

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>もくひょう 目標 (第3期改定時)</p>	<p>だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)</p>	<p>ひょうか 評価</p>
<p>ち かつ うんえい 地活ホームの運営</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>くに れいわ ねん どまつ せい 国が令和2年度末までの整 備を求めている「地域生活 支援拠点」で必要となる 「緊急時の受入れ・対 応」機能について、地活ホ ームのショートステイも機 能の一つとして活用できる よう、自立支援協議会の 部会や関係事業所との意 見交換会等を通じて、緊 急の定義や受入れフロー について整理しました。 また、機能強化型地活ホ ームの今後の方向性につ いて、関係事業者等と意見 交換を行いました。</p>	<p>○</p>
<p>せい かつ し えん うんえい 生活支援センターの運営</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>えーがた く びーがた く かいかん A型9区とB型9区の開館 日・開館時間、職員数等の機 能についての区間格差を是 正し、相談支援機能を充実す るため、令和2年10月1日か ら全区のセンターで、標準 化した新たな基準で運営を しました。</p>	<p>○</p>
<p>たきのうがたきよてん せいび うんえい 多機能型拠点の整備・運営 あ</p>	<p>かいしよ しょ るいけい 開所3か所（累計 6か所）（整備完 了）</p>	<p>かんめ こうほくくきく なよんちようめ 4館目を港北区菊名四丁目 に整備することとしまし た。今後も6か所整備に向 けて、市有地の有効活用を 原則に、早期の整備に向け て検討していきます。</p>	<p>×</p>

しひょうめい 指標名		へいせい ねんど 平成29年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 じっせき (実績)	れいわがねんど 令和元年度 じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 じっせき みこ (実績見込み)
ちいきせいかつしえんきよてん せいび 地域生活支援拠点の整備 福		けんとう 検討	2 か所	18か所	18か所
きょたくかいご 居宅介護 福	じかん (時間)	123,771時間	120,066時間	123,614時間	125,120時間
	にんぶん (人分)	6,976人分	7,181人分	7,419人分	7,365人分
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 福	じかん (時間)	61,587時間	65,159時間	71,113時間	84,617時間
	にんぶん (人分)	353人分	390人分	428人分	500人分
どうこうえんご 同行援護 福	じかん (時間)	15,409時間	13,203時間	14,953時間	11,998時間
	にんぶん (人分)	752人分	764人分	785人分	701人分
こうどうえんご 行動援護 福	じかん (時間)	7,357時間	8,342時間	9,962時間	8,360時間
	にんぶん (人分)	368人分	438人分	544人分	482人分
たんきにゅうしょ 短期入所 (福 社型) 福	にんぶん (人分)	1,032人分	1,089人分	1,098人分	712人分
	にんにち (人日)	5,638人日	5,539人日	5,424人日	4,343人日
たんきにゅうしょ 短期入所 (医 療型) 福	にんぶん (人分)	334人分	366人分	361人分	306人分
	にんにち (人日)	1,760人日	1,903人日	1,751人日	1,557人日
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 福	にんぶん (人分)	495人分	489人分	463人分	270人分
	かい (回)	879回	868回	769回	558回
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付・貸与 (/年) 福		82,900件	85,706件	90,909件	85,720件

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かい いてい じ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
メディカルショートステイ システム(あ)	推進 <small>すいしん</small>	<p> <small>りようしゃ たい じぎょう</small> 利用者に対し、事業のさら <small>なる しゅうち はか りようとうろく</small> なる周知を図り、利用登録 <small>を そくしん</small> を促進しました。 <small>また きょうりよく いりよう きかんとう</small> また、協力医療機関等 <small>の かんけいしゃ む じつ む けんしゅう</small> の関係者向けに実務研修 <small>や じぎょうせつめいなど おこな</small> や事業説明等を行い、事 <small>業 へ</small> 業への理解を深めていた <small>だく こと</small> だくことに努めました。 <small>じ ぎょうかい しとうしょ から きょうりよく</small> 事業開始当初から協力 <small>医療 機関が 少なく 課題で</small> 医療機関が少なく課題で <small>あった 北部 方面に、 令和元</small> あった北部方面に、令和元 <small>年 11 月 から 新たに 協力 医</small> 年11月から新たに協力医 <small>療 機関が 1 病院 加わり、</small> 療機関が1病院加わり、 <small>全 11 病院で 実施しまし</small> 全11病院で実施しまし た。 <small>< 登録者数 ></small> <登録者数> <small>平成 26 年度 : 129 人</small> 平成26年度：129人 <small>→ 令和元年度 : 365 人</small> →令和元年度：365人 <small>令和 2 年度 上半期 : 341 人</small> 令和2年度上半期：341人 <small>< 利用延べ人数 ></small> <利用延べ人数> <small>平成 26 年度 : 74 人</small> 平成26年度：74人 <small>→ 令和元年度 : 231 人</small> →令和元年度：231人 <small>令和 2 年度 上半期 : 23 人</small> 令和2年度上半期：23人 <small>(うち 家族の 疾病による 利</small> (うち家族の疾病による利 <small>用 8 人)</small> 用8人) <small>< 利用延べ日数 ></small> <利用延べ日数> <small>平成 26 年度 : 671 日</small> 平成26年度：671日 <small>→ 令和元年度 : 1,426 日</small> →令和元年度：1,426日 <small>令和 2 年度 上半期 : 261 日</small> 令和2年度上半期：261日 <small>令和 2 年度は 新型コロナウ</small> 令和2年度は新型コロナウ <small>イルス 感染症の 影響によ</small> イルス感染症の影響によ <small>る 利用 控え 等で 利用者が</small> る利用控え等で利用者が <small>減 少 しまし</small> 減少しました。 </p>	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
精神障害者の家族支援事業 <small>せいしんしょうがいしゃ かぞくしえんじ</small> <small>せいしんしょうがいしゃ かぞくしえんじ</small> <small>ぎょう</small> ②	推進 <small>すいしん</small>	精神障害者とその家族が <small>せいしんしょうがいしゃ と その かぞく が</small> 適切な関係を保てるよう緊急 <small>てきせつ かんけい たも きん</small> 急滞在場所を準備しまし <small>きゅうたいざい ばしょ じゅんび</small> た。また、年4回の学習 <small>ねん かい がくしゅう</small> 会を実施し、家族が精神疾 <small>かい じっし かぞく せいしんしつ</small> 患について理解を深める機 <small>かん につい て り かい ふか</small> 会を提供しました(令和 <small>ていきょう れいわ</small> 2年度は新型コロナウイルス <small>ねんど しんがた</small> ス感染症の影響により年 <small>かんせんしょう えいきょう ねん</small> 1回の開催としました)。	○
障害者自立生活アシスタ <small>しょうがいしゃじりつせいかつ</small> ント② <small>しょうがいしゃじりつせいかつ</small>	推進 <small>すいしん</small>	<事業所数/利用者数> <small>じぎょうしょすう りようしやすう</small> 平成27年度：38か所/926人 <small>へいせい ねんど しょ にん</small> 平成28年度：40か所/962人 <small>へいせい ねんど しょ にん</small> 平成29年度：40か所/951人 <small>へいせい ねんど しょ にん</small> 平成30年度：38か所/819人 <small>へいせい ねんど しょ にん</small> 令和元年度：35か所/693人 <small>れいわがねんど しょ にん</small> 令和2年度(見込み) <small>れいわ ねんど みこ</small> : 36か所/660人 <small>しょ にん</small>	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
後見的支援制度 <small>あ</small> <small>こうけんてきしえんせいど</small>	推進 <small>すいしん</small>	平成28年度に18区で実施となり、親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの充実を図りました。より安定的かつ持続可能な制度となるよう、あり方検討会を実施しています。 <登録者数> 平成27年度：934人 平成28年度：1,147人 平成29年度：1,365人 平成30年度：1,560人 令和元年度：1,741人 令和2年度（見込み）：1,811人 ※ 平成27年度は16区、平成28年度からは18区で事業を展開しました。	○
消費者教育事業 <small>あ</small> <small>しょうひしゃきょういくじぎょう</small>	推進 <small>すいしん</small>	経済局、教育委員会事務局、健康福祉局の3局が連携し、特別支援学校の生徒を対象とした出前講座を11校で実施しました。また、経済局と消費生活総合センターと連携して消費者トラブルの相談先のカードを3障害別に追加作成しました。	○

指標名 <small>しひょうめい</small>	平成29年度 <small>へいせい ねんど</small> (実績) <small>じっせき</small>	平成30年度 <small>へいせい ねんど</small> (実績) <small>じっせき</small>	令和元年度 <small>れいわがねんど</small> (実績) <small>じっせき</small>	令和2年度 <small>れいわ ねんど</small> (実績見込み) <small>じっせき み こ</small>
自立生活援助 <small>ふ</small> <small>じりつせいかつえんじょ</small>	—	9人分 <small>にんぶん</small>	57人分 <small>にんぶん</small>	60人分 <small>にんぶん</small>

テーマ3 まいにち あんしん すこすこ 毎日を安心して健やかに過ごす

とくみ
取組3-1 けんこう いりよう 健康・医療

<p>じぎょうめい 事業名</p>	<p>もくひょう 目標 (第3期改定時)</p>	<p>だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)</p>	<p>ひょうか 評価</p>
<p>じゅうど しんけいなんびょうかんじゃざいたくし 重度神経難病患者在宅支 援システムの構築</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>しんだんちよくご かくていしんだん 診断直後(確定診断から6 か月以内)の筋萎縮性側索 硬化症(ALS)の方の生 活支援を目的に、在宅リハ ビリテーション事業の活用 を進めました。 ・平成27年度～令和2年度 依頼実件数 111件</p>	<p>○</p>
<p>なんびょう かんじゃ ざいたく りょうよう けいかく 難病患者在宅療養計画 策定・評価事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>ちいき じつじょう くに どうこう ふ 地域の実状や国の動向を踏 まえ、複数区で計画的に実施 してきましたが、令和2年度 は新型コロナウイルス感染 症の影響を受け実施でき ませんでした。 ・平成30年度～令和2年度 のべじっしけんすう けん じぎょうかいし 延実施件数:3件(事業開始 年度:平成30年度) ・令和2年度延実施件数 :0件</p>	<p>△</p>
<p>なんびょうかんじやいちじにゅういんじぎょう 難病患者一時入院事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>てきぎりりょうきかん ちようせい おこな 適宜医療機関と調整を行 い、事業を実施しました。 ・平成27年度～令和2年度 のべりようにつすう くに 延利用日数:4,169日 ・平成27年度～令和2年度 のべりようにんずう くに 延利用人数:463人</p>	<p>○</p>

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい かく き かん じ っ せ き 第3期計画期間の実績 れい わ ね ん ど ま つ み こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
けんこう 健康ノート	けんとう 検討	しょうがい かん けい だん たい 障害関係団体にヒアリング を 実 施 し、 庁 内 で 検 討 を 行 い ました。 健 康 ノ ー ト を よ り 市 民 の 皆 様 に 使 っ て い た だ く た め に、 入 手 し や す く し て い く と い う 方 向 性 を 決 定 し ました。	○
いりょう じ じ ゅ じ しゃ けん し ゅ う じ ぎ ょう 医療従事者研修事業 (あ)	すいしん 推進	いりょう ぎ かん ふく し し せ つ とう きん 医療機関や福祉施設等に勤 務 する 看 護 師 を 対 象 に 「 小 児 訪 問 看 護 ・ 重 症 心 身 障 害 児 者 研 修 」 を 毎 年 実 施 し ま した。 し な い けん し ゅ う し ゅ う り ょ う し や す う <市内研修修了者数> へい せい ね ん ど にん 平成27年度：22人 へい せい ね ん ど にん 平成28年度：32人 へい せい ね ん ど にん 平成29年度：30人 へい せい ね ん ど にん 平成30年度：29人 れい わ が ん ね ん ど にん 令和元年度：38人 れい わ ね ん ど にん 令和2年度：29人	○
しょうがい ふく し し せ つ とう はたら かん 障害福祉施設等で働く看 護 師 の 支 援 (あ)	すいしん 推進	ち かつ た き の う が た き よ て ん 地活ホームや多機能型拠点 を 対 象 に、 歯 科 医 師 に よ る 巡 回 相 談 や 専 門 医 に よ る て ん かん 研 修 の ほ か、 高 齢 施 設 見 学 会 や 看 護 師 等 の ネ ッ ト ワ ー ク づ く り の た め の 看 護 師 等 会 議 を 実 施 し ました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かい てい じ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんとまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 <small>じゅうどしょうがいしゃどうにゆういん じ</small> <small>しえんじぎょう</small> ①	推進 <small>すいしん</small>	計画初期に比べ、実績等も <small>けいかくしよ き くら じっせきどう</small> 微増で推移しています。 <small>びぞう すい い</small> <派遣件数/派遣総時間数> <small>はけんけんすう はけんそうじかんすう</small> 平成27年度：47件/995時間 <small>へいせい ねんど けん じかん</small> 平成28年度：67件 <small>へいせい ねんど けん</small> /1,081時間 <small>じかん</small> 平成29年度：91件 <small>へいせい ねんど けん</small> /2,003時間 <small>じかん</small> 平成30年度：61件 <small>へいせい ねんど けん</small> /1,234時間 <small>じかん</small> 令和元年度：51件 <small>れいわがねんど けん</small> /1,139.5時間 <small>じかん</small> 令和2年度(見込み) <small>れいわ ねんど み こ</small> : 12件/248時間 <small>けん じかん</small>	○
肺炎球菌ワクチン接種助成事業 <small>はいえんきゅうきん</small> <small>せつしゅじょ</small> ①	推進 <small>すいしん</small>	成人用肺炎球菌ワクチン事 <small>せいじんようはいえんきゅうきん じ</small> 業と連携しながら、対象 <small>ぎょう れんけい たいしょう</small> となる身体障害者手帳 <small>しんたいしょうがいしゃ てちょう</small> (内部機能障害)所有者と <small>ないぶ きのうしょうがい しょゆうしや</small> 医療機関に対し、事業の <small>いりょうきかん たい じぎょう</small> 周知と利用案内を行い、 <small>しゅうち りようあんない おこな</small> 6年間で約1,600件の接種を <small>ねんかん やく 1,600けん せつしゅ</small> 助成しました。 <small>じょせい</small>	○
医療機関連携事業 <small>いりょうきかんれんけいじぎょう</small> ①	推進 <small>すいしん</small>	知的障害者専門外来設置医 <small>ちてきしょうがいしゃせんもんがいらいせつち い</small> 療機関を5病院で実施し <small>りょうきかん びょういん じっし</small> ました。 <small>ま</small> <病院数/受診患者数> <small>びょういんすう じゅしんかんじやすう</small> 平成27年度：2病院/92人 <small>へいせい ねんど びょういん にん</small> 平成28年度：3病院/120人 <small>へいせい ねんど びょういん にん</small> 平成29年度：4病院/123人 <small>へいせい ねんど びょういん にん</small> 平成30年度：5病院/162人 <small>へいせい ねんど びょういん にん</small> 令和元年度：5病院/196人 <small>れいわがねんど びょういん にん</small> 令和2年度(見込み) <small>れいわ ねんど み こ</small> : 5病院/196人 <small>びょういん にん</small>	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
メディカルショートステイ システム【再掲】 <small>さいけい</small> あ	推進 <small>すいしん</small>	<p> <small>りようしゃ たい じぎょう</small> 利用者に対し、事業のさら <small>なる しゅうち はか りようとうろく</small> なる周知を図り、利用登録 <small>を そくしん</small> を促進しました。 </p> <p> <small>また きょうりよく いりよう きかんとう</small> また、協力医療機関等の <small>かんけいしゃ む じつ む けんしゅう じ</small> 関係者向けに実務研修や事 <small>ぎょうせつめいなど おこな</small> 業説明等を行い、事業へ <small>の り かい ふか</small> の理解を深めていただくこ <small>とに つと</small> とに努めました。 </p> <p> <small>じぎょうかい しとうしょ きょうりよく い</small> 事業開始当初から協力医 <small>療 りよう きかん すく かだい</small> 療機関が少なく課題であっ <small>た ほくぶほうめん れいわ がんねん</small> た北部方面に、令和元年11 <small>がつ あら きょうりよく いりよう き</small> 月から新たに協力医療機 <small>かん びょういんくわ ぜん</small> 関が1病院加わり、全11 <small>びょういん じっし</small> 病院で実施しました。 </p> <p> <small>とうろくしゃすう</small> <登録者数> <small>へいせい ねんど にん</small> 平成26年度：129人 <small>れいわ がんねんど にん</small> →令和元年度：365人 <small>れいわ ねんど かみはんき にん</small> 令和2年度上半期：341人 </p> <p> <small>りようの にんずう</small> <利用延べ人数> <small>へいせい ねんど にん</small> 平成26年度：74人 <small>れいわ がんねんど にん</small> →令和元年度：231人 <small>れいわ ねんど かみはんき にん</small> 令和2年度上半期：23人 <small>(うち かぞく しつべい による り</small> (うち家族の疾病による利 <small>用 8人)</small> 用8人) </p> <p> <small>りようの にっすう</small> <利用延べ日数> <small>へいせい ねんど にち</small> 平成26年度：671日 <small>れいわ がんねんど にち</small> →令和元年度：1,426日 <small>れいわ ねんど かみはんき にち</small> 令和2年度上半期：261日 <small>れいわ ねんど しんがた</small> 令和2年度は新型コロナウイルス <small>イルス かんせんしやう えいきやう</small> イルス感染症の影響によ <small>る りようひか どう りようしゃ</small> る利用控え等で利用者が <small>げんしやう</small> 減少しました。 </p>	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
在宅療養児の地域生活を支 <small>ざいたくりょうようじ ちいきせいかつ ささ</small> えるネットワーク連絡会 <small>れんらくかい</small>	推進 <small>すいしん</small>	勉強会は平成27年度から令 <small>べんきょうかい へいせい ねんど</small> 和元年度までに9回開催 <small>わがねんど かいかいさい</small> し、延べ2,537名が参加しま <small>の めい さんか</small> した。 <small>れいわ ねんど しんがた</small> 令和2年度は新型コロナウイルス <small>かんせんしょうぼうし</small> イルス感染症防止のため、 <small>ちゅうし</small> 中止しました。 <small>いりょうかんけいしゃ ちゅうしん</small> 医療関係者が中心となり、 <small>しょうがいじ しゃ せいかつ ささ</small> 障害児・者の生活を支える <small>うえ か だいおよ とりくみどう じょう</small> 上での課題及び取組等の情 <small>ほうこうかん じっし しえん</small> 報交換などを実施し、支援 <small>そくしん つと</small> の促進に努めました。	○
医療機関ネットワーク等の <small>いりょうきかん どう</small> 構築 <small>こうちく</small>	推進 <small>すいしん</small>	重心障害児・者が必要とし <small>じゅうしんしょうがいじ しゃ ひつよう</small> ている医療等を把握するた <small>いりょうどう はあく</small> めのアンケート調査を平成 <small>ちようさ へいせい</small> 28年度に実施しました(860 <small>ねんど じっし</small> 人回答)。 <small>にんかいどう</small> <small>せいしょうねんきょく けんこうふくし</small> こども青少年局、健康福祉 <small>きょく いりょうきょく かんけい きょく</small> 局、医療局の関係3局で <small>じゅうどしんしんしょうがいじ しゃ せいかつ</small> 重度心身障害児・者の生活を <small>ささ しえんたいせい こう</small> 支えるための支援体制の構 <small>ちく けんどう</small> 築を検討しています。	△

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> 第3期計画期間の実績 <small>れいわ ねん ど まつ み こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
歯科保健医療推進事業 <small>し か ほけん いりょう すいしん じぎょう</small> 歯科保健医療推進事業 <small>しんしんしょうがいじ しゃし か しんりょう</small> (心身障害児・者歯科診療)	推進 <small>すいしん</small> 推進	<横浜市歯科保健医療センター心身障害児・者歯科診療件数> <small>よこはまし し か ほけん いりょう</small> <横浜市歯科保健医療センター心身障害児・者歯科診療件数> <small>しんしんしょうがいじ しゃし か しん</small> 療件数> <small>りょうけんすう</small> 療件数> <small>へいせい ねん ど</small> 平成27年度：9,773件 <small>へいせい ねん ど</small> 平成28年度：9,797件 <small>へいせい ねん ど</small> 平成29年度：10,054件 <small>へいせい ねん ど</small> 平成30年度：9,539件 <small>れいわがねん ど</small> 令和元年度：9,750件 <small>れいわ ねん ど み こ</small> 令和2年度(見込み) : 7,249件 <small>きょうりょく いりょう きかん すう しんしんしょう</small> <協力医療機関数/心身障害児・者歯科診療患者数> <small>がいじ しゃし か しんりょう かん じゃ すう</small> 害児・者歯科診療患者数> <small>へいせい ねん ど</small> 平成27年度：215か所 /10,173人 <small>へいせい ねん ど</small> 平成28年度：216か所 /10,224人 <small>へいせい ねん ど</small> 平成29年度：209か所 /8,345人 <small>へいせい ねん ど</small> 平成30年度：216か所 /10,361人 <small>れいわがねん ど</small> 令和元年度：213か所 /11,059人 <small>れいわ ねん ど み こ</small> 令和2年度(見込み) : 210か所/8,752人	○
医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場の設置 <small>いりょうてき じ しゃとう しえん</small> 医療的ケア児・者等の支援 <small>かんけいきかん きょうぎ</small> のための関係機関の協議の <small>ば せっち</small> 場の設置	推進 <small>すいしん</small> 推進	令和元年10月、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会を設置し、地域課題解決のため情報共有や意見交換を行いました。令和2年度は令和2年7月及び令和3年2月の2回開催しました。 <small>れいわがねん ねん がつ よこはまし いりょうてき</small> 令和元年10月、横浜市医療的 <small>じ しゃとう しえん けんどう いんかい</small> ケア児・者等支援検討委員会 <small>せっち ちいき かだい かいけつ</small> を設置し、地域課題解決のた <small>じょうほうきょうゆう いけんこうかん</small> め情報共有や意見交換を <small>おこな</small> 行いました。令和2年度は <small>れいわ ねん がつ およ れいわ ねん</small> 令和2年7月及び令和3年 <small>がつ かいかいさい</small> 2月の2回開催しました。	○

しひょうめい 指標名	へいせい ねんど 平成29年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 じっせき (実績)	れいわがんねんど 令和元年度 じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 じっせき みこ (実績見込み)
いりようてき じ しゃとう たい 医療的ケア児・者等に対す る関連分野の支援を調整 するコーディネーターの はいち ① 配置	—	じゅんび 準備	にん 1人	にん 6人

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい かく き かん じっせき 第3期計画期間の実績 れいわ ねんど まつ み こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
せいしんかきゅうきゅういりようたいさくじぎょう 精神科救急医療対策事業	85.0 % (市内病院に対す る3次救急移送 先病院の割合)	し ない びょう いん たい じ きゅう 市内病院に対する3次救 急移送先病院の割合： 82.4 % つうほうけんすう ぞう か つづ なか 通報件数が増加し続ける中 でも、すみ やかに いりよう てい でも、速やかに医療が提 供できるよう対応時間の たんしゆく つと 短縮に努めました。ま た、できるかぎり住み慣れ た地域で治療を継続して いけるよう、きんきゅうにゆういん いけるよう、緊急入院し た患者をすみ やかに し ない い た患者を速やかに市内医 療機関につなぎました。	△
せいしんしっかん がっぺい しんたい 精神疾患を合併する身体 救急患者の救急医療 たいせいせいび じぎょう 体制整備事業	すいしん 推進	せいしんしっかん とく てい し ょう じ ょう 精神疾患のうち特定症 状 をもつ身体救急患者に対 おう びょういんぐん たい 応する病院群について、3 びょういん たいせい さんかく 病院が体制に参画してい ます。	○

取組3-2 バリアフリー

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 (第3期改定時) <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
福祉のまちづくり条例推進事業 <small>ふくし じょうれいすい しんじぎょう</small> 福祉のまちづくり条例推進事業	推進 <small>すいしん</small> 推進	市職員や市内設計士を対象にした「福祉のまちづくり研修」の実施や小学生向けリーフレットの配布等バリアフリーや福祉のまちづくりの普及啓発にと取り組みました。 福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や設計相談等に対応しました。 <small>ししよくいん しな いせつけいし たいしょう たいしょう ふくし けんしゅう じっし しょう かくせい む はい ふうとう ふくし ふうきゅうけいはつ とく ぐみ まし た。 ふくし じょうれい だいい じょうれい もと じ ぜんきやうぎ せつけいそう だんとう たいおう たいおう</small>	○
公共交通機関のバリアフリー化 <small>こうきやうこうつうきかん</small> 公共交通機関のバリアフリー化	鉄道駅舎へのエレベーター等の設置：100% (対象は1日の利用者3,000人以上の駅) ノンステップバス導入率：70% <small>てつどうえきしゃ とう せっち べーせんと たいしょう にち り ようしゃ にんい じやう えき</small>	駅舎エレベーター設置について、令和2年度末時点で、市内158駅中152駅が段差解消済みで、進捗率は、96.2%です。ノンステップバス導入について、令和元年度は46台、令和2年度は10台を補助対象としました。 6年間の累計補助台数は、235台で、令和元年度末時点の導入率は77.6%です。 <small>えきしゃ せっち れいわ ねんどまつじてん しない えきちゆう えき だん さ かいしょうず しんちよくりつ べーせんと どうにゆう れいわ がんねんど だい れいわ ねんど だい ほじょたいしやう</small>	△
ユニバーサルデザインタクト導入促進事業(あ) <small>どうにゆうそくしんじぎょう</small> シー導入促進事業(あ)	平成24年度からの累計助成台数490台 <small>へいせい ねんど るいけいじよせいだいすう だい</small> 平成24年度からの累計助成台数490台	平成24年度からの累計助成台数は288台です。 <small>へいせい ねんど るいけいじよせい だいすう だい</small> 平成24年度からの累計助成台数は288台です。	△
バリアフリーの推進 (バリアフリー基本構想の検討・策定) <small>すいしん きほんこうそう けんとう さくてい</small> バリアフリーの推進(バリアフリー基本構想の検討・策定)	未策定地区の新規策定等を推進 <small>みさくてい ちく しんき さくていとう すいしん</small> 未策定地区の新規策定等を推進	令和2年度末までに、18区30駅での策定が完了しています。 <small>れいわ ねんどまつ く えき さくてい かんりやう</small> 令和2年度末までに、18区30駅での策定が完了しています。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かいていじ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> 第3期計画期間の実績 <small>れいわ ねんどまつ みこ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
バリアフリーの推進 <small>すいしん</small> 推進 (バリアフリー歩行空間の整備) <small>ほこうくうかん</small> (バリアフリー歩行空間の整備) <small>せいび</small> 整備)	バリアフリー化 <small>か</small> 化 整備延長累計 <small>せいびえんちようるいけい</small> 整備延長累計 <small>きろめーとる</small> 42 k m	戸塚駅周辺地区、星川駅 <small>とつかえきしゅうへん ちく ほしかわえき</small> 戸塚駅周辺地区、星川駅 <small>しゅうへん ちく どうろとくていじぎょう</small> 周辺地区の道路特定事業 <small>けいかく みなお おこな れいわ</small> 計画の見直しを行い、令和 <small>ねんどまつ ごうけい きろめーとる</small> 2年度末で合計45.1 k m <small>みこ</small> (見込み)のバリアフリー <small>か おこな</small> 化を行いました。	○
横浜市公共サインガイド <small>よこはましこうきょう</small> 横浜市公共サインガイド <small>かいてい</small> ラインの改訂	改訂ガイドライン <small>かいてい</small> 改訂ガイドライン <small>うんようすいしん</small> の運用推進	東京2020オリンピック・パ <small>とうきょう</small> 東京2020オリンピック・パ <small>らりんぴっく へいせい</small> ランピックに向けた案内 <small>ずようきごう じすかいせい う</small> 図用記号のJIS改正を受け、 <small>へいせい ねん がつ よこはましこう</small> 平成30年3月に横浜市公 <small>きょう</small> 共サインガイドラインを <small>かいてい みかいていご</small> 改訂しました。改訂後は、 <small>うんよう てきせつ</small> ガイドラインの運用を適切 <small>おこな</small> に行いました。	○
学校施設のバリアフリー <small>がっこうしせつ</small> 学校施設のバリアフリー	推進 <small>すいしん</small> 推進	車いす利用等の児童・生徒 <small>くるま りようどう じどう せいと</small> 車いす利用等の児童・生徒 <small>ざいせき</small> が在籍しているがエレベ <small>みせいび</small> ターが未整備である学校 <small>がっこう</small> 校に、エレベーターを整備 <small>せいび</small> しました。 <small>れいわ ねんどまつ るい</small> ・令和2年度末までの累 <small>けい しょう ちゅう ぎ むきょういくがっこう</small> 計：小・中・義務教育学校 <small>こうちゅう こう</small> 487校 中 200校	○

事業名 じぎょうめい	目標 もくひょう (第3期改定時) だい きかいていじ	第3期計画期間の実績 だい きけいかくきかん じっせき (令和2年度末見込み) れいわ ねんどまつみ こ	評価 ひょうか
しょうがいしゃぎやくたいたいさく じぎょう 障害者虐待対策事業 (普及・啓発) ふきゅう けいはつ	すいしん 推進	・市民向けの啓発チラシを さくせい へいせい ねん 作成しました(平成29年3 がつ)。 ・国が実施する研修だけ ではなく、市内事業者等を こうし じつたい そく 講師とした、より実態に即 ぎやくたいぼう しけんしゅう した虐待防止研修を、29 ねん ど じぎょうしゃ かんりしゃ 年度より、事業者の管理者 およ かんりせきにんしゃどう 及びサービス管理責任者等 を対象に、それぞれ毎年2 たいしょう まいとし 回ずつ実施しました。	○
しょうがいしゃさべつかいしょうほうしこう 障害者差別解消法施行に む たいおう 向けた対応	—	・横浜市障害者差別解消 よこはまししょうがいしゃ さべつかいしょう 検討部会の提言を受け、障 けんとうぶかい ていげん しょう 害者差別解消の推進に関 がいしゃ さべつかいしょう すいしん かん する取組指針を策定しまし とりくみししん さくてい した(平成28年2月)。 へいせい ねん がつ	○
ししよくいんたいおうようりょう さくていおよ 市職員対応要領の策定及 びしゅうち び周知	すいしん 推進	・市職員対応要領を策定 ししよくいんたいおうようりょう さくてい し、各区局向けに周知しま かくくきやくむ しゅうち した。 ・全職員を対象として、 ぜんしよくいん たいしょう 各区局が実施する研修等 かくくきやく じっし けんしゅうどう への障害当事者講師派遣 しょうがいたうじしゃこうし はけん の仕組みを作り、出前講座 しく つく てまえこうざ 等を実施しました。 とう じっし ・全職員・昇任予定者向 ぜんしよくいん しょうにん よていしゃむ けにeラーニングを実施し いー じっし ました。 ・障害理解や合理的配慮 しょうがいりかい ごうりてきはりよ の具体例等を示した庁内 ぐたいれいどう しめ ちょうない 向け通信を発行しました。 む つうしん はっこう	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい か く き かん じつ せ き 第3期計画期間の実績 れい わ ね ん ど ま つ み こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
し み ん ふ き ゆ う け い は つ 市民への普及・啓発	す い し ん 推進	こ う ほう よ こ は ま へ の き じ ・ 広報よこはまへの記事 け い さ い け い は つ お こ な 掲載による啓発を行いました。 お も ち て き し ょ う が い ひ と ・ 主に知的障害のある人 たい し ょ う け い は つ し ょ う を対象とした啓発資料(す ご ろ く) を 作 成 ・ 配 布 し ま した。 し ょ う が い ひ と し ょ う が い ・ 「障害のある人と障害 の ない 人 の 交 流 を 通 じ た ひ と こ う り ゅ う と お 啓発活動」に参加した市民 け い は つ か つ ど う さ ん か し み ん が 主 体 と な っ て 継 続 的 に し ゅ た い け い ぞ く て き 展開していくための活動支 て ん か い か つ ど う し 援を行いました。 え ん お こ な	○
そ う だ ん たい せ い と う せ い び 相談体制等の整備	す い し ん 推進	そ う だ ん たい お う か い け つ ・ 相談対応によっても解決 が 図 ら れ な か っ た 差 別 事 案 は か さ べ つ じ あ ん の あ っ せ ん を 行 う 「 横 浜 市 お こ な よ こ は ま し 障 害 者 差 別 の 相 談 に 関 す し ょ う が い し ゃ さ べ つ そ う だ ん かん る 調 整 委 員 会 」 を 設 置 し ま した。 ち ょ う せ い い い ん か い せ つ ち ・ 差別事案だと申し出のあ さ べ つ じ あ ん も う で つ た も の を 「 横 浜 市 障 害 者 よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ 差 別 の 相 談 に 関 す る 調 整 さ べ つ そ う だ ん かん ち ょ う せ い 委 員 会 」 で 話 し 合 い 、 差 別 い い ん か い は な あ さ べ つ だ と 思 わ れ る も の に つ い て お も は 、 あ っ せ ん 案 の 提 示 を 行 あ ん て い じ お こ な いました。	○
ほ う し こ う ご じ つ し じ ょ う き ょ う けん 法施行後の実施状況の検 しょう 証	す い し ん 推進	よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ さ べ つ か い し ょ う し 横 浜 市 障 害 者 差 別 解 消 支 え ん ち い き き ょ う ぎ かい し ょ う が い し ゃ さ 援 地 域 協 議 会 、 障 害 者 差 べ つ か い し ょ う ち ょ う ない す い し ん か い ぎ 別 解 消 庁 内 推 進 会 議 に お と り く み じ つ し じ ょ う き ょ う ほ う いて 取 組 の 実 施 状 況 を 報 こ く き ょ う ゆ う 告 し 、 共 有 し ま した 。	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい か く き かん じ っ せ き 第3期計画期間の実績 れい わ ね ん ど ま つ み こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
よこはま し し みんこうけん にんようせい かつ 横浜市市民後見人養成・活 どうしえんじぎょう 動支援事業	すいしん 推進	へいせい ねん ど ぜんく てんかい 平成26年度から全区展開し てい りん さんせい かい てい けいぞく ている養成課程を継続して じ っ し れい わ ねん ど 実施しました。令和2年度 は だい き しょうせい かい てい じ っ し よ 第5期養成課程を実施予 定でしたが、しんがた 新型コロナウイルス イルス感染拡大を受けて実 施を見送りました。より多 くのバンク登録者が市民後 けん にん ひつよう かつ し 見人として、必要な方の支 えん かんけい き かん 援ができるよう、関係機関 と れんけい じゆにん すず 連携して受任を進めてお り、れい わ ねん がつ にちげんざい 令和3年3月31日現在、 めい どうろく 67名がバンク登録されてい ます。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かい いてい じ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい き けい かく き かん じつ せき</small> (令和2年度末見込み) <small>れい わ ねん ど ま つ み こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
法人後見支援事業 <small>ほうじんこうけんしえんじぎょう</small>	推進 <small>すいしん</small>	障害者やその家族にとって身近な存在である障害者施設等の職員や管理者を対象に、平成30年度から実施している成年後見制度の理解促進を目的とした研修会を継続して実施したほか、施設等の依頼による職員や家族向けの出前講座も実施しました。また、障害者の成年後見制度利用に有効とされている法人後見の活用について、平成30年度に作成したリーフレットを増刷して関係機関等に配布し、広報・啓発や関係者向けの研修会等で活用しました。あわせて、法人後見を行っている団体間の情報共有等を目的に、法人後見支援連絡会を年2回開催しました。	○
成年後見制度の利用促進に向けた関係団体との検討 <small>せいねんこうけんせいど りようそくしん</small> <small>む かんけいだんたい けんとう</small>	推進 <small>すいしん</small>	平成31年3月に策定された横浜市成年後見制度利用促進基本計画を受け、成年後見制度の利用促進のため、弁護士会などの専門職団体等と検討を行いました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
権利擁護事業 <small>けんりようごじぎょう</small>	推進 <small>すいしん</small>	<p> <small>くしゃきやう</small> 区社協あんしんセンターの <small>けんりようごじぎょうけいやくにんずう</small> 権利擁護事業契約人数は増 <small>か けいこう</small> 加傾向となっています。市 <small>みん しえんしゃ せいど しゅうち</small> 民や支援者に制度の周知・ <small>けいはつどう じっし ひつよう ひと</small> 啓発等を実施し、必要な人 <small>そうき けんりようごじぎょう</small> が早期に権利擁護事業を利 <small>よう</small> 用できるように取組を進め <small>とりくみ すす</small> ていきました。また、契約 <small>しゃ はんだんのうりやく みきわ ひつ</small> 者の判断能力を見極め、必 <small>よう かた ほうてい</small> 要な方は、スムーズに法定 <small>こうけん いこう かん</small> 後見に移行できるよう、関 <small>けい きかん れんけい しえん</small> 係機関と連携して支援をし ました。 <small>くしゃきやう</small> <区社協あんしんセンター <small>けんりようごじぎょうけいやくにんずう</small> 権利擁護事業契約人数> <small>へいせい ねんど じん</small> 平成29年度：1,028人 <small>へいせい ねんど じん</small> 平成30年度：1,139人 <small>れいわがねんど じん</small> 令和元年度：1,158人 </p>	○

指標名 <small>しひょうめい</small>	平成29年度 <small>へいせい ねんど</small> (実績) <small>じっせき</small>	平成30年度 <small>へいせい ねんど</small> (実績) <small>じっせき</small>	令和元年度 <small>れいわがねんど</small> (実績) <small>じっせき</small>	令和2年度 <small>れいわ ねんど</small> (実績見込み) <small>じっせき みこ</small>
申立て及び報酬助成件数 <small>もうした およ ほうしゅうじよせいけんすう</small>	148件 <small>けん</small>	187件 <small>けん</small>	205件 <small>けん</small>	209件 <small>けん</small>

テーマ4 い ちから まな はぐく
 生きる力を学び・育む

とりぐみ
 取組4-1 りょういく
 療育

しひょうめい 指標名	へいせい ねんど 平成29年度 じっせき (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 じっせき (実績)	れいわがねんど 令和元年度 じっせき (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 じっせき みこ (実績見込み)
しょうがいじそうだん 障害児相談 <small>見</small>	2,887人	3,097人	3,219人	3,219人

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい かく き かん じっせき 第3期計画期間の実績 れいわ ねんど まつ み こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
ちいきりょういく 地域療育センター <small>うんえいじぎょう</small> 運営事業	すいしん 推進	<p>しよしんたいききかん ちようきか 初診待機期間が長期化して いた北部及び東部地域療育 センターに医師等を増員 し、初診待機期間の短縮 に取り組みましたが、平成 30年度以降は当初目標 (初診待機期間3.0月)を 達成できませんでした。 しかしながら、西部及び東 部地域療育センターに相談 場所を拡充するとともに、 5センターに相談員を増員 し、初診前の支援の充実を 図りました。</p>	△

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい き けい かく き かん じつ せ き</small> 第3期計画期間の実績 <small>れい わ ね ん ど ま つ み こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
地域訓練会運営費助成事業 <small>ち い き く ん れ ん か い う ん え い ひ じ ゃ せ い じ ぎ ょう</small> 地域訓練会運営費助成事業	推進 <small>すいしん</small> 推進	障害児の保護者等が、地域 <small>しょうがいじ ほごしゃとう ちいき</small> 障害児の保護者等が、地域 <small>しえん</small> での支援（ボランティア） <small>え せいかつくんれん しゃかい</small> を得ながら生活訓練や社会 <small>たいけん ちいき けいはつ こう</small> 体験、地域への啓発、交 <small>りゅうかい がくしゅうかいとう じしゆてき</small> 流会、学習会等を自主的 <small>おこな だんたいかつどう</small> に行う団体活動について <small>しえん</small> 支援しました。 <small>しんかた かんせん</small> 新型コロナウイルス感染 <small>しょう えいきょうとう かつどう しゆく</small> 症の影響等で活動を縮 <small>しょう だんたい たい</small> 小している団体に対して <small>かつどうしえん</small> も活動支援ができるよう、 <small>よこはまし しゃかいふくしきょう ぎ かい</small> 横浜市社会福祉協議会 と <small>と ぐ</small> 取り組みました。 <small>じょせいだんたいすう</small> <助成団体数> <small>へいせい ねんど れいわがねんど</small> 平成27年度～令和元年度 <small>ねんかん の だんたい</small> (5年間)：延べ274団体 <small>れい わ ね ん ど み こ</small> 令和2年度（見込み） <small>だんたい</small> ：59団体	△

しひょうめい 指標名		へいせい ねんど 平成29年度 (実績)	へいせい ねんど 平成30年度 (実績)	れいわがねんど 令和元年度 (実績)	れいわ ねんど 令和2年度 (実績見込み)	
ほいくしょうほうもん 保育所等訪問 支援・巡回訪 問 [㊟]	(人)	1,713人	2,194人	2,453人	2,709人	
	(人日)	13,861人日	15,897人日	20,050人日	13,784人日	
じどうはつたつしえん 児童発達支援 [㊟]	(か所)	101か所	116か所	150か所	180か所	
	(人)	—	2,945人	3,203人	3,203人	
	(人日)	199,766人日	228,309人日	249,952人日	287,783人日	
	うち、主に 重症心身 障害児を支 援する事 業所	(か所)	—	3か所	4か所	4か所
	(人)	—	9人	14人	14人	
(人日)	—	644人日	708人日	708人日		
いりやうがたじどうはつ 医療型児童発 達支援 [㊟]	(か所)	9か所	9か所	9か所	9か所	
	(人)	—	192人	170人	170人	
	(人日)	18,604人日	16,974人日	15,721人日	12,770人日	
きょたくほうもんがたじ 居宅訪問型児 童発達支援 [㊟]	(か所)	—	0か所	0か所	0か所	
	(人)	—	0人	0人	0人	
	(人日分)	—	0人日分	0人日分	0人日分	
こども・子育て支援等(保 育所、放課後児童健全育成 事業所等)における障害児 の受入れ体制の整備 [㊟]		—	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進	
ほうかごとう 放課後等デイサ ービス事業 [㊟]	(か所)	262か所	292か所	332か所	362か所	
	(人)	—	6,468人	7,246人	7,246人	
	(人日)	652,983人日	772,894人日	883,285人日	969,252人日	
うち、主に 重症心身 障害児を支 援する事業 所	(か所)	—	13か所	16か所	16か所	
	(人)	—	227人	288人	288人	
	(人日)	—	19,384人日	15,985人日	15,985人日	

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	評価
学齢後期障害児支援事業	4か所	相談対応延件数の増加傾向を踏まえ、4か所目の事業実施を検討しました。	△

とくくみ 教育
取組4-2

事業名	目標 (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	評価
横浜型センター的機能の充実	推進	特別支援学校、通級指導教室及び地域療育センター等による横浜型センター的機能を活用した学校支援を継続的に実施し、小・中学校等の円滑な運営の一助としました。	○
特別支援教育における幼保小の連携	推進	横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領(特別支援教育編)に基づき、様々な機会を捉えて情報を発信することで、切れ目のない支援につなげました。	○
就学説明会	推進	5月から6月にかけて、毎年20回以上の就学説明会を実施しました(感染防止のため令和2年度は実施せず)。	○
就学・教育相談の体制強化	推進	毎年約4,000件の就学・教育相談を行いました。申し込み件数は年々増加しています。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい き けい かく き かん じつ せ き</small> 第3期計画期間の実績 <small>れい わ ね ん ど ま つ み こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
<small>ちょうかくしょうがいじしえんじぎょう</small> 聴覚障害児支援事業	<small>すいしん</small> 推進	<small>しりつしょう ちゅう ぎ む きょう いく が つ</small> 市立小・中・義務教育学 <small>こう ざい せ き ちょう かく しょう がい</small> 校に在籍する聴覚障害の <small>じ どう せい と</small> ある児童生徒にノートテイ クボランティアを派遣し <small>じょう ほう ほ しょう と く</small> 情報の保障に取り組みま した。 <small>りょう かい すう</small> <利用回数> <small>へい せい ね ん ど かい</small> 平成27年度：470回 <small>へい せい ね ん ど かい</small> 平成28年度：390回 <small>へい せい ね ん ど かい</small> 平成29年度：334回 <small>へい せい ね ん ど かい</small> 平成30年度：420回 <small>れい わ が ん ね ん ど かい</small> 令和元年度：350回 <small>れい わ ね ん ど しゅう けい ちゅう</small> 令和2年度：集計中	○
<small>ほごしやきょうしつかいさいじぎょう</small> 保護者教室開催事業	<small>すいしん</small> 推進	<small>なん ちやう げん ご しょう がい はつ た つ しょう</small> 難聴・言語障害、発達障 <small>がい ほ ご し や かい</small> 害をテーマにした保護者会 <small>まい と し か く かい かい さい</small> を毎年各3回、開催しまし <small>かん せん ぼう し れい わ</small> た(感染防止のため令和2 <small>ね ん ど じつ し</small> 年度は実施せず)。	○
<small>なつ や す し え ん じ ギ ェ ェ ぎ ェ ェ しょう が い じ な つ や す し え ん じ ギ ェ ェ</small> 夏休み支援事業(旧学 障害児夏休み支援事業)	<small>すいしん</small> 推進	<small>とく べ つ し え ん が つ しょう かい な つ や す き かん</small> 特別支援学校の夏休み期間 <small>かく しょう じつ じょう あ</small> に、各校の実情に合わせ <small>かい ほう ぶ かつ どう</small> て、プール開放や部活動・ <small>かつ どう どう</small> レクリエーション活動等の <small>よ か かつ どう じつ し</small> 余暇活動を実施しました。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かい いてい じ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
私立幼稚園等特別支援教 <small>しりつようちえんとうとくべつ し えんきょう</small> 育費補助事業 <small>いくひ ほじょじぎょう</small>	推進 <small>すいしん</small>	私学助成の私立幼稚園等で <small>しかくじょせい しりつようちえんとう</small> 障害児利用に対して経費 <small>しょうがいじりようたい けいひ</small> 助成を行いました。 <small>じょせい おこな</small> <対象園児数/補助総額> <small>たいしょうえんじすう ほじょそうがく</small> 平成27年度 <small>へいせい ねんど</small> : 838人/165,784千円 <small>にん せんえん</small> 平成28年度 <small>へいせい ねんど</small> : 903人/180,600千円 <small>にん せんえん</small> 平成29年度 <small>へいせい ねんど</small> : 841人/168,198千円 <small>にん せんえん</small> 平成30年度 <small>へいせい ねんど</small> : 771人/153,500千円 <small>にん せんえん</small> 令和元年度 <small>れいわがねんど</small> : 680人/136,000千円 <small>にん せんえん</small> 令和2年度(見込み) <small>れいわ ねんど みこ</small> : 600人/120,000千円 <small>にん せんえん</small>	○
特別支援教育コーディネ <small>とくべつしえんきょういく</small> ーターの機能強化とスキル <small>きのうきょうか</small> アップ(旧発達障害児等 <small>きゅうはつたつしょうがいじとう</small> 支援事業) <small>しえんじぎょう</small>	推進 <small>すいしん</small>	特別支援教育コーディネ <small>とくべつしえんきょういく</small> ーター養成に加え、スキル <small>ようせい くわ</small> アップ研修を行い、さら <small>けんしゅう おこな</small> なる専門性の向上を図る <small>せんもんせい こうじょう ほか</small> とともに、協議会を開催し、 <small>きょうぎかい かいさい</small> 情報共有・事例検討等を <small>じょうほうきょうゆう じれいけんとうとう</small> 進めました。 <small>すす</small>	○
ユニバーサルデザインの <small>しえん もと</small> 視点に基づく授業の展開 <small>じゅぎょう てんかい</small>	推進 <small>すいしん</small>	全ての子ども意欲を高め <small>すべ こ いたく たか</small> 理解を深める授業づくり <small>りかい ふか じゅぎょう</small> に向けた教職員への研 <small>む きょうしよくいん けん</small> 修や、ハマ・アップ授業 <small>しゅう</small> づくり講座等を通して、学 <small>こうざとう とお</small> 校への支援を行いました。 <small>こう しえん おこな</small>	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい いてい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> 第3期計画期間の実績 <small>れいわ ねんどまつみ こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
<small>とくべつし えんがっこう</small> 特別支援学校における I C <small>てい き き かつよう</small> T 機器の活用	<small>すいしん</small> 推進	<small>とくべつし えんがっこうぜん こう</small> 特別支援学校全13校において、タブレット端末やWi-Fi <small>かんきょう ひつよう せいび すず</small> 環境など必要な整備を進 <small>しどうほうほう じゅうじつ</small> めながら、指導方法の充実に <small>む けんきゅう おこな</small> に向けた研究を行いました した。	○
<small>とくべつし えんがっこう さいへんせいび</small> 特別支援学校の再編整備	<small>すいしん</small> 推進	<small>したいふ じゆう とくべつし えんがっこう</small> 肢体不自由特別支援学校の <small>しんきかいこう</small> 新規開校、スクールバスの <small>ちようじかんか かいしやう む</small> 長時間化の解消に向けた <small>とりくみ いりやうてき たいせい</small> 取組や医療的ケアの体制 <small>じゅうじつ きやういくかんきやう</small> 充実など、教育環境の <small>こうじやう む とりくみ すず</small> 向上に向けて取組を進め ました。	△
<small>とくべつし えんがっこう</small> 特別支援学校スクールバス <small>うんこう</small> の運行	<small>すいしん</small> 推進	<small>いりやうてき どう</small> 医療的ケア等によりスクー <small>つうがく こんなん じ</small> ルバスでの通学が困難な児 <small>どうせい と たいしやう ふくししやりやう</small> 童生徒を対象に福祉車両 <small>どう つうがくし えん しこう</small> 等による通学支援を試行す <small>つうがくし えん じゅうじつ</small> るなど、通学支援の充実に <small>と く</small> 取り組みました。	○
<small>とくべつし えんがっこう いりやうてき たい</small> 特別支援学校医療的ケア体 <small>せいせいび じぎやう きやうしたいふ じ</small> 制整備事業（旧肢体不自 <small>ゆうとくべつし えんがっこう いりやうてき</small> 由特別支援学校医療的ケア <small>たいせいせいび じぎやう</small> 体制整備事業）	<small>すいしん</small> 推進	<small>したいふ じゆう とくべつし えんがっこう</small> 肢体不自由特別支援学校6 <small>こう かんごし はいち</small> 校に看護師を配置するな <small>いりやうてき ともな じ</small> ど、医療的ケアを伴う児 <small>どうせい と あんしん あんぜん きやう</small> 童生徒が安心・安全に教 <small>いく う かんきやうせいび</small> 育を受けられる環境整備の <small>じゅうじつ と く</small> 充実に取り組みました。	○
<small>こうないけんしゅう じっし</small> 校内研修の実施	<small>すいしん</small> 推進	<small>すべ しょう ちゅうがっこうどう</small> 全ての小・中学校等にお <small>しょうがいしやさべつかいしやうほう</small> いて「障害者差別解消法 <small>しこう ともな ごうりてきはりよ</small> 施行に伴う合理的配慮」 <small>はったつしやうがい りかい ふか</small> や「発達障害の理解を深 <small>かくこう じつ</small> めるために」など各校の実 <small>じやう おう こうない</small> 情に応じたテーマで校内 <small>けんしゅう じっし</small> 研修を実施しました。	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
とくべつ しえん きょういく しえんいん じぎょう 特別支援教育支援員事業 (旧障害児学校生活支援員 事業)	すいしん 推進	しょう ちゅうがっこうとう 小・中学校等において、 しょうがい がくしゅうめん 障害などにより学習面、 せいかつめん あんぜんめん しえん 生活面や安全面への支援が ひつよう じどうせいと たい とく 必要な児童生徒に対し、特 べつ しえんきょういく しえんいん はいち 別支援教育支援員を配置 しました。	○
とくべつ しえんきょういく 特別支援教育のリーダー の育成	すいしん 推進	だいがくとうせんもんきかん はけん 大学等専門機関への派遣を おこな とうくべつし 行うことにより、特別支 えんきょういく にな きょういん 援教育を担う教員のリー ダーの養成を行いました。	○
とくべつ しえんがっこうしゅうろうしえんじぎょう 特別支援学校就労支援事業	すいしん 推進	こうとうとくべつしえんがっこう ひの 高等特別支援学校(日野 ちゅうおう ふたばし わかばだいち 中央、二つ橋、若葉台知 てきしょうがいきょういくぶもん こう 的障害教育部門)の3校 ひとり しゅうろうしえん しどう に1人ずつ就労支援指導 いん はいち かくこう 員を配置し、各校における じっしゅうさきかいたく しょくばていちゃく 実習先開拓や職場定着 しえん とくく 支援に取り組みました。	○
とくべつ しえん がっこう しんろ たんどうしゃ 特別支援学校進路担当者 れんらくかい かいさい 連絡会の開催	すいしん 推進	しりつとくべつしえんがっこう しんろたん 市立特別支援学校の進路担 とうしゃ しょうがいしゅべつ こ 当者が障害種別を超えて ねん かにてい どじょうほうこうかん じ 年5回程度情報交換や事 れいけんきゅう おこな はばひろ しん 例研究を行い、幅広い進 ろ せんたく たいおう 路選択に対応できるよう取 り組みました。	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
がくせいどう たいしょう じんざい 学生等を対象とした人材 かくほじぎょう の確保事業(あ)	すいしん 推進	しょうがいふくし しごと みりよく ① 障害福祉の仕事の魅力 を伝えるプロモーション動 画を2本作製しました。 ・ しょうがいしゃしえんしせつ はたら 障害者支援施設で働く こと (平成29年度作成) ・ グループホームで働く こと (令和元年度作成) ② プロモーション動画を公 共交通機関や各種イベン トで放映しました。 < 公共交通機関での放映 日数 > へいせい ねんど の にち 平成30年度：延べ82日 れいわ がんねんど の にち 令和元年度：延べ59日 れいわ ねんど の にち 令和2年度：延べ56日 しょうがいふくしじぎょうしょ とっか ③ 障害福祉事業所に特化し た求人サイトを試行的に 開設・運営しました。 開設時期：令和元年度11月 掲載求人件数(累計) : 420件	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
しょうがいとくせい おう しえん 障害特性に応じた支援の ための研修	すいしん 推進	しょうがいふくし じぎょう ・障害福祉サービス事業 所等の職員を対象に、行 動障害に係る支援力向 上を図るための研修を市 内法人が共同して「オール 横浜」として実施しました (再掲)。 はつたつしょうがい かん いちじ ・発達障害に関する一次 相談支援機関の支援スキル 向上のため、研修を実施 しました。	○
いりょうじゆうじしゃけんしゅうじぎょう 医療従事者研修事業 【再掲】㊦	すいしん 推進	いりょうきかん ふくししせつとう きん 医療機関や福祉施設等に勤 務する看護師を対象に 「小児訪問看護・重症心 身障害児者研修」を毎年 実施しました。 しな いけんしゅうしゅうりょうしやすう <市内研修修了者数> へいせい ねんど にん 平成27年度：22人 へいせい ねんど にん 平成28年度：32人 へいせい ねんど にん 平成29年度：30人 へいせい ねんど にん 平成30年度：29人 れいわがねんど にん 令和元年度：38人 れいわ ねんど にん 令和2年度：29人	○
しょうがいふくし しせつとう はたら かん 障害福祉施設等で働く看 護師の支援【再掲】㊦	すいしん 推進	ちかつ たきのうがたきよてん 地活ホームや多機能型拠点 を対象に、歯科医師による 巡回相談や専門医による てんかん研修のほか、高齢 施設見学会や看護師等のネ ットワークづくりのための 看護師等会議を実施しまし た。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> 第3期計画期間の実績 <small>れいわ ねんどまつみ こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
就労支援機関の人材育成 <small>しゅうろうしえんきかん じんざいいくせい</small> 就労支援機関の人材育成	推進 <small>すいしん</small> 推進	各センター間での支援員の <small>かく センター かん での しえんいん</small> 各センター間での支援員の <small>じん じこうりゅう つう</small> 人事交流を通じた支援手 <small>ほうとう きょうゆう じっし</small> 法等の共有を実施しまし た。また、各就労支援セ <small>かくしゅうろうしえん</small> ンター職員のワーキング <small>しよくいん</small> グループによる「一次相 <small>いち じ そう</small> 談」「企業支援」をテーマ <small>だん きぎょう しえん</small> とする検討会を開催しまし <small>けんとうかい かいさい</small> た。	○
障害福祉サービス事業所 <small>しょうがいふくし じぎょうしょ</small> 障害福祉サービス事業所 <small>とうしよくいんむ けんしゅう</small> 等職員向けの研修	参加人数(累計) <small>さんかにんずう るいけい</small> 参加人数(累計) <small>にん</small> 380人	市内企業・団体の協力の <small>しな い きぎょう だんたい きょうりよく</small> 市内企業・団体の協力の <small>しな い じぎょうしょしよくいん</small> もと、市内事業所職員を <small>たいしょう じっし</small> 対象に実施しました(毎 <small>ねん ど がつ</small> 年度6～7月)。 <small>へいせい ねん ど れいわ がんねん ど</small> ・平成27年度～令和元年度 <small>きょうりよく きぎょうすうるいけい</small> 協力企業数累計：126社 <small>へいせい ねん ど れいわ がんねん ど</small> ・平成27年度～令和元年度 <small>さんか しゃすうるいけい</small> 参加者数累計：302名 <small>れいわ ねん ど しんがた</small> ※ 令和2年度は新型コロ <small>かんせんしょうたいさく</small> ナウイルス感染症対策の <small>ちゅうし</small> ため、中止としました。	○
ガイドヘルパー等研修受 <small>どうけんしゅうじゅ</small> ガイドヘルパー等研修受 <small>こうりょうじよせい</small> 講料助成(あ)	推進 <small>すいしん</small> 推進	<助成人数/総助成額> <small>じよせいにんずう そうじよせいがく</small> <助成人数/総助成額> <small>へいせい ねん ど にん</small> 平成27年度：183人 <small>せんえん</small> /3,285千円 <small>へいせい ねん ど にん</small> 平成28年度：210人 <small>せんえん</small> /3,759千円 <small>へいせい ねん ど にん</small> 平成29年度：277人 <small>せんえん</small> /4,868千円 <small>へいせい ねん ど にん</small> 平成30年度：276人 <small>せんえん</small> /5,159千円 <small>れいわ がんねん ど にん</small> 令和元年度：181人 <small>せんえん</small> /3,411千円 <small>れいわ ねん ど み こ</small> 令和2年度(見込み) <small>にん せんえん</small> : 130人/2,397千円	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
ガイドヘルパースキルアップ研修(あ)	すいしん 推進	さんかになんずう <参加人数> ・サービス提供責任者向け研修 へいせい ねんど じん 平成27年度：104人 へいせい ねんど じん 平成28年度：132人 へいせい ねんど じん 平成29年度：74人 へいせい ねんど じん 平成30年度：99人 れいわがねんど じん 令和元年度：107人 ・従業者向け研修 へいせい ねんど じん 平成27年度：274人 へいせい ねんど じん 平成28年度：250人 へいせい ねんど じん 平成29年度：101人 へいせい ねんど じん 平成30年度：220人 れいわがねんど じん 令和元年度：216人 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	○
しゃかいさんかすいしん 社会参加推進センターによる団体活動支援機能の充実	すいしん 推進	しょうがいしゃ じりつ しゃかいさん か 障害者の自立や社会参加 どう そくしん どう じしゃ 等を促進するための当事者 による事業を17事業実施 しています。	○
しょうがいしゃほんにんおよ かぞく 障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進【再掲】	すいしん 推進	しゃかいさんかすいしん 社会参加推進センターによる、普及啓発リーフレットの作成及び配布を行いました。また、障害者週間にあわせて講演会の実施をしました。	○

テーマ5 はたら 働く・活動する・よ 余暇を楽しむ

とくみ 取組5-1 しゅうろう 就労

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
しゅうろうしえん 就労支援センター(9か所)	しえんたいしょうしやすう 支援対象者数(9 か所計) 4,400人	しえんたいしょうしやすう <支援対象者数> へいせい ねんど 平成27年度: 4,439人 へいせい ねんど 平成28年度: 4,316人 へいせい ねんど 平成29年度: 4,722人 へいせい ねんど 平成30年度: 4,553人 れいわがねんど 令和元年度: 4,541人 れいわ ねんど みこ 令和2年度(見込み) : 4,400人	○
しゅうろうしえんきかん じんざいくせい 就労支援機関の人材育成 【再掲】	すいしん 推進	かく かん しえんいん 各センター間での支援員の じん じこうりゅう つう しえんしゅ 人事交流を通じた支援手 ほうとう きょうゆう じっし 法等の共有を実施しまし た。また、各就労支援セ ンター職員 <small>しよくいん</small> のワーキング グループによる「一次相 談」「企業支援」をテーマ とする検討会 <small>けんとうかい</small> を開催 <small>かいさい</small> しまし た。	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 だい き かい てい じ (第3期改定時)	だい き けい か く き かん じつ せ き 第3期計画期間の実績 れい わ ね ん ど ま つ み こ (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
はたら 働きたい！わたしのシン ポジウム	さん か し ゃ す う る い け い 参加者数（累計） 3,000人	「働きたい！わたしのシンポジウム」を開催し、当事者・ご家族等に対して就労啓発事業を実施しました。 ・平成27年度～令和2年度累計参加者数：2,242人 ※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし、代替として過去のシンポジウムについてまとめたホームページを作成しました。	○
きぎょう ふくし 企業と福祉をつなぐセミナー	さん か きぎょう すう 参加企業数 (累計) 240社	かながわけん た と し ごう どう 神奈川県や他都市と合同で企業向けセミナーを実施しました。 ・平成27年度～令和2年度累計：319社（見込み）	○
しょうがいしやこようじれい しょうかい 障害者雇用事例の紹介	しょうかい きぎょう すう 紹介企業数 (累計) 150社	きぎょう だんたいどう 企業や団体等へのヒアリングを行い、順次ウェブページへの掲載を行うとともに、より効果的な事例紹介方法の検討を行いました。また、現在掲載されている企業を中心に、事例紹介に関するアンケートを実施しました。 ・紹介企業数（累計）：106社（令和2年11月時点）	○

事業名 じぎょうめい	目標 目 標 (第3期改定時) だい き かいていじ	第3期計画期間の実績 第 3 期 計 画 期 間 の 実 績 (令和2年度末見込み) だい き けいかくきかん じっせき れいわ ねんどまつみ こ	評価 ひょうか
中小企業への障害者雇用支援 ちゅうしょうぎぎょう しょうがいしゃ こ ようしえん	推進 すいしん	経済団体等に出向き、雇用事例の紹介、支援機関や助成金などの情報発信を行う出前講座を実施しました。 けいざいだんたいとう で お こよう じれい しょうかい しえん きかん じよせいきん じょうほうはっしん おこな てまえこうぎ じっし ・平成27年度～令和2年度 累計：224社（見込み） へいせい ねんど れいわ ねんど るいけい しゃ み こ	○
地域における就労支援ネットワークの構築 ちいき じゅうろうしえん こうちく	推進 すいしん	就労支援センターを中心に、特別支援学校やハローワーク、医療機関との研修会や連絡会を実施しました。 じゅうろうしえん ちゅうしん に、とくべつしえんがっこう いりようきかん けん しゅうかい れんらくかい じっし	○

指標名 しひょうめい	平成29年度 実績 へいせい ねんど じっせき	平成30年度 実績 へいせい ねんど じっせき	令和元年度 実績 れいわがねんど じっせき	令和2年度 実績見込み れいわ ねんど じっせき み こ
福祉施設から一般就労への移行者数 ^福 ふくししせつ いっぱんじゅうろう いこうしゃすう	450人 にん	422人 にん	517人 にん	— ※
就労移行支援事業の利用者数 ^福 じゅうろういこうしえんじぎょう りよう しゃすう	1,088人 にん	1,263人 にん	1,319人 にん	1,296人 にん
就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合 ^福 じゅうろういこうしえん りようしゃ しゅうろういこうりつ わりい じょう じぎょうしょ わりあい	46.7 % ぱーせんと	30.8 % ぱーせんと	8.7 % ぱーせんと	— ※
就労定着支援利用者数 ^福 じゅうろうていちゃくしえんりようしゃすう	—	122人 にん	458人 にん	602人 にん

※ 翌年度に調査を実施するため、数値を把握していません。

事業名 じぎょうめい	目標 だいきかいていじ (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 だい きけいかくきかん じっせき (令和2年度末見込み) れいわ ねんどまつみ こ	評価 ひょうか
障害福祉サービス事業所 しょうがいふくし じぎょうじよ 等職員向けの研修【再掲】 どうしょくいんむ けんしゅう さいけい	参加人数(累計) さんかになんずう るいけい 380人 にん	市内企業・団体の協力の しなきぎょう だんたい きょうりよく もと、市内事業所職員を しな い じぎょうしょしょくいん 対象に実施しました(毎 たいしょう じっし まい 年度6～7月)。 ねんど がつ ・平成27年度～令和元年度 へいせい ねんど れいわ がんねんど 協力企業数累計：126社 きょうりよく きぎょうすうのいけい しゃ ・平成27年度～令和元年度 へいせい ねんど れいわ がんねんど 参加者数累計：302名 さんかしゃすうのいけい めい ※ 令和2年度は新型コロナ れいわ ねんど しんがた ナウイルス感染症対策の かんせんしょうたいさく ため、中止としました。 ちゅうし	○

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
よこはま しょうがいしゃきょうどうじゆ よこはま 障害者共同受 ちゆうそうごう ちゆうそうごう 注 総合センターの運営	かめいしせつ 加盟施設における 「月額平均工賃」 が10%以上 上昇	かいせつ へいせい センターを開設した平成27 ねんど かめいしせつすう やく 年度の加盟施設数は約200 か所でしたが、現在は330 か所を超え、様々なイベン トでの 出店 調整や公園・ 歩道の清掃、学校内の軽作 業等の受注調整によ り、受注 機会の促進や販 路拡大を図りました。 企業等の訪問時には、作 業等の受注とともに、福 祉的就労に関する啓発を 行い、新規依頼にも繋が りました。 また、加盟施設の受注ス キル向上や販路拡大を目 的とした研修を実施しま した。 ※ 加盟施設における月額 平均工賃上昇率：約30 % (対平成27年度比)	○
ゆうせんちゆうたつすいしん ちゆう 優先 調達推進のための 庁 内への啓発	すいしん 推進	まいねんど ゆうせんちゆうたつほうしん 毎年度、優先 調達方針を 策定し、発注 事例を「ハ ートオーダー通信」として 庁内LANに掲載するととも に(平成27年度～令和2年 度累計26号発行見込み)、 横展開が期待される事例に 関わる 庁内会議等で、発 注の促進を行いました。	○

事業名 じぎょうめい	目標 むくひょう (第3期改定時) だい き かい てい じ	第3期計画期間の実績 だい きけい かく きかん じっせき (令和2年度末見込み) れいわ ねんどまつみ こ	評価 ひょうか
対象事業所の拡大に向けた検討 たいしょうじぎょうしょ かくだい む けんとう	推進 すいしん	「横浜市障害者支援施設 よこはまししょうがいしゃしえんしせつ 等に準ずる者の認定にか とう じゅん もの にんてい かる要綱」において認定し ようこう にんてい た10事業所について、庁 じぎょうしょ ちょう 内会議等で周知を図りま ないかいぎとう しゅうち はか した。	○

とりにくみ 5-3 にちゅうかつどう
取組5-3 日中活動

指標名 しひょうめい	平成29年度 へいせい ねんど じっせき (実績)	平成30年度 へいせい ねんど じっせき (実績)	令和元年度 れいわがんねんど じっせき (実績)	令和2年度 れいわ ねんど じっせき みこ (実績見込み)	
生活介護(福) せいかつかいご	(人分) にんぶん	7,375人分 にんぶん	7,616人分 にんぶん	8,049人分 にんぶん	8,207人分 にんぶん
	(人日) にんにち	122,126人日 にんにち	127,071人日 にんにち	133,245人日 にんにち	138,494人日 にんにち
自立訓練(機能 訓練)(福) じりつくんれん きのう くんれん	(人分) にんぶん	29人分 にんぶん	31人分 にんぶん	38人分 にんぶん	37人分 にんぶん
	(人日) にんにち	478人日 にんにち	500人日 にんにち	554人日 にんにち	583人日 にんにち
自立訓練(生活 訓練)(福) じりつくんれん せいかつ くんれん	(人分) にんぶん	210人分 にんぶん	241人分 にんぶん	283人分 にんぶん	318人分 にんぶん
	(人日) にんにち	3,410人日 にんにち	3,941人日 にんにち	4,494人日 にんにち	5,113人日 にんにち
就労移行支援 事業(福) しゅうろういこうしえん じぎょう	(人分) にんぶん	1,088人分 にんぶん	1,263人分 にんぶん	1,319人分 にんぶん	1,296人分 にんぶん
	(人日) にんにち	18,458人日 にんにち	21,429人日 にんにち	22,286人日 にんにち	22,987人日 にんにち
就労継続支援 事業(A型)(福) しゅうろうけいぞくしえん じぎょう えーがた	(人分) にんぶん	705人分 にんぶん	801人分 にんぶん	796人分 にんぶん	742人分 にんぶん
	(人日) にんにち	13,720人日 にんにち	15,419人日 にんにち	15,143人日 にんにち	14,270人日 にんにち
就労継続支援 事業(B型)(福) しゅうろうけいぞくしえん じぎょう びーがた	(人分) にんぶん	3,692人分 にんぶん	3,858人分 にんぶん	3,987人分 にんぶん	4,195人分 にんぶん
	(人日) にんにち	62,686人日 にんにち	65,769人日 にんにち	66,277人日 にんにち	70,451人日 にんにち
地域活動支援セ ンター作業所型 (福) ちいきかつどうしえん さぎょうじよがた	(か所) しよ	154か所 しよ	155か所 しよ	152か所 しよ	138か所 しよ
	(人) にん	3,193人 にん	3,115人 にん	3,119人 にん	2,888人 にん
中途障害者地 域活動センター (福) ちゅうとしょうがいしゃち いきかつどう	(か所) しよ	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ
	(人) にん	534人 にん	523人 にん	496人 にん	467人 にん

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
いどうじょうほう うんえいどう 移動情報センター運営等 じぎょう すいしん 事業の推進(あ)	そうだんけんすう けん 相談件数3,600件	そうだんけんすう <相談件数> へいせい ねんど けん 平成27年度：1,647件 (累計12区) へいせい ねんど けん 平成28年度：2,267件 (累計15区) へいせい ねんど けん 平成29年度：2,686件 (全区) へいせい ねんど けん 平成30年度：2,966件 (全区) れいわがんねんど けん ぜんく 令和元年度：3,053件(全区) れいわ ねんど みこ 令和2年度(見込み) : 2,638件(全区)	△
どうけんしゅうじゅ ガイドヘルパー等研修受 こうりょうじよせい さいけい 講料助成【再掲】(あ)	すいしん 推進	じよせいにんずう そうじよせいがく <助成人数/総助成額> へいせい ねんど じん 平成27年度：183人 /3,285千円 へいせい ねんど じん 平成28年度：210人 /3,759千円 へいせい ねんど じん 平成29年度：277人 /4,868千円 へいせい ねんど じん 平成30年度：276人 /5,159千円 れいわがんねんど じん 令和元年度：181人 /3,411千円 れいわ ねんど みこ 令和2年度(見込み) : 130人/2,397千円	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> 事業名	目標 <small>もくひょう</small> 目標 <small>だい き かい てい じ</small> (第3期改定時)	第3期計画期間の実績 <small>だい き けい かく き かん じつ せ き</small> 第3期計画期間の実績 <small>れい わ ねん ど ま つ み こ</small> (令和2年度末見込み)	評価 <small>ひょうか</small> 評価
ガイドヘルパースキルアップ研修【再掲】 <small>けんしゅう さい けい</small> プ研修【再掲】 ㊤	推進 <small>すいしん</small> 推進	<参加人数> <small>さん かにん ずう</small> <参加人数> ・サービス提供責任者向け研修 <small>てい き ょ う せ き にん し ゃ む</small> ・サービス提供責任者向け研修 <small>けん し ゅ う</small> 研修 <small>へい せい ねん ど</small> 平成27年度：104人 <small>へい せい ねん ど</small> 平成28年度：132人 <small>へい せい ねん ど</small> 平成29年度：74人 <small>へい せい ねん ど</small> 平成30年度：99人 <small>れい わ が ん ねん ど</small> 令和元年度：107人 ・従業者向け研修 <small>じ ゅ う ぎ ょ う し ゃ む けん し ゅ う</small> ・従業者向け研修 <small>へい せい ねん ど</small> 平成27年度：274人 <small>へい せい ねん ど</small> 平成28年度：250人 <small>へい せい ねん ど</small> 平成29年度：101人 <small>へい せい ねん ど</small> 平成30年度：220人 <small>れい わ が ん ねん ど</small> 令和元年度：216人 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) <small>れい わ ねん ど しん が た</small> (令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	○
効率的な車両利用の仕組みの検討 <small>こう り つ て き し ゃ り ょ う り ょ う し く</small> 効率的な車両利用の仕組みの検討 ㊤	推進 <small>すいしん</small> 推進	乗合送迎の仕組みについて、検討を行いました <small>の り あ い そう げい し く</small> 乗合送迎の仕組みについて、検討を行いました <small>けん とう お こ な</small> が、実際の運用やその管理までの整理には至りませんでした。 <small>じつ さい うん よう かん り</small> が、実際の運用やその管理までの整理には至りませんでした。	×
難病患者外出支援サービス事業 <small>なん び ょ う かん じゃ が い し ゅ つ し え ん</small> 難病患者外出支援サービス事業	推進 <small>すいしん</small> 推進	車いす等を利用する難病患者に対し、必要な送迎サービスを提供しました。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>くる ま どう り ょ う なん び ょ う</small> 車いす等を利用する難病患者に対し、必要な送迎サービスを提供しました。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>かん じゃ た い ひ つ よ う そう げい</small> 患者に対し、必要な送迎サービスを提供しました。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>てい き ょ う</small> サービスを提供しました。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>れい わ ねん ど しん が た</small> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>かん せい し ょ う かん せい しん</small> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>か く だ い きん き き ゅ う じ た い せい ん げ ん</small> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>う いち じ</small> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>てい し</small> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>へい せい ねん ど れい わ ねん ど</small> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 <small>の べ り ょ う かい す り み こ</small> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言を受け、一時サービスを停止しました。 延利用回数(見込み):3,452回 <small>かい</small> 延利用回数(見込み):3,452回	○

事業名 じぎょうめい	目標 目 標 (第3期改定時) だい き かいていじ	第3期計画期間の実績 第 3 期 計 画 期 間 の 実 績 (令和2年度末見込み) れいわ ねんどまつみ こ	評価 ひょうか
在宅重症患者外出支援 事業 ざいたくじゅうしょうかんじゃがいしゅつ し えん じぎょう	推進 すいしん	申請に対し、滞りなく助 成業務を進めることがで きました。 ・平成27年度～令和2年度 のペリようかいすう み こ 延利用回数(見込み):3,008 回 ・平成27年度～令和2年度 のペリようにんずう にん 延利用人数:1,154人	○
福祉有償運送事業 ふくしゅうしょううんそうじぎょう	推進 すいしん	福祉有償移動サービス運 営協議会を17回開催しま した(うち令和2年度2 回)。登録団体への訪問を実 施しました。福祉有償運送 のホームページでの情報 提供を行いました。 希望する実施団体に対し研 修を実施しました。	○

指標名 しひょうめい		平成29年度 平成29年度 (実績) へいせい ねんど じっせき	平成30年度 平成30年度 (実績) へいせい ねんど じっせき	令和元年度 令和元年度 (実績) れいわがねんど じっせき	令和2年度 令和2年度 (実績見込み) れいわ ねんど じっせき み こ
移動支援事 業(移動介 護・通学通 所支援) 福	時間分 じかんぶん (時間分)	712,284時間分 じかんぶん	735,076時間分 じかんぶん	751,205時間分 じかんぶん	477,368時間分 じかんぶん
	人分 にんぶん (人分)	5,705人分 にんぶん	5,925人分 にんぶん	6,107人分 にんぶん	4,364人分 にんぶん

※ 令和2年度実績見込みの大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため
の外出自粛の影響によるものです。

じぎょうめい 事業名	もくひょう 目標 (第3期改定時)	だい きけいかくきかん じっせき 第3期計画期間の実績 (令和2年度末見込み)	ひょうか 評価
さんかがた かい 参加型アートイベントの開催	すいしん 推進	しょうがい かつ 障害のある方のアート活動 を支援する人材の育成を もくてき けんしゅうかい しょう 目的とした研修会や、障 がいしゃ かがたがた そうさくかつどう 害者の方々と創作活動を おこな とう 行うワークショップ等を じっし 実施するとともに、「ヨコ ハマ・パラトリエンナー レ」をはじめ、りょうり どうげい 料理や陶芸 などさまざま ジャンルの文化 じぎょう じっし 事業を実施しました。	○
ヨコハマ・パラトリエン ナーレの開催	かいさい 開催	「ヨコハマ・パラトリエン ナーレ2020」をかいさい 開催するた め、じゅんび ちょうせい すず 準備・調整を進め、 れいわ ねん がつ かいさい 令和2年11月に開催いたし ました。	○
こうしゅ ず がこうさく びじゅつ 4校種 図画工作・美術・ しょうさくひんてん とくべつしえんきょうい 書道作品展 特別支援教育 ぶもん 部門～つたえたい ぼくの おもい わたしのきもち～ の開催【再掲】	すいしん 推進	しりがっこう じどうせいと さくひん 市立学校の児童生徒の作品 をいちどう あつ しみんこうかい 一堂に集める市民公開の さくひんてん しな い とくべつしえん 作品展で、市内の特別支援 がっこう こべつしえんがっきゅうとう 学校や個別支援学級等に ざいせき ようじじどうせいと さく 在籍する幼児児童生徒の作 品を出展しました。 ひん しゅってん 毎年、たすう らいじょう 多数の来場があり ました。	○
しょうがいしゃ げいじゅつかつどうしえん 障害者の芸術活動支援ネ ットワークの構築	すいしん 推進	ひ つづ てらんかいどう かいさい 引き続き、展覧会等の開催 をつう しえんだんたいとう を通じて、支援団体等のネ ットワーク化を進めていま す。	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
パラトライアスロンの強化 <small>きょうか</small>	推進 <small>すいしん</small>	グリーントライアスロン、 <small>せかい</small> 世界トライアスロンシリー <small>よこはまたいかい</small> ズ横浜大会、シーサイドト <small>きょうりよく</small> ラリアスロンに協力して います。また、イグジット <small>じつぎけんしゅう</small> ハンドラーの実技研修を <small>よこはま</small> 横浜ラポールのプールで実 <small>じつ</small> 施しました。	○
特別支援学校におけるスポ <small>とくべつしえんがっこう</small> ーツ選手育成強化事業 <small>せんしゅいくせいきょうかじぎょう</small>	推進 <small>すいしん</small>	<small>とくべつしえんがっこう ざいせき</small> 特別支援学校に在籍する <small>じどうせいと せかいてき たいかい</small> 児童生徒が世界的な大会に <small>しゅつじょう</small> 出場するにあたっての支 <small>えん しょうがいしゃ</small> 援や、障害者スポーツの普 <small>きゅうけいはつ もくてき びひん</small> 及啓発を目的とした備品 <small>とう せいび おこな</small> 等の整備を行いました。	○
障害者スポーツの啓発 <small>しょうがいしゃ</small>	推進 <small>すいしん</small>	オリンピック・パラリンピ <small>かいさい む しょうがい</small> ックの開催に向けた障害 <small>しゃ</small> 者スポーツの機運の高まり <small>けいき よこはまし</small> を契機に、横浜市スポーツ <small>きょうかい れんけい しょうがいしゃ</small> 協会とも連携し、障害者 <small>ちゅうかくきよてん</small> スポーツの中核拠点であ <small>よこはま</small> る横浜ラポールで、障害 <small>しょうがい</small> 者スポーツの体験会や教 <small>しゃ たいけんかい きょう</small> 室等を実施しました。 <small>しつどう じっし</small>	○

事業名 <small>じぎょうめい</small> <small>じぎょうめい</small>	目標 <small>もくひょう</small> (第3期改定時) <small>だい き かいていじ</small>	第3期計画期間の実績 <small>だい きけいかくきかん じっせき</small> (令和2年度末見込み) <small>れいわ ねんどまつみ こ</small>	評価 <small>ひょうか</small>
身近な地域における障害者スポーツの推進 <small>み ちか ちいき しょうがい</small> <small>み ちか ちいき しょうがい</small> <small>しゃ すいしん</small> <small>しゃ すいしん</small>	推進 <small>すいしん</small>	中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害者スポーツの推進に取り組みました。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めました。 <small>ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどう</small> <small>ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどう</small> <small>よこはまし きょう</small> <small>よこはまし きょう</small> <small>かいどう れんけい しょうがいしゃ</small> <small>かいどう れんけい しょうがいしゃ</small> <small>すいしん と く</small> <small>すいしん と く</small> <small>した。また、しょうがいしゃ</small> <small>した。また、しょうがいしゃ</small> <small>スポーツの周知活動、スポーツ</small> <small>スポーツの周知活動、スポーツ</small> <small>ボランティア養成講座や初</small> <small>ボランティア養成講座や初</small> <small>級障害者スポーツ指導員</small> <small>級障害者スポーツ指導員</small> <small>けんしゅうかいどう じっし とお</small> <small>けんしゅうかいどう じっし とお</small> <small>て、支援者・指導者の人材</small> <small>て、支援者・指導者の人材</small> <small>育成を進めました。</small> <small>育成を進めました。</small>	○
障害者スポーツ文化センターの整備及び運営 <small>しょうがいしゃ ぶんか</small> <small>しょうがいしゃ ぶんか</small> <small>センターの整備及び運営</small> <small>センターの整備及び運営</small>	「ラポール上大岡」運営 <small>かみ</small> <small>かみ</small> <small>おおおか うんえい</small> <small>おおおか うんえい</small>	ラポール上大岡を令和2年1月10日に開所しました。 <small>かみおおおか れいわ ねん</small> <small>かみおおおか れいわ ねん</small> <small>1月10日に開所しました。</small> <small>1月10日に開所しました。</small>	○

1 じっしがいはよう
実施概要

(1) しょうがいしゃかんけいだんたいとう
障害者関係団体等へのグループインタビュー

だい き 第4期プランをつくるにあたり、しょうがい ひと かぞく しょうがいかんけいだんたいとう たい げんじょう
ニーズを把握するためのグループインタビューを行いました。

ア じっし きかん
実施期間

れい わ がんねん がつ がつ
令和元年6月～9月

イ かいすう
回数

かい
48回

うちわけ とうじしゃ かい かぞく かい しえんしゃ かい
<内訳> 当事者：29回、家族：13回、支援者：17回

※ ふくすう たちば かたがた いちどう かい かい じっしかいすう うちわけ ごうけい いっち
複数の立場の方々が一室に会した回数があるため、実施回数と内訳の合計は一致しません。

(2) とうじしゃ
当事者ワーキンググループ

ひ び せいかつ かん 日々の生活で感じている「困りごと」、その「かいけつほうほう かいけつほうほう
して感じていること等について、ライフステージごとにしょうがい ひとどうし あつ いけんこうかん
けんとう おこな 検討を行うワーキンググループを実施しました。

ア じっし きかん
実施期間

れい わ がんねん がつ がつ
令和元年7月～8月

イ かいすう
回数

かい
5回

ウ さんかしゃすう
参加者数

にん
47人

うちわけ しんたいしょうがいじ しゃ にん ちてきしょうがいじ しゃ にん せいしんしょうがいじ しゃ にん
<内訳> 身体障害児・者：26人、知的障害児・者：13人、精神障害児・者：8人

2 グループインタビュー実施先一覧

しゅべつ 種別	だんたい めいしやう 団体 名称
1	とうじしや 当事者 よこはまし したいしやうがいしや ふくし きやうかい 横浜市肢体障害者 福祉協会
2	とうじしや 当事者 よこはまし かくしやうがいしやふくしきやうかい 横浜市視覚障害者 福祉協会
3	とうじしや 当事者 よこはまし ちやうかくしやうがいしやきやうかい 横浜市聴覚 障害者 協会
4	とうじしや 当事者 よこはまし くるまいす かい 横浜市車椅子の会
5	とうじしや 当事者 よこはまし のうせい しやきやうかい 横浜市脳性 マヒ者協会
6	とうじしや 当事者 よこはまし じんゆうかい 横浜市腎友会
7	とうじしや 当事者 よこはまし きやうかい 横浜市オストミー協会
8	とうじしや 当事者 よこはまし ちゆうとしつちやうなんちやうしやきやうかい 横浜市中途失聴・難聴者 協会
9	とうじしや 当事者 よこはまし かい 横浜市もみじ会
10	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター スコップ ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障害者地域作業所連絡会)
11	とうじしや 当事者 なんぶ しゆうろう しえん 南部就労 支援センター
12	とうじしや 当事者 ほくぶ しゆうろうしえん 北部就労 支援センター
13	とうじしや 当事者 とつかしゆうろう しえん 戸塚就労 支援センター
14	とうじしや 当事者 ちゆうぶ しゆうろう しえん 中部就労 支援センター
15	とうじしや 当事者 ひよししゆうろう しえん 日吉就労 支援センター
16	とうじしや 当事者 さいとうクリニック きゆうしよくしや デイケア ※求職者
17	とうじしや 当事者 さいとうクリニック しゆうろう ナイトケア ※就労
18	とうじしや 当事者 さかえく きかんそうだんしえん 栄区基幹相談支援センター
19	とうじしや 当事者 あおば きかんそうだんしえん 青葉基幹相談支援センター
20	とうじしや 当事者 わいびえすよこはま きやうかい Y P S 横浜ピアスタッフ協会
21	とうじしや 当事者 あさひ 旭びあくらぶ
22	とうじしや 当事者 よこはまし れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 にゆうきよしや ※グループホーム入居者
23	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 きんやう れんしゆう かい ボウリング金曜 練習 会
24	とうじしや 当事者 よこはま ・横浜ペイドリーム ・よこはま 横浜クラッカーズ でんどうくるま ※電動車いすサッカークラブ

しゅべつ 種別	だんたい めいしやう 団体 名称
25	とうじしや 当事者 よこはまえふ 横浜 F マリノス・フトゥーロ
26	とうじしや 当事者 しえんしや +支援者 ちいきかつどう れんらくかい 地域活動ホーム連絡会
27	かぞく 家族 よこはまし しんしんしやうがいしや まも かいれんめい 横浜市中心身 障害 児者を守る会連盟
28	かぞく 家族 よこはま きやうかい 横浜 てんかん協会
29	かぞく 家族 よこはま じゆうしん れんらくかい 横浜 重心グループ連絡会 ～ばざばネット～
30	かぞく 家族 よこはま しやうがいじ まも れんらくきやうぎかい 横浜 障害 児を守る連絡協議会
31	かぞく 家族 よこはまし したい ふじゆう じしや ふぼ かい れんごうかい 横浜市肢体不自由児者父母の会 連合会
32	かぞく 家族 よこはまし じへいしやう きやうかい 横浜市自閉症 協会
33	かぞく 家族 ぜんこくしんぞうびやう こども まも かいよこはまし 全国心臓病の子供を守る会横浜支部
34	かぞく 家族 よこはまし せいしんしやうがいしや かぞくれんごうかい 横浜市精神障害者 家族連合会
35	かぞく 家族 しえんしや +支援者 カブカブ (ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障害者地域作業所連絡会))
36	しえんしや 支援者 よこはまし しやうがいしや ちいきさぎやうしよれんらくかい 横浜市障害者 地域作業所連絡会
37	しえんしや 支援者 しゆうろう けいぞくびーがた 就労 継続日型 トロワランド ししやうがいしやちいきさぎやうしよれんらくかい (市障害者地域作業所連絡会)
38	しえんしや 支援者 ちてきしやうがい かんれんしせつきやうぎかい 知的障害 関連施設協議会
39	しえんしや 支援者 よこはまし せいしん しやうがいしや ちいき せいかつ しえん れんごうかい 横浜市精神 障害者 地域生活支援連合会
40	しえんしや 支援者 せいしんしやうがいしや せいかつ しえん 精神障害者 生活 支援センター
41	しえんしや 支援者 はつたつしやうがい しやしえん 発達障害 者支援センター
42	しえんしや 支援者 しゆうろう しえん 就労 支援センター
43	しえんしや 支援者 きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター
44	しえんしや 支援者 にじそうだんしえんきかんれんらくかい 二次相談支援機関連絡会
45	しえんしや 支援者 かぞく +家族 よこはまし れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会
46	すべて みなみふくし 南福祉ホームむつみ
47	すべて かつどう 活動ホームあさひ
48	すべて ふれあいの家 いえ

3 当事者ワーキンググループ参加者概要

		けい計	しんたい 身体	ちてき 知的	せいしん 精神
10歳未満※	けい計	8人	1人	6人	1人
	だんたいすいせん 団体推薦	5人		5人	
	こうぼ 公募	3人	1人	1人	1人
10代	けい計	4人	3人	1人	
	だんたいすいせん 団体推薦	1人		1人	
	こうぼ 公募	3人	3人		
20～30代	けい計	11人	5人	5人	1人
	だんたいすいせん 団体推薦	2人		2人	
	こうぼ 公募	9人	5人	3人	1人
40～50代	けい計	12人	6人		6人
	だんたいすいせん 団体推薦	5人	5人		
	こうぼ 公募	7人	1人		6人
60代以上	けい計	12人	11人	1人	
	だんたいすいせん 団体推薦	12人	11人	1人	
	こうぼ 公募				
けい計	けい計	47人	26人	13人	8人
	だんたいすいせん 団体推薦	25人	16人	9人	
	こうぼ 公募	22人	10人	4人	8人

※「10歳未満」は10歳未満の障害児の保護者を対象としました。

1 ちょうさがいよう
1 調査概要

しょうがい ひと く どう げんじょう はあく ちょうさ じっし
障害のある人の暮らし等の現状やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(1) ちょうさいしやう
1) 調査対象

れいわがねん がつ にち じてん しんたいしやうがいしやてちやう も かた あい てちやう も かた せいしん
令和元年12月1日時点で、「身体障害者手帳をお持ちの方」「愛の手帳をお持ちの方」「精神
しょうがいしゃほけんふくしてちやう も かた しょうがいしゃそうごうしえんほう ふくし
障害者保健福祉手帳をお持ちの方」「障害者総合支援法の福祉サービスを利用している、障害者
そうごうしえんほうたいしやうしゅべい かんじや かた
総合支援法対象疾病の患者の方」

(2) ちゆうしゆつほうほう
2) 抽出方法

ちょうさいしやう やく ぼーせんと かた にん むさくいちゆうしゆつ
調査対象の約10%の方(17,098人)を無作為抽出

(3) ちょうさほうほう
3) 調査方法

ゆうそう けいしき
郵送によるアンケート形式

(4) じっしきかん
4) 実施期間

れいわ ねん がつ にち がつ にち
令和2年1月10日～2月7日

(5) はっそうしやにんずうどう
5) 発送者人数等

17,098人

	たいしやうしやそうすう 対象者総数	わりあい 割合	はっそうしやそう 発送者数
しんたいしやうがい 身体障害	99,606人	やく ぼーせんと 約10%	9,950人
ちてきしやうがい 知的障害	31,976人		3,200人
せいしんしやうがい 精神障害	38,368人		3,900人
なんびやう 難病 ※	63人	—	48人
けい 計	170,013人	やく ぼーせんと 約10%	17,098人

※ しょうがいしやてちやう こうふ う しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくし
※ 障害者手帳の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの
しきゆうけつてい う なんびやうかんじや
支給決定を受けている難病患者

(6) かいしゆうすうおよ かいしゆうりつ
6) 回収数及び回収率

6,997人(回収率:40.9%)

	かいしゆうすう 回収数
しんたいしやうがい 身体障害	4,614人
ちてきしやうがい 知的障害	1,652人
せいしんしやうがい 精神障害	1,552人
なんびやう 難病	491人

※ ちょうふくしやうがい かた かいしゆうすう うちわけ ごうけい
※ 重複障害の方はそれぞれでカウントしているため、「回収数の内訳の合計」は
かいしゆうすう いっち
回収数と一致しません。

ちょうさ けっか し こうひやう
アンケート調査の結果は市ホームページに公表しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/>

当事者向けアンケート

はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします

問1 このアンケートはどなたが記入されますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------|-----------|---------------------|
| 1. ご本人 | 2. ご家族 | 3. 支援者(施設・医療機関の職員等) |
| 4. 成年後見人等 | 5. その他() | |

問1で2番から5番を選んだ方にうかがいます。

問1-1 本人以外の方が記入するのは、どのような状況からですか。(○は1つだけ)

- | |
|---|
| 1. 障害状況により、本人が書くことができない(身体の障害により、字を書くことができないなど) |
| 2. 本人の意思表示が難しい |
| 3. 未成年で、意思表示が難しい |
| 4. その他 |

◆ご本人以外がこのアンケートを書くときは、ご本人の意志を確認しながら、また、ご本人の状況をできるだけ正確に把握したうえで書いてください。

この後の質問で、「あなた」とは障害者本人のことで。

あなたやあなたのご家族のことについておたずねします

問2 あなたの年齢

	さい 歳
--	---------

問3 あなたの性別(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問4 あなたは現在どこで暮らしていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 自宅(親など家族と同居) | 2. 自宅(一人暮らし) |
| 3. グループホーム | 4. 障害児・者の入所施設(児童養護施設を含む) |
| 5. 高齢者施設、高齢者向け住宅 | 6. 病院(入院中) |

とい ばん えら かた
問4で1番を選んだ方にうかがいます。

とい じたく く ばあい いっしょ く かぞく ふく なんにん
問 4-1 自宅で暮らしている場合、一緒に暮らしているご家族はあなたを含めて何人ですか。
 (○は1つだけ)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|
| 1. 2人 | 2. 3人 | 3. 4人 | 4. 5人 | 5. 6人以上 |
|-------|-------|-------|-------|---------|

とい いっしょ く かた
問 4-2 あなたと一緒に暮らしている方すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------|--------------|---------|-------|
| 1. 妻や夫 | 2. 父親 | 3. 母親 | 4. 息子 |
| 5. 娘 | 6. 兄弟・姉妹 | 7. 祖父 | 8. 祖母 |
| 9. 孫 | 10. 友人・知人・仲間 | 11. その他 | |

とい げんざい く なにく
問5 あなたが現在暮らしているのは何区ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---------|---------|----------|--------|
| 1. 鶴見区 | 2. 神奈川区 | 3. 西区 | 4. 中区 |
| 5. 南区 | 6. 港南区 | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区 |
| 9. 磯子区 | 10. 金沢区 | 11. 港北区 | 12. 緑区 |
| 13. 青葉区 | 14. 都筑区 | 15. 戸塚区 | 16. 栄区 |
| 17. 泉区 | 18. 瀬谷区 | 19. 市外 | |

とい しゅうにゅうげん なん
問6 あなたの収入源は何ですか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|------------|-----------|----------|---------|
| 1. 給料・工賃 | 2. 年金 | 3. 手当 | 4. 生活保護 |
| 5. 家族からの援助 | 6. 預貯金・資産 | 7. 収入はない | |
| 8. その他 | | | |

とい じしん ねんしゅう ねんきん てあて せいかつほご ひ しんぞく えんじよ ふく ほんにん さいみまん
問7 あなたご自身の年収をおたずねします。(年金、手当、生活保護費、親族からの援助も含めて) 本人が18歳未満の児童の場合、主に生計を維持する保護者の方についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------------------|---------------------|-------------------|
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上100万円未満 | 3. 100万円以上200万円未満 |
| 4. 200万円以上300万円未満 | 5. 300万円以上400万円未満 | 6. 400万円以上500万円未満 |
| 7. 500万円以上1000万円未満 | 8. 1000万円以上1500万円未満 | 9. 1500万円以上 |
| 10. 不明 | 11. 収入はない | |

問8 あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「身体障害者手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 4級 | 5. 5級 | 6. 6級 |
| 7. 身体障害者手帳はもっていない | | | | | |

問8-1 「身体障害者手帳」をお持ちの方は、記載されている項目に○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1. 視覚障害 | 2. 聴覚・平衡機能障害 |
| 3. 音声・言語機能又はそしゃく機能障害 | |
| 4. 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能障害) | |
| 5. 内部機能障害 | |

問8-1-1 「内部機能障害」の方は、障害の種別に○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|---------------|---------|----------|
| 1. 心臓機能 | 2. 腎臓機能 | 3. 呼吸器機能 |
| 4. ぼうこう又は直腸機能 | 5. 小腸機能 | 6. 免疫機能 |
| 7. 肝臓機能 | | |

問8-2 身体障害者手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

問8-2-1 障害の発症はいつですか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 生まれつき(先天性) | 2. 中途(病気や事故) |
|---------------|--------------|

問9 あなたは「愛の手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「愛の手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 1. A1 | 2. A2 | 3. B1 | 4. B2 | 5. 愛の手帳はもっていない |
|-------|-------|-------|-------|----------------|

問10 あなたが「愛の手帳」を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

問11 あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 精神障害者保健福祉手帳はもっていない

問11-1 精神障害者保健福祉手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

1. 0歳～5歳 2. 6歳～12歳 3. 13歳～18歳 4. 19歳～29歳
5. 30歳～39歳 6. 40歳～64歳 7. 65歳以上

問12 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5
6. 区分6 7. 受けていない 8. 18歳未満のため、障害支援区分の対象外である

問13 あなたは「難病」の診断を受けていますか。(○は1つだけ)

※障害者手帳を交付されていないが障害者総合支援法のサービスを利用している方が対象

1. 受けている 2. 受けていない

問14 あなたが「難病」の診断を受けた年齢はいつですか。(○は1つだけ)

1. 0歳～5歳 2. 6歳～12歳 3. 13歳～18歳 4. 19歳～29歳
5. 30歳～39歳 6. 40歳～64歳 7. 65歳以上

問15 あなたは、医療的ケア※を必要としていますか。必要している医療的ケアに○をつけてください。

(○はいくつでも) ※医療的ケア…家族や看護師が日常的に行っている医療的な生活援助行為

1. 気管切開のガーゼやベルト交換 2. 気管カニューレ挿入
3. 人工呼吸器管理 4. 在宅酸素療法
5. 気管内の吸引 6. 口・鼻・咽頭・喉頭吸引
7. 経鼻チューブ挿入・交換 8. 経管栄養の注入
9. ネブライザー(噴霧吸入器)吸入 10. 経口摂取介助
11. 中心静脈栄養の実施 12. 点滴
13. インシュリン注射 14. 導尿
15. その他

せいかつ こま こま
ふだんの生活で困っていること、これからの困りごとについておたずねします

とい
 問16 あなたは、^{にちじょう} 日常の生活に^{せいかつ} 介助を必要としますか。^{かいじょ} 介助を必要とする項目すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|--|--|--------------------------|
| 1. ^{しょくじ} 食事をする | 2. ^{つか} トイレを使う | 3. ^{にゅうよく} 入浴する |
| 4. ^{いふく} 衣服の ^{ちゃくだつ} 着脱をする | 5. ^{いえ} 家の中を ^{いどう} 移動する | 6. ^{がいしゅつ} 外出する |
| 7. ^か 買い物をする | 8. ^か 家事(食事の ^{しょくじ} 支度、 ^{したく} 洗濯、 ^{せんたく} 掃除など)をする | |
| 9. ^た その他 | 10. ^{かいじょ} 介助を必要としない | |

とい
 問17 あなたは、^{じぶん} 自分だけで^{ひと} まわりの人に^{いし} 意思を伝えることができますか。(○は1つだけ)

- | |
|---|
| 1. ^{だれ} 誰とでも ^{いし} 意思を伝えることができる |
| 2. ^{かぞく} 家族や ^{みぢか} ごく身近な ^{ひと} 人になら、 ^{いし} 意思を伝えることができる |
| 3. ^{いし} 意思を伝えることは ^{むずか} 難しい |
| 4. ^{いし} 意思を伝えることができない |

とい
 問17-1 あなたはどのような方法で^{ほうほう} 意思を伝えていますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|--|---------------------------|--------------------------------|
| 1. ^{おんせいげんご} 音声言語 | 2. ^{しゅわげんご} 手話言語 | 3. スマートフォンやパソコン |
| 4. ^{てんじ} 点字 | 5. ^{ひつだん} 筆談 | 6. ^{ひょうじょう} 表情やジェスチャー |
| 7. ^{にちじょうせいかつようぐ} 日常生活用具・ ^ほ 補装具(重度 ^{じゅうど} 障害者用 ^{いし} 意思伝達装置)等 | | |

問18 あなたは生活の中で、どのようなことで困ることがあります。困ったときにどこに相談しますか。

生活の中で困ること	困りごと の有無 (それぞれに○はひとつ)		困ったときの相談先 (それぞれに○はいくつでも)														
	困ることはない	困ることがある	家族	友人	近所の人や自治会・町内会、民生委員など	支援者(医療機関・施設等の職員)	成年後見人等	当事者団体・親の会など	区役所(福祉保健センター)	基幹相談支援センター・生活支援センター	計画相談	地域ケアプラザ	地域療育センター	学校	相談先がわからない	相談する相手がいない	その他
【意思疎通が難しい】																	
1. 自分の意志が相手に伝わらない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2. 周囲の理解が足りない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
3. 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【外出や過ごし方に不安がある】																	
4. 外出が困難	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5. 余暇などを過ごす場や機会がない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6. 外出する際、障害に配慮した場が少ない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
7. 一人で過ごすのが不安	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【服薬や金銭等の管理に不安がある】																	
8. 服薬の管理が難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
9. 金銭の管理が難しい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【学校・就業の場不満がある】																	
10. 利用している施設に不満がある	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
11. 希望する就労の場がない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
12. 学校や施設、仕事の場が遠方で不便	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【交流できる人や場が少ない】																	
13. 結婚相手や恋人などが見つからない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
14. 同じ障害のある仲間と出会えない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
15. 近所で知り合いが少ない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【情報・制度・サービスに不満がある】																	
16. 情報を入力しにくい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
17. 制度やサービスがわかりにくい	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
18. 必要な介助が受けられない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
19. 希望する学校や施設を利用できない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【継続的な支援体制に不安がある】																	
20. 進学・就職の際に情報が引き継がれない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
21. 主治医が変わる際に情報が引き継がれない	ア	イ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

とい しょうがい かた そうだんさき おも
問19 障害のある方の相談先についてどう思いますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| 1. 相談先が多すぎる | 2. たらい回しにされる | 3. 窓口が細かすぎる |
| 4. 相談先の場所がわからない | 5. 不満はない | |

とい ふだん せいかつ がいしゅつ とき がいしゅつ おも とき こま
問20 普段の生活で外出する時や、外出したいと思う時に困ることはどのようなことですか。(○はいくつでも)

【バリアフリー・ユニバーサルデザイン】

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. 道路や駅に階段や段差が多い | 2. 道路に自転車や看板などの障害物が多い |
| 3. 駅や道路や利用する施設の表示がわかりにくい | 4. バスや電車の乗り降りが困難・不便 |
| 5. 点字ブロックや音の出る信号機がない | 6. 利用する建物の設備(トイレ・エレベータなど)が不備 |

【交通機関】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 7. 交通機関の利用に危険を感じる | 8. 利用できる交通機関が少ない |
| 9. 車などに危険を感じる | 10. 乗務員の障害に対する配慮が足りない |

【周囲の環境(心のバリアフリー)】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 11. 人の目が気にかかる | 12. いじめや意地悪がこわい |
| 13. 余計な世話をやく人がいる | |

【その他】

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| 14. 介助者がいない | 15. その他 | 16. 困ることはない |
|-------------|---------|-------------|

とい げんざい しょうがいふくし じょうほう だれ じょうほう にゅうしゅ
問21 現在、障害福祉にかかわる情報について、どこから(誰から)情報入手していますか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------|
| 1. 家族 | 2. 友人 | 3. 近所の人や自治会・町内会の人 | 4. 民生委員・児童委員 |
| 5. 成年後見人等 | 6. 当事者団体・親の会など | 7. 区役所(福祉保健センター) | |
| 8. 支援者(医療機関・施設等の職員…地域活動ホームなどの通所先を含む) | | | |
| 9. 基幹相談支援センター・生活支援センター | 10. 後見的支援室 | 11. 計画相談 | |
| 12. 地域ケアプラザ | 13. 地域療育センター | 14. 学校 | |
| 15. 広報よこはま・横浜市ホームページ | 16. インターネット・SNS | | |
| 17. テレビ・ラジオなどのメディア | 18. 新聞・雑誌などの書籍 | 19. どこからも入手していない | |

とい とい ばしょ ひと にゅうしゅ じょうほう ふまん かん
問21-1 問21の場所や人から入手した情報について、不満に感じたことはありますか。(○は1つだけ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 特に不満なことはない |
| 2. もう少し情報が欲しい |
| 3. 入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない |
| 4. 情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない |

とい しょうらい ふあん ふあん かん つぎ なか えら
問22 あなたは将来に不安がありますか。とくに不安を感じることを次の中から3つまで選んで○をつけてください。
 (○は3つまで)

- | | |
|--|---|
| 1. 介助してくれる人がいるか
<small>かいじょ ひと</small> | 2. 一緒に暮らす家族がいるか
<small>いっしょ く かぞく</small> |
| 3. 学校など希望する進路に進めるか
<small>がっこう きぼう しんろ すず</small> | 4. 働く場があるか
<small>はたら ば</small> |
| 5. 十分な収入があるか
<small>じゅうぶん しゅうにゅう</small> | 6. 趣味や生きがいを持てるか
<small>しゅみ い も</small> |
| 7. 生活する上で必要な情報が入手できるか
<small>せいかつ うえ ひつよう じょうほう にゅうしゅ</small> | 8. 健康や体力が保てるか
<small>けんこう たいりょく たも</small> |
| 9. 災害時に安全が確保できるか
<small>さいがいじ あんぜん かくほ</small> | 10. その他
<small>た</small> |
| 11. 不安はない
<small>ふあん</small> | |

とい しょうらい しょうがいしゃ ふくし かんが とく じゅうよう おも
問23 将来の障害者福祉を考えると、あなたが特に重要と思うものに3つまで○をつけてください。
 (○は3つまで)

- | | |
|---|--|
| 1. 必要なときに十分な介助が受けられる
<small>ひつよう じゅうぶん かいじょ う</small> | 2. 施設が整備されている
<small>しせつ せいび</small> |
| 3. 介助に必要な経済面での支援が受けられる
<small>かいじょ ひつよう けいざいめん しえん う</small> | 4. 困ったときの相談体制が整っている
<small>こま そうだんたいせい とどの</small> |
| 5. 自分に適した学校や就職が選択できる
<small>じぶん てき がっこう しゅうしょく せんたく</small> | 6. 街の中が障害者にとって安全で快適である
<small>まち なか しょうがいしゃ あんぜん かいてき</small> |
| 7. 安心して住めるところがある
<small>あんしん す</small> | 8. 健康管理や治療・リハビリを受けやすい
<small>けんこうかんり ちりょう う</small> |
| 9. 旅行などの外出が気兼ねなくできる
<small>りょこう がいしゅつ き が</small> | 10. 周囲の人が理解してくれる
<small>しゅうい ひと りかい</small> |
| 11. 障害のない人との交流の機会が多くある
<small>しょうがい ひと こうりゅう きかい おお</small> | 12. 災害時に安全が確保できる
<small>さいがいじ あんぜん かくほ</small> |
| 13. 趣味や生きがいを持てる
<small>しゅみ い も</small> | 14. その他
<small>た</small> |

とい しょうらい せいかつ かんが
問24 あなたは将来どこで生活したいと考えますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|--|----------------------------|--|
| 1. 自宅
<small>じたく</small> | 2. グループホーム | 3. 障害者の入所施設
<small>しょうがいしゃ にゅうしょしせつ</small> |
| 4. 特別養護老人ホームなど高齢者の入所施設
<small>とくべつようごろうじん こうれいしゃ にゅうしょしせつ</small> | 5. その他
<small>た</small> | |

とい しょうらい く
問24-1 将来どなたと暮らしたいですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 1. 一人
<small>ひとり</small> | 2. 妻又は夫
<small>つままた おっと</small> | 3. 子
<small>こ</small> |
| 4. 親
<small>おや</small> | 5. 兄弟・姉妹
<small>きょうだい しまい</small> | 6. 友人・知人・仲間など
<small>ゆうじん ちじん なかま</small> |
| 6. その他
<small>た</small> | | |

ち い き せい かつ じょう きょう
あなたの地域での生活状況についておたずねします

と い ぶ だ ん が っ こ う し ご と ば し せ つ か よ
問25 あなたは普段どのような学校、仕事の場、施設などに通っていますか。(○はいくつでも)

み し ゅ う が く さ い か た
未就学(おおむね6歳まで)の方

- | | | |
|---|---|-------------------------------------|
| 1. 児童施設
<small>じ どう し せ つ</small> | 2. 幼稚園
<small>よ う ち え ん</small> | 3. 保育所
<small>ほ い く し ょ</small> |
| 4. 地域療育センター
<small>ち い き り ょ う い く</small> | 5. 児童発達支援事業所
<small>じ どう は つ た つ し え ん じ ゃ う し ょ</small> | 6. 訓練会
<small>く ん れ ん かい</small> |
| 7. その他
<small>た</small> | 8. 特に通っているところはない
<small>と く か よ</small> | |

が くれ い き さ い か た
学齢期(おおむね18歳まで)の方

- | | | |
|---|--|---|
| 9. 小・中学校等の一般学級
<small>し ょ う ち ゅ う が っ こ う とう い っ ぱ ん が っ き ゅ う</small> | 10. 小・中学校等の個別支援学級
<small>し ょ う ち ゅ う が っ こ う とう こ べ つ し え ん が っ き ゅ う</small> | 11. 高等学校
<small>こ う とう が っ こ う</small> |
| 12. 特別支援学校・養護学校
<small>と く べ つ し え ん が っ こ う よ う ご が っ こ う</small> | 13. 専門学校・大学・大学院
<small>せん も ん が っ こ う だ い が く だ い が く い ん</small> | |
| 14. ハートフルフレンド・ハートフルルーム・ハートフルスペース | | |
| 15. その他
<small>た</small> | 16. 特に通っているところはない
<small>と く か よ</small> | |

せい ね ん き さ い い じ ゅ う か た
青年期(おおむね18歳以上)の方

- | | | |
|---|--|--|
| 17. 専門学校・大学・大学院
<small>せん も ん が っ こ う だ い が く だ い が く い ん</small> | 18. 自営業
<small>じ え い ぎ ゅ う</small> | 19. 企業・官公庁
<small>き ぎ ょ う ・ かん こう ち ゅ う</small> |
| 20. 就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所
<small>し ゅ う ろ う い こう し え ん せい かつ かい ご とう ふ く し じ ぎ ょ う し ょ</small> | 21. 地域活動支援センター(作業所)
<small>ち い き かつ だ う し え ん さ ぎ ょ う じ ょ</small> | |
| 22. デイケア(病院等)
<small>び ょ う い ん とう</small> | 23. 生活支援センター
<small>せい かつ し え ん</small> | 24. 就労支援センター・職業訓練校
<small>し ゅ う ろ う し え ん し ゃ ぎ ょ う くん れ ん こう</small> |
| 25. 生活教室(区役所)
<small>せい かつ じ ょ う し つ く や く し ょ</small> | 26. その他
<small>た</small> | 27. 特に通っているところはない
<small>と く か よ</small> |

つ ぎ せ つ も ん と い と い も っ と お お か よ こ た
※ 次からの設問(問25-1～問25-7)は、最も多く通っているところについてお答えください。

と い り ょ う かい す う し ゅ う な ん かい
問25-1 利用の回数は、週に何回ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 1. 週に1日
<small>し ゅ う に ち</small> | 2. 週に2～4日
<small>し ゅ う か</small> | 3. 週に5日
<small>し ゅ う か</small> | 4. その他
<small>た</small> |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|

と い つ う え ん つ う が く つ う き ん つ う し ょ か た み ち じ か ん も っ と お お か よ
問25-2 通園・通学・通勤・通所には片道でどのくらいの時間がかかりますか。最も多く通っているところについてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 1. 30分以内
<small>ぶ ん い ない</small> | 2. 1時間以内
<small>じ か ん い ない</small> | 3. 2時間以内
<small>じ か ん い ない</small> | 4. 2時間以上
<small>じ か ん い じ ょ う</small> |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|

と い つ う え ん つ う が く つ う き ん つ う し ょ そ う げ い
問25-3 通園・通学・通勤・通所に送迎がありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|---|--|--|
| 1. 送迎なし(一人)
<small>そ う げ い ひ と り</small> | 2. 家族の送迎
<small>か ぞ く そ う げ い</small> | 3. 通所先・学校の送迎
<small>つ う し ょ さ き が っ こ う そ う げ い</small> |
| 4. ヘルパー | 5. その他
<small>た</small> | |

げんざい つうえん つうがく つうきん つうしよ なに りよう
25-4 現在、通園・通学・通勤・通所のときには、何を利用していますか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|--------|-------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. その他 | | | |

とひ こんご つうえん つうがく つうきん つうしよ なに りよう
問25-5 今後、通園・通学・通勤・通所のときには、できれば何を利用したいですか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. ヘルパー | 8. その他 | | |

とひ おも りよう がっこう しごと ば しせつ とひ かいとう まんぞく
問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設(問25の回答)には満足していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 1. とても満足している | 2. まあ満足している | 3. 普通だと思う |
| 4. 改善してほしい部分がある | 5. 不満である | |

とひ とひ かいとう りゆう おし
問25-7 問25-6で回答した理由を教えてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1. 施設の設備 | 2. 支援者の対応 | 3. 人間関係 |
| 4. 活動内容 | 5. 施設の立地 | 6. その他 |

とひ とひ とく かよ こた かた かよ りゆう おし
問25-8 問25で「特に通っているところはない」と答えた方は、通っていない理由を教えてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1. どこにも通いたくないと思っているから | 2. 在宅で、家事・育児・介護をしているから |
| 3. 在宅で、仕事・勉強をしているから | 4. 趣味などの活動をしているから |
| 5. 就職活動をしているから | 6. どこかに通いたいが、空きがない |
| 7. どこかに通いたいが、近くにない | 8. どこかに通いたいが、参加したい活動がない |
| 9. どこかに通いたいが、受け入れてくれるところがない | 10. その他 |

とひ がくれいき かた ほうかご おも す
問26 学齢期の方におたずねします。放課後は主にどのように過ごしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 学童保育 | 2. はまっこふれあいスクール |
| 3. 放課後キッズクラブ | 4. 放課後等デイサービス |
| 5. 居場所づくり事業 | 6. 部活・サークル活動に参加 |
| 7. 塾・習い事 | 8. 友人と遊ぶ |
| 9. 自宅で過ごす | 10. その他 |

とひ ふくしとくべつじようしゃけん りよう
問27 あなたは福祉特別乗車券をどのくらい利用していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に1~2回 | 3. 月に1~2回 |
| 4. 年に数回 | 5. 利用していない | |

きんじよ ひと よ か
近所の人とのおつきあいや余暇についておたずねします

とひ げんざい きんじよ ひと こんご
問28 現在、あなたは近所の人とどのようなおつきあいをしていますか。また、今後、できればどのようにおつきあいし
ていきたいと思っていますか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	げんざい 現在	こんご 今後
あいさつ ていど 挨拶をする程度	1	1
ときどきはなし 時々話をする	2	2
いっしょ がいしゅつ あそ 一緒に外出したり遊んだりする	3	3
たが いえ ほうもん お互いの家を訪問する	4	4
そうだん ぐち き たまに相談や愚痴を聞いてもらう	5	5
そうだん ぐち き よく相談や愚痴を聞いてもらう	6	6
こどもかい じちかい ちやうないかい ちいき かつどう いっしょ 子供会や自治会・町内会など地域の活動を一緒にする	7	7
まつ ちいき いっしょ たの 祭りなどの地域のイベントを一緒に楽しむ	8	8
ちいき しゅみ いっしょ かつどう 地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する	9	9
た その他	10	10
とく 特につきあいはない	11	11

とひ じゆうじかん よかじかん す こんご す
問29 あなたは自由時間や余暇時間をどのように過ごしていますか。また、今後、できればどのように過ごしたいで
すか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	げんざい 現在	こんご 今後
か もの い 買い物に行く	1	1
えいが びじゅつてん としよかん かんせん い 映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く	2	2
どうぶつえん すいぞくかん ゆうえんち い 動物園、水族館、遊園地などに行く	3	3
なら ごと 習い事をしている	4	4
しゅみ はい 趣味のサークルに入っている	5	5
しょうがいふくし じぎょうしょ おこな ぎょうじ さんか 障害福祉の事業所で行っている行事に参加している	6	6
しょうがいしゃ あつ だんたい かつどう さんか 障害者が集まる団体の活動に参加している	7	7
がいしょく 外食する	8	8
ゆうじんたく ほうもん 友人宅を訪問する	9	9
さんぽ 散歩する	10	10
うんどう 運動する	11	11
りょこう 旅行する	12	12
いえ す 家で過ごす	13	13
た その他	14	14

とい うんどう
問29-1 あなたは、運動をどこでしていますか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|-------------------|----------------|--------|-------------|
| よこはま | かみおおおか | かくく | |
| 1. 横浜ラポール、ラポール上大岡 | 2. 各区のスポーツセンター | | |
| みんかん | こうえん がつこう | た うんどう | |
| 3. 民間のジムなど | 4. 公園・学校 | 5. その他 | 6. 運動はしていない |

とい こんご がつこう しょくばいがい かつどう さんか ひつよう
問29-2 今後、学校や職場以外での活動に参加するにはどのようなことが必要ですか。
(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------|------------------|------------|
| ないよう きょうみ | かつどう ば ちか | かいじょ |
| 1. 内容に興味があること | 2. 活動の場が近いこと | 3. 介助があること |
| そうげい | しょうがい たい はいりよ | |
| 4. 送迎サービスがあること | 5. 障害に対して配慮があること | |
| た | | |
| 6. その他 | | |

しゅうろう じょうきょう 就労の状況についておたずねします

とい げんざいはたら
問30 あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------|--------|--------------|
| かいしゃいん | こうむいん | じえいぎょう | パート・アルバイト |
| 1. 会社員 | 2. 公務員 | 3. 自営業 | 4. パート・アルバイト |
| しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしよ | ちいきかつどうしえん | さぎょうじよ | |
| 5. 就労継続支援A型事業所 | 6. 地域活動支援センター(作業所) | | |
| しゅうろういこうしえん せいかつかいご ふくし じぎょうしよ | か じ かいご いくじ | | |
| 7. 就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所 | 8. 家事・介護・育児 | | |
| はたら | た | | |
| 9. 働いていない | 10. その他 | | |

とい ばん ばん かいどう かた
問30で1番から7番までに回答した方にうかがいます。

とい じぶん しょうがい しょくば つた
問30-1 自分の障害のことを職場に伝えてありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------|-----------|
| つた | つた |
| 1. 伝えている | 2. 伝えていない |

とい しごとじょう こま
問30-2 仕事上で困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- | |
|------------------------------|
| しごと |
| 1. 仕事がむずかしい |
| やす すく |
| 2. 休みが少ない |
| しょうがい りかい |
| 3. 障害について理解をしてもらえない |
| しょくば つうきん たいへん |
| 4. 職場までの通勤が大変 |
| しょくば たてもの せつび はいりよ た |
| 5. 職場の建物や設備に配慮が足りない |
| しょくば |
| 6. 職場でのコミュニケーションがうまくとれない |
| しょうがい ひと くら しごと ないよう しょうしん さ |
| 7. 障害がない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある |
| しょくば しごと そうだん |
| 8. 職場や仕事について相談するところがない |
| た |
| 9. その他 |
| こま |
| 10. 困っていることはない |

30-3 今後の就労意向についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 今後も今の仕事を続けたい | 2. 違う仕事に変わりたい |
| 3. 仕事をやめたい | 4. どちらとも言えない |

問30-4 今の仕事の賃金・給料についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1. 十分満足している | 2. 十分ではないが満足している | 3. 不満である |
|-------------|------------------|----------|

問30-5 あなたが感じる働きがいについておたずねします。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 貯金ができる | 2. 好きなことにお金を使える |
| 3. 社会の役に立っている | 4. 自分の成長につながっている |
| 5. 仲間ができて楽しい | 6. 自立した生活が送れる |
| 7. 家族の生活を支えられる | 8. 働くことが楽しい |
| 9. その他 | 10. 特にない |

問30で「9. 働いていない」と回答した方にうかがいます。

問30-6 あなたは過去に働いていたことがありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 働いていたことがある | 2. 働いていたことはない |
|---------------|---------------|

問30-7 働いていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 働くところがないため | 2. 通勤が困難なため |
| 3. 自分に合う仕事がないため | 4. 自信がないため |
| 5. 体調が悪いため | 6. 高齢のため |
| 7. 家族などの反対があるため | 8. 働きたくない |
| 9. 未就学又は就学中のため | 10. その他 |

問30-8 今後の就労希望についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------------------------------|--------|-----------|
| 1. 一般企業の常勤従業員や公務員などの常勤従業員として働きたい | | |
| 2. パートやアルバイトとして働きたい | | |
| 3. 障害福祉サービス事業所等を利用して働きたい | | |
| 4. 起業したり、家業を継いだりしたい | 5. その他 | 6. 働きたくない |

問30-8で1番から4番までに回答した方にうかがいます。

問30-8-1 どのようなところで働きたいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 自宅から通える範囲ならどこでも良い | 2. できる限り自宅の近くが良い |
| 3. 自宅で働きたい | 4. どこでも良い |

31 全ての方におたずねします。新しい仕事について、仕事を続けるために、どのようなことが必要だと思いますか。
(○はいくつでも)

1. 一人ひとりの状況にあった仕事の紹介
2. 新しい仕事に関する相談、情報提供
3. 今の職場で働く上で困ったときに気軽に相談できる場所
4. 仕事に慣れるまで助言や手助けをするコーディネーター
5. 企業や雇用主の障害者に対する理解の促進
6. 勤務時間、勤務形態への配慮
7. 新しい技術や職業能力を身につける場や機会
8. 軽作業などを通じて対人関係を学んだり、日常生活のリズムを身につける
9. 作業を通して就労の訓練を行う
10. 企業への職場実習等を通じた就労に向けた訓練
11. 仕事や職場環境に慣れるための手伝いをしてくれる専門家(ジョブコーチ)の派遣
12. その他
13. 上記のような支援は必要ない

医療と健康についておたずねします

問32 あなたは現在医療機関にかかっていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|------------|
| 1. 通院している | 2. 往診を受けている | 3. 入院している | 4. かかっていない |
|-----------|-------------|-----------|------------|

問33 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、風邪をひいた時などに診察を受ける近くのクリニックなどへ受診していますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------|------------------|------------|
| 1. 受診している | 2. 受診したいが、受診できない | 3. 受診していない |
|-----------|------------------|------------|

問34 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、歯のことで診察を受ける近くの歯科クリニックへ受診していますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------|------------------|------------|
| 1. 受診している | 2. 受診したいが、受診できない | 3. 受診していない |
|-----------|------------------|------------|

とい びょういん こま

問35 病院での困りごとはなんですか。(○はいくつでも)

1. 障害特性に応じたコミュニケーション手段を用意してもらえない(例えば、筆談をしてくれないなど)
しょうがいとくせい おう しゅだん ようい たと ひつだん
2. 障害を理由に受診を断られる
しょうがい りゆう じゆしん こと
3. 障害特性を理解してもらえない
しょうがいとくせい りかい
4. 話をきちんと聞いてもらえない
はなし き
5. 待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい
まちあいしつ いばしょ まちあいしつ い
6. 障害を理由に診察の順番を後回しにされる
しょうがい りゆう しんさつ じゆんばん あとまわ
7. 治療の説明がよくわからない
ちりょう せつめい
8. 移動する手段がない等の理由で、病院に行くことができない
いどう しゅだん どう りゆう びょういん い
9. 特に困ったことはない
とく こま

とい けんこう いりょう ひつよう おも

問36 あなたの健康・医療について、必要だと思うことはなんですか。(○はいくつでも)

1. 薬の管理
くすり かんり
2. 栄養面での管理・指導
えいようめん かんり しどう
3. 口腔ケア
こうくう
4. 訪問看護や往診など、在宅医療の利用
ほうもんかんご おうしん ざいたくいりょう りよう
5. 自分の障害・病気について、相談できる場所
じぶん しょうがい びょうき そうだん ばしょ
6. 自分の体調について、相談できる場所
じぶん たいちよう そうだん ばしょ
7. 定期的な健康診断
ていきてき けんこうしんだん
8. 適度な運動
てきど うんどう
9. 十分な睡眠と休養
じゅうぶん すいみん きゅうよう
10. 特に何もなし
とく なに

※1年以上、病院で過ごしている方にうかがいます。

とい びょういん せいかつ なが りゆう

問37 病院での生活が長くなっている理由はどのようなものですか。(○は1つだけ)

1. 治療の継続が必要
ちりょう けいぞく ひつよう
2. 帰る家がない
かえ いえ
3. 退院したあと、施設やグループホームでの暮らしを考えているが、空きがない
たいいん しせつ く かんが あ
4. 退院したいが協力してくれる人がいない
たいいん きょうりよく ひと
5. 退院に向けた環境は整っているが、退院後の生活が不安
たいいん む かんきょう とどの たいいんご せいかつ ふあん
6. 情報がないため、退院するイメージがわからない
じょうほう たいいん
7. わからない

とい さいがいかんけい そな
問38 災害時への備えとして、どんなことをしていますか。(〇はいくつでも)

1. 自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している
2. 災害時の水や食糧を準備している
3. 障害状況により必要な装具・補装具・薬・酸素ボンベなどを準備している
4. 在宅医療機器の予備電源や予備バッテリーを準備している
5. 家族や支援してくれる人と、災害時の対応について、話をしている
6. 防災訓練などに参加している
7. 地域の人に事情を伝えている(要援護者名簿等への記載 など)
8. 特に何もしていない

とい さいがいかんけい そな ふあん おも なん
問39 災害に備えていても、不安に思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか
2. 避難場所の設備が障害に配慮されている(バリアフリーになっている)か
3. 避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか
4. 避難勧告などの重要な情報がきちんと障害者にも入ってくるか
5. 避難場所までたどり着けるか
6. 停電で在宅医療機器が使えなくなるのではないか
7. 風水害に対する対処方法がわからない
8. 避難場所がわからない
9. その他(下の枠の中に、自由に書いてください)

きょうりよく
ご協力 ありがとうございます。

1 実施概要

第4期プランの策定にあたって実施したパブリックコメントの概要と結果。

(1) 実施時期

令和2年9月16日(水)～10月15日(木)

(2) 周知方法

ア 素案冊子及び概要版リーフレットの配布

市役所、区役所、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、障害者地域活動

ホーム、地域療育センター、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会等

イ 関係団体等への配付・説明

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市精神障害者

家族連合会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市

グループホーム連絡会、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、横浜市知的障害関連

施設協議会、横浜市知的障害者育成会等

ウ ウェブサイトでの発信

・素案、素案(概要版)、説明資料の掲載

・説明動画の生放送及び録画配信(2本)

2 実施結果

- (1) 意見総数
 総計820件（146人・団体）
- (2) 意見提出方法
 郵送 117件、電子メール 488件、FAX 20件、その他 195件
- (3) 計画（素案）項目別意見

項目	意見数
計画全般	47件
第1章 計画の概要	1件
第2章 横浜市における障害福祉の現状	2件
第3章 第4期プランの基本目標と取組の方向性	661件
・基本目標	(13件)
・基本目標の実現に向けて必要な視点	(18件)
・様々な生活の場面を支えるもの	(161件)
・生活の場面1 住む・暮らす	(161件)
・生活の場面2 安全・安心	(77件)
・生活の場面3 育む・学ぶ	(132件)
・生活の場面4 働く・楽しむ	(99件)
第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備	41件
第5章 P D C A サイクルによる計画の見直し	5件
その他	93件
計	850件

※ 複数の分類に該当する意見があるため、意見総数と一致しません。

- (4) 提出された御意見への対応の考え方

項目	件数
御意見を踏まえ、原案に反映するもの	32件
御意見の趣旨が素案に含まれているもの、又は素案に賛同いただいたもの	167件
今後の検討の参考とさせていただくもの	574件
その他	47件
計	820件

パブリックコメント実施結果の詳細は市ホームページに公表しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/>

1 よこはまししょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかいいいんめいぼ
横浜市障害者施策推進協議会委員名簿

(50音順) (令和3年4月1日現在)

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	あかばね しげき 赤羽 重樹	いっばんしゃだんほうじんよこはまし いしかい じょうにんり じ 一般社団法人横浜市医師会 常任理事
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	しゃかいふくしほうじんしらねがくえんじりつ あゆみ しせつちよう 社会福祉法人白根学園自立サポートセンター 歩 施設長
3	いで せいし 井出 誠司	かながわけんりつ ようごがっこう こうちよう 神奈川県立みどり養護学校 校長
4	いながき ういちろう 稲垣 宇一郎	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい ふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
5	いのうえ あきら 井上 彰	よこはましんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい りじちよう 横浜市身体障害者団体連合会 理事長
6	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい だいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
7	おおはし よしまさ 大橋 由昌	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまししかくしょうがいしゃふくしきょうかい ふくかいちよう 特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 副会長
8	かがや まもる 加賀谷 護	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいよこはまちいきれんごう じむきよちよう 日本労働組合総連合会横浜地域連合 事務局 長
9	かない みどり 金井 緑	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんほけんふくししきょうかい ふくかいちよう 一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
10	しぶや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししょうがいしゃちいききょうじょれんらくかい ふくかいちよう 横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
11	しみず たつお 清水 龍男	よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめい だいひようかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
12	すずき じん 鈴木 仁	わいびーえすよこはま きょうかい Y P S 横浜ピアスタッフ協会
13	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとしちよう なんちようしゃきょうかい かいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会 会長
14	たかはし まさひこ 高橋 昌彦	よこはまし きょうかい かいちよう 横浜市オストミー協会 会長
15	なかせ あきのり 中瀬 明德	しゃかいふくしほうじん ひがしとつかちいきかつどう しせつちよう 社会福祉法人ひかり 東戸塚地域活動ホームひかり 施設長
16	ながた たか 永田 孝	よこはまし れんらくかい にゆうきよしゃぶかいにゆうきよしゃいいん 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
17	ならぎ まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい 本人の会 サンフラワー
18	にしやま かずひこ 西山 和彦	よこはまこうきょうしよくきょうあんていじょ しよちよう 横浜公共職業安定所 所長
19	にのみや たけし 二宮 威重	いっばんしゃだんほうじんよこはまし いしかい じょうにんり じ 一般社団法人横浜市歯科医師会 常任理事
20	ひがしね じゅんこ 東根 淳子	よこはましこうなんくせいしんしょうがいしゃせいかつしえん しせつちよう 横浜市港南区精神障害者生活支援センター 施設長
21	ひろさわ かつのり 広沢 克紀	よこはましほくぶしゅうろうしえん しよちよう 横浜市北部就労支援センター 所長
22	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしゃしえん たんどうり じ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
23	やまぐち てつあき 山口 哲顕	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんかびよういんきょうかい ふくかいちよう 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 副会長
24	わだ ちずこ 和田 千珠子	じじよ せいしんしょうがいしゃとうじしゃふうふ かいま ほつきにん 自助グループ精神障害者当事者夫婦の会負けてたまるか! 発起人
25	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがく きょうじゅ だいがくいんきょういくがくけんきゅうかこうどきょうしよくじつせんせんこう 横浜国立大学 教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻

2 横浜市障害者施策検討部会委員名簿

(50音順) (令和3年4月1日現在)

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	あかがわ まこと 赤川 真	よこはまし れんらくかい かいちよう 横浜市グループホーム連絡会 会長
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	しゃかいふくしほうじんしらねがくえん じりつ 社会福祉法人白根学園 自立サポートセンター 施設長
3	いで せいし 井出 誠司	かながわけんりつ ようごがっこう こうちよう 神奈川県立みどり養護学校 校長
4	いのうえ あきら 井上 彰	よこはましんたいしよがいしゃだんたいれんごうかい りじちよう 横浜市身体障害者団体連合会 理事長
5	おおば つぐあき 大羽 更明	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしよがいしゃかぞくれんごうかい ふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
6	おかむら まゆみ 岡村 真由美	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしよがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい ふくだいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 副代表
7	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはましんしんしよがいじしゃ まも かいれんめい じむきよくちよう 横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局 長
8	すずき としひこ 鈴木 敏彦	いずみたんきだいがくじどうふくしがっか きようじゆ 和泉短期大学児童福祉学科 教授
9	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとしちよう なんちようしゃきよukai かいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会 会長
10	なかせ あきのり 中瀬 明德	しゃかいふくしほうじん ひがしとつかちいきかつどう 社会福祉法人ひかり 東戸塚地域活動ホームひかり 施設長
11	ならぎ まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい 本人の会 サンフラワー
12	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきよukai しょうがいしゃしえん たんどうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
13	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがく きようじゆ だいがくいんきよういくがくけんきゆうかこう ときようしよくじっせんせんこう 横浜国立大学 教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻



令和 3 年 度

予 算 概 要

4 局 抜 粋 版

健康福祉局
こども青少年局
医 療 局
教育委員会

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎える中、福祉・保健分野における市民ニーズは多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかな対応が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、引き続き、市民の安心・安全確保に向け、各種対策を講じていく必要があります。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、「横浜市中期4か年計画2018～2021」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していきます。

<令和3年度の6つの柱>

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の実施
- 2 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
- 3 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- 4 障害者福祉の充実
- 5 暮らしを支えるセーフティネットの確保
- 6 参加と協働による地域福祉保健の推進

<主な取組>

「新型コロナウイルス感染症対策の実施」 市民の安心・安全を確保するため、ワクチン接種について、高齢者から優先して実施するとともに、コールセンターの運営やY-A-E-I-Tによる予防対策指導等の感染予防や拡大防止に向けた取組を実施します。また、帰国者・接触者外来の設置・運営等の診療・検査体制の充実を図ります。さらに、福祉施設に対する事業継続にかかる支援等を実施するほか、生活にお困りの方や悩みを抱えている方等に対する相談支援を行います。

「健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」 健康寿命の延伸を目指し、歯科口腔保健や健康格差の解消に向けた取組を拡充します。健康なライフスタイルの浸透を図るため、健康経営の普及やウォーキングポイント事業を進めます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に備えた健康危機管理対策を進めます。さらに、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、鶴見区において新たな斎場整備を着実に進めるとともに、市営墓地の整備に取り組みます。

「地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加」 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の取組を推進します。元気な高齢者が活躍できるよう、介護予防・健康づくり、社会参加を通じた生きがいづくりを進めます。また、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、敬老特別乗車証のIC化等に向けた新たなシステムの構築を進めます。

「障害者福祉の充実」 障害のある人もない人も誰もが自らの意思により自分らしく生きることができるよう、第4期横浜市障害者プランの取組を推進します。また、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）を策定し、アルコール、薬物、ギャンブル等の総合的な対策を一層進めます。さらに、重度障害者への自動車燃料費助成を新たに開始するほか、タクシー料金助成の対象を、65歳以上で該当の身体障害者手帳を交付された方にも拡大します。

「暮らしを支えるセーフティネットの確保」 様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、包括的な支援の取組を進めます。また、いわゆる「8050問題」への対応を進めるため、青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）の移転に合わせ、40歳以上の支援体制を強化したひきこもり地域支援センターを設置し、中高年のひきこもり状態にある方やそのご家族に対する支援をより充実させていきます。さらに、小児医療費助成について、1、2歳児の所得制限を無くし、一層充実を図ります。

「参加と協働による地域福祉保健の推進」 第4期横浜市地域福祉保健計画を引き続き推進し、地域福祉保健活動の基盤づくりや身近な地域の支え合いが一層充実するよう、地域住民、事業者、関係機関と協働して取り組んでいきます。また、地域における身近な福祉保健の拠点となる地域ケアプラザの運営、未整備地区での整備に取り組みます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

(一般会計)

(単位：千円)

項目	2年度	3年度	増△減	増減率 (%)	備考
7款					
健康福祉費	335,761,496	377,369,898	41,608,402	12.4	
1項					社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
社会福祉費	44,719,948	45,227,742	507,794	1.1	
2項					障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
障害者福祉費	117,404,031	119,872,083	2,468,052	2.1	
3項					老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
老人福祉費	11,747,499	13,549,889	1,802,390	15.3	
4項					生活保護費、援護対策費
生活援護費	129,439,389	131,686,416	2,247,027	1.7	
5項					健康福祉施設整備費
健康福祉施設整備費	6,005,648	9,713,764	3,708,116	61.7	
6項					健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
公衆衛生費	23,242,192	54,270,844	31,028,652	133.5	
7項					食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
環境衛生費	3,202,789	3,049,160	△ 153,629	△ 4.8	
17款					
諸支出金	118,581,463	121,992,174	3,410,711	2.9	
1項					国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
特別会計繰出金	118,581,463	121,992,174	3,410,711	2.9	
一般会計計	454,342,959	499,362,072	45,019,113	9.9	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	316,367,401	317,512,526	1,145,125	0.4
介護保険事業費会計	293,142,471	314,310,106	21,167,635	7.2
後期高齢者医療事業費会計	82,424,114	84,453,843	2,029,729	2.5
公害被害者救済事業費会計	37,775	37,952	177	0.5
新墓園事業費会計	1,692,461	1,644,296	△ 48,165	△ 2.8
特別会計計	693,664,222	717,958,723	24,294,501	3.5

健康福祉局一般会計予算の財源

	2年度	3年度
特定財源	(43.6)	(46.8)
	197,868,915	233,790,161
一般財源	(56.4)	(53.2)
	256,474,044	265,571,911
合	(100)	(100)
計	454,342,959	499,362,072

()内は構成比

目 次

・	令和3年度健康福祉局予算案の考え方	1
・	令和3年度健康福祉局予算案総括表	2
<hr/>		
I	新型コロナウイルス感染症への対策の実施	4
・	新型コロナウイルス感染症対策に関する 予算案の考え方	3 感染拡大防止に向けた取組 4 施設の事業継続に向けた取組
1	診療・検査体制の充実	5 生活にお困りの方への支援
2	不安・負担の軽減	
<hr/>		
II	地域福祉保健の推進	10
6	地域福祉保健計画推進事業等	8 地域ケアプラザ整備・運営事業
7	権利擁護事業	9 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等
<hr/>		
III	高齢者保健福祉の推進	14
・	介護保険制度関連事業の概要	14 介護保険外サービス
・	横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて	15 認知症施策の推進
10	介護保険事業	16 高齢者の社会参加促進
11	(地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	17 介護人材支援事業
12	(地域支援事業) 包括的支援事業	18 低所得者の利用者負担助成事業
13	(地域支援事業) 任意事業	19 地域密着型サービス推進事業
		20 施設や住まいの整備等の推進
<hr/>		
IV	障害者施策の推進	24
・	障害福祉主要事業の概要	28 障害者の就労支援
21	障害者の地域生活支援等	29 障害者のスポーツ・文化
22	障害者の地域支援の拠点	30 障害者差別解消・障害理解の推進
23	障害者の相談支援	31 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
24	障害者の移動支援	32 こころの健康対策
25	障害者支援施設等自立支援給付費	33 依存症対策事業
26	障害者グループホーム設置運営事業	34 精神科救急医療対策事業
27	障害者施設の整備	
<hr/>		
V	生活基盤の安定と自立の支援	33
35	生活保護・生活困窮者 自立支援事業等	37 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
36	援護対策事業	38 後期高齢者医療事業
・	いわゆる「8050問題」とは	39 国民健康保険事業
<hr/>		
VI	健康で安全・安心な暮らしの支援	37
40	市民の健康づくりの推進	46 食の安全確保事業
41	がん検診事業	47 快適な生活環境の確保事業
42	予防接種事業	48 動物の愛護及び保護管理事業
43	感染症・食中毒対策事業等	49 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
44	衛生研究所運営事業	50 斎場・墓地管理運営事業
45	医療安全の推進	
<hr/>		
・	外郭団体関連予算案一覧	45

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。
 ※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、市民が安全で安心した生活を送れるよう、次に掲げる内容を基本的な考え方とし、様々な取組を実施していきます。

＜新型コロナウイルス対策に対する基本的な考え方＞

◆感染予防・拡大防止の推進

安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、新型コロナウイルスワクチンを市民に対して接種します。また、広報や研修など、様々な手段を通じて予防に関する知識を啓発するとともに、ICTの活用など接触機会の減少に向けた取組などにより感染予防を推進します。そして、Y-AEITの予防対策実地指導、保健所の体制強化による疫学調査、高齢者施設新規入所者を対象としたPCR検査費助成により、感染拡大防止を進めます。

◆感染時の支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、市民が安心して受けることができる診療・検査体制の整備や、各福祉事業者における福祉サービス提供の継続に向けた支援などにより、市民の生命と健康を守る体制を充実させます。

◆暮らし・生活の安心確保

生活の支援に関する各種給付や一時的な生活及び宿泊場所の確保など、生活に不安を抱える方に対するセーフティネットを拡充します。また、自殺対策に関しては、相談機会の増加を図り不安の軽減につなげます。

- ・一時的な生活場所の確保
- ・一時的な宿泊場所の確保
- ・傷病手当金の給付
- ・住居確保給付金の支給 等

暮らし・生活
の安心確保

感染予防・
拡大防止の
推進

感染時の
支援体制の
充実

- ・ワクチンの接種
- ・広報・研修による予防啓発
- ・接触機会の減少に向けた取組
- ・コールセンター24時間対応 等

- ・診療体制の確保
- ・検査体制の充実
- ・医療費等の負担
- ・福祉サービス事業所の継続支援 等

新型コロナウイルス感染症対策の概要

新型コロナウイルス関連予算 332億7,101万円

1 診療・検査体制の充実（6、7ページ）29億7,558万円

診療体制の確保支援 11億7,470万円

- ・帰国者・接触者外来の設置・運営
- ・休日、夜間における診療体制の強化

医療機関等への受入支援 4億4,745万円

- ・患者受入医療機関支援事業
- ・帰国者・接触者外来支援事業
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う認知症高齢者受入支援事業
- ・精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

検査体制の充実 13億5,343万円

- ・Y-AEITによる検体採取
- ・簡易検体採取所の設置・運営
- ・高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業

2 不安・負担の軽減（7ページ）22億937万円

安心の確保・不安の軽減 4億6,018万円

- ・コールセンター運営

医療費等の負担 17億2,211万円

- ・行政検査公費負担事業
- ・医療費公費負担事業

一時的な生活場所の確保 2,708万円

- ・緊急ショートステイ事業（専用ベッド確保費、新型コロナウイルス対応助成費）
- ・生活支援ショートステイ事業（新型コロナウイルス対応助成費）

3 感染拡大防止に向けた取組（8ページ）257億5,921万円

新型コロナウイルスワクチン接種事業 250億2,700万円

広報・研修による予防の啓発 4,302万円

- ・広報啓発事業
- ・Y-AEITによる実地対応
- ・感染症予防啓発事業等

接触機会の減少に向けた取組 3,824万円

- ・特別養護老人ホーム等におけるICT活用促進事業
- ・ICT導入モデル事業
- ・食の安全強化対策事業等
（給食施設等の衛生講習eラーニング教材作成）
- ・要介護認定等事務費
（介護認定適正化研修のオンライン受講化）
- ・地域ケアプラザ運営事業等
（コーディネーター研修の動画配信）

保健所体制の強化・療養環境の整備 6億5,095万円

4 施設の事業継続に向けた取組（9ページ）3億2,101万円

運営に係る経費の支援 3億1,577万円

- ・介護サービス継続支援事業
- ・障害福祉サービス継続支援事業
- ・障害者就労支援事業

施設間の応援体制の確立・支援 524万円

- ・新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業

5 生活にお困りの方への支援（9ページ）20億584万円

生活の支援に係る給付 19億6,250万円

- ・住居確保給付金の給付
- ・国民健康保険傷病手当金の支給

一時的な宿泊場所の確保 662万円

- ・ホームレス等自立支援事業
（「はまかぜ」入所時に発熱等体調不良である者の一時的な宿泊場所確保）

不安の軽減 3,672万円

- ・自殺対策事業
（インターネットを活用した情報提供・相談支援事業）

1	診療・検査体制の充	<p>事業内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関等と連携し、診療体制の確保や検査体制の充実に取り組み、市民の安心・安全を確保します。</p> <p>また、医療施設や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、保健所の医師や保健師が迅速な検査を行うことで、クラスターの発生防止や早期収束につなげます。</p> <p>1 診療体制の確保支援 11億7,470万円</p> <p>(1) 帰国者・接触者外来の設置・運営 10億4,194万円</p> <p><u>帰国者・接触者外来の診療を確保・支援するため、診療に必要となる仮設建物等を確保するほか、採取した検体を市衛生研究所で検査します。</u></p> <p>また、患者移送用車両を確保し、配車センターを設置することで円滑な受診調整を行います。</p> <p>(2) 休日、夜間における診療体制の強化 1億3,276万円</p> <p>多くの医療機関が休診する休日や夜間でも切れ目のない診療体制を確保するため、休日急患診療所及び夜間急病センターで、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱患者等の診療・検査体制を強化します。</p>								
本 年 度	29億7,558万円									
本年度の財源内訳	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 779 373 857">国</td> <td data-bbox="373 779 609 857">6億293万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 857 373 936">県</td> <td data-bbox="373 857 609 936">2億1,182万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 936 373 1014">その他</td> <td data-bbox="373 936 609 1014">5,000万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1014 373 1093">市 費</td> <td data-bbox="373 1014 609 1093">21億1,083万円</td> </tr> </table>	国	6億293万円	県	2億1,182万円	その他	5,000万円	市 費	21億1,083万円	
国	6億293万円									
県	2億1,182万円									
その他	5,000万円									
市 費	21億1,083万円									
<p>2 医療機関等への受入支援 4億4,745万円</p> <p>(1) 患者受入医療機関支援事業 3億3,126万円</p> <p>より多くの市民が身近な場所でPCR検査等を受けられるよう、行政と連携して積極的に検査を実施した医療機関に対し、検査実績に応じて支援金を支給します。</p> <p>(2) 帰国者・接触者外来支援事業 1億円</p> <p>帰国者・接触者外来で、濃厚接触者等の患者をより多く受け入れる体制を確保するため、帰国者・接触者外来を開設している医療機関に対し、患者受入れ件数に応じて支援金を支給します。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う認知症高齢者受入支援事業 684万円</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応を行っている医療機関において、新型コロナウイルス感染症の認知症患者を受け入れた日数に応じた協力金を支給します。</p> <p>(4) 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業 935万円</p> <p>新型コロナウイルス感染症疑い患者等を措置入院等により受け入れた精神科病院に対して、受入れに係る負担を補填することを目的として、協力金を支給します。</p>										

3 検査体制の充実

13億5,343万円

(1) Y-A-E-I-Tによる検体採取

7億7,012万円

クラスターの発生防止、早期収束を図るため、医療機関や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、クラスター予防・対策チーム（Y-A-E-I-T）（※）が現地に出動し、対象者を濃厚接触者に限らず、必要な方に幅広くPCR検査を実施します。

※医療機関や高齢者施設等で施設内感染が確認された際、早期に立入調査し、感染経路の究明や感染拡大防止のための指導等を行う。医師、保健師、保健所職員等で構成。

(2) 簡易検体採取所の設置・運営

3億7,935万円

医師の診断により新型コロナウイルス感染症が疑われた方が円滑に検査を受けられるよう、いわゆるドライブスルー型の簡易検体採取所を設置します。また、採取した検体について、民間検査機関に検査を委託します。

(3) 高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業

2億396万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する観点から、新規で高齢者施設へ入所する高齢者を対象に、本人の希望により検査を行う場合に、その費用を助成します。

2	不安・負担の軽減		事業内容 市民の不安・負担の軽減を図るため、感染症コールセンターを運営するとともに、医療費等の負担、一時的な生活場所の確保に取り組みます。 1 安心の確保・不安の軽減 4億6,018万円 コールセンター運営 <u>市民や症状のある方からの相談や問合せに対応するため、引き続きコールセンターを運営します。</u> 2 医療費等の負担 17億2,211万円 (1) 行政検査公費負担事業 14億8,193万円 行政検査について、医療保険適用後の患者自己負担に相当する金額について公費で負担します。 (2) 医療費公費負担事業 2億4,018万円 入院勧告に基づいて医療機関に入院した患者に対し治療に必要な費用を公費で負担します。 3 一時的な生活場所の確保 2,708万円 (1) 緊急ショートステイ事業 2,613万円 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった要介護認定者の緊急受け入れ枠を介護施設に確保し「新型コロナウイルス対応助成費」を加算します。 (2) 生活支援ショートステイ事業 95万円 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった要介護認定非該当者を受け入れた養護老人ホームに「新型コロナウイルス対応助成費」を加算します。
	本年度	22億937万円	
本年度の財源内訳	国	9億2,021万円	
	県	4億6,017万円	
	その他	24万円	
	市費	8億2,875万円	

3	感染拡大防止に向けた取組	<p>事業内容</p> <p>安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、新型コロナウイルスワクチンを市民に接種します。</p> <p>また、研修の実施やリーフレット等での広報により市民に対して新型コロナウイルス感染症に関する知識や予防に向けての理解促進を図ります。</p> <p>そして、Y-AEITによる高齢者施設や障害者施設等を対象とした実地での予防対策指導や、保健所の疫学調査により感染拡大防止を推進します。</p>								
本年度	257億5,921万円	<p>1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 250億2,700万円</p> <p><u>コールセンターの設置、個別通知による接種勧奨、人員及び会場の確保等により、安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、市民に対して新型コロナウイルスワクチンを接種します。</u></p>								
本年度の財源内訳	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 779 373 857">国</td> <td data-bbox="373 779 611 857">250億4,519万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 857 373 936">県</td> <td data-bbox="373 857 611 936">2億8,072万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 936 373 1014">その他</td> <td data-bbox="373 936 611 1014">86万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1014 373 1093">市費</td> <td data-bbox="373 1014 611 1093">4億3,244万円</td> </tr> </table>	国	250億4,519万円	県	2億8,072万円	その他	86万円	市費	4億3,244万円	<p>2 広報・研修による予防の啓発 4,302万円</p> <p>(1) 広報啓発事業 511万円</p> <p>感染症予防の正しい知識や感染が疑われる場合の対応、制度改正の内容等について、チラシやポスター、デジタルコンテンツ等を活用した広報、啓発の取組を拡充します。また、情報の多言語化等により、市民に伝わりやすい情報発信を進めます。</p>
国	250億4,519万円									
県	2億8,072万円									
その他	86万円									
市費	4億3,244万円									
		<p>(2) Y-AEITによる実地対応 3,330万円</p>								
		<p><u>Y-AEITが平時から医療機関や高齢者施設等に出向き、基本的予防策や見落としやすい消毒場所の確認、ゾーニングに関する助言など予防対策を実施します。</u></p>								
		<p>(3) 感染症予防啓発事業等 461万円</p>								
		<p><u>介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等において感染症の発生を防止するとともに、発生時にも適切な対応ができるよう、感染症予防の啓発リーフレットを作成するほか、事業所向け研修等を実施します。</u></p>								
		<p>3 接触機会の減少に向けた取組 3,824万円</p>								
		<p>(1) ICT活用の促進・支援 2,300万円</p>								
		<p>特別養護老人ホームや障害福祉サービス事業所等において、接触による感染を防止するために、オンライン面会やインターネットを活用した研修及び会議等の実施の促進を図るために必要な機器を導入するための経費を助成します。</p>								
		<p>(2) オンライン等による研修の実施 1,524万円</p>								
		<p>密閉された空間に大勢の参加者が集う一部の集合型研修について、オンラインやeラーニング等の非接触型の手法を導入することで、接触による集団感染を防止します。</p>								
		<p>4 保健所体制の強化・療養環境の整備 6億5,095万円</p>								
		<p><u>疫学調査などの感染症業務に対応する保健所の危機管理体制を強化するため、会計年度任用職員の採用及び人材派遣契約の活用により、人員を確保します。また、自宅や宿泊療養施設で安心して療養できるよう、日々の健康観察などに必要な体制を整えます。</u></p>								

4	施設の事業継続に向けた取組		事業内容 <u>介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等がサービス等を継続して提供できるよう必要経費を助成するとともに、施設間の応援体制の確立を支援します。</u> 1 運営に係る経費の支援 3億1,577万円 (1) 介護サービス継続支援事業 2億477万円 新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護施設・事業所等が、介護サービスを継続して提供するために必要な感染対策等の経費を助成します。 (2) 障害福祉サービス継続支援事業 1億1,000万円 利用者や職員に感染者が発生した場合等に、サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費について、補助金を交付します。 (3) 障害者就労支援事業 100万円 雇用及び経営の安定化を図るため、ふれあいショップの店舗継続に要する経費に対し、補助金を交付します。 2 施設間の応援体制の確立・支援 524万円 新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業 新型コロナウイルス感染症及び自然災害が発生し、応援が必要になった高齢者施設等に職員を派遣した場合に、協力金を助成します。
	本年度	3億2,101万円	
本年度の財源内訳	国	2億3,652万円	
	県	—	
	その他	1万円	
	市費	8,448万円	

5	生活にお困りの方への支援		事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活に困り事を抱える方に対し、一時金の給付等の支援を実施します。また、相談体制の強化により、不安の軽減に向けた支援を実施します。 1 生活の支援に係る給付 19億6,250万円 (1) 住居確保給付金の給付 19億4,050万円 <u>生活にお困りの方に対し、家賃相当分を支給するとともに就労に向けた支援等を行います。</u> また、生活支援に向けた相談体制を強化します。 (2) 国民健康保険傷病手当金の支給 2,200万円 国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で被用者のうち新型コロナウイルスに感染した方などに対し、傷病手当金を支給します。 2 一時的な宿泊場所の確保 662万円 ホームレス等自立支援事業 横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」での感染拡大防止を図るため、入所時に体調不良となっている方の一時的な宿泊場所を確保します。 3 不安の軽減 3,672万円 自殺対策事業 <u>インターネットを通じた相談の実施や、様々な悩みに応じた専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。</u>
	本年度	20億584万円	
本年度の財源内訳	国	14億5,979万円	
	県	4,648万円	
	その他	35万円	
	市費	4億9,922万円	

IV 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
自立支援給付関連 障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要21】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要22】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要26】 在宅障害児・者短期入所事業
計画相談支援給付費等	計画相談支援事業【予算概要23】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要31】 医療給付事業 医療費公費負担事業【予算概要32】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】
補装具費	生活援護事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

地域生活支援事業関連 後見的支援推進事業 【予算概要21】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要22】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要22】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業 【予算概要23】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要23】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

その他の主な事業 障害者自立生活アシスタント事業等 【予算概要21】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
多機能型拠点運営事業 【予算概要22】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業 【予算概要22】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
重度障害者タクシー料金助成事業 【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
障害者就労支援事業 【予算概要28】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組めます。
障害者スポーツ・文化センター管理運営事業等【予算概要29】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要30】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策 【予算概要32】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
依存症対策事業 【予算概要33】	地域支援計画を策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓発などの取組の拡充を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援を充実していきます。
精神科救急医療対策事業【予算概要34】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

21	障害者の 地域生活支援等	
本年度	140億4,485万円	
前年度	141億6,630万円	
差引	△1億2,145万円	
本年度の 財源内訳	国	47億9,069万円
	県	23億9,536万円
	その他	101万円
	市費	68億5,779万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

(「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)

1 後見的支援推進事業 **あんしん** 6億4,576万円

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)

2 障害者ホームヘルプ事業 131億1,422万円

身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。

また、重度障害者が大学等に修学する際に必要となる通学中の支援や、学校敷地内での移動や食事、排せつの介助など、大学等での体制が整うまでの期間、必要な支援を提供します。

3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業 **あんしん** 2億1,696万円

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

4 医療的ケア児・者等支援促進事業【中期】〈拡充〉 **あんしん** 888万円

日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害児者の在宅生活を支えるため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターによる支援等を継続して実施します。

また、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。

5 障害者手帳のカード化推進事業〈拡充〉 5,903万円

カード様式の障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を開始します。各区の窓口において、カード様式への変更対応を円滑に実施していきます。

22	障害者の 地域支援の拠点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 1億8,623万円 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。(3か所)
本年度	104億4,163万円		2 障害者地域活動ホーム運営事業 58億9,339万円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)
前年度	103億5,805万円		
差引	8,358万円		3 精神障害者生活支援センター運営事業【中期】 あんしん 12億7,838万円 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。 (指定管理方式のA型9区、補助方式のB型9区)
本年度の 財源内訳	国	28億400万円	
	県	14億200万円	
	その他	62万円	
	市費	62億3,501万円	
			4 地域活動支援センターの運営 あんしん 30億8,363万円 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。(3年度末見込み 134か所)

23	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業【中期】 8億5,807万円 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。 また、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。
本年度	18億4,106万円		2 計画相談・地域相談支援事業 9億4,639万円 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 また、施設等からの退所・退院を支援する地域移行支援事業と、地域で単身等で生活する障害者の緊急時に対応する地域定着支援事業を実施します。
前年度	19億4,468万円		
差引	△1億362万円		3 発達障害者支援体制整備事業【中期】 あんしん 3,660万円 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修を実施します。 また、地域での一人暮らしに向けた当事者への支援を行うサポートホーム事業を実施します。
本年度の 財源内訳	国	7億3,870万円	
	県	3億6,935万円	
	その他	—	
	市費	7億3,301万円	

24	障害者の移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
	本年度	68億9,689万円	1 福祉特別乗車券交付事業 29億3,043万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
	前年度	64億7,870万円	
	差引	4億1,819万円	
本年度の財源内訳			
	国	9億4,429万円	2 重度障害者タクシー料金助成事業〈拡充〉 6億2,350万円 あんしん 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。また、対象を65歳以上で該当の身体障害者手帳を交付された方にも拡大します。 （助成額 1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車7枚まで使用可〉）
	県	4億7,214万円	
	その他	6,737万円	
	市費	54億1,309万円	
4 移動情報センター運営等事業 あんしん 1億5,452万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。			3 障害者自動車燃料費助成事業〈新規〉 2億139万円 <u>公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。</u> （助成額 1枚1,000円 交付枚数 年24枚）
5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 24億2,508万円 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。			
6 障害者移動支援事業 あんしん 1億4,607万円 (1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。 (2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。 (3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。			
7 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億9,658万円 施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,932万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

25	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 利用者数見込 延べ15,590人 (月平均) 2 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。 (4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
本 年 度	325億1,776万円		
前 年 度	322億2,088万円		
差 引	2億9,688万円		
本年度の 財源内訳	国	162億5,246万円	
	県	81億2,623万円	
	その他	2万円	
	市 費	81億3,905万円	

26	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1億7,804万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(加齢児)移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所 2 運営費補助等 170億7,359万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 895か所(A型4、B型891)うち新設44か所 3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,666万円 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
本 年 度	172億9,829万円		
前 年 度	163億2,061万円		
差 引	9億7,768万円		
本年度の 財源内訳	国	68億2,946万円	
	県	34億829万円	
	その他	—	
	市 費	70億6,054万円	

27	障 害 者 施 設 の 整 備		事業内容 1 障害者施設整備事業【中期】 あんしん 6,058万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 (1) 多機能型拠点（設計費） (2) 改修（大規模修繕費） 1か所
	本 年 度	19億9,415万円	2 松風学園再整備事業【中期】 17億9,092万円 入居者の居住環境改善のため、新居住棟の建設工事に着手します。また、同園敷地の民設入所施設の工事を完了します。
	前 年 度	2億136万円	
	差 引	17億9,279万円	
本年度の財源内訳	国	1億4,937万円	3 障害者施設安全対策事業 1,135万円 利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等を行います。 4 福祉授産所運営事業〈新規〉 1億3,130万円 民営化に向けた施設修繕を実施するとともに、移行期間中の引継ぎに係る人件費助成を行います。 ※民営化予定 ・南福祉授産所、戸塚福祉授産所：令和4年4月
	県	—	
	その他	19万円	
	市 費	18億4,459万円	

28	障 害 者 の 就 労 支 援		事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。 1 障害者就労支援センターの運営【中期】 3億51万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所
	本 年 度	3億3,757万円	2 障害者共同受注・優先調達推進 2,481万円 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。
	前 年 度	3億4,821万円	
	差 引	△1,064万円	
本年度の財源内訳	国	—	3 障害者の就労促進【中期】 〈一部再掲(P9)〉 1,225万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施します。 2年度に設置したJR関内駅北口就労啓発施設や市庁舎ふれあいショップ等を活用しながら、障害者就労に関する情報発信を行います。
	県	—	
	その他	1,199万円	
	市 費	3億2,558万円	

29	障害者のスポーツ・文化		事業内容 1 障害者スポーツ・文化センター管理運営事業 【中期】 12億4,808万円 横浜ラポールとラポール上大岡において、両施設の立地・特性を生かし、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 (1) 横浜ラポール <主な取組> ・リハビリテーション・スポーツ教室 ・スポーツ・文化活動の出張教室 ・全国障害者スポーツ大会派遣業務 (2) ラポール上大岡 <主な取組> ・地域支援事業、健康増進事業 ・創作・表現活動支援、情報発信事業 2 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業 【中期】【基金】 1,000万円 昨年度フィナーレを迎えた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」のこれまでの取組の成果を、パラリンピックの開催に合わせて発表します。 障害理解や障害のある方の文化芸術活動の促進のため、文化観光局とともに取り組みます。
	本年度	12億5,808万円	
	前年度	12億6,434万円	
	差引	△626万円	
本年度の財源内訳	国	1億564万円	
	県	4,193万円	
	その他	1,042万円	
	市費	11億9万円	

30	障害者差別解消・障害理解の推進		事業内容 1 啓発活動【中期】 430万円 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) デジタルサイネージ等、啓発動画掲載 2 情報保障の取組【中期】〈拡充〉 2,633万円 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置(2区) (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示(全区) (3) 市民苑の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成 (5) コミュニケーション支援を行う障害者支援アプリ等の活用促進 3 相談及び紛争防止等のための体制整備【中期】 826万円 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営【中期】 186万円 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	本年度	4,075万円	
	前年度	4,179万円	
	差引	△104万円	
本年度の財源内訳	国	1,137万円	
	県	569万円	
	その他	—	
	市費	2,369万円	

31	重度障害者医療費助成事業 ・更生医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 112億3,124万円 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 16,641人 イ 国民健康保険加入者 17,405人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,697人 計 57,743人 2 更生医療給付事業 50億291万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,140人
	本年度	162億3,415万円	
	前年度	158億637万円	
	差引	4億2,778万円	
本年度の財源内訳	国	24億9,767万円	
	県	46億4,943万円	
	その他	17億3,198万円	
	市費	73億5,507万円	

32	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業【中期】〈拡充〉 6,759万円 本市の自殺者の特徴を踏まえた、総合的かつ効果的な対策を推進します。 <u>(1) 普及啓発・相談支援・人材育成〈拡充〉</u> <u>〈一部再掲(P9)〉</u> 普及啓発の取組を進めるとともに、インターネットを通じた相談や、様々な専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。また、「ゲートキーパー」の養成研修を実施します。 (2) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。 <u>(3) 自殺未遂者支援の充実〈拡充〉</u> <u>自殺未遂者の初期対応にあたる救急医療スタッフを対象とした研修を実施します。</u> 2 医療費公費負担事業 86億7,434万円 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき精神障害者の措置入院費及び通院医療費を公費により負担します。 3 措置入院者退院後支援事業 3,324万円 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施します。
	本年度	87億7,517万円	
	前年度	88億4,231万円	
	差引	△6,714万円	
本年度の財源内訳	国	43億638万円	
	県	3,716万円	
	その他	32万円	
	市費	44億3,131万円	

33	依存症対策事業		事業内容 地域支援計画を策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓発などの取組の拡充を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援を充実していきます。 1 地域支援計画策定事業 1,915万円 国の実施要綱に基づき、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）を策定します。 <u>民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、それぞれの強みを生かし、連携してアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族へ包括的な支援の提供を目指します。</u> 2 依存症対策事業の推進【中期】〈拡充〉4,337万円 これまで取り組んできた依存症対策事業を推進し、充実していきます。また、 <u>早期発見・早期支援に向け、民間支援団体や関係機関との連携を推進するとともに、普及啓発の取組を進めていきます。</u> (1) 依存症専門相談の実施 <u>(2) 普及啓発事業〈拡充〉</u> <u>(3) 連携推進事業〈拡充〉</u> (4) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (5) 民間団体への補助金による事業活動支援
本年度	6,252万円		
前年度	5,748万円		
差引	504万円		
本年度の財源内訳	国	3,184万円	
	県	92万円	
	その他	3万円	
	市費	2,973万円	

34	精神科救急医療対策事業		事業内容 1 精神科救急医療対策事業〈一部再掲(P6)〉 3億5,563万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進めることで、受入病床を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
本年度	3億5,932万円		
前年度	3億6,536万円		
差引	△604万円		
本年度の財源内訳	国	8,897万円	
	県	22万円	
	その他	—	
	市費	2億7,013万円	

令和 3 年 度

予 算 概 要

こ ども 青 少 年 局

令和 3 年度 こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に基づき、

1 「子ども・青少年への支援」として、

子ども・青少年が様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる

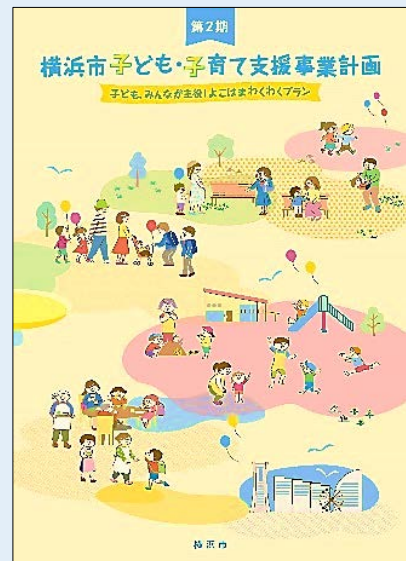
2 「子育て家庭への支援」として、

誰もが安心して
出産・子育てができる環境をつくる

3 「社会全体での支援」として、

社会全体で
子ども・青少年を育てる環境をつくる

という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



令和3年度は、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性の実現に向け、切れ目のない総合的な事業・施策を着実に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を図り、公助を必要としている方へ必要な支援が届くことに重点を置いた予算案となっています。

＜「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿と基本的な視点＞

【目指すべき姿】

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」

【基本的な視点】

- 1 子ども・青少年の視点に立った支援
- 2 全ての子ども・青少年への支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援
- 4 子どもの内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と予算概要の項目



施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 新制度における保育・教育の実施等 2 多様な保育ニーズへの対応
3 保育所等整備事業 4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 5 幼児教育の支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 6 放課後の居場所づくり 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

- 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策④ 障害児への支援の充実

- 9 地域療育センター関係事業 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 12 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援 14 DV対策事業 15 児童扶養手当等
21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 17 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

計画の推進・その他

- 19 計画の推進 20 児童手当

令和3年度 子ども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	令和2年度	令和3年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
子ども青少年費	307,930,695	318,823,769	10,893,074	3.5	
青少年費	22,404,209	22,734,699	330,490	1.5	子ども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	187,966,013	195,604,392	7,638,379	4.1	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	97,560,473	100,484,678	2,924,205	3.0	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	632,986	546,553	△ 86,433	△ 13.7	
特別会計繰出金	632,986	546,553	△ 86,433	△ 13.7	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	308,563,681	319,370,322	10,806,641	3.5	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	1,016,647	1,129,605	112,958	11.1	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	1,016,647	1,129,605	112,958	11.1	

特集1

保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。引き続き「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、未来を創る子どものため、しっかりと横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

また、幼児教育の重要性、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。

質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組や推進体制の検討、研修の充実などに取り組みます。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。

受入枠の確保

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、本市における保育所等の利用希望は年々増加しており、保育ニーズへの対応が必要です。

既存の保育・教育施設を最大限活用するとともに、地域の状況を分析しながら、保育ニーズに応じて必要な施設・事業を整備することで、受入枠の確保に取り組みます。

人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況にあります。社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーと認知されている保育者が、自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要となっています。

危機感をもって採用と定着の支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児・市民税非課税世帯の0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園等	全員（※）
幼稚園及び認定こども園（教育利用）の預かり保育	保育の必要性があると認定された子ども
認可外保育施設、一時預かり事業等	保育の必要性があると認定された子ども
障害児通園施設等	全員

※ 保育料の無償化に加え、3～5歳児の給食の副食費分について、低所得世帯等を対象に軽減措置を実施します。

令和3年度 くらし・経済対策

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、市民生活や経済活動が大きな影響を受けていることを踏まえ、令和2年度に引き続き、感染症対策を徹底し、市民の安全、安心をお守りするとともに、経済の再生や新たな日常への取組に一層力を入れて取り組んでいきます。

こども青少年局においても、令和3年度くらし・経済対策として、必要な対策に引き続き取り組みます。

令和3年度 くらし・経済対策(こども青少年局部分)

1 市民と医療を守る	(1)	新型コロナウイルス感染症患者の子どもの 受入環境整備事業	3,488 万円
	(2)	保育施設再開等支援事業	2,200 万円
	(3)	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業	17 億 1,545 万円
	(4)	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業	6,156 万円
	(5)	保育所等・放課後児童クラブにおける I C T 活用推進事業	3 億 8,635 万円
2 横浜経済と 市民生活を守る	(1)	ひとり親世帯フードサポート事業	2,254 万円
	(2)	新型コロナウイルス流行下における 妊産婦等総合対策事業	3 億 9,213 万円
	(3)	就職氷河期世代支援 (こども青少年局事業分)	900 万円
	(4)	緊急雇用創出事業 (こども青少年局事業分)	864 万円
合 計			26 億 5,255 万円

1 市民と医療を守る

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入環境整備事業 【3,488万円】	保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となった子どもについて、一時的に受け入れ、保護します。
(2)	保育施設再開等支援事業 【2,200万円】	感染者が発生して休園した保育施設が、再開に向けて、職員の負担軽減を図りつつ保護者の安心を確保するため、施設的全館消毒等に係る経費や休園中の代替保育の利用料を補助します。
(3)	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 【17億1,545万円】	児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助します。
(4)	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 【6,156万円】	障害児施設等において、感染対策を行いつつサービスを継続するために要したかかり増し経費を補助します。
(5)	保育所等・放課後児童クラブにおけるICT活用推進事業 【3億8,635万円】	感染防止対策を行いながら運営を継続している保育所等や放課後児童クラブにおいて、ICTの活用による業務負担の軽減や運営の効率化等を図るために必要な経費を補助します。

2 横浜経済と市民生活を守る

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	ひとり親世帯フードサポート事業 【2,254万円】	感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品提供を行います。
(2)	新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策事業 【3億9,213万円】	感染症のリスクが続く中でも妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施します。 ① ウイルスに感染した妊産婦への支援 ② 不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査費の補助 ③ オンラインによる母子保健指導等 ④ 育児等支援サービスの提供 等
(3)	就職氷河期世代支援（こども青少年局事業分） 【900万円】	就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための3か月間長期プログラム、受講期間中の定期的な面談、受講後の進路調整を一体的に行う事業を実施します。
(4)	緊急雇用創出事業（こども青少年局事業分） 【864万円】	感染拡大の影響による雇用情勢の悪化に対応するため、全市を挙げて雇用を創出します。こども青少年局では、一部施設の消毒等を実施するための新たな雇用を創出します。

9	地域療育センター 関係事業	
	本年度	千円 3,370,686
	前年度	3,355,349
	差引	15,337
本年度の 財源内訳	国	58,695
	県	27,346
	その他	329
	市費	3,284,316



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害のあるまたはその可能性のある児童及びその家族を支援します。

1 地域療育センター運営事業 28億6,119万円

療育に関する相談、診療・評価、集団療育の提供等を行います。
また、インクルーシブ支援のため、障害児が利用する保育所や幼稚園への巡回訪問等を行います。

(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理： (福)青い鳥	365,293
2 中部地域療育センター		379,310
3 東部地域療育センター		442,324
4 戸塚地域療育センター	指定管理： (福)横浜市リハビリテーション事業団	355,685
5 北部地域療育センター		340,080
6 西部地域療育センター		385,795
7 地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	273,848
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	318,853
計		2,861,188

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園への巡回訪問、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億5,338万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修等を行います。

- 一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への研修の実施、学校が企画した研修等への協力
- 児童とのコミュニケーションの取り方、掲示物の表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億5,611万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的な遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援	
	本年度	千円 17,017,952
	前年度	15,310,372
	差引	1,707,580
本年度の財源内訳	国	7,924,839
	県	3,591,449
	その他	15,367
	市費	5,486,297

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

1 障害児通所支援事業<拡充> 143億9,773万円

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、より多くの児童が障害児相談を利用できるように、障害児相談支援事業所への支援を充実します。

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 380か所

(2) 障害児通所支援研修等事業

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修に加えオンラインも活用し、事業所の理解を深め、支援の質を確保します。

2 学齢後期障害児支援事業 1億2,766万円

学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

【実施機関】

- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

3 メディカルショートステイ事業 3,534万円

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。

- 協力医療機関数：11病院

4 医療環境整備事業<拡充> 1,019万円

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、コーディネーターによる支援等を継続して実施します。また、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。

(2) 小児訪問・重症心身障害児看護研修等

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

また、重症心身障害児・者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて、検討を行います。

5 特別児童扶養手当事務費 5,588万円

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

6 障害児入所支援事業等 23億9,116万円

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。

加えて、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。



令和3年度 予算概要

医 療 局

医療局病院経営本部

I 令和3年度 予算案の考え方

新型コロナウイルス感染症は、依然として収束の見通しが立たず、市民生活にも深刻な影響が生じています。医療局では、引き続き、病床の確保や医療従事者への支援、入院・転院の調整など、様々な感染症対策の取組を進めながら日常の地域医療と新型コロナウイルス感染症医療との両立を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症以外においても、急増する医療需要に対し、必要などきに必要な医療を提供できるよう、病床機能の確保、医療人材の確保・育成支援、ICTを活用した地域医療ネットワークの構築等の医療施策を着実に推進してまいります。あわせて、医療・介護・予防・生活支援・住まいが、住み慣れた地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、更に「医療と介護の連携強化」や「地域医療・在宅医療の充実」を進めてまいります。

市立病院は、新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな医療ニーズにも的確に対応するとともに、「横浜市立病院中期経営プラン 2019-2022」に基づき、救急・災害時医療、感染症医療などの政策的医療や、地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を行うなど、地域医療全体へ貢献することで地域医療のリーディングホスピタルとして先導的な役割を果たします。

令和3年度は「よこはま保健医療プラン 2018」の4年目、「横浜市中期4か年計画 2018～2021」の最終年度にあたります。これまでの目標の達成状況や進捗状況を評価・検証するとともに、新型コロナウイルス感染症による各施策への影響等も踏まえながら必要に応じて計画や事業の見直しを行います。

医療局・医療局病院経営本部は、『市民の皆様が将来にわたって住み慣れた横浜で、安心・安全に暮らすことのできる最適な地域医療の提供』の実現に向け、引き続き着実に取組を進めてまいります。

Ⅱ 令和3年度 予算案について

令和3年度予算案総括表

(1) 医療局

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度 (当初予算)	差引増△減	(%)
一 般 会 計	12,137,109	11,216,292	920,817	8.2
7款 健康福祉費	4,696,156	3,726,549	969,607	26.0
職員人件費	759,834	691,677	68,157	9.9
事業費	3,936,322	3,034,872	901,450	29.7
新型コロナウイルス感染症 「くらし・経済対策」	(950,888)	(0)	(950,888)	(100.0)
17款 諸支出金	7,440,953	7,489,743	△ 48,790	△ 0.7
病院事業会計繰出金	7,440,953	7,489,743	△ 48,790	△ 0.7
特 別 会 計	396,288	411,656	△ 15,368	△ 3.7
介護保険事業費会計	396,288	411,656	△ 15,368	△ 3.7
合 計	12,533,397	11,627,948	905,449	7.8

※令和3年度の医療局予算一般会計分については、医療政策上、必要な予算を確保した上で、新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」に係る経費の増(950,888千円)などの影響により、令和2年度と比較して、全体で8.2%(920,817千円)の増となりました。

<参考> 令和2年度 新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」(補正予算による対応)
計 1,156,402千円

(2) 医療局病院経営本部(病院事業会計)

【収益的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減	(%)
収益的収入	40,366,705	37,286,909	3,079,796	8.3
市民病院	29,770,545	26,113,123	3,657,422	14.0
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	8,568,878	8,457,380	111,498	1.3
みなと赤十字病院	2,027,282	2,716,406	△ 689,124	△ 25.4
収益的支出 (特別損失、予備費を含む)	40,494,071	46,330,121	△ 5,836,050	△ 12.6
市民病院	30,229,657	35,206,550	△ 4,976,893	△ 14.1
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	8,716,362	8,578,533	137,829	1.6
みなと赤十字病院	1,548,052	2,545,038	△ 996,986	△ 39.2
収益的収支	△ 127,366	△ 9,043,212	8,915,846	
うち特別損益	△ 215,040	△ 7,802,520	7,587,480	
うち予備費	450,000	450,000	—	—
経常収支	537,674	△ 790,692	1,328,366	

※経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

【資本的収支】

(単位:千円)

	令和3年度	令和2年度	差引増△減	(%)
資本的収入	4,698,446	5,824,300	△ 1,125,854	△ 19.3
市民病院	1,738,186	2,467,548	△ 729,362	△ 29.6
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	1,398,531	1,419,229	△ 20,698	△ 1.5
みなと赤十字病院	1,561,729	1,937,523	△ 375,794	△ 19.4
資本的支出	6,124,259	7,989,101	△ 1,864,842	△ 23.3
市民病院	2,095,292	3,588,845	△ 1,493,553	△ 41.6
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	2,015,963	2,029,022	△ 13,059	△ 0.6
みなと赤十字病院	2,013,004	2,371,234	△ 358,230	△ 15.1
資本的収支	△ 1,425,813	△ 2,164,801	738,988	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

【参考】上記のうち一般会計繰入金

(単位:千円)

一般会計繰入金	7,440,954	7,489,743	△ 48,789	△ 0.7
うち収益的収入	3,921,103	3,818,253	102,850	2.7
うち資本的収入	3,519,851	3,671,490	△ 151,639	△ 4.1

令和3年度 予算体系図

- ◆ 一万円未満は、四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合があります。
- ◆ *印を付している事業については再掲箇所があります。

1 新型コロナウイルス感染症「暮らし・経済対策」	9億 5,089万円
・重症・中等症患者等入院受入奨励事業	8億 1,998 万円
・重症・中等症患者等受入体制整備事業	1億 500 万円
・Y-CERT強化事業	1,403 万円
・医療救護隊感染症対策事業	1,188 万円
2 2025年に向けた医療提供体制の確保	8億 7,434万円
(1) 病床機能の確保等 (1億 9,162万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (病床確保)	567 万円
・南部病院再整備支援事業	5,900 万円
・地域中核病院支援事業	1億 2,695 万円
(2) 地域における医療連携の推進 (5,081万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (Tele-ICU・EHR) *	4,000 万円
・ICTを活用した地域医療ネットワーク事業 *	288 万円
・在宅医療推進事業 *	470 万円
・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	322 万円
(3) 人材確保・育成 (5億 5,776万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (医療人材等確保・働き方改革)	1,760 万円
・看護人材確保事業	5億 2,970 万円
・在宅医療推進事業 *	268 万円
・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	533 万円
・医療政策人材育成事業	246 万円
(4) 市民啓発の推進 (7,015万円)	
・医療に関する総合的な市民啓発推進事業	3,442 万円
・地域医療を支える市民活動推進事業	627 万円
・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) *	2,947 万円
(5) よこはま保健医療プラン2018の中間振り返り (400万円)	
・2025年に向けた医療機能確保事業 (保健医療プラン振り返り)	400 万円
3 地域医療の充実・強化	8億 906万円
(1) がん対策の推進 (1億 2,893万円)	
・総合的ながん対策推進事業 *	1億 2,893 万円
(2) 心血管疾患対策、疾病の重症化予防 (3,926万円)	
・疾病対策推進事業	3,926 万円
(3) 産科・周産期医療及び小児医療 (4億 1,512万円)	
・産科医療対策事業	1億 2,316 万円
・小児救急医療対策事業 *	2億 3,243 万円
・周産期救急医療対策事業 *	5,453 万円
・こどもホスピス (在宅療養児等生活支援施設) 支援事業	500 万円
(4) 歯科保健医療の推進 (9,612万円)	
・歯科保健医療推進事業	9,402 万円
・在宅医療推進事業 *	210 万円
(5) 国際化への対応 (963万円)	
・医療の国際化推進事業	963 万円

(6) 先進的医療の充実 (1億 2,000万円)

- ・横浜臨床研究ネットワーク支援事業 7,000 万円
- ・総合的ながん対策推進事業 * 5,000 万円

4 救急・災害時医療体制の強化 15億 5,394万円

(1) 救急医療体制の充実 (14億 9,265万円)

- ・救急医療センター運営事業 4億 4,189 万円
- ・初期救急医療対策事業 3億 7,209 万円
- ・二次救急医療対策事業 3億 3,708 万円
- ・小児救急医療対策事業 * 2億 3,243 万円
- ・周産期救急医療対策事業 * 5,453 万円
- ・精神疾患を合併する身体救急医療体制事業 1,448 万円
- ・疾患別救急医療体制事業 22 万円
- ・超高齢社会におけるドクターカーシステム整備事業 2,635 万円
- ・その他の救急医療対策 1,359 万円

(2) 災害時医療体制の整備 (6,129万円)

- ・災害時医療体制整備事業 5,654 万円
- ・横浜救急医療チーム (YMAT) 運営事業 475 万円

5 在宅医療の充実 4億 2,903万円

- ・在宅医療推進事業 * 3,274 万円
- ・在宅医療連携推進事業 (介護保険事業費会計) * 3億 9,629 万円

6 ICTを活用した医療政策の推進 5,937万円

(1) 医療ビッグデータ活用システムによる分析 (1,649万円)

- ・医療ビッグデータ活用事業 1,649 万円

(2) ICTを活用した地域医療ネットワークの構築 (4,288万円)

- ・ICTを活用した地域医療ネットワーク事業 * 288 万円
- ・2025年に向けた医療機能確保事業 (Tele-ICU・EHR) * 4,000 万円

～ その他医療局予算 ～

- ・医療局人件費 7億 5,983 万円
- ・医療総務諸費 1,679 万円
- ・医療政策推進事業 1,399 万円
- ・医療機関整備資金貸付事業 5,187 万円
- ・横浜市保健医療協議会 69 万円
- ・病院事業会計繰出金 74億 4,095 万円

令和3年度予算額 (医療局分)	
一般会計	121億 3,711万円
介護保険事業費会計	3億 9,629万円

7 市立病院における取組と経営 (地方公営企業法の全部適用)

	収益的収入	収益的支出	経常収支※
病院事業会計	403億 6,671 万円	404億 9,407 万円	5億 3,767 万円
市民病院	297億 7,055 万円	302億 2,966 万円	5,063 万円
脳卒中・神経 脊椎センター	85億 6,888 万円	87億 1,636 万円	782 万円
みなと赤十字病院 (指定管理者制度)	20億 2,728 万円	15億 4,805 万円	4億 7,923 万円

※経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

増大する医療ニーズに対応できるよう、地域医療を支える医師・看護師等の医療人材の確保・育成に向けた取組を充実させます。

平成31年4月に働き方改革関連の改正法が施行されたことから、市内病院の取組が円滑に進むよう支援を行います。また、人材確保体制に不安を抱える市内の病院を対象とした採用・定着支援を行うほか、看護専門学校^{（イ）}の運営支援や資格を持ちながら就業していない看護師（潜在看護師）の復職支援を継続します。あわせて在宅医療を担う医師の養成・確保対策を進めます。

ア 医療人材の確保

(ア) 医師等の働き方改革取組支援（200万円）

市内病院の働き方改革の取組が円滑に進むよう、本市の状況に即した業務効率化やタスクシフト・シェア等の手法・事例の収集や国等が実施する施策を取りまとめ、周知するなどの支援を行います。

(イ) 市内病院（特に病床数200床未満の病院）の採用・定着支援（1,560万円）

◎地方在住者の採用促進

地方での看護師合同就職説明会への参加支援等を行います。

◎採用・定着の支援

離職防止等のセミナー・実務者向け研修会等を開催します。

◎医師事務作業補助者等の採用支援

タスクシフトの促進に向けて、医師事務作業補助者や看護補助者などの採用を支援します。

イ 看護人材の確保

(ア) 看護専門学校の運営支援（5億2,550万円）

横浜市医師会^{（イ）}聖灯看護専門学校及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を補助します。

(イ) 看護専門学校の設備改修支援（350万円）＜新規＞

開校後25年が経過した横浜市病院協会看護専門学校について、設備改修に向けた全体調査及び長期保全計画の作成に係る費用を補助します。

(ウ) 看護師復職支援（70万円）

潜在看護師の再就職及び復職後の定着を推進するため、復職後の看護師に対しフォローアップ研修を実施します。

ウ 在宅医療を担う医師の養成（総事業費201万円：市費25万円（1/8相当））★

より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、横浜市医師会と連携し、在宅医療を担う医師を養成します。

＜研修内容＞ 座学研修：在宅医療に必要な知識を学びます。

同行研修：講師役の医師の訪問診療に研修受講の医師が同行します。

エ 在宅医療を支える訪問看護師の育成

(ア) 訪問看護師人材育成支援 (218 万円) <社会福祉基金活用事業>

地域で即戦力として活躍できる訪問看護師を育成するため、横浜市立大学と協働で開発した人材育成プログラムを周知・運用します。また、訪問看護師のキャリア開発・スキルアップとして、研修・教育支援体制を整備し、地域での人材育成体制を構築します。

(イ) 訪問看護師対応力サポート (14 万円) <社会福祉基金活用事業>

訪問看護師が、医療依存度の高い患者に対して質の高い看護を提供できるよう、病院等で勤務する専門看護師・認定看護師によるサポートを受けられる機会を確保します。

オ 在宅医療推進のための人材育成 (196 万円) <介護保険事業費会計>

医療・介護連携に関わる人材育成研修を職種別、対象者別にきめ細かく実施し、在宅医療・介護サービスを一体的に提供するためのより質の高い連携を目指します。

カ 医療政策を担う職員の育成 (246 万円)

超高齢社会において安定した医療提供体制を確保するためには、医療、病院経営、保健・福祉など幅広い知識をもとに医療政策を立案・実行する職員が求められます。そのため、横浜市立大学大学院ヘルスデータサイエンス専攻への派遣研修や同大学が実施する課題解決型高度医療人材養成プログラムへの派遣研修を行います。また、病院経営管理士⁵・診療情報管理士⁶・医療福祉連携士⁷の資格取得支援を行います。

(4) 市民啓発の推進

(7, 015 万円)

ア 医療に関する総合的な市民啓発 (3, 442 万円)

市民の皆様が医療を身近に感じていただき、将来の具体的な受療行動の変容につなげるため、民間企業等との連携による手法で医療広報を実施する「医療の視点」プロジェクトを平成30年10月より開始しました。令和3年度も引き続き本プロジェクトのもとで、医療に関心の低い方の興味を引き共感を促進する大規模な啓発を企画・実施するとともに、統一コンセプトによるリーフレット等デザイン制作を通じた分かりやすい情報発信を行います。

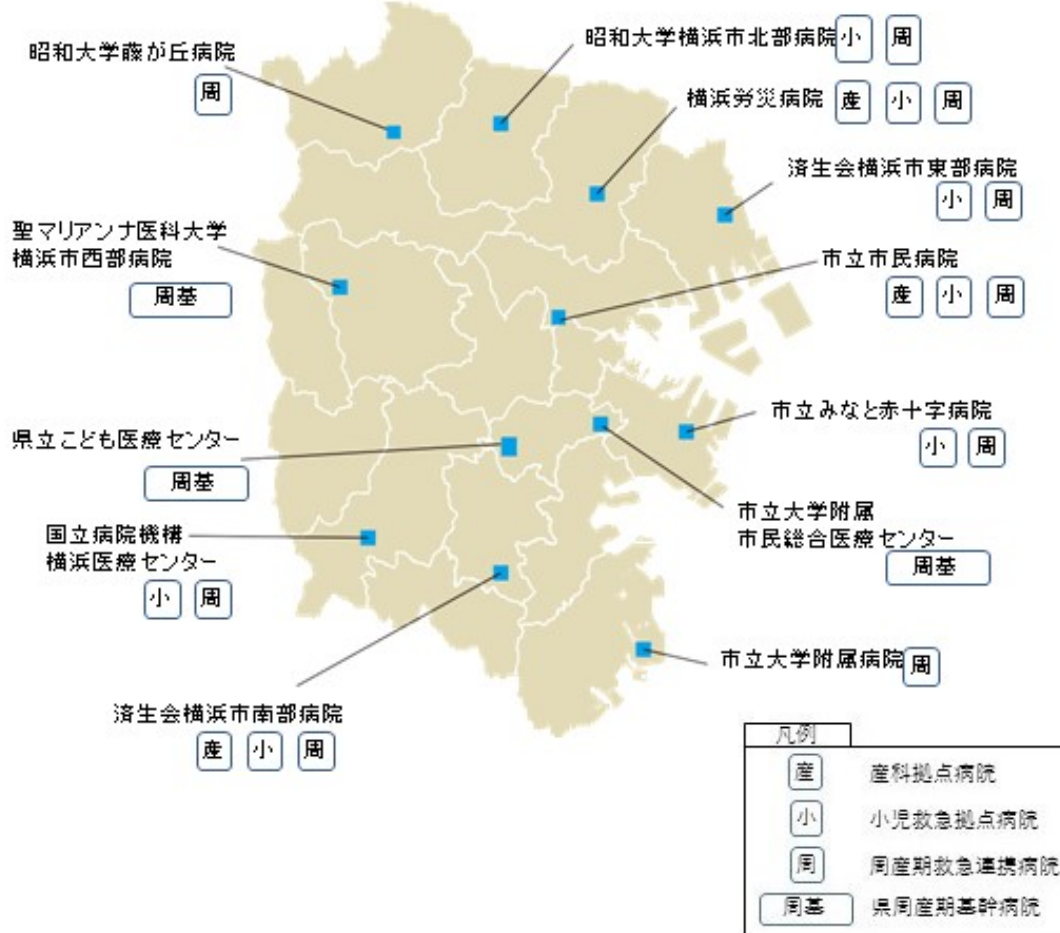
実施にあたっては、取組への共感促進による波及拡大や、メディア報道及びSNS活用による評判化を図り、将来にわたり安心・安全に医療を受けられる意識の醸成を目指します。

⁵ 病院経営管理士：日本病院会が認定する資格で、事務長など病院の管理運営を円滑かつ積極的に実行する能力及び適応力を備えた医療機関職員

⁶ 診療情報管理士：医療機関における患者の様々な診療情報を中心に人の健康(health)に関する情報を国際統計分類等に基づいて収集・管理し、データベースを抽出・加工・分析し、様々なニーズに適した情報を提供する専門職種

⁷ 医療福祉連携士：「地域の医療及び福祉に切れ目ない連携を図ることにより、限られた医療及び福祉機能の効率化を推進し、国民の医療及び福祉に資する」ことを目的として創設された認定資格

小児救急拠点病院と市周産期救急医療体制



(ウ) こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）支援（500万円）

生命を脅かす病気を患い、長期の在宅療養生活を余儀なくされる子どもが増えている中で、患者や家族の療養生活の質の向上が大きな課題となっています。本市では、生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設の設立運営支援を医療政策の一環に位置付けており、事業者による整備を進めています。

施設は、令和3年8月に金沢区に竣工予定となっており、開所に向けた準備期間及び開所後の人件費の一部を補助します。

<建物イメージ>



(事業者提供)

(4) 歯科保健医療の推進

(9,612万円)

ア 歯科保健医療の推進（9,402万円）<拡充>

夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費を補助します。

また、平成28年度に横浜市歯科医師会、横浜市立大学、横浜市の三者で締結した周術期口腔ケア推進に向けた包括連携に係る協定に基づき、周術期の口腔ケアに関して、横浜市歯科医師会と協働し、市民啓発用の物品の作成や講演会を行います。

さらに、障害児・者歯科診療に関する連絡会や協力医療機関を対象とした研修会を開催し、障害児・者歯科診療体制の充実を図ります。

イ 在宅歯科医療の推進（210万円）〈拡充〉

高齢の在宅療養者が増加していく中で、大きな課題となっている誤嚥性肺炎の対策として、嚥下内視鏡の整備を促進し、歯科医師等を対象とした嚥下機能評価研修を開催します。

また、地域で従事する医師、歯科医師、訪問看護師、歯科衛生士、管理栄養士、言語聴覚士等多職種を対象とした、誤嚥性肺炎対策に係る研修を新たに実施します。

(5) 国際化への対応

(963万円)

外国人の方が安心して受診できるよう、本市が電話医療通訳事業者と委託契約を行い、市内の病院・夜間急病センター等に多言語に対応した電話医療通訳サービスを提供します。令和3年度開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピックによる訪日外国人の急増に備え、引き続きサービスを継続します。

(6) 先進的医療の充実

(1億2,000万円)

ア 横浜臨床研究ネットワークの支援（7,000万円）

横浜市立大学が中心的役割を果たす「横浜臨床研究ネットワーク」（市内・県内15医療機関 合計7,813床）の運営に係る経費を補助します。これにより、臨床研究や治験の効率化・加速化・質の向上を図り、創薬や先進的な治療法等、市民の方の先進的医療の受診機会の増加や医療産業の活性化など研究成果の早期還元に向けた取組を支援します。

また、ネットワークの人員体制構築や臨床研究等実績の集積を進め、横浜市立大学附属病院が臨床研究中核病院に承認されることを目指します。

イ 横浜市立大学におけるがん研究への支援（5,000万円）（再掲）

＝認知症の人を支える医療提供体制＝

高齢化の更なる進展に伴い、2025年には約20万人（高齢者の5人に1人）の方が認知症を抱えながら生活することが推計されています。本市では認知症の方に優しい地域を目指し、医療・介護・福祉・保健・地域づくり等が一体となって取組を進めています。

認知症の状態に応じた切れ目ない医療対応等ができるよう、認知症疾患医療センター、専門医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医、かかりつけ医など関係機関の連携を、健康福祉局と一体となって検討・促進し、医療提供体制の更なる強化に取り組みます。

4 救急・災害時医療体制の強化

15億 5,394万円

二次救急拠点病院や病院群輪番制病院の整備・支援により、24時間365日いつでも安定した救急医療体制を確保します。

また、大規模災害に備え、横浜市防災計画に基づいた災害時医療体制をより充実したものとするための施策に取り組みます。

(1) 救急医療体制の充実

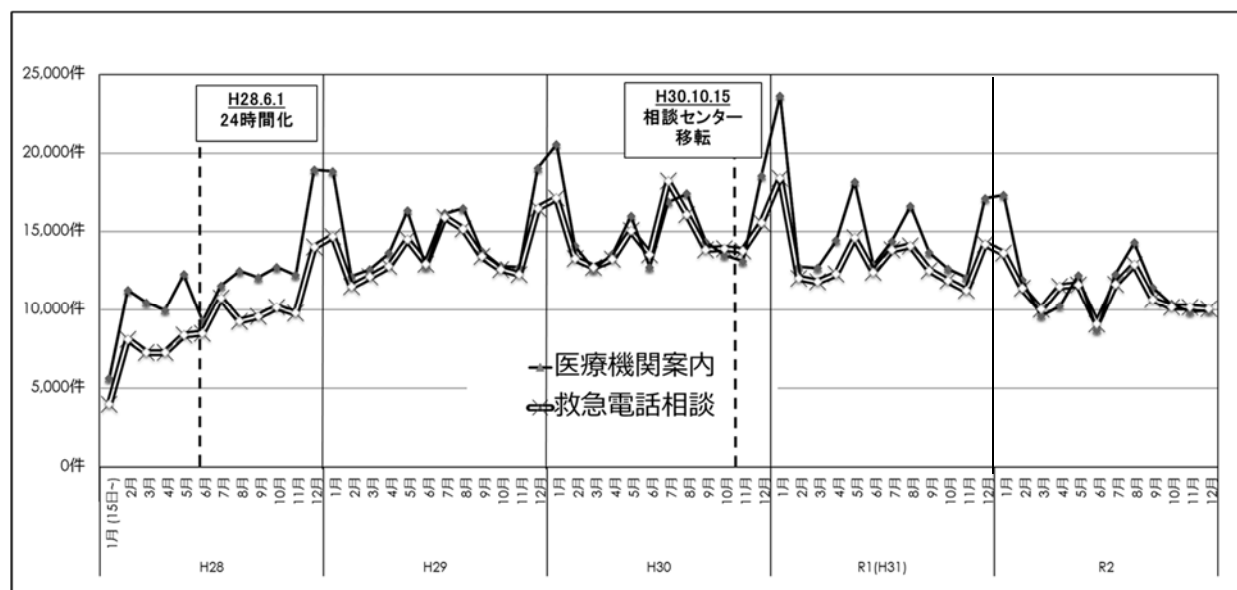
(14億 9,265万円)

ア 横浜市救急医療センターの運営 (4億 4,189万円)

急な病気やけがのとき、24時間365日体制で看護師等が受診の必要性などをアドバイスする救急電話相談及び受診可能な医療機関の案内を行う横浜市救急相談センター（#7119）、夜間における初期救急医療体制の中心施設である横浜市夜間急病センターを指定管理制度により管理運営します。

<横浜市救急相談センター（#7119）利用状況>

	総件数		医療機関案内		救急電話相談	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
H29年1月～12月	341,790		177,326		164,464	
H30年1月～12月	359,892	105%	183,424	103%	176,468	107%
H31年1月～R1年12月	340,564	95%	181,127	99%	159,437	90%
R2年1月～12月	271,027	80%	138,162	76%	132,865	83%



イ 初期救急医療対策

(ア) 休日急患診療所等の運営支援（3億255万円）

休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保するため、夜間急病センター（北部・南西部）、各区休日急患診療所の運営を支援します。

夜間急病センター：365日午後8時から午前0時までの診療に対応

休日急患診療所：日曜、祝日、年末年始の日中の診療に対応

(イ) 休日急患診療所の建替え支援（6,900万円）

在宅医療や災害時の医療の拠点としても重要な役割を果たす、休日急患診療所の老朽化や狭あい化に対応した建替えに係る経費を補助します。

（令和3年度 保土ヶ谷区）



泉区休日急患診療所(令和元年度建替え)

ウ 二次救急医療対策（3億3,708万円）

夜間・休日の二次救急の受入体制を強化するため、24時間365日、救急車の受入れに対応する「二次救急拠点病院」（市内22病院見込み）及び輪番で受入れに対応する病院（市内24病院見込み）に対して、体制確保に係る経費の一部を補助します。

エ 小児・周産期救急

(ア) 小児救急医療対策（2億3,243万円）★（再掲）

(イ) 周産期救急医療対策（5,453万円）（再掲）

オ 精神疾患を合併する身体救急医療体制（1,448万円）

精神症状等のため身体疾患やけがの治療処置が困難な救急患者について、精神科医のいない医療機関における受入れを促進するため、精神病床のある救急医療機関への相談や転院調整ができる体制を引き続き確保します。

カ 疾患別救急医療体制の構築（22万円）

脳血管疾患（31病院）、急性心疾患（23病院）、整形外科・脳神経外科（33病院）、重症外傷センター（2病院）について、疾患ごとの症状に応じた救急治療が受けられるシステムを構築します。

キ ドクターカーシステムの整備（2,635万円）＜拡充＞

高齢者を中心に救急需要が増加傾向にある中で、医師が早期の医療介入を図り、救急患者の重症化の防止・救命率の向上と、患者の症状に応じた最適な医療機関へとつなげていくため、令和2年10月に市民病院併設の救急ワークステーションから出場するドクターカーの試行運用を開始しました。令和3年度は試行運用を踏まえた効果検証を行い、市域全体への運用を検討します。

地域包括ケアシステム¹⁴の構築に向け、在宅医療を支える医師を始めとした人材の確保・育成や全区の在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく、効率的に提供されるよう連携に取り組みます。あわせて、医療的ケア児・者等の在宅医療を支える取組を関係局と連携して進めます。

(1) 在宅医療の推進

(4億 2,903万円)

ア 在宅医療推進事業

(ア) 在宅医療を担う医師の養成（総事業費 201 万円：市費 25 万円（1/8 相当））★（再掲）

(イ) 在宅医療バックアップシステム推進事業の実施（470 万円）

在宅医療に携わる医師の負担を軽減するため、在宅医が二人一組で互いの在宅患者の副主治医を務め、主治医が不在等の際に副主治医が患者の看取り（緊急対応も含む）の対応を行う「主治医・副主治医制」を、横浜市医師会と協働して行います。

(ウ) 在宅医療を支える訪問看護師の育成（再掲）

◎訪問看護師人材育成支援（218万円）＜社会福祉基金活用事業＞

◎訪問看護師対応力サポート（14万円）＜社会福祉基金活用事業＞

(エ) 在宅医療を担う有床診療所支援（601 万円）

緊急一時入院やレスパイト¹⁵機能を担うなど、在宅医療連携拠点と緊急一時入院受入れの協定を締結している有床診療所を支援するため、夜間帯の看護師人件費の一部を補助します。

＜有床診療所の役割＞

- ・急性期病院では入院対象とならない患者の緊急一時入院
- ・介護者が休養するためのレスパイト入院
- ・在宅療養中の患者が重症化する前の早期対応
- ・病院から在宅へ移行する際のつなぎとしての入院 等

＜内科を標榜する有床診療所数＞

24か所（令和2年4月現在）

(オ) 在宅歯科医療の推進（210 万円）（再掲）

¹⁴ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるシステム。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。

¹⁵ レスパイト：一時的中断、小休止などの意味。在宅療養者を介護する家族等の病気や事故、冠婚葬祭、介護疲れといった事由から、在宅療養者のケアを医療機関や施設等が一時的に代替すること。

(カ) 小児在宅医療の推進

◎医療的ケア児・者等の在宅医療支援（888万円）＜拡充＞

（総事業費3,551万円：医療局・こども青少年局・健康福祉局・教育委員会の4局で実施）

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、コーディネーターによる支援等を継続して実施します。また、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。

◎小児訪問看護ステーション支援（171万円）＜社会福祉基金活用事業＞

小児訪問看護を行う訪問看護ステーションを確保するため、小児用の医療機器購入や小児医療に関する研修会の参加などに対して補助を行います。

イ 在宅医療連携推進事業 ＜介護保険事業費会計＞

(ア) 在宅医療連携拠点の運営及び相談支援（3億5,770万円）

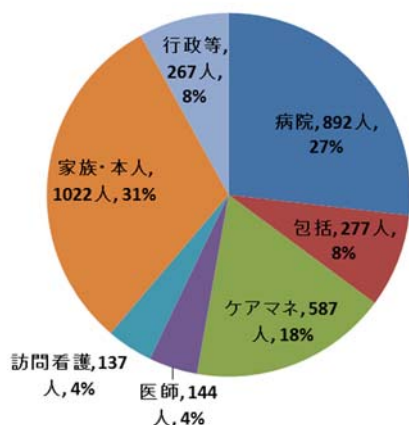
市民の皆様が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、医師会等と協力して在宅医療連携拠点を全区で運営します。

医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行うかかりつけ医の紹介や地域の在宅医療・介護資源の情報提供など、在宅医療や介護に関する相談支援を行います。

また、在宅医療を担う医師の育成、緊急一時入院への病院等の協力体制の構築、医師・看護師・ケアマネジャーなどによる多職種会議や事例検討会の開催を通じた医療と介護の連携の推進、区民等を対象とした啓発業務を実施します。

○ 令和元年度相談者内訳（総数 3,326 人）

○ 令和元年度相談内容内訳（総数 11,385 件）



相談内容	件数	割合
かかりつけ医・往診医の紹介	3,295 件	29%
訪問看護の利用方法等	2,268 件	20%
専門医・訪問歯科医・薬局の紹介等(医療資源関係)	1,368 件	12%
訪問介護、特養等の介護保険関係等のサービス	920 件	8%
ケアマネジャーの紹介及び調整・活用方法	944 件	8%
退院調整に関すること	987 件	9%
かかりつけ医自身が対応できない場合等の医師間の相互支援	84 件	1%
その他	1,519 件	13%

(イ) 在宅療養移行支援（322万円）

医療機関から在宅へスムーズに移行できるよう、「入院・退院サポートマップ」、「入院時・退院時情報共有シート」の活用や、介護職向け「看取り期の在宅療養サポートマップ～本人の意向に沿った在宅生活を最期まで支えるために～」の普及啓発を進めます。

(ウ) 在宅医療推進のための人材育成（196千円）（再掲）

(エ) 人生の最終段階における医療等に関する検討・啓発 (2,740 万円)

アドバンス・ケア・プランニング (以下ACPという。愛称:「人生会議¹⁶」) の普及啓発を進めていきます。

自ら人生の最終段階をどう過ごしたいかを考え、家族等と話す際の手助けとして活用する「医療・ケアについての『もしも手帳』」を市民の方へ配布します。また、啓発を推進するため、ACPの概念を正しく理解し、適切に市民の方に伝えられる人材を育成するとともに、教材や短編ドラマなどの媒体を制作します。

啓発活動は、市民啓発講演会に加え、育成した人材が地域の集まりの場に出向くなど、様々な対象に合わせて実施できるようにします。さらに、障害のある方向けに「わかりやすい版」を作成します。



<医療・ケアについての「もしも手帳」>

- 対象：全ての市民の方
(65歳を迎えた市民の方には案内チラシを配布しています)
- 内容：①治療やケアの希望、②代理者の希望、③最期を迎える場所の希望について選択式で書き込むことができる
- 配布場所：各区高齢・障害支援課、在宅医療連携拠点、地域ケアプラザ(地域包括支援センター併設特別養護老人ホームを含む)のほか、市内の病院、診療所、薬局、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーションなどの一部

① “もしも” 治らない病気などになり、自分の気持ちを伝えられなくなったら、どんな治療やケアを受けて過ごしたいですか？

できるだけ長く生きるための治療を受けたい

痛みやつらさを軽減する治療やケアのみしてほしい

すべての治療やケアを受けたくない

わからない

その他

② “もしも” 治療やケアについて、自分で決められなくなったら、代わりに誰に話し合っしてほしいですか？ (複数可)

配偶者(夫・妻)

子ども・孫

きょうだい

親戚(姪・甥など)

友人・知人

かかりつけ医

その他

頼める人はいない

※ []内には名前や連絡先を書いてみてください。

③ “もしも” 治らない病気などになったら、どこで過ごしたいですか？ (複数可)

自宅

病院

施設

今はわからない

その他、自由に

氏名 _____

書いた日 _____年 ____月 ____日

話し合った日 _____年 ____月 ____日

話し合った人 _____

¹⁶ 人生会議：自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組を「アドバンス・ケア・プランニング」と呼ぶ。その愛称が、厚生労働省による公募により「人生会議」に決定した。

(23)	精神疾患を合併する 身体救急医療 体制事業		<p>【事業概要】 精神疾患等がある方の救急受入れについて、精神病床のある救急医療機関へ処置相談及び転院調整ができる体制を構築し、精神科医のいない救急医療機関における受入れの促進を図ります。</p>
本 年 度		14,482千円	<p>【事業内容】 (1) 特定症状対応病院の運営委託 (2) 特定症状対応病院群バックアップ体制の確保</p>
前 年 度		15,161千円	
差 引		△ 679千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,997千円	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	12,485千円	

(24)	疾患別救急医療 体制事業		<p>【事業概要】 早期の搬送を必要とする脳血管疾患、急性心疾患、整形外科・脳神経外科について、疾患ごとに症状に応じた適切な治療を受けられる体制の確保を図ります。</p>
本 年 度		216千円	<p>【事業内容】 (1) 疾患別救急医療体制連絡会 (2) 重症外傷診察検討会</p>
前 年 度		302千円	
差 引		△ 86千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	216千円	

(35)	在宅医療推進事業		<p>【事業概要】 在宅医療・看取りの現状分析に関する調査を行うとともに、有床診療所への支援や在宅医療バックアップシステム推進事業の実施、訪問看護師の人材育成、医療的ケア児・者等支援促進事業などの施策を通して在宅医療の推進を図ります。</p>
本 年 度	32,741千円		<p>【事業内容】 (1) 在宅医療・看取りに関する調査 (2) 横浜市医師会地域包括ケアシステム事業部会開催経費補助 (3) 有床診療所への夜間帯看護師人件費補助 (4) 在宅医療を担う医師の養成研修補助 (5) かかりつけ医のバックアップシステム補助 (6) 訪問看護師の人材育成支援 (7) 医療的ケア児・者等支援促進事業の実施 (8) 小児訪問看護ステーションへの補助 (9) 訪問看護師の対応力向上のための支援 (10) 誤嚥性肺炎対策のための補助及び地域多職種向け研修会の実施</p>
前 年 度	39,569千円		
差 引	△ 6,828千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	3,344千円	
	市 費	29,397千円	

(36)	歯科保健医療推進事業		<p>【事業概要】 夜間、休日昼間の歯科診療、心身障害児・者及び通院困難者等への訪問診療を行う横浜市歯科保健医療センターに対し運営費を補助します。 また、周術期口腔ケアに関する市民啓発を行います。</p>
本 年 度	94,021千円		<p>【事業内容】 (1) 歯科保健医療センター運営費補助 (2) 周術期口腔ケアに関する市民啓発の実施 (3) 障害児・者歯科診療に係る研修会の実施</p>
前 年 度	93,934千円		
差 引	87千円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	94,021千円	

(39)	在宅医療連携推進事業 ＜介護保険事業費会計＞		<p>【事業概要】 疾病を抱えても市民の方が住み慣れた家等で療養生活を送れるよう、在宅医療と介護が切れ目なく継続的に提供される体制を構築し、在宅における医療と介護の連携を推進します。</p>
本年度	396,288千円		<p>【事業内容】 (1) 在宅医療連携拠点の運営、相談体制の整備 (2) 在宅療養連携推進協議会の開催 (3) 在宅療養移行支援 (4) 在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修の実施 (5) 在宅医療推進のための人材育成研修の実施 (6) 在宅医療を推進するための市民啓発 (7) 人生の最終段階の医療に関する検討・啓発</p>
前年度	411,656千円		
差引	△ 15,368千円		
本年度の財源内訳	国	152,571千円	
	県	76,285千円	
	その他	91,146千円	
	市費	76,286千円	



令和 3 年 度

予 算 概 要

教 育 委 員 会

令和3年度教育予算案の考え方

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、引き続き、児童生徒や教職員の安全・安心を第一に、感染症対策を行いながら、児童生徒の学びを充実させていく必要があります。

また、GIGA スクールについては、端末整備等の準備が完了し、令和3年度は本格運用の年となります。今後、日々の授業において「今までの横浜の教育実践と最先端のICTのベストミックス」を基本に学校現場等での活用を進めていきます。

令和3年度は、「第3期横浜市教育振興基本計画」の4年目として、「横浜教育ビジョン2030」に掲げた「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、計画に示す2つの基本姿勢「持続可能な学校への変革」及び「客観的な根拠に基づく教育政策の推進」を大切にしながら、目標達成に向け各取組を着実に進めていきます。

令和3年度予算案の主な事業として、

- ・ ICT環境の着実な運用に向けた端末の保守、予備端末の整備やICT支援員派遣、指導者用デジタル教科書の導入など「GIGAスクールにおける学びの充実」
 - ・ 学校における感染症対策の充実や、職員室業務アシスタントの追加配置など「ウィズコロナ下の学習支援と『安全・安心』環境の実現」
 - ・ 令和3年度から実施する安全・安心で質の高い「中学校給食（デリバリー型）の実施」
 - ・ 新学習指導要領の着実な推進や、教職員の働き方改革の推進など「子どもの力を伸ばす教育の推進」
 - ・ 外国につながる児童生徒や不登校児童生徒への支援など多様なニーズに対応した教育の推進、特別支援教育の推進、いじめの防止や早期解決に向けた取組など「学校生活のきめ細かな支援」
 - ・ 学校施設の建替や維持補修、環境改善など「安全・安心な教育環境の整備」
 - ・ 更なる教育の質の向上に向けた「教職員の配置」
- に取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、学校と家庭、地域、社会が連携・協働しながら、夢や目標に向かってチャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育てていきます。

また、SDGs 未来都市として、学校教育においても、SDGs との関係性を意識した教育活動を展開していきます。

教育予算案について

＜教育予算案の概要＞

区分	3年度予算額	2年度予算額	増減
一般会計	2,613億5,616万円	2,583億7,136万円	29億8,480万円 (+1.2%)
教育施策の推進にかかる経費	666億2,584万円	612億5,880万円	53億6,704万円 (+8.8%)
教職員人件費等	1,662億3,153万円	1,675億6,378万円	▲13億3,225万円 (▲0.8%)
教育施設整備費	284億9,879万円	295億4,878万円	▲10億4,999万円 (▲3.6%)

市立学校の学校数等

区 分	令和3年度	令和2年度	差 引	備 考
学 校 数	校 508	校 509	校 ▲ 1	
小 学 校	339	340	▲ 1	統合：菅田の丘小（池上小と菅田小が統合）
中 学 校	145	145	0	
義務教育学校	2	2	0	
高等 学 校	9	9	0	
特別支援学校	13	13	0	
児 童 生 徒 数	人 265,652	人 265,313	人 339	
小 学 校	177,468	178,178	▲ 710	
中 学 校	77,132	76,027	1,105	
義務教育学校	1,416	1,406	10	
高等 学 校	8,037	8,050	▲ 13	
特別支援学校	1,599	1,652	▲ 53	
学 級 数	学級 9,870	学級 9,839	学級 31	
小 学 校	6,610	6,606	4	
中 学 校	2,502	2,469	33	
義務教育学校	53	56	▲ 3	
高等 学 校	222	222	0	
特別支援学校	483	486	▲ 3	

※児童生徒数、学級数は推計値

※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

1 GIGAスクールにおける学びの充実

1		GIGAスクールにおける 学びの充実	
本 予 算	年 度 額	3,690,580	千円
前 予 算	年 度 額	1,666,694	千円
差 引		2,023,886	千円
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県	876,488	千円
	その他	226	千円
	市債	-	千円
	一般財源	2,813,866	千円

児童生徒1人1台端末の環境におけるICTの効果的な活用を促進するとともに、新学習指導要領において、「情報活用能力」が全ての学習の基盤となる資質・能力として位置づけられたことを踏まえ、情報教育の充実を図ります。

1 ICT環境の着実な運用【一部新規】 2,570,201千円
令和2年度に整備した児童生徒用の端末の保守、予備端末の整備等を行います。

端末やネットワーク等の各種障害に対処するため、学校サポートデスクを運営します。

児童生徒1人1台に増えた端末を授業等で円滑に使えるよう、外部に接続するネットワークの維持運用を行います。

また、児童生徒の情報活用能力向上のため、教職員向けの研修等を実施します。

2 ICT支援員派遣【拡充】 769,244千円

GIGAスクール構想に伴う教育用端末の大幅増加やクラウドサービスの活用に伴い、市立学校全校に対し、ICT支援員が定期的に訪問し、授業でのICTの利活用提案や教材作成、授業準備等のサポートを行います。

＜令和2年度：全小学校2回/月→令和3年度：全小・中・義務教育・特別支援学校1回/週・全高等学校2回/月＞



3 指導者用デジタル教科書の導入【拡充】 203,506千円

教員が拡大提示して使用する指導者用デジタル教科書（国語・社会・地図・数学・理科・英語）について、全ての中学校及び義務教育学校後期課程並びに特別支援学校に導入し、各教科の授業の充実とともに、教員の負担軽減を図ります。



4 不登校児童生徒への支援に向けた特別支援教室等活用事業【拡充】 87,180千円

在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に、不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を市内20中学校で実施します。

＜令和2年度:8校→令和3年度:20校＞

5 アットホームスタディ運営事業【新規】 7,512千円

ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。

オンライン学習教材の活用にあたっては、「アットホームスタディ支援員」を教育委員会事務局に1名配置し、学校と連携を行いながら、支援を実施します。

子どもが無理なく自分のペースで学習を進めることができ、学校がその進捗状況を把握することができるようになります。

6 著作物活用事業【新規】 52,937千円

「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS）に登録し、補償金を負担することによって、市立学校があらゆる著作物を無許諾で公衆送信等ができるようにします。

11	特別支援教育の推進		<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒にあらゆる教育の場で一貫した適切な指導・支援や合理的配慮を提供するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、市立学校における教育環境をさらに充実します。</p> <p>1 就学・教育相談事業 131,804千円 特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行うため、就学・教育相談を行います。</p> <p>2 特別支援教育支援員事業 138,428千円 小・中・義務教育学校の一般学級及び個別支援学級で、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒に、特別支援教育支援員(有償ボランティア)を配置し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。 <支援員配置時間:269,754時間、登録支援員数:1,781人></p> <p>3 専門職派遣事業【新規】 770千円 肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣します。医療情報や授業内容を踏まえながら、児童生徒の安全確保及び姿勢や運動面など、学習の土台づくりを進め、学びの充実を図ります。令和3年度は、1学校教育事務所エリアで試行実施し、全市民展開に向けた検討を行います。 <総派遣時間：77時間></p> <p>4 特別支援学校就労支援事業 13,555千円 高等特別支援学校に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、就労支援指導員を配置し、職場実習先の開拓や就労定着のための職場訪問を行います。</p> <p>5 スクールバス運行事業【拡充】 859,504千円 障害のある児童生徒の登下校の安全を確保し、身体的負担の軽減を図るため、特別支援学校(視覚・知的・肢体)でスクールバスを運行します。 <スクールバスコース数 令和2年度：43コース→令和3年度：46コース> また、<u>医療的ケアが必要な児童生徒の福祉車両等による通学支援の試行を、肢体不自由特別支援学校全6校に拡大します。</u></p> <p>6 特別支援学校におけるスポーツ選手育成強化支援事業 440千円 特別支援学校でスポーツを学んだ生徒及び卒業生が様々な大会で活躍することにより、障害のある子どもたちの目標となり、自立・社会参加につながることを目的として、育成強化支援を行います。</p> <p>7 小・中・義務教育学校等における医療的ケア支援事業 56,995千円 学校において日常的に喀痰吸引などの医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師を派遣します。 <対象人数：17名、対象となる医療的ケア：喀痰吸引、導尿、経管栄養></p> <p>8 特別支援学校医療的ケア体制整備事業【拡充】 195,484千円 多様化する医療ニーズへの対応のため、肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置します。 <看護師配置数 令和2年度：24名→令和3年度：30名> また、教員及び医師などで構成する合同懇談会等を開催するとともに、学校内での人工呼吸器等高度な医療的ケアに、引き続きモデル的に取り組みます。</p> <p>9 医療的ケア児・者等支援促進事業【拡充】 8,877千円 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、コーディネーターによる支援等を継続して実施します。また、<u>市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。</u></p>
本 予 算	年 度 額	2,178,458 千円	
前 予 算	年 度 額	1,918,312 千円	
差 引		260,146 千円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県	90,842 千円	
	その他	9,359 千円	
	市債	- 千円	
	一般財源	2,078,257 千円	

8 安全・安心な教育環境の整備

19		市立学校の増築・建替え等	
本	年	度	8,355,814 千円
予	算	額	
前	年	度	9,817,068 千円
予	算	額	
差		引	▲1,461,254 千円
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県		713,034 千円
	その他		425,060 千円
	市債		5,073,000 千円
	一般財源		2,144,720 千円

住宅開発に伴う児童生徒の増加等に対応するため、小・中学校等における校舎の増築等の対策を進めます。障害のある児童生徒の状態に応じて効果的な指導が行えるよう、個別支援学級、通級指導教室及び特別支援学校の施設の整備等を行います。また、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、老朽化が進んでいる学校施設の建替えを進めます。

なお、増築工事の進捗等に伴い予算額が減少しています。また、木質化を推進するため、森林環境譲与税の一部（202,000千円）を建替事業費等に充当します。

1 小・中学校整備費 4,983,648千円
 通学区域内の児童数の増加に伴う師岡小学校の増築工事、長津田小学校の改修工事及び緑園義務教育学校の開校に向けた工事などを進めるほか、一般学級や個別支援学級の児童生徒数の増加による不足教室対策として、内部改修や仮設校舎の設置を行います。また、35人学級の計画的な整備に向けた小学校の改修等を進めます。

2 小・中学校建替事業費等 2,708,730千円
(1) 小・中学校施設の建替事業費等【拡充】
 平成29年度に建替校に選定した3校については校舎の建築工事等を、平成30年度に選定した3校については実施設計等、うち池上小学校については並行して解体工事等を、令和元年度に選定した3校については基本設計等を進めます。令和2年度に選定した6校については基本設計等を進め、令和3年度の建替対象校選定に向けては必要な調査を行うほか、対象となる学校において、地域や保護者、学校関係者等による検討会を立ち上げ、その意見等を踏まえた基本構想を実施します。(2,368,166千円)
 平成29年度選定校：上菅田笹の丘小、汐見台小、都岡小
 平成30年度選定校：池上小（4月より「菅田の丘小」）、榎が丘小、勝田小
 令和元年度選定校：二俣川小、万騎が原小（木造を想定）、瀬谷小
 令和2年度選定校：矢向小、吉原小、今宿小、菊名小、つつじが丘小、戸塚小

(2) 建替え等に伴う通学支援策等事業費【拡充】
 上菅田笹の丘小学校の建替工事期間中の使用校舎となる旧笹山小学校への遠距離通学支援策、及び池上小学校・菅田小学校の統合により開校する菅田の丘小学校の建替工事期間中の使用校舎となる現菅田小学校への遠距離通学支援策として、スクールバスの運行等を実施します。また、菅田の丘小学校において、新たに指定される通学路について、歩道の拡幅や滞留スペースの整備等の通学安全対策を進めます。(340,564千円)

3 特別支援学校改修事業費 90,000千円
 市立特別支援学校（盲・ろう・知的・肢体・病弱）の児童生徒の教育環境の充実のため、施設の改修および拡充を行います。

4 学校計画事業費等 13,514千円
 市立小・中学校の良好な教育環境の確保のため、平成30年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、通学区域や学校規模の適正化の取組を推進します。

5 学校施設整備基金積立金 542,124千円
 今後、計画的に学校施設の建替え等を進めていく中で木質化を促進するため、学校施設の整備を目的とした「横浜市学校施設整備基金」に森林環境譲与税の一部を積み立てます。また、不要となった学校用地の一部の売却益等を積み立てます。

6 学校施設解体費【新規】 16,028千円
 用途廃止となった学校施設の跡地の有効利用を図るため、既存の建物の解体に向けた設計を行います。・旧左近山小高小学校（解体工事のアスベスト調査費・設計費）

20	市立学校の営繕・空調設備・校地整備等	
本年度予算額	20,009,835	千円
前年度予算額	18,977,203	千円
差引	1,032,632	千円
本年度の財源内訳	国・県	2,396,755 千円
	その他	78,007 千円
	市債	11,570,000 千円
	一般財源	5,965,073 千円

学校用地の整備を行うほか、維持補修及び屋外環境整備を行い、学校教育における活動の場の向上を図ります。また校庭等の施設の改修を行います。学校施設の安全性・耐久性を確保し、良好な教育環境の維持を図るため、計画的かつ効果的な施設の保全に取り組みます。

1 エレベーター等設置事業費 944,549千円

「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、平成10年度より、車椅子利用等により、階段の利用が困難な児童・生徒等及び学校訪問者の建物内の移動が容易となるよう整備を進めています。車椅子を利用している児童・生徒等が在籍している学校の中から選定し、エレベーターを設置するほか、状況に応じてスロープの改修、多目的トイレの整備を行います。

〈令和2年度：8校→令和3年度：11校〉

エレベーター増築棟



2 市立学校空調設備整備事業費【拡充】 1,443,198千円

児童生徒の安全安心な教育環境の整備のため、学校施設の既存空調の計画的な対策が必要です。老朽化の状況を考慮し、更新工事を始めます。〈令和2年度24校：→令和3年度：111校〉

3 体育館空調設備設置事業費【拡充】 870,200千円

学校の体育館は、体育の授業や部活動だけでなく、放課後キッズ、地域開放、避難所といった公益性のある施設であることから、近年の猛暑の影響を考慮し、空調設備の設置工事をを行います。〈令和2年度：工事3校→令和3年度：工事20校〉

※補完的な対応として、スポットクーラーの設置を行います。

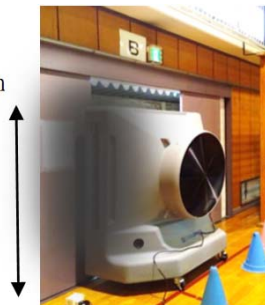
マルチエアコン



スポットクーラー

(大型冷風機)

高さ約1.8m



4 外壁・窓サッシ改修事業費 3,742,147千円

児童生徒等の安全を確保するため、外壁や窓サッシの非構造部材の落下防止対策を実施します。〈令和2年度：30校→令和3年度：25校〉

24	図書館サービスの充実		市立図書館18館の効果的効率的な運営に努めるとともに、市民の課題解決や暮らしに役立つ情報の提供など、図書館サービスの充実を図ります。
本 予 算	年 度 額	1,690,275 千円	1 図書館運営費 922,343千円 中央図書館及び地域図書館の施設管理・運営、広報、研修、図書館情報システムの運用を行います。 また、 <u>感染症拡大防止対策として、施設・設備の消毒作業等を緊急雇用創出事業で実施します。</u> さらに、 <u>市立図書館開業100周年の記念事業として、記念講演会等を行います。</u>
前 予 算	年 度 額	1,600,179 千円	2 図書館資料費 346,814千円 第二次横浜市民読書活動推進計画に基づき、魅力ある図書の充実に取り組むとともに、利用者の課題解決に資する専門図書を幅広く収集します。 また、 <u>感染症対策を想定した「新しい生活様式」に対応するため、電子書籍サービスを提供します。</u>
差 引		90,096 千円	3 中央図書館利用者サービス事業費【拡充】 122,919千円 資料の貸出・閲覧等のサービス、移動図書館による資料の貸出等のサービスを提供します。また、 <u>移動図書館事業拡充のため、車両を1台から2台にします。</u>
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県	1,065 千円	4 障害者サービス事業費【拡充】 6,344千円 視覚障害者に対する録音図書の製作や貸出、心身障害者等来館困難障害者に対する資料の配送貸出等のサービスを提供します。また、対面朗読等の環境整備を進めます。
	その他	41,168 千円	5 地域図書館・図書取次業務委託事業費【拡充】 110,462千円 都筑図書館及び戸塚図書館の貸出等業務及び図書取次サービスを業務委託により行います。また、 <u>図書取次サービス事業拡充のため、港北区北部に新規拠点を開設します。</u>
	市債	- 千円	6 市立図書館指定管理事業費 180,618千円 山内図書館の指定管理者による運営を行います。
	一般財源	1,648,042 千円	

～コラム～ 図書館サービスの充実

横浜市は、市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資するため、令和元年12月に「第二次横浜市民読書活動推進計画」（以下「読書計画」）を策定し、様々な取組を行っています。本読書計画に基づき図書館では、身近で便利な図書館サービスの充実に向けて、移動図書館や図書取次サービスの拡充を図ります。

移動図書館「はまかぜ号」は本棚のある特別仕様の車で、約3,000冊の図書を載せて、主に市立図書館から遠い地域を対象に、現在1台で定期的に巡回しています。車両を2台にして、定期の巡回先を増やすとともに、地域や学校の求めに応じて、司書が同行し移動図書館を活用した読書活動支援を新たに展開します。

図書取次サービスは、図書館以外の場所を活用して、予約した図書館の本の貸出や返却ができ、二俣川駅や東戸塚駅の行政サービスコーナー等で実施しています。新たな場所として、港北区北部での導入・整備に向けて、港北区と調整しています。

また、令和3年6月に市立図書館は開業100周年を迎えます。市立図書館全館で関連イベントを行うとともに、中央図書館を中心に記念講演会やパネル展示等を行います。100周年記念事業の特設サイトを開設し、ステイホームでも楽しめる写真や動画、これまでの図書館の歩みが分かる年表等のコンテンツを配信します。



令和3年度 教育予算総括表

(単位:千円)

款項目	3年度 予算額	2年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)
15款 教育費	261,356,162	258,371,357	2,984,805	1.2
1項 教育総務費	187,566,278	186,795,004	771,274	0.4
1目 教育委員会費	21,342	21,360	▲18	▲0.1
2目 事務局費	11,365,741	10,291,848	1,073,893	10.4
3目 教職員費	166,231,529	167,563,781	▲1,332,252	▲0.8
4目 教育指導振興費	7,790,114	6,849,199	940,915	13.7
5目 教育センター費	152,589	212,122	▲59,533	▲28.1
6目 特別支援教育指導振興費	545,293	510,441	34,852	6.8
7目 教育相談費	1,459,670	1,346,253	113,417	8.4
2項 小学校費	12,237,894	11,207,678	1,030,216	9.2
1目 学校管理費	8,610,640	7,362,337	1,248,303	17.0
2目 学校運営費	3,627,254	3,845,341	▲218,087	▲5.7
3項 中学校費	5,760,278	5,308,127	452,151	8.5
1目 学校管理費	3,327,080	2,886,977	440,103	15.2
2目 学校運営費	2,433,198	2,421,150	12,048	0.5
4項 高等学校費	950,005	886,232	63,773	7.2
1目 学校管理費	644,953	584,502	60,451	10.3
2目 学校運営費	305,052	301,730	3,322	1.1
5項 特別支援学校費	1,576,170	1,347,474	228,696	17.0
1目 学校管理費	1,355,901	1,128,112	227,789	20.2
2目 学校運営費	220,269	219,362	907	0.4
6項 生涯学習費	3,092,606	2,922,426	170,180	5.8
1目 生涯学習推進費	368,968	318,479	50,489	15.9
2目 文化財保護費	1,033,363	1,003,768	29,595	2.9
3目 図書館費	1,690,275	1,600,179	90,096	5.6
7項 学校保健体育費	21,674,139	20,355,639	1,318,500	6.5
1目 学校保健費	700,954	680,375	20,579	3.0
2目 学校体育費	688,421	905,581	▲217,160	▲24.0
3目 学校給食費	9,695,059	8,816,404	878,655	10.0
4目 学校給食物資購入費	10,589,705	9,953,279	636,426	6.4
8項 教育施設整備費	28,498,792	29,548,777	▲1,049,985	▲3.6
1目 学校用地費	1,439,021	1,465,464	▲26,443	▲1.8
2目 小・中学校整備費	7,665,465	8,940,783	▲1,275,318	▲14.3
3目 高等学校整備費	133,143	754,506	▲621,363	▲82.4
4目 特別支援教育施設整備費	131,427	131,427	-	0.0
5目 学校施設営繕費	18,571,584	17,512,509	1,059,075	6.0
6目 学校施設整備基金積立金	542,124	744,088	▲201,964	▲27.1
7目 学校施設解体費	16,028	-	16,028	-

横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及び

パブリックコメントの実施について（報告）

本市の総合的な依存症対策の推進に向け、「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」を令和3年度に策定予定です。策定に向け、素案のパブリックコメントを実施しています。

1 計画の概要

(1) 目的

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人や家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有するために策定します。幅広い支援者がそれぞれの強みを生かした、包括的・重層的な支援体制を構築し、依存症者等の早期発見・早期支援や、多様なニーズに対応した支援の提供を目指します。

(2) 計画の位置づけ

国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づく計画で、本市が任意で策定します。

(3) 計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

2 素案の概要

別紙1 パブリックコメント用「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案概要版」に記載しています。

3 パブリックコメント

(1) 実施期間

令和3年3月8日（月）から令和3年4月6日（火）まで30日間

(2) 主な資料配布場所

区役所、市役所（市民情報センター）、横浜市こころの健康相談センター等へ配架しています。また、本市ウェブサイトにも掲載しています。

(3) 意見提出方法

回答フォーム、電子メール、郵送、FAX等で意見を受け付けています。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年 9月～10月 計画の確定

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症などの回復支援に向けた
 「横浜市依存症対策地域支援計画」(仮称)(計画期間:令和3年度～令和7年度)
 に対するパブリックコメントを実施しています。
 (実施期間:令和3年3月8日～4月6日)

よこはましゐぞんしやうたいさくちゐきしゐんけいかく かしやう そあん(がいやうばん)
 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案【概要版】

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

<計画策定の趣旨>

- 本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すものです。

<計画策定の位置付け>

- 本計画は国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)において定められた、地域支援計画として策定するものです。
- 本計画は、国、神奈川県及び本市における関連計画との整合を図りながら策定しました。
- 本計画は、①「横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会」(以下「検討部会」という。)での議論、②「横浜市依存症関連機関連携会議」(以下「連携会議」という。)での議論、③関係機関等に対する各種調査といった取組を通じ、幅広い意見を取り入れながら策定を進めました。

<計画の期間>

- 本計画の計画期間は、令和3年度～令和7年度の5年間とします。

<計画の対象>

- 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

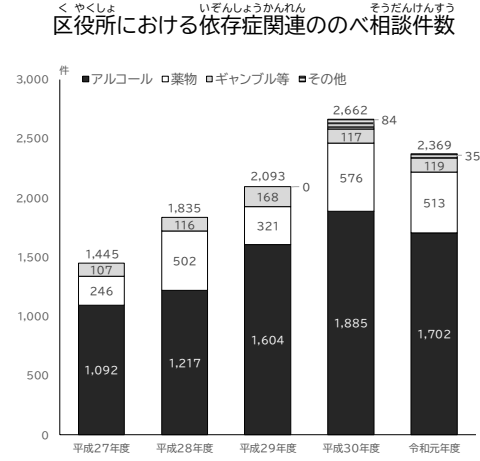
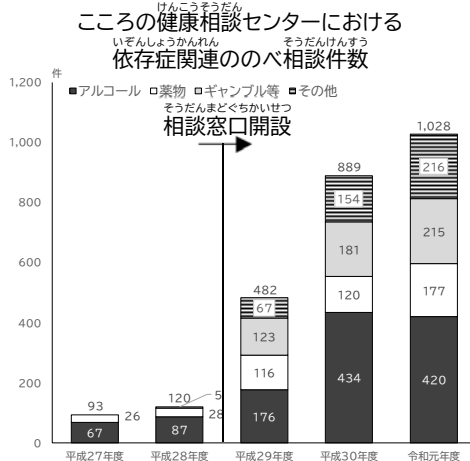
2 用語の定義

- 本計画では、以下のように用語の定義を行いました。

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態である ● 国際疾病分類(ICD-11)では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること

1 本市の依存症に関する状況

- 平成30年度に実施された厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の0.8%、女性の0.2%となっています(※1)。
- 令和元年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの調査結果によると、生涯で1度でも薬物(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちのいずれかの薬物)の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています(※2)。
- 本市が令和元年12月～令和2年3月にかけて実施した調査の結果によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%となっています(※3)。
- 本市における依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等・その他)に関する相談件数を見ると、令和元年度には、こころの健康相談センターでのべ1,028件、区役所でのべ2,369件の相談を受け付けています(※4)。



(※1)「2018年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成30年度報告書)
 (※2)国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(令和元年)」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業) 分担研究報告書)
 (※3)横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)
 (※4)出典は横浜市資料。なお、「その他」の依存症への相談件数は平成29年度より抽出しているため、同年以降の相談件数を掲載

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

①身近な支援者

- 本市では、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、区役所の高齢・障害支援課、生活支援課など、依存症の本人等の一次相談窓口となる身近な支援者が活動しています。
- 身近な支援者における相談では、アルコールをはじめとする依存症の問題が含まれることは珍しくない状況にあり、こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

②医療機関

- 神奈川県とともに選定している専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あり、依存症の治療、合併する精神疾患への対応、障害福祉サービス等と連携した支援などが行われています。

③民間支援団体等(回復支援施設・自助グループ等)

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施、あるいは依存症の問題を抱えた人たちが家族等が相互に支えあう取組を進めています。

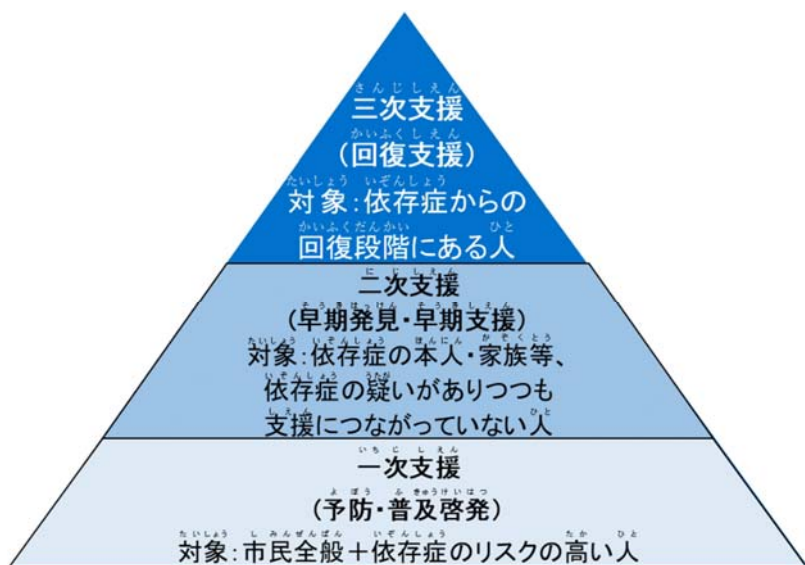
④行政(こころの健康相談センター等)

- 本市では、実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターと区役所の精神保健福祉相談を中心に、関係機関と連携をしながら相談対応や支援施策を展開しています。

■ 本計画の策定にあたって、各種調査、検討部会・連携会議等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しました。

本計画における一次・二次・三次支援の対象と定義

- 一次支援：依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組をいう。
- 二次支援：依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につなげていない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などをいう。
- 三次支援：依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組をいう。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含む。



※一般的に予防医学等で、一次「予防」、二次「予防」、三次「予防」という用語が用いられます。今回用いている一次「支援」、二次「支援」、三次「支援」もほぼ同じ意味で使用していますが、回復のために努力を続けている本人や家族等へ、より肯定的な表現となるよう、「支援」という用語を使用しています。

本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組み民間支援団体等の運営面等の課題への対応
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応

1 きほんりねん
基本理念

- 本計画における基本理念は以下の通りです。

【基本理念】

いぞんしょう ほんにん かぞくとう かか こんなん けいげん
依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より じぶん けんこうてき く らしに む かって すす つづ
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

2 きほんほうしん
基本方針

- 先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、以下の通り基本方針を定めます。

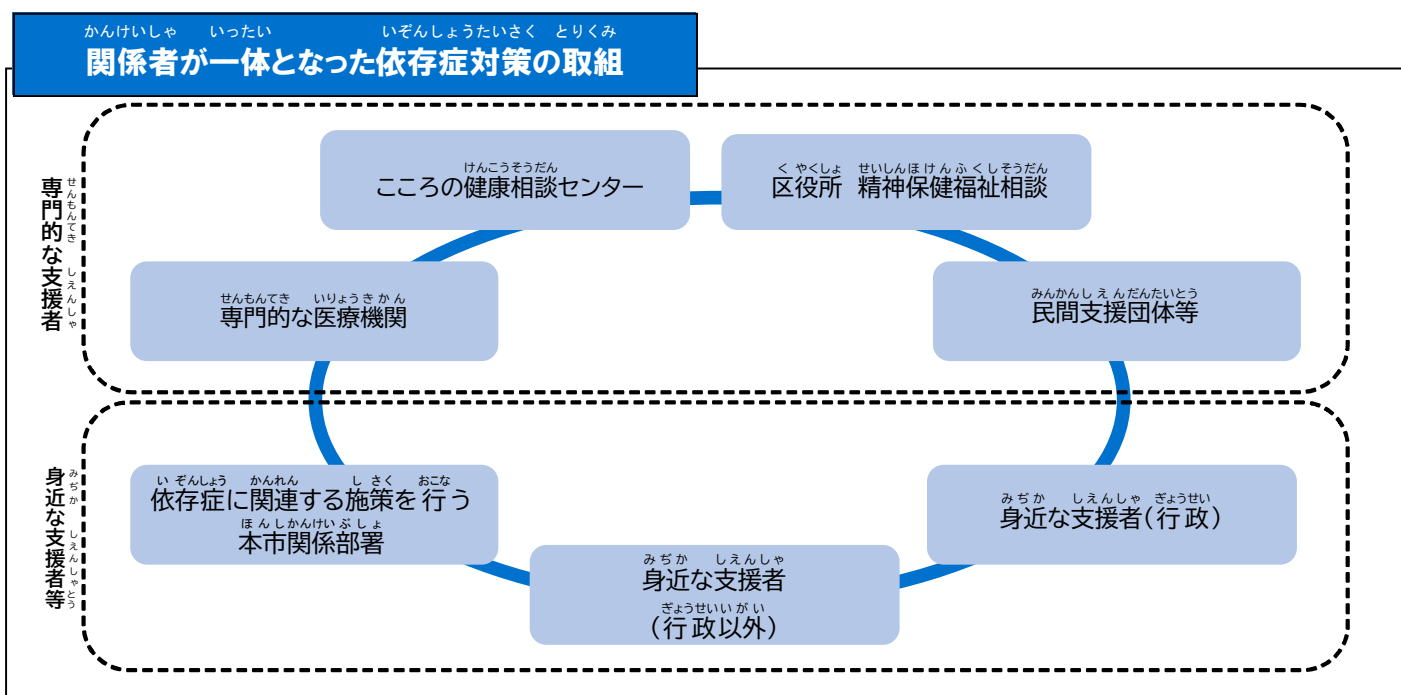
【基本方針】

いぞんしょう よぼうおよ いぞんしょう ほんにん かぞくとう
依存症の予防及び依存症の本人や家族等が
じぶん けんこうてき く らすための しえん む
自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、
かんけいしゃ つよ い れんけい しさく すいしん
関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

3 きほんほうしん じつげん む とりくみたいせい
基本方針の実現に向けた取組体制

- 基本方針の実現に向け、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談等の関係部署、専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者などの関係者が連携し、一体となって依存症対策の取組を進めます。

きほんほうしん じつげん む とりくみたいせい
基本方針の実現に向けた取組体制



■ 第2章で導出した12の課題に対応するため、6つの重点施策を設定しました。各重点施策の内容と主な施策は以下の通りです。

1 一次支援にかかる重点施策

重点施策1 予防に資する普及啓発

【様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開】

【施策の一例】

【若年層への啓発・依存症予防の知識の提供】

- 児童・生徒を対象としたリーフレットの配布などの教育・啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報教育・啓発を実施
- ゲーム障害に関して、正しい理解と適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓発を実施

【身近な支援者等による啓発】

- ライフステージの中で直面した問題を起因として依存症となることを防止するため、身近な支援者における依存症の啓発や予防に向けた情報提供などを実施

【多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組】

- 生活習慣病改善相談や健康づくり関連イベントなどの普及啓発の中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施

【薬物乱用防止への取組】

- 現在実施している不正大麻・けし撲滅運動や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進

【高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育】

- 平成30年に公示された高等学校の学習指導要領及び高等学校学習指導要領解説の内容を踏まえ、高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても実施

依存症啓発リーフレット



重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を推進】

【施策の一例】

【依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発】

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を実施
- 依存症理解促進のための市民向け講座を開催

本市 依存症対策ホームページ



2 二次支援にかかる重点施策

重点施策3 相談につながるための普及啓発

【本人や家族等が適切な相談支援機関につながるよう、相談先に関する情報の提供や依存症の正しい知識の啓発を推進】

【施策の一例】

【依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発】

- 依存症の本人、その家族や友人・知人などが相談支援機関について情報を入手し、相談につながるできるよう、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を実施

【家族等向けの啓発】

- 区役所の関係各課などに相談に来た家族等に対し、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報提供などを実施
- 家族等からの一次相談に基づき早期発見・早期支援につなげていくために、家族等や身近な支援機関の職員などに、受診できる医療機関の周知を推進

【インターネットを活用した情報提供】

- Web上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成などを実施



相談を促す啓発カード

重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

【依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた取組を推進】

【施策の一例】

【連携会議による支援情報の収集と共有等】

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、関係機関の連携や情報・課題の共有を目的とした連携会議を定期的に開催

【支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施】

- 身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための、支援ガイドラインの作成を推進
- 身近な支援者向け研修の実施

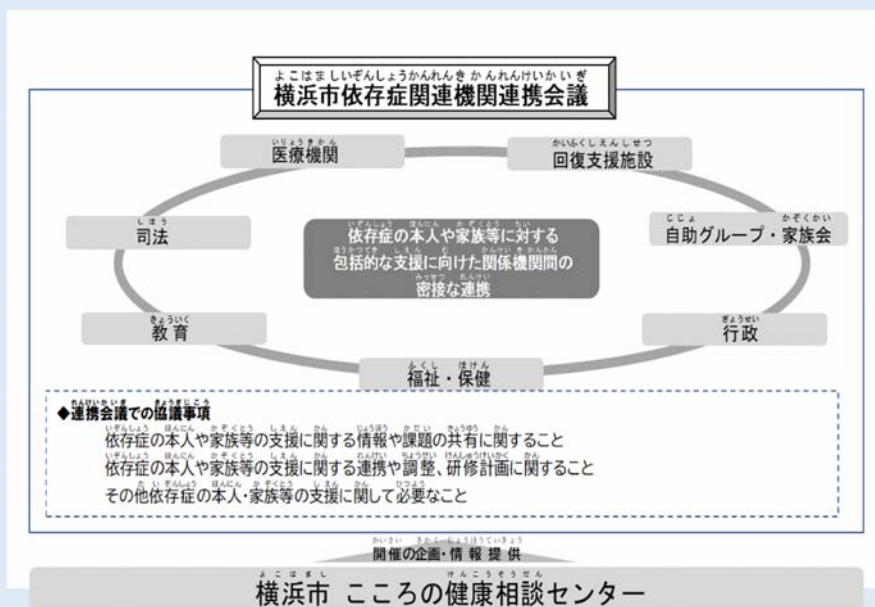
【区役所の関係各課が連携した相談等への対応】

- 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課において、研修受講などを通じて、依存症の理解の向上と相談対応力の強化を推進
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と状況共有や連携した対応を実施

【内科等での気付きとつなぎ】

- 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりを検討
- 依存症の本人等が内科を受診した際に、医師などが依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等向けに依存症にかかる情報提供や研修などを開催

横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

【専門的な支援者による強みを生かした支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進】

【施策の一例】

【回復プログラム・家族教室の実施】

- こころの健康相談センターにおいて、依存症の再発のサイン・対処法などを本人と一緒に考える回復プログラムを実施
- こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症を学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施

【民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援】

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施

【民間支援団体等への活動支援】

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施

【スタッフの人材育成・セルフケアのための取組】

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成、スタッフの「燃え尽き症候群(バーンアウト)」や離職の防止に向けて、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催や施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援



重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進】

【施策の一例】

【連携会議によるサポート体制の構築】

- 連携会議を通して、支援者間の情報共有等の促進を図り、地域で回復し続けられる支援体制の構築を推進

【回復や支援に関する情報共有】

- 支援の質の向上と回復プロセスの周知に向け、様々な回復プロセスを共有し、行政や民間支援団体等、一般市民へ周知を実施

【更生保護と一体となったサポート】

- 薬物等に関連する犯罪を犯した人が、社会の中で孤立し、薬物使用を再び繰り返してしまうことを防ぐため、保護観察所等と連携し、当事者に対して民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含めた相談対応を推進

「横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)」
素案についての意見記入用紙

「横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)」素案に対する御意見を御記入ください。

御意見をいただく章 番号(あてはまるものに○)	1. 第1章について	2. 第2章について
	3. 第3章について	4. 第4章について
	5. 第5章について	6. 計画全般について

御意見の内容をご記入ください(自由記述)

◆本概要版の内容及び

パブリックコメントに関するお問い合わせ先

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22京阪横浜ビル10階

電話：045-662-3554 F A X：045-662-3525

E-mail：kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp

1 関係主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、一次支援～三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要です。

2 計画の進行管理

- 本計画では、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。
- また、重点施策ごとに指標を設け、計画の進捗状況を点検します。指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

【関係主体に期待される役割】

- ◆ 身近な支援者
(行政、福祉、一般医療機関、司法、教育)
依存症に関する情報収集、依存症問題への気づきと専門的な支援へのつなぎ、依存症周辺問題への対応など
- ◆ 民間支援団体等
(回復支援施設、自助グループ・家族会)
依存症啓発の担い手、依存症の人の治療・回復支援など
- ◆ 専門的な医療機関
依存症啓発の担い手、依存症の人の治療・回復支援など
- ◆ 依存症関連施策の実施者としての行政
- ◆ (こころの健康相談センター、健康福祉局精神保健福祉課、区役所 精神保健福祉相談)
依存症に関する情報収集、支援施策の企画・立案、依存症啓発の担い手など

郵便はがき

231-8790

005

横浜港局
承認

XXXX

差出有効期間
令和X年
X月XX日まで

横浜市中区本町2-22
京阪横浜ビル 10階

横浜市健康福祉局
精神保健福祉課 行



よろしければ、あなたの情報を御記入ください

■お住まい(あてはまるものに○をしてください)

横浜市內 横浜市外

■年代(あてはまるものに○をしてください)

20歳未満 20~39歳 40~64歳
65~74歳 75歳以上

「横浜市依存症対策地域支援計画」(仮称)素案
への御意見をお寄せください

募集期間:令和3年3月8日(月)から
令和3年4月6日(火)まで

御意見は、以下のいずれかの方法でお寄せください。

①電子申請回答フォーム
(推奨)

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?acs=izonsyoplanpubcom>



②メール

kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp

③郵送

左記はがき(切手不要)

④FAX

045-662-3525

<御留意いただきたい点>

- いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- いただいた御意見は公開する可能性がありますので、御承知おください。
- 御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本素案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。
- その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

よこはましみなみ とつか ふくしじゅさんじよみんえいか ともな うんえいほうじんこうぼけっか
横浜市 南・戸塚福祉授産所民営化に伴う運営法人公募結果について

1 趣旨

れいわ ねん がつ だい かいよこはまししょうがいしゃせきすいしんきょうぎかい よこはましみなみ とつか ふくしじゅさんじよ
 令和2年6月の第1回横浜市障害者施策推進協議会において、横浜市 南・戸塚福祉授産所
 みんえいか ともな うんえいほうじん こうぼ せつめい
 民営化に伴う運営法人の公募について説明しました。

ご れいわ ねん がつ だい かいせんていいいんかい こうぼようこう ないよう せんていほうほう けんとう
 その後、令和2年8月の第1回選定委員会において、公募要項の内容や選定方法について検討
 れいわ ねん がつ がつ ほうじんこうぼ へ だい かいせんていいいんかい うんえいほうじんこうぼ せんてい
 し、令和2年9月から 11月の法人公募を経て、第2回選定委員会において運営法人候補を選定
 れいわ ねん がつ よこはまし ほうじんけつてい ほうこく
 し、令和3年1月に横浜市が法人決定しましたので、ご報告いたします。

2 運営法人

みなみふくしじゅさんじよ 南福祉授産所	とつかふくしじゅさんじよ 戸塚福祉授産所
しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいじぎょうきょうかい 社会福祉法人 横浜市社会事業協会	しゃかいふくしほうじん でんきかながわふくし 社会福祉法人 電機神奈川福祉センター

3 横浜市 南・戸塚福祉授産所民営化に伴う運営法人選定委員会委員

しめい 氏名	しよぞく 所属	ぶんや 分野
きぐち えみ こ 木口 恵美子	つるみだいがくたんきだいがくぶ ほいくかじゆんきょうじゆ 鶴見大学短期大学部 保育科准教授	がくしきけいけんしゃ 学識経験者 しゃかいふくし (社会福祉)
さかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしょうがいじしゃ まもるかいれんめい 横浜市心身障害児者を守る会連盟	しょうがいしゃ かぞく 障害者とその家族
しんぼ さとこ 眞保 智子	ほうせいだいがく げんだいふくしがくぶぎょうじゆ 法政大学 現代福祉学部教授	がくしきけいけんしゃ 学識経験者 しゃかいふくし (社会福祉)
すずき さとこ 鈴木 智子	すずきさとここうにかいけいしじむしよ 鈴木智子公認会計士事務所	こうにかいけいし 公認会計士
もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかい 横浜市社会福祉協議会 しょうがいしゃしえんせんたーたんとうりじ 障害者支援センター担当理事	べんごし 弁護士

4 審議の経過

(1) 第1回選定委員会

- ア 開催日: 令和2年8月24日(月曜日)
- イ 場所: 横浜市役所18階 なみき 13会議室
- ウ 議題: (ア) 公募要項の内容について
(イ) 運営法人の選定方法について

(2) 第2回選定委員会

- ア 開催日: 令和2年12月9日(水曜日)
- イ 場所: 横浜市役所18階 なみき 16会議室
- ウ 議題: (ア) 応募状況、選定基準等の説明
(イ) 南福祉授産所の応募法人からのヒアリング・採点・選定
(ウ) 戸塚福祉授産所の応募法人からのヒアリング・採点・選定
- エ 選定内容:
 - (ア) 各委員による採点
応募書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより採点(143点満点)
 - (イ) 採点結果 (委員5名×143点=715点満点)

【南福祉授産所 運営法人】

評価項目	配点	×5人	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
1 組織体制	13	65	20点
2 運営状況	40	200	155点
3 資金計画	10	50	50点
4 施設計画	70	350	306点
5 その他(加点項目)	10	50	33点
合計715点			564点

とつかふくしじゆさんじよ うんえいほうじん
【戸塚福祉授産所 運営法人】

ひょうかこうもく 評価項目	はいてん 配点	にん ×5人	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 でんきかながわふくし 電機神奈川福祉センター
1 組織体制 そしきたいせい	13	65	48点 てん
2 運営状況 うんえいじょうきよう	40	200	180点 てん
3 資金計画 しきんけいかく	10	50	48点 てん
4 施設計画 しせつけいかく	70	350	258点 てん
5 その他(加点項目) たかてんこうもく	10	50	19点 てん
ごうけい 合計715点			553点 てん

- ※ いずれかの項目(その他(加点項目)を除く)において、0点となった場合は合計点にかかわらず運営法人として選定しない。
- ※ 合計点が配点の60%に満たない場合は、運営法人として選定しない。
- ※ 応募締切後の事業計画書の内容に不整合などがある場合は、事務局の判断により、その該当する評価項目の配点内において減点できるものとする。

5 スケジュール

れいわ ねん がつ にち 令和2年6月29日	れいわ ねん だいい かいよこはまししょうがいしゃせきくすいしんきょうぎかい 令和2年度第1回横浜市障害者施策推進協議会
が がつ にち 8月24日	だい かいせんていいいんかいかいさい こう ぼようこうおよ せんていほうほう しんぎ 第1回選定委員会開催(公募要項及び選定方法の審議)
が がつ にち 9月16日	こう ぼうけつけかいし 公募受付開始
が がつ にち 11月13日	おう ぼしんせいしよしめきり 応募申請書締切
が がつ にち 12月9日	だい かいせんていいいんかいかいさい せんていいいんかい しんさ しよるい めんせつしんさ 第2回選定委員会開催(選定委員会による審査(書類・面接審査))
れいわ ねん がつ にち 令和3年1月4日	ほうじんけつてい 法人決定
が がつ にち 3月26日	れいわ ねん だいい かいよこはまししょうがいしゃせきくすいしんきょうぎかい うんえいほうじん けつてい 令和2年第3回横浜市障害者施策推進協議会(運営法人決定報告)
が がつ 4月	うんえいほうじん ひきつ かいし 運営法人への引継ぎ開始
れいわ ねん がつ にち 令和4年4月1日	みなみ とつかふくしじゆさんじよ みんえいか よてい 南・戸塚福祉授産所 民営化(予定)

1 障害者施策検討部会

1 設置目的

障害者施策検討部会は、横浜市の障害者福祉に関わる重要な施策及び事業について、障害者施策推進協議会での審議を円滑に進行するために、案件の具体的な検討を行うことを目的として設置します。

2 委員

委員数	13名	[構成]	当事者	3名
			家族等	2名
			障害福祉事業者	5名
			学識経験者	3名

《委員名 (R3.3.1時点)》※五十音順 (部会長除く)

部会長	渡部 匡隆	横浜国立大学教授大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
	赤川 真	横浜市グループホーム連絡会会長
	飯山 文子	社会福祉法人白根学園自立サポートセンター 歩
	井出 誠司	神奈川県立みどり養護学校 長
	井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会
	大羽 更明	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
	岡村 真由美	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援 連合会副代表
	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局長
	鈴木 敏彦	和泉短期大学児童福祉学科教授
	須山 優江	横浜市中途失聴・難聴者協会会長
	中瀬 明德	社会福祉法人ひかり 東戸塚地域活動ホームひかり 施設長
	奈良崎 真弓	本人の会サンフラワー
	森 和雄	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事

3 令和2年度検討内容

第1回令和2年8月3日（月曜日）

- 【議題】
- (1) 会長の選出
 - (2) 障害者プラン素案の策定について

第2回令和2年11月16日（月曜日）

- 【議題】
- (1) 第3期横浜市障害者プランの進捗報告について
 - (2) 第4期横浜市障害者プラン素案に係るパブリックコメントの実施結果及び原案の策定について

2 はったつしょうがいけんとういいんかい 発達障害検討委員会

1 設置目的

はったつしょうがいしゃしえんほう しこう ともな しない はったつしょうがいじ しゃ かく
 発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ラ
 イフステージにたいおう しえんたいせい せいび はか はったつしょうがいじ しゃ ふくし こうじょう はか
 イフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図るこ
 とを目的とし、設置します。

2 委員

いいんすう 委員数	めい 10名	こうせい [構成]	しょうがいじ しゃ かぞく 障害児・者やその家族	めい 2名
			がくしきけいけんしゃ 学識経験者	めい 2名
			いりょうじゅうじしゃ 医療従事者	めい 1名
			しょうがいじ しゃ ふくし かん じぎょう じゅうじ もの 障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	めい 5名

《委員名 (R3.3.1時点)》※五十音順 (部会長を除く)

ぶ かいちょう 部会長	わたなべ 渡部	まさたか 匡隆	よこはまこくりつだいがくがくたいがくいん 横浜国立大学大学院
			きょういくがくけんきゅうかこう ときょうしよく じつせんせんこう 教育学研究科高度教職実践専攻
	いけだ 池田	さいこ 彩子	えぬびーおーほうじん NPO法人ユースポート横浜
			よこはまわかもの よこはま若者サポートステーション副施設長
おがわ 小川	じゅん 淳		よこはましそうごう 横浜市総合リハビリテーションセンター顧問
さかがみ 坂上	なおこ 尚子		かながわえるでーとうはったつしょうがいじ しゃおや かい 神奈川県L D等発達障害児・者親の会 にじの会副代表
たかぎ 高木	かずえ 一江		よこはましちゅうぶちいきりょういく 横浜市中部地域療育センター所長
たにざき 谷崎	ひであき 秀昭		かんとうがくいんだいがくきょういくがくぶ 関東学院大学教育学部子ども発達学科
			きょういくじつせん 教育実践センター特命准教授
てらだ 寺田	じゅんいち 純一		しゃかいふくしほうじんわかたけだいじゅかい 社会福祉法人若竹大寿会
			ほうじんふくほんぶちょう 法人副本部長 (障がい事業統括) 兼障がい者支援施設 統括施設長
なかの 中野	みなこ 美奈子		いっばんしゃだんほうじんよこはましじへいしょうきょうかいがいちょう 一般社団法人横浜市自閉症協会会長
にしお 西尾	のりこ 紀子		よこはましはったつしょうがいしゃしえん 横浜市発達障害者支援センターセンター長
ひらた 平田	ゆきひろ 幸宏		とうようえいわじょがくいんだいがくにんげんかがくぶ 東洋英和女学院大学人間科学部
			ほいくこ 保育子ども学科准教授

3 令和2年度検討内容

令和元年5月27日付で、横浜市長から「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について、横浜市障害者施策推進協議会あてに諮問を受けました。

これに対し、同協議会の専門部会である発達障害検討委員会にて内容の検討を進めることとなり、令和元年度の検討委員会にて協議の上、答申(案)をまとめました。

令和元年6月29日に開催された、令和2年度第1回横浜市障害者施策推進協議会にて答申(案)が承認され、同日付で横浜市長へ答申しました。

答申に記載した内容については、取組状況や取組による効果等について、定期的な確認・検証を行うことが重要と考え、そのため令和2年度の発達障害検討委員会では、横浜市の発達障害児・者への施策展開に関するPDCAサイクルの、各段階における評価・検証を中心とした議論を行いました。

第1回令和2年8月21日(金曜日)

- 【議題】(1)令和2年度横浜市発達障害検討委員会の進め方について
- (2)発達障害児・者に係る施策の取組について
- ア 地域療育センターの抜本的な見直しについて
 - イ ペアレント・トレーニングについて
 - ウ 「特定相談日」に関する検討について
 - エ 特別支援教育の取組状況について
- (3)第4期障害者プラン素案について

第2回令和3年2月19日(金曜日)

- 【議題】(1)発達障害児・者に係る施策の取組について
- ア 地域療育センターの抜本的な見直しについて
 - イ ペアレント・トレーニングについて
 - ウ 「特定相談日」に関する検討について
 - エ 特別支援教育の取組状況について
 - オ 「世界自閉症啓発デーin横浜2021」について
- (2)第4期障害者プランの策定状況について

3 よこはまししょうがいしゃしゅうろうしえんすいしんかいぎ 横浜市障害者就労支援推進会議

1 せっちもくてき 設置目的

よこはましない
横浜市内において、ふくし きょういく ろうどう けいえい ぎょうせいとう かくぶんや れんけい しょうがいしゃ
福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の
しゅうろうしえんきばん きょうか ちいき しょうがいしゃ しゅうろうしえんきのう こうじょう
就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能を向上させるため、横浜市
しょうがいしゃしゅうろうしえんすいしんかいぎ せっち
障害者就労支援推進会議を設置します。

2 いいん 委員

いいんすう 委員数	13名	こうせい [構成]	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	めい 1名
			しょうがいしゃだんたい 障害者団体	めい 1名
			ろうどう 労働	めい 1名
			しゅうろうしえんきかん 就労支援機関	めい 3名
			ふくし 福祉	めい 2名
			きぎょう 企業	めい 2名
			いりょう 医療	めい 1名
			きょういく 教育	めい 1名
			とうじしゃ 当事者	めい 1名

いいんめい (R3.3.1時点) ※委員名以下五十音順

いいんちょう 委員長	しんぼ さとこ 眞保 智子	ほうせいだいがくげんだいふくしがくぶぎょうじゆ 法政大学現代福祉学部教授
	いしかわ ゆうこ 石川 祐子	よこはまししんしんしょうがいじしゃ まも かりれんめい 横浜市心身障害児者を守る会連盟
	いとう さえこ 伊藤 佐恵子	よこはましかながわくせいかつしえん 横浜市神奈川区生活支援センター
	いとう ようすけ 伊藤 洋介	しゃかいふくしほうじんさいわいかいぎょうむしつこうり じほんぶちょう 社会福祉法人 幸 会 業務執行理事本部長
	いな ひとみ 伊奈 瞳	かながわけんりつ しえんがっこうしんろたんどう 神奈川県立あおば支援学校進路担当
	おざわ まこと 男澤 誠	かぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく 株式会社スリーハイ代表取締役
	かとう まさたか 加藤 将尊	かぶしきかいしゃ かんりせきにんしゃ 株式会社シェアーズ・マルキサービス管理責任者
	ごとう かずま 後藤 和馬	いりょうほうじんしゃだんじりつかい 医療法人社団自立会
	しもかぜ よしたろう 下風 能太郎	かぶしきかいしゃ じんじぶかちょう 株式会社シティコミュニケーションズ人事部課長
	なかたに まな 中谷 麻奈	よこはましつづきくきかんそうだんしえん 横浜市都筑区基幹相談支援センター

ひろさわ かつのり
広沢 克紀

よこはまほくぶしゅうろうしえん ちょう
横浜北部就 労支援センターセンター 長

よしはま ゆうさく
吉浜 雄作

かぶしがいいしゃじんじぶ
アクセンチュア株式会社人事部

やまぐち まゆみ
山口 まゆみ

よこはまこうきょうしよくぎょうあんていじよせんもんえんじよぶもんしゆにんしゅうしよくそくしん
横浜 公 共 職 業 安 定 所 専 門 援 助 部 門 主 任 就 職 促 進
しどうかん
指導官

3 令和2年度検討内容

だい かいれいわ ねん がつ にち げつようび
第1回令和2年8月24日(月曜日)

ぎだい
【議題】 (1) 障害者就 労啓発事業の今後の取組について

れいわ ねんどよこはまししょうがいしやしゅうろうしえんじぎょう
【報告】 (2) 令和2年度横浜市障害者就 労支援事業について

だい きよこはまししょうがいしや さくてい
(2) 第4期横浜市障害者プラン策定について

しょうがいしやしゅうろうしえん
(3) 障害者就 労支援センターについて

ア 事業実績一覧

イ 事業の取組状況について

ウ はまらいぜーしょん

エ 自己点検及び有識者ヒアリングの中止について

しょうがいしやきょうどうじゅちゅう ゆうせんちようたつすいしんじぎょう
(4) 障害者共同受注・優先調達推進事業について

よこはまししょうがいしやきょうどうじゅちゅう
ア 横浜市障害者共同受注センターについて

よこはまししょうがいしやゆうせんちようたつ
イ 横浜市障害者優先調達について

にんていせいど
ウ 認定制度について

まち や じぎょう
エ わたしは街のパン屋さん事業について

しょうがいしやしゅうろうけいはつじぎょう
(5) 障害者就 労啓発事業について

きぎょうけいはつじぎょう
ア 企業啓発事業について

しせつしよくいん たいしょう しゅうぎょうたいけんけんしゅう
イ 施設職員を対象とした就業体験研修について

よこはましやくしよ しょうがいしやこようじぎょう
ウ 横浜市役所における障害者雇用事業について

しんしちようしや およ かんないえききたぐちしゅうろうけいはつしせつ
エ 新市庁舎ふれあいショップ及びJR関内駅北口就 労啓発施設を

かつよう ちいき けいせい
活用した地域ネットワーク形成について

だい かいれいわ ねん がつ にち きんようび
第2回令和3年3月5日(金曜日)

きんきゅうじたいせんげん はつれい ちゅうし
緊急事態宣言の発令のため中止

4 よこはまししょうがいしゃこうけんてきしえんせいどけんしょういいんかい 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会

1 設置目的

障害者が地域で安心して暮らすために必要な身近な地域での見守りや本人の希望と目標に基づく生活のための支援等を行う後見的支援制度を、その理念に基づき、円滑かつ効果的に機能させるため、制度全体を検討することを目的として、横浜市障害者後見的支援制度検証委員会を設置します。

2 委員

委員数	8名	[構成]	家族等	2名
			当事者	1名
			学識経験者	2名
			障害福祉事業者	3名

《委員名 (R3.3.1時点)》※五十音順 (部会長を除く)

部会長	麦倉 泰子	関東学院大学社会学部現代社会学科教授
	浮貝 明典	横浜市グループホーム連絡会副会長
	佐伯 滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟幹事
	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長
	品川 エミリー	横浜市本牧原川井地域ケアプラザ所 長
	鈴木 仁	YPS横浜ピアスタッフ協会
	徳田 暁	神奈川県弁護士会
	細川 哲志	横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター事務局長

3 令和2年度検討内容

第1回令和2年9月2日 (水曜日)

- 【議題】 (1) 横浜市障害者後見的支援制度の現況について
(2) 横浜市障害者後見的支援運営法人現場訪問に係る報告について
(3) 横浜市障害者後見的支援制度あり方検討会に係る報告について

だい かいれいわ ねん がつ にち もくようび
第2回令和3年2月18日（木曜日）

- 【議題】
- (1) 横浜市障害者後見的支援制度の現況について
 - (2) 横浜市障害者後見的支援制度の効率的・効果的な広報・周知について
 - (3) 横浜市障害者後見的支援制度あり方検討会に係る報告について
 - (4) 第4期横浜市障害者プランの策定状況について
 - (5) その他

5 医療的ケア児・者等支援検討委員会

1 設置目的

市内の、胃ろうや人工呼吸器など医療的ケアを日常的に必要な児・者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という。）のライフステージに応じた支援体制を整備し、地域生活の充実及び介護者の負担軽減を図ることを目的とします。

2 委員

委員数	17名	[構成]	障害児・者やその家族	1名
			医療従事者	8名
			障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	5名
			教育関係者	3名

《委員名 (R2.2.17時点)》※五十音順 (部会長を除く)

部会長	武安 宣明	横浜市医師会副会長
	赤羽 重樹	横浜市医師会常任理事
	石橋 陽子	横浜市多機能型拠点つづきの家所長
	河村 朋子	磯子区医師会訪問看護ステーション管理者
	川村 幸久	横浜市薬剤師会常務理事
	小林 拓也	横浜市医師会小児在宅医療検討委員
	鈴木 英資	神奈川県立金沢養護学校校長
	高居 仁美	昂保育園園長
	武居 光	横浜医療福祉センター港南生活支援部長
	中根 幹夫	地域活動ホームどんとこい・みなみ所長
	成田 裕子	NPO法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会理事長
	西村 朋美	横浜重心グループ連絡会～ぱざぱネット～代表
	二宮 威重	横浜市歯科医師会常任理事
	萩原 実奈子	横浜市南部地域療育センター
	星野 陸夫	横浜市医師会小児在宅医療検討委員
	細川 治	横浜市病院協会副会長通園課園長
	渡邊 英則	横浜市幼稚園協会副会長

3 令和2年度検討内容

第1回令和2年7月20日（月曜日）

【議題】（1）医療的ケア児・者等に関する実態把握について

【報告】（1）医療的ケア児・者等支援促進事業の取組状況について

第2回令和3年2月17日（水曜日）

【議題】（1）医療的ケア児・者等の受入れ体制の充実について

【報告】（1）医療的ケア児・者等コーディネーターの実績について

（2）衛生材料の配付について

（3）令和3年度予算案について

6 よこはましみなみ とつかふくしじゅさんじよみんえいか ともな うんえいほうじんせんてい いんかい 横浜市南・戸塚福祉授産所民営化に伴う運営法人選定委員会

1 設置目的

れいわ ねん がつ みんえいか みなみ とつかふくしじゅさんじよ うんえいほうじん こうへい てきせい せんてい
令和4年4月に民営化する南・戸塚福祉授産所の運営法人を、公平かつ適正に選定するため、本委員会を設置します。

2 委員

いんすう 委員数	めい 5名	こうせい [構成]	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	めい 2名
			しょうがいしゃ かぞく 障害者とその家族	めい 1名
			こうにんかいけいし 公認会計士	めい 1名
			べんごし 弁護士	めい 1名

《委員名》※委員長以下五十音順

いんちょう 委員長	しんぼ さとこ 眞保 智子	ほうせいだいがくげんだいふくしがくぶきょうじゅ 法政大学現代福祉学部教授
	きぐち えみこ 木口 恵美子	つるみだいがくたんきだいがくぶほいくかじゅんきょうじゅ 鶴見大学短期大学部保育科准教授
	きかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしょうがいじしゃ まも かりれんめい 横浜市心身障害児者を守る会連盟
	すずき さとこ 鈴木 智子	すずきさとここうにんかいけいしじむしょ 鈴木智子公認会計士事務所
	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいしやえんせんたーたんどうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事

3 令和2年度検討内容

だい かいれいわ ねん がつ にち げつようび
第1回令和2年8月24日（月曜日）

- 【議題】
- （1）公募要項の内容について
 - （2）運営法人の選定方法について

だい かいれいわ ねん がつ にち すいようび
第2回令和2年12月9日（水曜日）

- 【議題】
- （1）応募状況、選定基準等の説明
 - （2）南福祉授産所の応募法人からのヒアリング・採点・選定
 - （3）戸塚福祉授産所の応募法人からのヒアリング・採点・選定

しょうがいふくしきーびすとうせいど ほうしゅうたいけい ねん いちどみなお おこな あ きじゆん さだ
 ○障害福祉サービス等制度の報酬体系は3年に一度見直しが行われます。合わせてサービスの基準を定める
 しょうらい かいせい ともな ほんし じゆんじょうらい かいせい
 省令が改正されるため、これに伴い、本市の基準条例も改正します。

『市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について』『市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正について』における主な改正内容

(1) 感染症や災害への対応力の強化

ア 感染症や食中毒対策の強化

⇒委員会を開催や、指針の整備、研修や訓練の実施などを義務付けます。(※1)

イ 地域と連携した災害対応の強化

⇒災害訓練の実施等に当たって地域住民との連携が必要になります。

ウ 業務継続に向けた取組の強化

⇒感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、業務継続計画の策定、研修や訓練の実施などを義務付けます。(※1)

エ 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用

⇒支援計画の策定等、テレビ電話等を用いた会議の開催が可能になります。

(2) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

ア 障害者虐待防止のさらなる推進と身体拘束等の適正化

⇒障害者虐待防止のさらなる推進虐待防止委員会の設置、身体拘束等の適正化のための指針の整備等が義務付けられます。(※2)

(3) 医療的ケア児への支援など障害児支援の推進

ア 人員配置基準の見直し

⇒児童発達支援等において医療的ケアを必要とする障害児の支援を行う場合、看護職員の配置が義務付けられます。

⇒障害児入所施設の人員基準を見直し、保育士等の人員配置を手厚くします。

(4) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

ア 効果的な就労支援に向けた取り組みの効果

⇒事業所において就労支援員の柔軟な配置ができるようになります。

⇒就労の定着に向け、利用者の希望に応じ、関係機関の連携が強化されます。

イ 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用(再掲)

⇒業務効率化のためテレビ会議の開催が可能になる他、身体的接触を伴わないサービス等についてテレビ会議等を活用したサービス提供が可能になります。

※1:3年の経過措置あり ※2:1年の経過措置あり

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
 - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
 - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

しょうがいしゃしゅうろうけいはつしせつ かふえ すてーしょん あつと よこはま かんない おーぶん
 障害者就労啓発施設「café ツムギstation at Yokohama Kannai」のオープンについて

1 趣旨

平成29年度に公募を行い、本協議会でも審査した J R 関内駅北口高架下の障害者就労啓発施設が令和3年2月8日(月曜日)に「café ツムギstation at Yokohama Kannai」としてオープンしたことを報告します。

ここでは、株式会社オリィ研究所と協力し、遠隔操作型ロボット「OriHime(オリヒメ)」を活用した障害者雇用を行う他、店舗フェンスへの障害者アート作品の掲示や障害者施設とコラボしたお菓子の販売等を行っており、障害のある方と働くことの楽しさを共有するカフェとして、地域のフラッグショップになれるよう取り組んでいきます。

※<OriHime(オリヒメ)とは…>

株式会社オリィ研究所が開発した遠隔操作で動かせる分身ロボット「OriHime(オリヒメ)」は、PCやタブレット、スマートフォンなどで手軽に操作でき、簡単なジェスチャーにより、まるで本当にその場にいるようなコミュニケーションをとれる事が特徴です。

これまで難病や重度障害、また育児や介護等で就労を諦めていた方たちが、社会と繋がり誰かとともに働く事ができます。



2 運営事業者

ジェイアール東日本グループ

3 就労啓発に関する取り組み

・OriHime(オリヒメ)を活用した障害者雇用

業務内容:注文を取る、お客様との会話

設置台数:1台

稼働時間:平日14:00~18:00(変動あり)

・障害者施設で作製したお菓子の販売

・店舗フェンスにおける障害者アートの掲示

その他にも情報発信スペース(棚)の活用や啓発イベントの実施等を予定しています。

4 店舗概要

(1) 施設名称

かふえ ずてーしょん あつと よ こ は ま かん ない
caféツムギstation at Yokohama Kannai

ひと ひと ぼ ぼ えき けっせつてん ひょうげん
人と人をつなぐ場として「駅」、結節点を表現しています。

(2) 開業日

ねん がつ ひ げつようび
2021年2月8日(月曜日)

(3) 所在

よこはましなかくみなとちょうにちょうめ ほん
横浜市中区 港 町 二丁目9番5

(4) 座席

せき
18席

しんがた しんがた かんせんかくだい よぼう ざせきすう げんしょう かのうせい
※新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、座席数が減少する可能性があります。

(5) 営業時間

じ ふん じ ふん ぜんじつ
11時00分～19時00分 (全日)

[参考]店舗・メニューの写真



↑ 店舗外観



↑ 店舗ロゴ



↑ 店内の様子



↑ 店舗メニュー (カレー)